2015 年新規意見速報版

「2015 年版アンケート新規意見：貿易・投資上の問題点と要望　－アジア編－」

（2014 年 12 月～2015 年 1 月実施）

2015 年 6 月

貿易・投資円滑化ビジネス協議会

事務局：日本機械輸出組合

目　次

1．アジア地域

（注） *印は、APEC 諸国・地域
（注） †印は、ASEM 諸国・地域

ASEAN における問題点と要望

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
9	輸出入規制･関税･通関規制	日機輸	(1)	認定輸出者自己証明制度での第3国インボイス利用不可	･ASEANの認定輸出者自己証明制度で、タイ等で第3国インボイスが認められないことがあり、そのような場合、便益を享受できない。 (継続)	･第3国インボイスでの認定輸出者自己証明制度の活用を認めてほしい。	･ASEAN Trade in Goods Agreement(ATIGA)
		日機輸	(2)	認定輸出者自己証明制度実施の遅延	･ASEANの認定輸出者自己証明制度については、第一パイロットプロジェクトがシンガポール、マレーシア、ブルネイ、タイで実施されており、有益な制度となっているが、他国がこれに参加するのが遅れている上、別のルールによる制度である第二パイロットプロジェクトが実施されている。 (継続)	･統一された認定輸出者証明制度の迅速な実施を求める。	･ASEAN Trade in Goods Agreement(ATIGA)
		日機輸	(3)	船積後の原産地証明書発給の問題	･ASEAN域内では、船足が短いため、ATIGAの原産地証明書Form Dが間に合わないことがある。 (継続)	･出荷国で、船積み前のForm Dの発給を認めてほしい。	･ASEAN Trade in Goods Agreement(ATIGA)
		日機輸	(4)	原産地証明書へのインボイス価格記載の問題	･Form Dに記載する価格について、工場出荷時の価格とするか、輸入時インボイスの価格にするか、発給機関と輸入税関で認識の違いがある。ビジネス上からはForm Dから価格記載要件は撤廃すべきである。 (継続)	･原産地証明書へのインボイス価格の記載をやめてほしい。	･ASEAN Trade in Goods Agreement(ATIGA)
		日機輸	(5)	TPP交渉の遅れ	･TPP(環太平洋パートナーシップ協定)の交渉が続けられているが、目標スケジュール通り妥結がなされていない。		
		日機輸	(6)	政府指定製品の輸入手続きの国別相違	･各国政府に指定された部材･化学製品などが今後個別の国の法令により輸入手続きが異なることが懸念される。	･アジア太平洋諸国に共通のプラットフォームを通じて、すぐに利用できる情報の作成及びレビューを行うこと。	･Nil
17	知的財産制度運用	日機輸	(1)	ASEAN各国の特許審査の遅延･質的差異	･ASEAN各国における知的財産権の法整備は進んできている状況ではあるが、経済成長により、内外ともに特許出願数は増加し、審査の遅延及び審査の質(担当者によるバラツキ、レベルの差)は課題となっている。出願人にとっても安定した知的財産保護の取り組みに影響が生じる状況がある。 (継続)	･特許審査ハイウェイやASEAN特許審査協力(ASPEC)など、各国間協力を進めるとともに、利用促進を促し、審査滞貨の解消と、審査官への教育も進めて頂きたい。	
		日機輸	(2)	知的財産権関連情報データベースの未整備	･権利化ニーズが高まる新興国において、件数等の統計情報や出願データベースの整備が不十分のため、正確な他社特許リスクを把握できない。 (継続)	･先進国特許庁との連携協力を進め、早期データベースの整備を進めて頂きたい。	
23	諸制度･慣行･非能率な行政手続	建機工	(1)	車両識別番号の記載	･ラフテレンクーレン(8426.41)については、特殊車両(87類)ではない為、車両識別番号(VIN)の打刻を実施していないが、タイやベトナムなどVINの提示を求められることがある。	･各国でのVIN有無を国ごと、HSコードで明確化して頂きたい。	
24	法制度の未整備、突然の変更	日機輸	(1)	AEC2015進捗の情報遅れ	･ASEAN加盟国によるAEC2015の進捗のアップデートの不足。	･AEC2015の交渉･協議の進展を共有する情報の開示を要望する。	

バングラデシュにおける問題点と要望

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
5	部品産業政策上の規則	日機輸	(1)	国内素材産業への優遇政策の不足	･当地最大の産業である繊維産業に関し、欧米、日本向け縫製品の1工程の特恵関税を政府が受け入れた事により、当地での素材（糸、生地）の生産が不必要になった。糸、生地の生産は装置産業であり、当地銀行借り入れ金利が15％近く、またガス不足による電力不足によるエネルギー代の高等で素材代が他国に比べ高くなっている。長期的には安価な労働力が相殺され製品の競争力が落ちる事に繋がる。 （継続）	･長期的な成長と競争力の維持の為に、国内素材産業に対する税、インセンティブ等の優遇政策を政府に導入するよう働きかけ頂きたい。	
9	輸出入規制･関税･通関規制	日機輸	(1)	税関職員による法外な手数料要求	･食料送付制度利用時に法外な手数料を税関職員が通関業者に要求するケースがあり、更に通関業者が自身の取り分を上乗せすることで通関手数料が異常に高くなる。 （変更、要望追加）	･通関業者の起用や通関費用に対する厳しい管理が必要。	
10	自由貿易地域･経済特区での活動規制	日機輸	(1)	経済特区(SEZ）の整備不足	･経済特区(SEZ）において以下の問題がある。 －適切な土地の確保（立地（＝ダッカ市内よりの距離）、面積、土地代、土壌状態、周辺環境等）。 －入居企業にとって魅力あるインセンティブパッケージ。 －バングラ側実施機関の能力向上。	･日本政府･JICAにて対応中。	
		日機輸			（対応） ･日本政府･JICAにて対応中。		
12	為替管理	日機輸	(1)	L/C決済の遅延	･L/Cに関し、金額に関わらず恒常的に決裁の遅延が起きている。 ただし、中央銀行がL/C決済遅延に対して各銀行にペナルティーをかけるという通達が発せられ、改善傾向にある。 （変更）	･銀行に対する即時決済の徹底を促すよう、監督官庁へ働きかけ頂きたい。	
16	雇用	日商	(1)	現地人の雇用義務	･外国人駐在員と現地人の割合は、商業部門で1対5（工業部門で1対20）の比率を常時遵守しなければならないとされている。そのため、会社設立時点で、例えば駐在員2名を配置した場合、現地人を最低10名雇用する義務が生じ背設立当初からコストがかかり事業活動に支障が生じうる。	･現地人の雇用義務の緩和又は撤廃。	･Board of Investment ガイドライン
		日機輸	(2)	ビザ、営業許可証の発給遅延･不透明	･VISA申請/更新時、コンプライアンス上問題となる金銭の要求をされるケースが現地の慣習としてある。正常な手続きを行う場合、非常に多くの時間がかかり、営業活動が阻害されている。（現地商工会と大使館でバングラデシュ当局と制度につき協議中） （変更）		
26	その他	日機輸	(1)	物流インフラの未整備	･チッタゴン港の未整備により、大型貨物船の入港が出来ず東アジアからの貨物はシンガポールでの積み替えを余儀なくされ、原料等のリードタイムが長い。 （継続）	･至急必要なインフラ整備を行うよう、バングラデシュ政府へ働きかけ頂きたい。	
		日機輸			･深刻な交通渋滞により非効率なオペレーションを余儀なくされ、特に海外企業にとって投資の阻害原因となっている。また郊外の工場へ道路整備状況が著しく悪いため、郊外工場への移動や原料･製品輸送に多くの時間を費やされる。 （追加）	･至急必要なインフラ整備を行うよう、バングラデシュ政府へ働きかけ頂きたい。	

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
26		日機輸	(2)	エネルギー･電力政策の不合理	･中長期的なエネルギー･電力政策方針が欠如している。ガス田開発が遅々として進まない為、慢性的な電力不足が継続している。またガス自家発電が一般的な繊維工場やガスを原料とする肥料産業等の開発にもボトルネックとなっている。ガス価格が政策的に低く抑えられており、外資が参入するモチベーションに繋がらずガス田の開発が進まないのが原因。 (変更)	･ガス価格の適正化（値上げ）を行い、外資が開発に参入しやすく政策転換を行うよう、政府に働きかけ頂きたい。	
		日機輸			･電力不足を補う目的で導入された大量のIPP、レンタルパワー案件の見通しが甘く割高な料金設定となった結果、逆ザヤとなり政府財政を圧迫している。政府はCCPPや石炭発電開発を民間に開放しPPPで行おうとしているものの、業者の資金、技術、ノウハウ不足から全く開発が進まない状況が続いている。 (継続)	･政府の中長期的な開発政策が不可欠。ドナー各国と協調し開発を進める政策を打ち出すよう政府に働きかけ頂きたい。	
		日機輸	(3)	政情、治安の不安定化	･与野党の政治対立、宗教問題に加え、戦争犯罪裁判の判決発表、最低賃金を巡っての労働争議などが起因となり、政情･治安が不安定化している。 特に2014年末/2015年始には、野党の呼びかけにより、ハルタルと呼ばれるゼネスト、オボロットと呼ばれる交通封鎖、カクテル爆弾の使用やバス放火などの暴力破壊行為などが頻繁に発生し日常生活にも支障が出始めている。さらにそれらが原因となり、交通･輸送が停滞することで、製造業･物流業･小売業･零農業生産者への直接的な損失、移動時間の増加や燃料不足による各種企業への二次的な損失が拡大してきている。具体的には、通関の遅れ、原料調達や製品出荷に係る輸送時間の増加、作業員不足による生産効率の低下、物流費の高騰などがあげられる。また、決済のタイミングが読めないなどで時間的･金銭的な追加負担を強いられている状況。 繊維製品の生産地として注目される中、斯様な状況は国のイメージを大きく毀損するだけでなく、実際に生産の一部が他国に流れ始めている。 (変更)	･二国間と言うよりは国連、他の諸国外交筋と協調し、適切な政治運用をバングラデシュ政府に促してほしい。	

カンボジアにおける問題点と要望

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
9	輸出入規制･関税･通関規制	日製紙	(1)	通関手続きの不透明･遅延	･税関でも通関に際し、不明瞭な根拠で遅れが生じる事が多々ある。結果、一時的に税金の仮払いが増加して資金繰りが苦しくなったり、操業の遅れが生じたりする。 （継続）	･基準の明確化、文書化を進めてほしい。	･カンボジア法
		日製紙	(2)	免税輸入承認の恣意性	･適格投資プロジェクトにおける設備や原材料の免税輸入に関して、カンボジア開発評議会（CDC）の担当官の裁量により免税輸入の承認範囲･認可に要する期間が異なる。 （継続）	･基準の明確化、文書化を進めてほしい。	･カンボジア法
		日機輸	(3)	不正輸入品の取締り不足	･不正な輸入品による市場の不公平な競争環境。関税を正しく申告し、正しく納税している企業が不利となる。	･国境の管理強化により、不正な輸入業者の取締り･摘発と罰則の強化。	
14	税制	日製紙	(1)	付加価値税登録の不徹底	･付加価値税の登録が義務化されているにも関わらず、登録していない企業が多く、適切な納税が出来ない。 （継続）	･政府主導で各企業の登録を推進してほしい。	･カンボジア法
		日製紙	(2)	根拠が不明確な税務調査指摘事項	･カンボジアにおいては、同じ年度について税務調査が合計3回あるが、調査官による指摘事項について、根拠が明確に示されなかったり、論理･解釈が税法に基づくものではなかったりするケースがある。	･迅速･正確な税務申告のためにも、細かく適切に税法を整備し、又税務調査を行う調査官についても、定期的に適切に研修を行うことにより、知識の更新･改正法規のフォローアップを図り、スムースな税務申告（調査）のスキームを徹底してほしい。	･カンボジア税法
		電線工	(3)	サービスWHT(源泉徴収税)の未還付	･WHT(約10%)は本来、サービス受領者が、サービス提供者の代わりに代金の一部を源泉して、国税局に納める。但し、国税局からの還付がない実態のようなので、WHT負担をサービス受領者に二重に負わせる契約が多い。 ※サービス受領者が弱い立場にある場合、WHTを二重負担しないと、契約を断られるケースがある。 例：どうしても入居したい賃貸物件による賃貸料WHTの二重払い。	･ルール通り、WHT還付をできるように税務局（GDT）に要請する。	･Prakas 599 on the enterprise’s deductible withholding taxes (Prakas 599)
16	雇用	日製紙	(1)	最低賃金水準の急激かつ頻繁な引上げ	･縫製･製靴業セクターの最低賃金については、2013年5月に月額60ドルから80ドルに、2014年2月にも100ドルに引き上げられたにも拘らず、2015年1月から当該賃金が再度128ドルに引き上げられる。 頻繁かつ急激な賃上げは当初想定していた投資計画に重大な影響を与え、ひいては投資家心理を冷え込ませることになる（新規投資の抑制･既存投資の撤退等）。 （変更）	･より多くのカンボジア人が雇用され、カンボジア国にとっても健全な速度で持続可能な経済成長をもたらす様な適度な間隔･レベルでの最低賃金レベルの改定に留めてほしい。	･カンボジア法

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
19	工業規格、基準安全認証	電線工	(1)	電線の工業規格の定義の不明確	･電線規格が非常に曖昧に定義されているので、電線を購入する立場の人（電力公社含む）が電線を横並びに評価できていない。他メーカーの製品仕様の比較ができていないので、同一仕様の比較検討が難しい。市販製品だと、同一規格で販売する事が義務付けられていないので、原産国と価格でしか比較する事ができない。 条文の抜粋【In case a matter is not stipulated in the Technical Standards, IEC Standards shall be applied. If it is not covered in the IEC standards, ISO Standards shall be applied. If it is not covered in the ISO Standards, internationally recognized standards shall be applied, subject to the approval by MIME.】	･現在、規定されている複数の規格を一つに統一する（例：IEC）。	･Ministry of Industry, Mines and Energy No. 701 Prokas on Establishment of Specific Requirement of Electric Power Technical Standards of The Kingdom of Cambodia
24	法制度の未整備、突然の変更	日機輸	(1)	法制度の未熟	･法律の完成度がまだまだ未熟である事と、運用事例も少ない事から、新たな仕組みやシステムを導入する場合に、どの様な法的な手続きが必要となり、どの省庁の担当であるのかが非常に曖昧。 また、担当省庁との交渉においても、前例がないものについては、その審査に非常に時間が掛かる。 かつ法律を改定する必要がある場合、時間の関係で事業をあきらめざるを得ないケースもある。	･中長期的には法制度の整備をお願いする。 ･短期的には政府直轄の相談窓口等の設置により、迅速な事業判断が行えるような仕組みを作って頂きたい。	

中国における問題点と要望

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
1	外資参入規制	日商	(1)	外国投資の禁止／制限分野	・外商投資規制における奨励類、制限類、禁止類において、規制緩和が必要とされる制限、禁止項目が存在。 (継続)	・希土類等の禁止項目を緩和してほしい。	・外商投資産業指導目録
		日機輸	(2)	サービス分野への外資参入規制	・外資独資或いは外資マジョリティの現地法人が付加価値電信業務、通称ICP（Internet Content Provider）業務を行うことが認められていない。	・外資独資或いは外資マジョリティでのICP（Internet Content Provider）取得を認めてほしい。	・「外商投資産業指導目録」外商投資制限産業リスト(十三)五.7
		日機輸			・外商独資の建築業者が請け負えるプロジェクトが、外国投資が50%以上の中外連合による建設工事等に限定されている。	・外商独資の建設企業(外資100%の建設企業)が実施可能な工事請負範囲の拡大をお願いしたい。	・外商投資建築企業管理規定
		日機輸			・現在クラウドサービスの外販を検討しているが、右の法制により「ICPライセンス」の取得が義務付けられており、事実上外資企業が単独で参入できない事業領域となっている。有資格企業との提携・合弁などの方法を取らざるを得ず、事業開始までの準備及び、事業開始後の意思決定等にも、時間とコストを多くかけなければいけないリスクがある。	・外資企業の参入要件の緩和。	・中国電信条例 ・インターネット情報サービス管理弁法 ・外資投資電信企業管理規定
		日機輸	(3)	外資マジョリティ出資規制	・2011年の「外商投資産業指導目録」改正により、車載用バッテリーの生産は奨励類に属し、外資比率が50%を超えないものとされた。一方、リチウムイオン電池の製造は、2002年以降「電機機械及び器材製造業」カテゴリで奨励類とされ、外資比率の制限もない。双方の技術、生産技術・設備には、共通部分が多いのだが、本制限により、すでにリチウムイオン電池の生産を独資で展開している外資系企業は、車載用バッテリーの生産を行うことができなくなった。 (継続)	・外資比率制限の撤廃を要望。	・外商投資産業指導目録
		日機輸	(4)	外資最低資本比率規制	・外国資本の最低資本比率が、総投資額の33.33%以上（投資総額3,000万米ドル以上の場合）と定められており、設備投資する度に、親会社の投融資の負担が大きくなっている。 (継続)	・最低資本比率の制限を廃止してほしい。	
		日機輸	(5)	外資に対する投資公司の経営範囲規制	・「外国投資家が投資により投資性会社を設立・運用することに関する規定」に基づき設立された投資性会社は、生産活動に直接従事してはならない（同規定第28条）とされる。このため、製造会社は常に投資性会社と分離して設立せざるをえず、経営の効率を悪くしている。 (継続)	・効率的・効果的な経営を実現するために、投資性会社の生産活動を認めるよう規定を改正頂きたい。	・外国投資家が投資により投資性会社を設立・運用することに関する規定（商務部令2004年第22号）第28条
		日機輸	(6)	外資資本金の人民元転による再投資規制	・海外からの人民元による投資が認められるなど一部規制が緩和されてきているが、外資企業は、原則として、外貨建て資本金を人民元転して得た人民元を用いて中国国内において再投資することはできない。 インフレ抑制等の目的は理解できるものの、外資企業にとっては過度の規制となっており、外資企業の国内再投資が極めて高いハードルとなっている。	・左記につき一層の規制緩和により、再投資のハードルを下げてほしい。	

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
1		日機輸			･2008年8月より、投資性公司以外の一般事業会社が実業投資を行う場合に、外貨資本金を人民元転しての投資が禁止され、専ら自己資金（経営性利益）の範囲での投資に限定されている。	･ホットマネーの流入阻止という法律の主旨は理解できるものの、一律の制限は柔軟な投資の妨げとなっている。投機目的以外の投資については例外条項を設けて頂きたい。	･「外商投資企業の外貨資本金の支払及び人民元転管理の関係業務取扱事項を整備することについての国家外貨管理局綜合司による通知」第3項
		日商	(7)	工事施工許可取得要件としての施工地への支店･子会社設立義務	･中国国内他地域での工事施工に関して、施工許可取得時に、一部地域では、当該施工地に分公司（支店）･子公司（子会社）設立を許可取得要件とされており、設立に関して想定外の費用･時間が必要となりプロジェクト全体のスケジュール･費用に影響が出る他、場合によっては工事入手を断念せざるをえないことが有る。	･中央政府による統一的法整備の実施により、地域間格差を撤廃してほしい。	
2	国産化要請･現地調達率と恩典	日機輸 日機輸 日機輸	(1)	国産化要求、技術移転要求	･中国市場参入の際には、国内企業保護の為、一般的に技術移転並びに国産化の要求があり、事実上の外資企業排除となっている。 ･現地企業と合弁設立するにしても、外資マジョリティは通例として国産化と見做されない。 ･外資企業にとっては技術流出の懸念、移転した技術に基づき第三国案件で中国企業との競合が発生する。	･国産化要求、技術移転要求撤廃。 ･合弁企業もしくは100%外資による現地企業設立の際、出資金比率に関わらず、中国国産と認めること。 ･技術移転契約遵守。	
		日商	(2)	不透明な国内建造船優先輸送政策	･国営企業が輸入する資源等重要（戦略）貨物は中国造船所で建造した船での輸送が優先される。（特に国営海運企業に絡むプロジェクト貨物を輸送する船舶の建造は、全て、船舶の将来の残存価値の大きな要素となる造船所の建造技術レベルとは関係なく、必ず中国造船所での建造が余儀なくされる。入札時にNDRCなどによるInformalな関与で対象外の入札者は排除される。）	･国営企業に対する保護政策であり、現状有効な解決策はない。	･国策であって、明文化されていない。
		日商	(3)	不透明な国有海運企業優遇政策	･①･②の優遇政策を併せれば、例えば76000DWTの老齢撒積船を解撤し、Market船価USD30Milの80000DWTの撒積船を中国で建造した場合、補助金も含めるとUSD20Milで建造できることとなり、世界共通Market下にある海運業界で、中国国有企業だけが完全な保護政策の元での別な競争ルール下での経営が守られていることになるばかりか、中国企業の積極的な船舶投資･建造が、海運Marketを混乱させる要因となる。 ①「国輪国拆」： 中国国営海運企業（4社）が、国が指定する国営スクラップYardで老齢船舶を解撤し、国営造船所で新造船を発注した場合、解撤時に1Lトンあたり750RMB、新造船発注時に1Lトンあたり750RMBが政府から海運企業に支払われる。（但し老齢船解撤に加え船腹過剰を抑制する目的で、解撤する船より大型の船舶を新造した場合は不適用。また補助金獲得の条件として、新造船が引き渡されるタイミングまでに見合いの老朽船を解撤すれば良いので、老朽船はReplaceぎりぎりまで運航、使い続けられる。） ②「新造船建造時の20%支援」： 2015年から発行された政策。国営海運企業（4社）が国営造船所で新造船を発注･建造した場合、新造船船価の20%を国が無償供与する。	･国営企業に対する保護政策であり、現状有効な解決策はない。	･国策であって、明文化されていない。

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
4	撤退規制	JPETA	(1)	会社清算手続きの不透明･長期化	･事業撤退の種類にもよると思われるが、事業撤退までのスケジュールが不透明で、地方税務局･国税局で時間が掛かりすぎる。 (継続)	･事業撤退プロセスの透明化を働き掛けてほしい。	
		JPETA 日機輸	(2)	減資の困難	･減資に関し、会社法上制度があるが、実際に行政へ申請手続きを行っても受理されない（日系企業において許可を得たという事例がない）。 (継続) ･過去の累損解消のために増資を行い、減資に関して行政へ申請を行ったが、減資金額への企業所得税課税を要求されたため減資が実行できず、累損が解消できない状態となっている。	･減資の条件を明確化した上で、その範囲内で申請する企業に対しては受理する体制を作ってほしい。 ･減資制度の整備。	 ･外商投資企業の投資総額と登録資本金の調整に関する規定と手続の通知(外経貿法1995/366号)
6	外資優遇策の縮小	日機輸	(1)	外資優遇税恩典の一部廃止	･賃金が年々高くなり企業のコスト負担が重くなっている状況にあって、外資系企業に対する税金関係の優遇制度の一部が取り消され、外資企業に与える優遇策が少なくなっている。	･外資優遇措置の復活。	･企業所得税過渡期優遇政策の実施に関する通知第1条
7	外資法運用手続	日機輸	(1)	増減資の困難	･昨年度、本社による増資を行った。目的は、今後の将来性を考慮し、過去の累損解消、借入金の返済。この増資のタイミングで、減資も同時に実施できれば、会社の財務体質、配当などでの会社組織としての体裁も整うところであったが、増減資は前例がないとの判断で見送りとなった。 (継続)	･政府部門に資本受け入れへの柔軟な対応を求めたい。	
		日機輸 JEITA	(2)	増資後の出金認可手続の遅延	･中国の子会社に増資をしても、実際に資金が利用可能となるまでに一か月の期間が掛かる。その為、緊急の場合には、借入で対応せざるをえない。政府等での認可の時間を早めてもらいたい。	･増資後の出金認可プロセスを早めてほしい。	
		日商	(3)	非弾力的な外債枠	･人民元による中国外からの借入については、短期･中長期を問わず返済しても外債枠は復活しない。 ロールオーバーの場合は2回目以降「新たな」外債枠を消費する。 上記の為、外債枠を減らさないために、人民元以外の通貨による貸付を行うことになり、為替リスクが顕在化する恐れがある。	･人民元による中国外からの借入についても短期であれば、返済後はその外債枠が再利用出来るようして頂きたい。	
		日機輸	(4)	会社法に基づく機関設計の義務付け	･会社法の運用にバラつきがあり、対応に苦慮している。2006年1月の会社法施行により、外商投資企業にも、旧来の外資企業法･合弁企業法では義務付けられていなかった機関設計（株主会･監事の設置）が義務付けられたが、会社法施行前に設立された既存の外商投資企業には、それを強制しないとされた。しかし、増資や定款変更の手続きに際して地方の工商行政管理部門により要求されることが増えている。当局は、要求を受け入れない場合には増資や定款変更を認可しないという立場をとっており、従わざるを得ない。	･2006年1月1日より前に設立された外商投資企業には、関連通達の規定どおり、会社法上の機関設計を強制しない運用を徹底頂きたい。	･「外商投資会社の審査認可意見及び登記管理における法律適用の若干問題に関する実施意見」の実施についての通知（工商外企字[2006]第102号）第2項
8	投資受入機関の問題	日機輸	(1)	中外合弁経営企業営業認可取得手続きにおける不当な規制と干渉	･中外合弁経営企業の設立許認可取得に際し、商務局による定款等の精査を経て批准証書（許可）を正式取得した後に、公商局が営業許可の条件として、当該会社定款の修正を要求したため、出資当事者間合意内容を変更せざるを得ず、商務局との再折衝も余儀なくされた。	･法律の明文に依拠せず出資当事者間の合意内容に干渉することは権限濫用であり、禁止して頂きたい。 ･批准証書及び営業許可証発行窓口を商務局か公商局のいずれかに一元化してほしい。	中外合弁経営企業法

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
8		日商	(2)	投資案件許認可取得の大幅遅延	･出資先の中国企業が業態拡大を図り新規事業に参入しようとしているが、幾重もの許認可取得が必要であり、且つ許認可取得に数年の時間が掛かっている。	･行政許可の量的な削減、許認可取得基準の明確化、プロセスの簡素化、スピード化をお願いしたい。(許認可プロセスは重要と認識しているが、余りにも複雑で、スピードが遅すぎるので改善してほしい)	･企業投資項目核准暫行办法
9	輸出入規制･関税･通関規制	時計協 自動部品	(1)	高輸入関税	･ウオッチ完成品:11～23% ･ウオッチムーブメント:10～16% ･クロック完成品:16～23% ･クロックムーブメント:16% (継続) ･日本からの輸入製品(自動車部品)に対して10%の輸入関税がかけられ、市場価格に対応するには採算が確保できない。	･関税の低減および撤廃。 ･日本からの輸入製品に対して、輸入関税低減を図って頂きたい。	･関税規則、条例
		日機輸 日機輸 日機輸	(2)	ITA製品への高関税賦課	･WTO加盟国でありながら、監視カメラは情報技術協定(ITA)の対象品目ではなくセンシティブ品目(除外品)として、中国輸入時は35%の高関税、、また一旦日本に輸入される同関税が課せられ事実上輸出が出来ないので関税の見直しをして頂きたい。 参考;中国の他にもブラジル(20%)、アルゼンチン(20%)、インド(10%)、インドネシア(10%)、ロシア(5%)、トルコ(4.9%)等が高い関税障壁となっている。 (変更) ･単機能プロジェクタが無税(ITA製品)である一方で、多機能プロジェクタに高関税を課す国が散見される。 (継続) ･IJプリンタを含むプリンタは60ppm,以下(A4)かつ印刷幅297mm以下のものは3%の関税、A3+サイズのものは本年から8%から下げられたものの、5%の関税がかけられている。A3+が高い関税率になっていることの根拠が不明であることのみならず、中国も加盟しているWTOのITAで関税0の対象となっているにもかかわらず上記の関税が継続している。 (継続)	･WTO加盟国として、監視カメラを他国並みの関税として頂きたい。 ･問題解決への働きかけをご検討頂きたい。 ･ITA拡大に関する最新情報の確認とご提供を頂きたい。 ･今後の動向についても継続的に情報をご提供頂きたい。 ･関税率設定の透明性を確保するため、十分かつ妥当な説明をして頂くと同時に、関税率の改善を図って頂きたい。	
		時計協	(3)	商談用サンプルへの輸入関税賦課	･中国はATAカルネ(Admission Temporary Agreement:物品の一時輸入のための通関手帳に関する条約)に参加しているものの、サンプル持込の用途が大規模な展示会等に限定されているため、商談用サンプルを輸入するたびに高額の関税が掛る。 (継続)	･適用範囲を商品見本条約のサンプルまで拡大を望む。	

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
9		日機輸	(4)	輸入規制	･露光装置で使用している水銀ランプに放射性物質のﾄﾘｳﾑが含有されており、中国輸入規制値を超えている。よって、現在装置の消耗部品でありながら同梱せず、水銀ランプを外して出荷し、現地調達で対応している。水銀ランプメーカは、中国のCALI（中国照明電気器具協会）を通して、中国当局に免除申請中であるため輸出が出来ている。今回の申請の結果が判明するまでは次の募集受付が開始されないので、その募集を待っている状況である。（予定では、2012年の9月だったが未だに結論がでない。） （継続）	･中国当局に対して2次募集を早めて頂く対応をお願いしたい。	
		日機輸			･中国現地法人へCD-ROM(データ内容含む)を輸出する際、中国側での輸入規制があり、手続きが複雑である。 （変更）	･ソフト関係の輸入規制の緩和。	･ソフトウェア製品管理弁法
		日機輸			･食料品の輸入規制がある。 （継続）	･食料品輸入規制の解除をして頂きたい。	
		日機輸			･書籍の輸入数量規制がある。 （継続）	･書籍の数量規制の解除をして 頂きたい。	
		時計協	(5)	中古品機械･設備の輸入規制	･中古機械･設備の輸入規制がある。 （継続）	･中国での事業拡大を計画する企業にとって、既存国内工場からの生産移管は中国における事業拡大上避けて通れないプロセスであり、中古設備においても新規設備同様の措置を望む。	･輸入中古機･電製品検験監督管理弁法（2002年12月31日付）
		自動部品			･中古設備に対して輸入の規制がある。	･規制の撤廃またはルールの明瞭化。	
		日機輸			･中古機械･設備の輸入規制があり、商検局の事前承認手続きに数ケ月を要し、製造スケジュールに影響を及ぼす。 （継続）	･輸入規制や手続きの緩和、期間短縮。	･輸入中古機電製品検験監督管理弁法(2002年) ･輸入中古機電製品検査監督管理規則(2003年/53号) ･検験総局37号令
		日機輸			･中古品船積み前検査など他拠点からの製品移管に伴う、使用設備輸入に関する手続きに時間がかかる。 （継続）	･輸入規制や手続きの緩和、期間短縮。	
		日機輸	(6)	関税評価の不合理	･一部地域の税関で、輸入部材の関税評価について国際通念とは異なる運用をするケースが多い。中国子会社が日本の親会社から輸入する部材の価格に、日本の親会社へ支払っている製造ノウハウライセンスのロイヤルティを加算する。（ノウハウは輸入部材に関するものではなく完成品の製造に関するものであり、輸入部材とは関係がないはず。）「税関の輸入貨物ライセンス使用料評価規則」第5条1項3号に定める、「ライセンス対象の特許又はノウハウを実施するために特に設計又は製造された機器及び設備」について、ライセンス料との関連性を認めるのは、諸外国の関税評価規則には例がないと思われる。 （継続）	･国際標準に従った関税評価ルール運用の徹底。	･税関輸出入貨物課税価格審査決定弁法（2006年5月1日施行） ･税関の輸入貨物ライセンス使用料評価規則（2003年7月1日施行）

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
9		日機輸 自動部品			・中国の税関は、その独自基準により、しばしば不合理な関税評価を一方的に行う。 ［事例］たとえば、或る機械部品メーカーの在中国生産法人は、合金鋼シームレス鋼管を日本の非関連商社の仲介により米ドル建てで輸入しており、輸出者である商社は円ドルレートの変動に基づき定期的に価格を改定している。しかし、当該商社は、当該価格改定が不当廉売にあたると中国税関より通知を受け、低い新価格ではなく高い旧価格を課税価額の決定のための基礎として課税された。当該商社は、①純粋に為替変動による価格の見直しであること、②税関がシームレス鋼管の不当廉売である根拠を全く説明していないこと（シームレス鋼管の全量は、中国工場で機械部品用合金鋼を製造するためのノック・ダウン（KD）材料であり、中国市場では流通しないこと）から、当局に抗弁することを検討したが、当該機械部品の完成納期が迫っていることから、税関の指示に従い高い旧価格を標準とした高関税を支払い輸入せざるを得なかった。さらに、中国税関はこの見做し課税を継続することから、見做し課税割り増し分を支払う在中国生産法人ならびに親会社である日本本社にとって不当に発生する負担となっている。［2013年版p. 63に類似のケースが報告されています。］	・再現性が難しく、その後同様の問題が生じていないため、今年度は提言しない。但し、問題事例としては残したいため、2014年版の記載のままとしたい。	
		日機輸			（継続、要望変更） ・税関が輸入部材の関税評価について国際通念とは異なる運用をするケースが多く、対応に苦慮している。中国子会社が日本の親会社から輸入する部材の価格に、日本の親会社へ支払っている製造ノウハウライセンスのロイヤルティや商標使用料を加算するというもの。ノウハウや商標の使用は、輸入部材に関するものではなく、完成品の製造に関するものであり、輸入部材とは関係がないはずである。 また、「税関輸出入貨物課税価格査定弁法」第13条1項3号に定める、「特許又はノウハウを実施するために特に設計又は製造された場合」について、ライセンス料との関連性を認めるのは、諸外国の関税評価規則には例がないと思われる。 さらに、当該法令を根拠にした税関の調査・指導において、会社側が理屈を尽くして説明しても、当局側が十分に理解せず、徴税ありきの姿勢をとる例が多く見られる。	・国際標準に従った関税評価ルールを整備してほしい。 ・また、現行法においても公正な運用を徹底頂きたい。	・税関総署令第213号「税関輸出入貨物課税価格査定弁法」（2014年2月1日施行）
		日機輸	(7)	関税評価の不透明性	・他社で輸入通関材の価額が低すぎるとして、税関が把握している平均価額との差額分の関税を追加徴税しようとする動きがあり、当社への波及が心配。	・運用の透明化。	・非保税輸出入品の課税価格の確定方法に関する税関総署令[2013]211号
		日製紙			・税関より、自社製品の輸入製品サンプルの価額が低すぎるとして、税関が提示する同HSコード内の平均と思われる価額で課税されている。同HSコード内の高価格製品とは素材が異なっており、価格も倍以上上で、本来であれば余分に支払う必要はない。しかし証明する証憑の準備が大変で、時間を要すことから、支払わざるをえない。	・HSコードの細分化等。 ・適切な課税。	

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
9		日機輸 日機輸			･価格審査については、特定税関から特定品目を狙い撃ち的に審査され、関係資料を用いて価格の妥当性を証明しようとしても最終的には税関との金額交渉になってしまい、ある程度の金額支払で妥協せざるを得ないことが多々ある。 ･税関からどのような根拠･情報に基づいて価格の妥当性を判断しているのかの情報は相変わらず開示されておらず、反論が非常に困難な場合もある。		
		日機輸 JEITA 日機輸 日商 日機輸 日機輸	(8)	関税分類適用解釈の不統一･恣意性	･HSコードについて、各地域管轄税関の担当者による解釈の違いがあり、中国内に同一事業が複数拠点展開している場合、取引開始後に輸出入手続き、適用関税率などで不整合のトラプルが生じるリスク有り。 ･HSコードの解釈、適正に関して、通関時にトラブルがたびたび発生する。税率を定めた関税コード表の解釈が税関の担当者によって異なるため、都度、説明と承認手続きを要求され、その度に物流がストップする。工場側所在地の税関で認められたHSコードが仕向地側の税関で認められないこともある。サプライヤーチェーンの寸断は、業界全体の供給問題へと発展し、生産活動を停止に導く。 ･同じ港でも、担当者が変更となれば、貨物に対するHSコードが変更となるケースがあり、これに伴い関税がUPするケースがある。(例:8%⇒10%) これは感覚的な問題かもしれないが当該港の税金が不足している時期に多くみられる。 ･税関によって税番コードの解釈が異なり、その結果、出荷する港によって輸出の際の増値税還付が受けられたり、受けられなかったりすることがあり、同一サプライヤーからの出荷にも関わらず商品によって異なる港を使用せざるを得ない状況にある。 ･事前審査結果は当該税関管轄地域内のみで有効で、他税関管轄地域では有効でないという点につき、最近になって上海周辺の5税関、及び広東省内の税関の間では相互にHS Code判定内容の有効性を認めるとのこと。多少地域的に拡大する動きもある。 ･輸入通関時に使用し許可されているHS Codeが事後調査で否認されることがある。商品明細が申告通りである限り、申告･許可時のHS Codeを最終のものとするようにお願いしたい。	･中国内のすべての税関でHSコードの解釈の違いが起こらないようなしくみや法整備をお願いしたい。 ･HSコードを製品毎に公式認証してくれる国家の統一認証機関を設けてほしい。(状況は徐々に改善されつつあるようだが、解決にはまだ程遠い) ･取扱貨物が多いため、HSコードの変更は理解できるケースもあるが、数年に遡って適用せず、せめて同じ会計年度ないにしてほしい。そうでなければ採算の確保が困難である。 ･このような税関による裁量行政を改善してほしい。 ･税関自身ではなく指定通関業者による審査であること、事前審査結果は当該税関管轄地域内のみで有効で、他税関管轄地域では有効でないという点は変化なし(左記のように改善の動きはあるが)。税関自身による審査、全中で有効な審査を引続き要望したい。 ･左記につき申告･許可時のHS Codeを最終のものとするようにお願いしたい。	･中国海関法
		日機輸	(9)	厳格な通関規制	･他国に比べ厳格な通関規制。 －輸入権、貿易権 －輸出入ライセンス －税関による対応の格差 －輸入者への事前連絡等 (継続)	･欧米諸国と同様な通関規制への緩和。	

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
9		日機輸	(10)	輸入通関許可の停止	･2013年9月、中国上海に、製品説明用にデモユニット(サンプル品)を送った際に、現地通関より許可が出ない問題が発生。現地通関許可を諦め日本に引き戻すが、現地輸出通関にて再度許可が出ない状態に陥る。現在は再通関中で、既に3ヵ月経過する。弊社製品は、産業機械に使用する機械部品であり、輸出管理令に基づく非該当製品でもあるにも関わらず、通関許可が出ない。弊社は10年以上、中国には毎月数度製品を出荷しており、今回のケースは初めて。 (継続)	･適切で透明性のある通関。	
		日機輸	(11)	日中関係悪化による通関業務の複雑化･遅延	･2012年11月以降、深センの一部税関において、無償で貨物が輸入できなくなっている(材料加工のみ許されている)。査定価格のレンジを外れた場合、輸入通関が滞る場合がある。 (内容継続、要望は現行に追加)	･査定価格レンジの見直し (市場価格平均の下落に対応していない傾向が見られる)。	･国家税関33号公告
		日機輸			･尖閣問題に起因した通関業務の複雑化。 尖閣問題に起因する売上減、それにともなう資金繰りの問題。	･中国との国交の仕方の改善。 ･通商を考慮した外交対応。	
		日機輸			･中国との国交問題に伴う貨物配達と通関の遅延。実際に2010年9月に中国上海に船便にて出荷した貨物が遅延した。大幅な遅延にならず、大きな問題にならなかったが、今後が非常に心配。同様に台湾･韓国においても今後が心配。 (継続)	･国交の正常化。	
		日機輸			･日中問題に起因した通関業務の複雑化、遅延。	･通商を考慮した外交対応。	･国家税関33号公告
		日機輸	(12)	通関手続の煩雑･遅延･不透明	･一部の地域については航空貨物の簡易通関ができないため荷物受取までに時間がかかる。 (継続)	･中国全土での航空簡易通関をして頂きたい。	
		JEITA			･各税関によって、輸入通関の規則が異なる。華東地域の空港ではHAWBでの輸入通関ができるが、中西部の空港ではMAWBでの輸入通関しかできない。	･地域に関わらず、規則を統一してほしい。また出荷単位毎にMAWB単位で通関するやり方はコストがかかる。	
		日機輸			･春節(旧正月)前後に、配達予定日が予測不能に陥る。	･休みに左右されない通関の対応を希望。	
		日機輸			･免税通関の開始が居留証取得後の通関となるため、引き取りに時間がかかる。 (継続)	･通関の迅速化をして頂きたい。	
		日機輸			･現在、保税区税関は保税区内の集中通関業務を税関システムで管理しているが、新製品の品目登録の申請時間が長く(通常1～2ヶ月程度)、出荷LTに影響を及ぼすことがある。 (継続)	･医療製品に対する審査時間の短縮が望まれる。	
		日機輸			･シンセン向けの一般貨物の発送リードタイムは1日であるのに対し、試作品、設備のリードタイムは1週間を要する。 輸入申請から許可まで時間がかかっている。 (継続)	･試作品、設備は超短納期で発送する場合があり一般貨物同様リードタイムを短縮できるよう輸出申請制度を変えて貰いたい。	
		日機輸			･修理や検査、展示会のために輸出入する工具や貨物の審査に時間がかかる。(現在は18日)	･誠実信用企業に対する通関手続きの緩和策。	

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
9		JMAA 日機輸 JEITA 日機輸 自動部品 日機輸			･通関遅延、他国では不要な時間、コストがかかるケース、輸出書類の不明な追加要求等。 ･輸入申告時に製品/部品のブランドや製造者名等の申告が必要とされるが、特に部品の場合、必要情報の確認に多大な時間や工数を要する場合がある。また近年、税関による確認が厳格化し、税関とのやりとりに追加で約3日を要する場合がある。 ･新製品の品目登録の申請時間が長く、出荷LTに影響を及ぼすことがある。 ･数回/年の頻度で通関手続きが滞るケースがある。理由は様々であるが、その際に「どのように対応すればどのくらいの期間で通関が終わるのか」または「通関できない」のか、情報提供が無い為にその後のアクションをどのようにすれば良いのか判断できないことが多い。 ･試作品輸入に関して、決められた書式で対応しているものの入手できるまでの期間がまちまちであり、開発日程に影響を及ぼすことがある。 (継続)	･国際商習慣準拠。 ･輸入手続きの簡素化、期間短縮を要望する。 ･通関の迅速化。 ･通関手続きが滞る場合、その原因や見通しを速やかに開示して頂きたい。 ･通関業務の規定明確化。	 ･海关总署公告2006年第16号
		日機輸	(13)	輸入設備免税手続の不透明･遅延	･2014年輸入設備免税優遇を受けられる事になったが、申請等が電子化されたものの実際の申請手続き完了までに6カ月を要した。手続きの進捗も解りにくくただ待つだけの状態が続いた。	･申請手続きの可視化等改善を要望。	
		日機輸	(14)	一時輸入手続きの煩雑･遅延	･サンプル品や設備等の一時輸入手続きには100%の貨物検査が実施され、約2週間を要するため、製造スケジュールに影響を及ぼす場合がある。 (継続)	･輸入手続きの簡素化、期間短縮を要望する。	
		日機輸	(15)	不良品と関連費用処理の困難	･中国製品を輸出後、不良品と費用の処理（返品、顧客側の廃棄費用、ロット不良の選別費用）が困難。	･手続きを簡素化して頂きたい。	
		日機輸	(16)	分公司による通関業務の実施の困難	･分公司には法人格がないため、商務局への対外貿易届出が行えず、自らの名義で通関業務を行うことができない。分公司は自らの通関専用印を届け出ることもできないので、総公司名義による通関業務手続きの代行を行うことしかできず、通関の度に煩雑な作業を強いられている。 (継続)	･分公司名義による対外貿易届出を可能にするなどして、分公司が主体的に通関業務を実施できるような法整備をお願いしたい。	･中国会社法第192条 ･「税関の通関単位に対する登録登記管理規定」第6条、第8条、第49条ほか
		JEITA	(17)	通関書類への画一的な重量表記要求	･数量計算できる製品（電子部品）に関しても重量表記を要求され、NET重量、GROSS重量の通関書類への記載が要求されている。入出区時に重量測定が実施され、数量だけでなく重量にも差異があると出区を停止され通関できなくなる。 (継続)	･HSコードや製品毎に、数量表記、重量表記のいずれにするのかを決めて、どちらか一方で管理するようにしてほしい。	
		日機輸	(18)	輸出入申告価格の事後修正不可	･国際貿易において、契約価格の事後の変更或いは仮価格での輸出入といった事態があり得るにも拘らず、中国税関は通関手続き完了後の事後修正は不可。外貨決済において通関証明書が証憑として要求されるため、契約価格を変更せざるを得ない場合、対応する手続きが無い。 (変更)	･修正申告に柔軟に対応できる制度。	･税関法 ･外貨決済管理条例
		日機輸	(19)	税関における情報漏えい	･税関における輸出貿易の非公開情報が漏えいするケース（情報提供のセールスもあり）があり、各社の仕向地･機種･価格情報等を入手することができ、経営リスクが大きい。 (継続)	･税関等公共機関における機密情報漏えい防止の徹底。	

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
9		日機輸 JEITA 日機輸 日商	(20)	税関による貨物検査率の上昇	･2013年に導入されたペーパーレス通関により、通関手続きが簡素化された一方、貨物検査率が上昇した（航空貨物：約10%、海上貨物：約20%）。その結果、輸入手続きに追加で約2日を要し、検査に要する追加コストも発生している。 ･税関検査率及び要する時間に大きな変化なし。 ･通関毎の管理から会社毎の管理へ軸足を移す為に企業格付制度を定め濃淡管理をする税関の方針は分かるが、従来のAAや今般の高級認証企業のような最高位に該当する企業に対しても窓口税関による通関毎の検査や指摘が他国に比べると多過ぎ、最高位の格付取得のメリットが感じられない。	･貨物検査率の低減と輸入手続きの簡素化を要望する。 ･高級認証企業に対しての優遇策の明確化と窓口税関までの徹底化を願いたい。	･海关总署公告2013年第19号
		日商 日機輸	(21)	輸入検査の遅延	･CIQの抜取検査から検査結果が出るまでの日数が長い。検査結果が出るまでは貨物を使用することが出来ないため、検査結果が出るまで待たされるケースが多く、顧客（中国国内企業）が緊急で利用したい要望に応じることが出来ない。 また、食品輸入に際して「衛生証書の取得後でないと中国国内で販売出来ない」という中国独特の制度があるが、衛生証書の発行までに長い場合には通関完了後2ヶ月も掛かる場合もある。その間、中国国内の倉庫で商品が眠ってしまい、長期の保管料発生と販売機会ロスに繋がる。 ･CCC認可品にも関わらず、輸入時にCIQ現品検査対象となると、同一出荷に含まれる同一商品が販売できず、検査完了まで数週間かかりうる。運用もしくはルールの見直しが必要。	･CIQ検査体制の見直しとCIQ内部作業迅速化及び緩和を検討頂きたい。 ･CCC認可品に対しては同一条件下での輸入手続きを適用してほしい。	
		日機輸 日機輸 日商	(22)	輸出検査の煩雑･遅延	･中国輸出商品検査法に基づき、法定検査の輸出商品は全部生産完了してから商品検査の申告に行く。商品検査を受けた後、コンテナに詰めて出荷可とする。当社のような出荷量が多い会社にとっては手続きが困難となる。 （継続） ･中国輸出商品検査法に基づく法定検査は、検査目的･内容及び検査にかかる日数が不明瞭なため、納期管理に苦慮している。 ･ホウレンソウ種子輸出に際し、Sowbane Mozaic Virus （SoMV）の検定を中国植物防疫所が実施し、要請の場合には種子の全量廃棄が指示される。一般的な病気ではなく、また発病しても経済的な実害は小さい。中国以外の国で、検疫対象としているところはない。廃棄しなければ、他の国で問題なく販売できる種子である。	･信用管理制度を導入し、商品検査局から認められた会社は出荷後に商品検査を申告できるようにして頂きたい。 ･信用管理制度を導入し、商品検査局から認められた会社は出荷後に商品検査を申告できるようにする。 ･SoMVの検疫指定病害からの排除をお願いしたい。	･中華人民共和国輸出入商品検査法 ･輸出入商品検査法
		日機輸	(23)	輸出通関完了通知発行の遅延	･商品輸出に際して輸出通関完了通知の発行が遅れる事が度々発生。 通常通関完了通知を受けて外管に増値税返還の申請を行うが、通知遅れにより返還遅れも発生してしまう状況となっている。	･完了後即時発行へ改善を要望。	
		日機輸 日機輸	(24)	輸入製品登録手続の煩雑	･製品登録手続きが煩雑である。 （継続） ･医療機器輸入･販売における製品登録手続きの煩雑さ。 （変更）	･製品登録更新手続きの廃止。 ･製品登録更新手続きの廃止。すなわち、日本等の様に一度登録したら更新不要にしてほしい。	

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
9		日機輸	(25)	FTA特恵原産地証明の発給の確認不足	・国家質量監督検験検疫総局が各地に設置した出入国検験検疫局が発給するASEAN-China FTAの特恵関税享受のための原産地証明書につき、発給当局が輸出中国企業の便宜のために特恵関税享受の要件である付加価値基準の達成を十分確証せずに発給している虞があり、後日、輸入国の税関と紛争を生じさせる可能性があり、中国原産製品を購入してASEAN諸国に転売する場合、安心して特恵申請ができない。	・ASEANと中国での、発給機関同士での発給時の確認事項のレベル合わせ。	
		日商	(26)	内陸国境通関の困難	・ロシアやモンゴルとの内陸国境での通関は、未だペーパーレス通関や企業所在地通関が認められておらず、東側沿岸地域に所在する企業が直接の当事者となって輸出入に関与することが難しい。	・税関が全国的に進めている通関効率化策を内陸国境通関にも導入願いたい。	
		JEITA	(27)	税関単位に関するルールの不統一	・蘇州工業団地総合保税区の税関が、倉庫からの出庫と得意先への入庫の際に使う「コモディティーの単位」を同じものにすることを求めている。対応しないと、保税転送の申請の自動処理がリジェクトされ、マニュアル作業処理となり、1～2日余計に処理時間がかかることになる。中央税関が「コモディティーの単位」について明確かつ正式なガイドラインを示していないことから、各税関がそれぞれ独自に単位を決めることができ、結果的に出荷元と出荷先で異なる単位が用いられて、倉庫からの出荷のリードタイムが伸びる。	・通関単位を中国大陸内で統一できていない間は、入出庫の単位を合わせる要求は保留すべき。	
		日機輸 JEITA	(28)	税関の通達公布から実施までのリードタイム不足	・税関の通達公布から実施までの期間が短く、実務上対応が困難な場合があり、デリバリー面で問題となることがある。 (例) 2014年11月20日に北京空港の税関より通達があり、同月24日より、BL・AWB1通に複数のインボイスを記載できたものが、BL・AWB1通にインボイス1通に変更になった。当初、システム操作、連携の問題があり、商品が輸出できず、最終的に翌月に物品の返品処理を実施。 ・通常、税関の新しいルールは、アナウンスされた後、非常に短い期間で実施に移されることが多い。場合によっては、アナウンス当日から実施されることもある。新ルールへの対応に伴うプロセス変更などの準備を非常に短期間で行わねばならない。	 ・新たなルールの適用の際には、対応する企業側の都合（対応の準備の難易度）を考慮して、アナウンスから実施まで一定の準備期間を経てから施行するといった対応を期待する。	・税関通達
		日機輸	(29)	現地出港前報告制度の煩雑	・日本向け輸出時における出港前報告制度（AFR）実施により、日本到着までのリードタイム延長と手続き費用負担が増加。リードタイムが2日～最大5日の延長となる為、生産前倒し等の調整が必要となり、費用負担が増加する。	・出港前報告制度（AFR）の見直しをお願いしたい。	
10	自由貿易地域・経済特区での活動規制	日機輸	(1)	特区での人事関連申請・審査の変更	・弊社は、天津経済開発区(TEDA)に位置しており、今まで人事関係の制度、審査は開発区の規則により実施してきた。11年度から天津市での統一管理になり、各種申請、審査など市内で実施するよう変更になった。規則の適用程度も変化しており、対応作業が発生している。 （継続）	・天津経済開発区(TEDA)でも各種登録、申請作業ができるようにして頂きたい。	
		時計協	(2)	新加工貿易銀行保証金台帳制度への変更	・従来は時計部品メーカーで制限品を扱っている会社でも比較的小規模企業に対してのみ保証金を積むよう求められ、大規模メーカーは保証金免除と優遇されていたが、2007年8月以降全ての時計部品メーカーに一律に保証金を求めるようにルールが変わった。 （継続）	・保証金制度の廃止。	・2007年7月23日付けで発布された海関総署公告2007年第44号

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
10		日機輸	(3)	保税区の搬入･搬出手続の遅延	･24時間体制で稼働している顧客へ、緊急で保税パーツを提供する場合がある。日本から急ぎ輸入しても、保税区での在庫登録に時間がかかり、即時に顧客へパーツ供給サービスを行うことができない。 上海総合保税区など入出庫の柔軟性で改善のみられる地域もあるが、管轄地域毎で対応力に大きな差がみられる。ビジネスの地域拡張を考えても全国的レベルではまだまだ改善の余地は大きいと感じる。 (継続)	･保税区（倉庫）での在庫登録を、貨物出庫後にして頂きたい。	
		JEITA			･地域によっては保税区への入区に2～3日、出区に2～3日と約1週間の製品滞留を余儀なくされている。HSコード、中文品名、数量の記載申告に加えて、申告時に税関のコンピューターへ明細の入力が必要となっている。また、申告後も許可が下りるまで丸1～2日間を要している。物流期間の長期化は、経済活動の停滞を招く。 具体的な問題点（個別事例） －税関の手続き上の受入れ処理が遅い（外高橋） 上海外高橋の自由貿易試験区ではカーゴの物理的な到着よりも、情報処理手続き上の受入れのほうが遅く、到着したカーゴを直ちに出荷することができない。 －中西部の空港の週末の通関 華東の空港では週末（土日）でも通関業務が行われるが、中西部の空港では半日しか通関業務が行われない。荷主が税関に通常時間外業務（Overtime）を申請することもできることになっているが、実践的には、中西部向けの輸入の物流リードタイムが長くなる原因になっている。 －税関の数が多い 同じ地域に多くの税関が存在する。（例）その結果、同じエリア内で異なる税関の管轄下にある2つの倉庫間でカーゴを移動する時に保税転送が必要になり、物流リードタイムが長くなる原因になっている。 －税関検査手続きが遅い 税関検査は、常に通関期間を長くする原因のなかでもインパクトが大きい。税関検査があった場合、通常、短くても1～2日物流が滞る。 －税関の手続き上の受入れ処理が遅い（外高橋） 上海外高橋の自由貿易試験区ではカーゴの物理的な到着よりも、情報処理手続き上の受入れのほうが遅く、到着したカーゴを直ちに出荷することができない。 （内容･要望ともに変更）	･通関手続きの簡素化とスピードアップ。	
		日機輸	(4)	過度に厳格な保税基準	･保税対象樹脂材料の損耗に対する許容率が低過ぎる（3%以内）。実際の加工では10%前後が妥当。加工時の損耗が税負担となっている。 (継続)	･許容率の向上。	
		JEITA	(5)	自由貿易地域･経済特区での活動規制	･輸出加工区において、設備のリースおよびレンタルを行うことに制限がある。輸出加工区内に搬入する際、リースやレンタルの名目で通関することができない。（物品購入として通関しなければならない。） (継続)	･輸出加工区においても、一般区と同様のリースおよびレンタル取り扱いの実施。	･輸出加工区に関する監督管理暫定弁法

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
10		日機輸	(6)	輸出加工区域からの廃棄資産搬出手続の煩雑	･資産の廃棄において、輸出加工区域から搬出の際、税関手続き上、購入時の発票が要求される。過去に購入した古い資産の発票を準備する際に多大な工数が掛っており、タイムリーな廃棄が出来ないケースが発生している。 (継続)	･発票でのチェックではなく、会計帳簿や、会計システムからのデータでのチェックに変更することによる運用の簡素化。	
		日商	(7)	上海自由貿易試験区	･上海自由貿易試験区(2013年10月)において海外旅行を行える合弁旅行会社の設立が認められることとなり、海外旅行営業を実施できる新会社設立。中国発の海外旅行取扱のライセンスを申請しているが、認可基準や必要期間のガイドラインがなく、計画的に事業を行えない。 (内容･要望ともに変更)	･情報を一元化し発信できる日本国内の機能を作ってほしい。 ･諸基準の明確化。	･国务院关于印发中国(上海)自由贸易试验区总体方案的通知
		日機輸	(8)	営業範囲品目追加手続の煩雑	･上海自由貿易試験区におけるネガティブリストがあるが、試験区内企業が営業範囲を追加をする際の申請手続きが煩雑。	･手続きを簡素化して頂きたい(例: ネガティブリスト以外は経営可能、など)	
		時計協	(9)	保税区の増値税	･外国企業に保税倉庫物流サービスにかかわる増値税(倉庫サービス:6%、国内輸送:11%)を転嫁している。		
11	利益回収	日機輸 日機輸	(1)	海外送金の認可の困難･恣意性	･中国の子会社から外貨による支払を受ける際に、当局から支払差し止めを受けることがあるが、その運用が恣意的であり、透明性がない。 ･海外への送金規制が厳しく、送金がなかなか認められないことが多い。日本側では回収遅延となる。	･可能な限りの規制撤廃。 ･撤廃出来ない場合には、ルールの透明化。 ･海外への送金規制の緩和。	
		日機輸 日機輸 日機輸 JEITA	(2)	役務対価･技術ロイヤルティ等非貿易取引の対価の海外送金規制	･技術ロイヤルティを中心とした中国外への非貿易送金に関しては、複数の関連当局の許可事項となっており、商務局、版権局、商標局、知識産権局の許可、ならびに銀行による送金許可など手続きがあり、主要諸国と比較し過剰な登録事務要請である。 (変更) ･現地子会社に対する技術ライセンスのロイヤルティについて、税務局が日本への送金を認めないことがある。中国では5百万ドル以上の送金の場合、税務当局に行って源泉税、営業税を支払ったことを追認する印を取得し、更に外貨管理局で送金許可をとる必要がある。税金を払っているにもかかわらず税務当局が印を押してくれず、ブランド使用料、役務費、ロヤルティ等について約17億円の送金が2年間とまった事例あり(無錫)。当該子会社が赤字で、移転価格上、多額のロイヤルティ送金は認めないとの立場。 ･当社が提供したサービスの対価を受け取る場合、知的財産権を移転せず保持する場合、支払い手続きが煩雑で時間を要する。地域によって扱いが異なる事もあった。	･非貿易外送金(特に技術ロイヤリティ契約に基づくロイヤリティ使用料)に関連する手続の簡素化を行って頂きたい。 ･各制度間の関連性を明確化してほしい。 ･正式な移転価格の調査において指摘すべき事項であり、個別の送金を停止するような運用は避けて頂きたい。 ･お互いのビジネス発展のため、税金及び海外送金手続きを明瞭にして頂きたい。	
		日機輸	(3)	政府によるロイヤルティ率引下げ要求	･ロイヤルティ料率について、商務局から呼び出しを受け、料率の低減を求められる。特段合理的な理由も(当事会社としては)感じられないし、自由輸入技術の場合は技術援助契約の審査制はなくなった(登録制に移行した)にも係わらず。結果的に料率を変更させられた例はないが、当局交渉に時間がかかり、支払時期が遅延。 (継続)	･審査認可を必要としない技術輸入に関しては、法令通り運用して頂き、事実上の審査を行うことは避けて頂きたい。	･技術輸出入管理条例第17条

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
11		日機輸 日機輸	(4)	ロイヤルティ、ブランド使用料への追徴、罰金	･グループ内の他の中国子会社が日本の親会社から輸入する部材の価格に、日本の親会社へ支払っている製造ノウハウライセンスのロイヤルティを加算するように税関から指示を受けており、当社への波及が心配。ノウハウは輸入部材に関するものではなく完成品の製造に関するものであり、輸入部材とは関係がないはずである。 ･親元からの材料、設備の輸入の際のロイヤルティ、ブランド使用料への関税、罰金の賦課。地域により税関に温度差あり。	･国際標準に従った関税評価ルール運用の徹底。	･税関輸出入貨物課税価格審査決定弁法（2006年） ･税関の輸入貨物ライセンス使用料評価規則（2003年） ･税関総署第213号令 第11条、13条、14条
12	為替管理	日機輸	(1)	他社名義通関での送金手続の複雑化	･「貨物貿易外貨管理法規に関する問題の通知（匯発［2012］80号）」（2013年8月1日）による貨物代金決済の改革に伴い、自社通関に関する対外送金手続きは簡素化されたが、他社名義通関（商物流不一致）の場合、送金手続きが一層複雑になった。 （変更）	･保税区中の会社は他社名義で通関する場合が多いので、他社名義で通関する際の送金を簡素化にしてほしい。	･貨物貿易外貨管理法規に関する問題の通知（匯発［2012］80号）
		日機輸 JEITA 日機輸 日機輸	(2)	海外送金手続の煩雑	･海外送金において、外貨管理局システム登録の手続きが、審査待ち口座から経常口座への資金移動前に求められる。 口座移転に1日を要し、支払遅延の可能性などの影響あり。 ･2012年8月1日以降で貿易取引に関して緩和されるものの依然として真実性の確認や、通関時の照合等の手続きが厳格かつ煩雑。 （継続） ･5万ドル以上の非貿易（コンサル費）の支払は税務局に備案後送金できるが、送金後の監査対応は、監査書類が明確にされていないため平日準備できず、監査される際の対応が困難。	･口座移転にかかる時間の短縮。（従来であれば30分） ･手続きの簡素化。 ･規制緩和、手続きの簡素化。 ･平日準備のため監査項目とサポート資料を明確してほしい。	･外貨管理局「貨物貿易外貨管理試行手引きの実施細則」 ･サービス貿易に係わる外貨管理法規（匯発［2013］40号）
		日機輸	(3)	海外からの送金における90日ルール	･中国から成果物の輸出後90日以内に対価の入金がないと、その後の海外からの送金が極めて煩雑になる。当企業グループ以外の日本の会社で標準支払いサイトが90日あるいはそれ以上の会社があり、取引に困難をきたす。	･90日ルールの緩和または撤廃。	･貿易信貸登記管理（延期収款部分）操作指引
		日機輸 JEITA	(4)	人民元転･立替払費用の外貨送金手続の煩雑	･国家外貨管理局によるクロスボーダー人民元建て受払い、外貨支払･受取規制について、緩和されつつあるものの、依然として、人民元転や立替払い費用の外貨送金など様々な場面において煩雑な手続きなどにより不便を強いられている。 （継続） ･中国内の企業が外国企業のために人民元で立て替えた費用を外貨で回収することができない。 締結した上で、サービスフィー等の名目で回収する場合は、別途営業税が課税されることとなってしまう。	･外資企業に対する送金の原則自由化と手続きの簡素化を強く要望する。 ･人民元立替の容認。	･外貨管理条例 ･中国人民銀行上海分行「上海市銀行同業公会への回答（6月12日発行）」ほか ･「直接投資に係る外資管理政策のさらなる改善･調整に関する通知」（2012.11.19 国家外貨管理局）

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
12		日機輸 日機輸 日機輸			・人民元転や立替払い費用の外貨送金など様々な場面において煩雑な手続きがあり、規制回避/支払期日遵守のための時間やコストを要し、業務効率を大きく下げる要因となっている。 例：税金を払ってからでないと送金できない。 ・外貨建資本金の自由元転については、上海汇发[2014]26号にて自由貿易試験区内、汇发[2014]36号にて一部地域内の実施が可能となった。 ・従来、外資企業が外貨建て資本金を人民元転して得た人民元を用いて中国国内において再投資することはできなかったが、上海汇发[2014]26号にて自由貿易試験区内、汇发[2014]36号にて一部地域内の投資性公司のみ実施可能となった。	・規制の緩和と手続きの簡略化。 ・今後は全中で可能となるよう規制緩和頂きたい。 ・今後は以下の通り規制緩和頂きたい。 ①外資企業（投資性公司及び一般性外商投資企業ともに）が全中で上記実施可能となること。 ②外資企業（投資性公司及び一般性外商投資企業ともに）が中国国内借入の人民元を用いて投資すること。	・外貨管理条例、中国人民銀行上海分行「上海市銀行同業公会への回答」 ・直接投資に係る外資管理政策のさらなる改善・調整に関する通知（2012年、国家外貨管理局） ・外国為替管理条例等
		日商	(5)	増資のための人民元送金手続の煩雑	・当社出資先の企業より増資要請が有り、手持ちの人民元での送金を試みたが、手続きが煩雑で且つ時間が掛かることから送金期限までに間に合わず、結局外貨での投資となった。 （継続）	・海外からの人民元投資手続きの簡素化、スピード化をお願いしたい。	
		日機輸 日機輸	(6)	現地下請企業の海外調達に対する外貨送金規制	・中国国内プロジェクト向けに、サブコンとして中国企業(自社工場、合弁会社を含む)を起用する場合、外貨送金規制により、中国国内調達品に対しては外貨を受領できない。 ・やむなく中国企業とのコンソーシアム、Off/On portion契約分割などとせざるを得ず、実態にそぐわない契約形態、契約責任が曖昧、客先にとっても不便などの不都合が発生。	・海外企業との契約においては、外貨送金規制を撤廃。	
		日機輸	(7)	出向者日本払給与等の送金困難	・「サービス貿易に係わる外貨管理法規（匯発［2013］30号）」・「サービス貿易などの項目の対外支払税務備案に係わる問題についての公告［2013］40号」の施行（2013年9月1日）により、日本払給与の事前備案がなかなか受理されず送金が困難になっている。 （継続）	・法規発表前、運用ルールの整備が必要。	・サービス貿易に係わる外貨管理法規（匯発［2013］30号） ・サービス貿易などの項目の対外支払税務備案に係わる問題についての公告［2013］40号

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
12		自動部品			･日本親会社は日本での社会保険料を支払う義務があるので、給与計算を日本で行い、個人負担分を立替納付する必要がある。また、単身赴任の場合は留守家族用に日本で給与等支払いを行う必要もある。然るに、中国現地法人から親会社への立替金送金を許可されている会社とそうではない会社、地域が混在する。 2013年の国家税務総局公告第19号(通称19号公告)では、駐在員給与等の中国現法と親会社との金銭の送金を許諾していると解釈できるが、現在の為替運用方法と明らかに矛盾している。	･何等かの証憑類を提示する事で、親会社の立替えた給与等人件費の中国現法からの送金を許諾してほしい。	･外貨管理条例 ･19号公告
		日機輸 JEITA	(8)	為替予約実施における実需原則の制約	･為替予約実施において、実需原則が厳格なため、実需を上回るポジションの為替予約を実施することができない。 為替予約の実行とその外貨決済において、異なる銀行を併用する場合には、書面準備を含めた複雑なオペレーションを要し、実質的に併用することが難しい。 為替予約のunwind（巻き戻すための取引）した際に発生する差益を受け取る場合、複雑な書面準備など実務上の負担工数が大きい。	･弾力的な為替予約を実現する規制緩和。	･外貨管理局
		JEITA	(9)	外貨借入の使途制限に係る手続の煩雑	･外貨借入を実施し、支払いに充当する際、使用使途が厳密に管理されており、その手続きが非常に煩雑である。 短期借入で調達した資金を設備の支払いに使用することができない。また、借入実行時にその支払いインボイス、通関資料、契約書、納税証明書をすべて準備しなければならず、実行準備に大変な労力が生じている。	･借入実行時の手続きの簡素化。	
		建産協 建産協 日機輸	(10)	債権･債務の相殺の困難	･親子会社間であっても債権債務の相殺が認められず、非合理的な費用が発生。 ･日本本社は中国子会社にサービスフィーを支払う一方で、中国子会社は日本本社に借入保証料を支払うことがある。中国から日本へ借入保証料を支払う際に、送金手数料の方が高いケースがある。相殺処理できないため、中国現地で非合理的な費用が発生してしまう。 （継続） ･現状入金見合いの為替予約は締結･実行できず、支払いにのみ為替予約を締結･実行可能となっている。入金した資金に対して記帳通貨に合わせる為の為替予約･両替を出来るようにしてほしい。	･親子会社間では相殺勘定を認めてほしい。 ･合理的な債権･債務相殺について、規制を緩和するように。 ･左記につき引き続き要望したい。	
		JEITA	(11)	クロスボーダー外貨プーリングの受付停止	･全国の多国籍企業を対象としたクロスボーダー外貨プーリングの外貨管理局による受付が実質停止されている。	･新規受付の再開。	
		JMAA	(12)	急激な為替変動	･円建てでの直貿で、海外販売店は為替差益を得ているが、値上げの交渉は困難。現地通貨建てでの海外子会社との親子間取引で、現在円安効果で特別価格にて販売が可能だが、利薄の取引が多く、将来取引が続いて円高に振れた時にたやすく損失が出てしまうほどの変動幅。	･為替の安定、変動幅が6ヶ月で数%以内。	
		日機輸	(13)	外貨管理関連法令解釈等の地域差	･外貨管理に関わる法令解釈等の地域差が大きく、統一化されることを望む。	･左記につき引き続き要望したい。	

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
13	金融	日機輸 日機輸	(1)	金融機関への貸付総量規制	･金融機関に対する通達･口頭指導等により、貸付総量規制が行われる。 (継続) ･投注差等で枠が縛られているため、また、当局の金融コントロールにより、必要な資金が調達できないリスクがある。 (継続、要望変更)	･金融自由化。 ･外貨管理規制の一層の緩和。 ･投注差の縛りの廃止。	･諸通達 ･外貨管理弁法2003第28号 ･国家外貨管理局通知
		日機輸 JEITA	(2)	中国金融機関の国内融資規制	･一銀行からの一会社グループ、一会社に対する貸出、与信規制が存在。 ･預貸比率管理が強化。 ･短期外債枠削減。 ･中国内の銀行サイドの問題(当局からの指導)のため、中国内での外貨借入環境が非常に厳しい。	･不動産や投機行為に対する規制は必要だが、事業会社に対する規制を緩和してほしい。 ･中国国内の借入環境の改善。	･銀行法等
		日機輸 JEITA	(3)	預金貸出金利規制の残存	･金融機関の預金貸出金利の規制は段階的に解除されているが、未だ中央銀行の金利を軸とする規制金利での取引となっており、海外との金利差によりクロスボーダー取引で税務リスクが生じる。	･一層の金利自由化。	･中国人民銀行
		JEITA	(4)	短期対外債務の延期･ロールオーバーの不利	･対外債務のうち、1年以内の短期対外債務について、延期又はロールオーバーにより借入期間が1年を超えた場合、中長期対外債務と同様に、発生額ベースでの管理が実施される。そのため、返済後の対外債務登記枠の再利用が出来なくなる。 (継続)	･短期対外債務の外債登記枠の再利用。 ･短期対外債務のロールオーバーの実施。	
		日機輸 JPETA	(5)	短期運転資金借入のロールオーバー不可	･短期運転資金に関し、銀監会(CBRC)指導に基づきロールオーバー不可となっているが、当該指導の見直しを要請する。 ･金融機関からの運転資金目的の短期借入に関し、支払事実を証明する書類を銀行に提出しなければロールオーバーができない制度となっているが、売掛金回収遅延が状態化している中国においてこのような制度では資金を回すことは困難。 (継続)	･左記につき引き続き要望したい。 ･制度を諸外国並みに緩和してほしい。	
		日機輸 日機輸	(6)	グループ金融会社のグループ内直接金融規制	･グループ金融会社(財務公司)が直接行うグループ金融において、グループ最適の金利設定ができない。 (継続) ･これまでグループ金融会社(財務公司)から融資を受けてきたが、今後、同様の融資を受けることが難しくなる可能性がある。銀行からの融資や株式市場からの資金調達は規制が厳しく可能性が低いことに加え、制度も不備である。 (継続)	･金利自由化(預金)。 ･外資企業向け環境環境の改善(規制緩和)。 ･外資系企業が株式市場に上場できるよう制度を整備して頂きたい。	･人民元金利管理規程
		日機輸 JEITA 日機輸	(7)	グループ企業間直接貸付の禁止	･グループ企業間での直接貸付けが禁止されており、グループ企業間での効率的な資金融通を図ることが難しい。 親会社から外貨借入を実施する場合は、外貨管理局の事前許可を必要とし、機動的なオペレーション実施において制約がある。 ･グループ幹事会社が借入を行い、グループ企業への転貸につき、現状は禁止されている。	･資金融通のための自由化と規制緩和。 ･左記につきグループ内に限って許可して頂きたい。	•外貨管理局
		日機輸	(8)	人民元外債の発生額管理制度	･人民元外債に関しては、短期外債に関しても発生額管理となっている為、実際に活用し難く、本管理の撤廃を要請する。	･左記につき引き続き要望したい。	

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
14	税制	日機輸 日商	(1)	中国独自の税制	・外国法人に対しての特別税制が多く、移転価格税制、繰延欠損金制度などは欧米諸国での一般的な税制と異なる。 （内容一部削除・要望追加） ・移転価格税制や繰り延べ欠損金制度などは欧米諸国での一般的な制度とは異なる。 （継続）	・法整備と法に基づいた公正な税務調査の実施。 ・グローバルスタンダードに近い税制運用。 ・グローバルスタンダードに近い税制運用を期待する。	・企業所得税法 ・中国税制等
		日機輸	(2)	連結納税の内外差別	・一部の国有企業には認められていると聞く連結納税が外資には認められていない。グループとしての実効税率が非常に高く、積極的な投資ができない。 （継続、要望変更）	・外資への連結納税の導入をお願いしたい。	
		日機輸	(3)	不当な譲渡課税	・日本国内で中国企業株式を譲渡した場合でも中国で課税が生じる（直接譲渡）。日本国内で中国企業株式を保有する会社の株式を譲渡した場合も中国で課税が生じる（間接譲渡）。 （継続）	・日本法人官で譲渡した場合の譲渡益課税は日本側でのみ生じるように日中租税条約で規定する。	
		日機輸	(4)	海外での源泉税課税の中国での控除困難	・タイ、インドからの開発委託収入について、委託元にて源泉徴収税15%が徴収されるが、中国側で還付できず、委託側、受託側どちらかが負担しなければならい。 （継続）	・中国と外国の国際納税協議による問題解決。	
		時計協 時計協 日製紙 建産協	(5)	高率の間接税賦課	・2006年4月よりCIF RMB10,000以上の商品に対して20%の消費税がかけられるようになった。 （継続） ・クロックに関し、輸入税、付加価値税などの税制により、採算が確保しにくくなっている。 （継続） ・段ボールシートを輸出する場合、増値税17%が課税される。（段ボールケースの場合は13%還付され、4%課税となる） （継続） ・通常輸出に関して関税（平均10%）に加えて増値税（17%）がかかるため、商品輸入しての販売には価格競争力がなくなる。	・消費税の削減。 ・外資企業への門戸開放に向け、各種租税課金のさらなる低減。 ・輸出の際の増値税の引き下げ。 （国際競争力がなくなる） ・関税の引下げまたは撤廃。	・関税規則、条例 ・中国関税等
		JPETA 日機輸	(6)	増値税の未還付・遅延	・在庫商売・薄利商売の企業は、仮払増値税＞仮受増値税が恒常化、増値税納付過多、BS上、未収増値税が残る形となる。次月以降に調整がなされていくが、一定期間、現金が税務署に据え置かれている状況。保税区でも仮払増値税が発生するも、企業の形態によっては、仮受増値税が発生しない場合もあり、会計上・税務上の処理が不明確。 （継続） ・中国国内貿易会社（上海自由貿易試験区企業）経由、中国サプライヤー名義で輸出通関後、直接港から海外へ輸出したが、外貨が中国企業からの支払となるため、中国サプライヤーは増値税の還付を受けられない（昆山、無錫、大連など） 外貨制度は緩和されているが税制にリンクしていない。また、地方税務局により見解が違うため、企業は新制度を十分に享受できない。	・未収増値税還付制度の構築、検討を強く希望する。 ・新制度を明確にして頂きたい。	 ・財税［2012］39号

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
14		日機輸	(7)	輸出取引における増値税還付手続の煩雑	・還付業務に関する手続きが最近非常に煩雑さを増しており業務上大きな負担となっている。 また、実際の還付入金までに非常に時間がかかり企業側での金利負担も生じている。	・法制の明確化を図るとともに、還付手続きに係る当局の対応方法を改善頂きたい。	
		日機輸	(8)	輸入増値税の計算方法改定による追加納税の発生	・輸入増値税の算出方法が、「実際輸入額」から「輸出金額×率（過去の実績から算出）」に変更された（2013年8月～）。 業務効率化等の観点から、算出方法変更ならびにそれに伴うシステム化の趣旨は理解できるが、過去分の清算も一律平均で行わざるを得ず、多額の追加納付額が発生している。 （継続）	•一律にシステム化を図ることは構わないが、各社の事情も踏まえた、もう少しフレキシブルなシステムにして頂きたい。	•輸出貨物労務増値税及び消費税管理弁法
		日機輸	(9)	輸入設備の増値税還付手続きの不合理	・輸入した設備の増値税は基本還付請求可能となっているが、売上付加価値部分の範囲でのみ還付される。しかし、前工程に対する設備投資を行った場合、売上が増加しないことから還付期間が長期（5年程度）に及ぶ。 （継続）	・通常の物品輸出入と輸入設備を分割してほしい。かつ、基本、増値税の還付は一括処理としてほしい。	
		JPETA	(10)	保税区企業の増値税の仕入税額控除の限定	・保税区企業においては人民元建で調達した材料・資材及びその他費用支払時に発生する増値税は、人民元販売に対応する分しか控除が受けられない。大半の企業が保税販売をメインとしている中、控除できない増値税はコストとせざるを得ず、結果的に競争力を削ぐ結果となり、保税区（自貿区）に進出するメリットがない。 （継続）	・日本と同様、未収増値税は確定申告により還付を受けられるようにしてほしい。	
		日商 自動部品 日機輸	(11)	役務提供・出向者へのPE課税の拡大の解釈	・中国当局のPE課税運用が突然変更され、中国での事業活動を支援する技術者・企業に対して新たな税負担が付加されることになった。 課税の根拠としている日中租税条約の解釈が、日本側には不透明であるため、日中間で運用変更の明確化、解釈の透明化および合理的な運用に向けた迅速な協議を推進すべき。 また、二重課税発生の際には、問題の合理的な解決に向けた日中間での相互協議の推進を図るべきである。 ・2010年度より中国進出拠点の内、広州市地区内の子会社への技術支援分を法人PE課税を受けて、現地で源泉所得税に代わる企業所得税を申告納付している。PE認定の根拠となる日中租税条約の解釈が6か月183日としても支援出張1日を1か月としてカウントされている。 ・日本の事業場から現地会社に様々な役務提供をしている。必ずしも技術援助とは関係ないものも多数含まれるが、税務当局はこれらを全て技術援助に基づくプロジェクトと看做し、「コンサルタント業務が6ヶ月を超える」としてPE認定を主張。日本からの出張者について個人所得税の納税を求められる（広州）。日中租税条約では、「6ヶ月以上のコンサルタント役務提供」がPEとみなされるが、こうした規定は主要先進国との租税条約にはみられない。また、当該規定に基づく中国税務当局の運用においては、「1つのプロジェクト」があまりにも幅広く解釈されており、異なる役務内容も1プロジェクトとみなされ、出張者の滞在期間を合算するため、容易にPEが認定される。 （継続、要望追加）	・外国子会社からの配当や使用料、利子に係る源泉税の減免規定を備えた租税条約の締結・改定を進め、租税条約ネットワークを拡充すべき。 ・日中相互協議で議題として俎上に揚げて頂き、租税条約の考え方を含めて改善して頂きたい。 ・租税条約の改正を望む。当面は、租税条約に基づく中国税務当局の運用の改善を望む。 ・新税制導入、税制や税率変更に際しては、外資企業に対話機会を提供するとともに、十分かつ妥当な説明を実施するなど透明性を確保して頂きたい。 ・税法の整備、透明化。 ・不合理なPE認定の停止。	 ・日中租税条約第5条 ・国税発[2010]19 号通達第5 条 ・日中租税条約第5条5項 ・企業所得税法 ・「租税条約の特許使用料条項に関わる問題の執行に関する通知」国税函【2009】507号 ・非居住民企業所得税査定徴収管理規則（国税2010/19

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
14		日機輸			・香港会社在籍者が中国へ183日を超えた出張者は所得申告の必要あり。 （継続、要望追加）	・租税条約の改正を望む。当面は、租税条約に基づく中国税務当局の運用の改善を望む。 ・新税制導入、税制や税率変更に際しては、外資企業に対話機会を提供するとともに、十分かつ妥当な説明を実施するなど透明性を確保して頂きたい。 ・税法の整備、透明化。 ・不合理なPE認定の停止。	
		日機輸			・日本の事業場在籍の駐在者が深セン地区の生産委託会社の増産体制確立に向けて駐在をしている。人件費負担は駐在員契約に基づき日本側で負担。本来は出向者に切り替えた上で業務委託契約を交わして日本へ請求すべきところが、日本の事業場は深センの会社とは実際の委託する業務がなく『業務委託契約の締結』が非常に困難な状況。 （継続、要望追加）	・租税条約の改正を望む。当面は、租税条約に基づく中国税務当局の運用の改善を望む。 ・新税制導入、税制や税率変更に際しては、外資企業に対話機会を提供するとともに、十分かつ妥当な説明を実施するなど透明性を確保して頂きたい。 ・税法の整備、透明化。 ・不合理なPE認定の停止。	
		日機輸			・親元が技術援助のために、現地会社に短期支援者を派遣することにより役務費が発生した場合、その役務の属性（技術導入活動か一般活動か）や活動期間や件名の棲み分け方などにより、その税法上の認定基準は整合されておらず、その結果、企業は契約の際に、正しく扱えなくなり、PEと認定されてしまう危険性がある。 （継続、要望追加）	・租税条約の改正を望む。当面は、租税条約に基づく中国税務当局の運用の改善を望む。 ・新税制導入、税制や税率変更に際しては、外資企業に対話機会を提供するとともに、十分かつ妥当な説明を実施するなど透明性を確保して頂きたい。 ・税法の整備、透明化。 ・不合理なPE認定の停止。	
		日機輸			・税制が特に改正されたわけではないが、広州で2010年、突然PE課税に対する徴収が強化され、出張者の中国滞在期間が個人でなくプロジェクト単位合計での徴収となった。 （継続、要望追加）	・租税条約の改正を望む。当面は、租税条約に基づく中国税務当局の運用の改善を望む。 ・新税制導入、税制や税率変更に際しては、外資企業に対話機会を提供するとともに、十分かつ妥当な説明を実施するなど透明性を確保して頂きたい。 ・税法の整備、透明化。 ・不合理なPE認定の停止。	

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
14		日機輸			・中国へ役務提供などの請求を行うとPE認定され、中国での所得税課税のリスクが生じるケースがある。 （継続、要望追加）	・租税条約の改正を望む。当面は、租税条約に基づく中国税務当局の運用の改善を望む。 ・新税制導入、税制や税率変更に際しては、外資企業に対話機会を提供するとともに、十分かつ妥当な説明を実施するなど透明性を確保して頂きたい。 ・税法の整備、透明化。 ・不合理なPE認定の停止。	
		JEITA	(12)	PE課税拡大解釈により駐在員給与の本社向け送金停止	・駐在社員の給与の日本本社への送金が、PE対象と疑われ送金が止まることが多発していた。国家税務総局が細則を発行することで収束に向かっていたが、実際には発行されておらず再燃が懸念される。	・恒久的施設の拡大解釈を止め厳格に運用すること。	
		日機輸	(13)	残疾人就業保障金	・残疾人就業保障金暫行規程に基づく規程雇用人数（在籍人員×1.5%）に対する保証金の段階的移行措置による還付が終了。 在籍人員の多くは外来工であり、実際問題として規程雇用人数に相当する残疾人が近隣にはいない。このため単なる税負担となっている。 （内容・要望ともに変更）	・規程雇用人数算出の定義見直し、現行1.5%の率の見直し。	・残疾人就業保障金暫行規程
		日機輸	(14)	税法の解釈・制度運用の恣意性	・2012年1月より、上海市で流通税改革の試行措置（増値税と営業税の統合）が実施されているが、現状は増値税を納付するか、営業税を納付するか、税務局担当の判断で納付している。 （継続）	・法規に関する解釈を統一してほしい。	
		日機輸			・税法の解釈が安定しない。担当者によって、頻繁に判断が変更される。税法以外の個別通達が多く、税務局員ですら、最新通達を認識していないこともある。 （継続、要望変更）	・税法実施の統一。	
		自動部品			・特殊性税務処理については明確な規定があるにも関わらず、実際に投資性公司（統括会社）が既存の親会社出資現法を子会社化する傘下化（株寄せ）を実施しても担当税務当局からキャピタルゲイン課税の繰り延べについての承認を得られない可能性があるため実施することができない状況が継続している。	・準拠規定に沿って、企業が特殊性税務処理適用申請を提出したら担当税務当局が速やかに承認手続をとるような対応を全国的に実施して頂きたい。	・中国財税[2009]59号 ・中国国家税務総局公告2013年第72号
		日機輸	(15)	国税局と地方税局との連携不足	・都市建設税などの地方税は増値税に関わり、増値税申請、納付、還付などは国税局の認定、許可が必要。国税局側の原因で認定、許可が遅くなる場合、地方税の負担に増減が発生（特に新規、改定の際）。その場合、国税局、地方税局の連携が悪い。	・国税局、地方税局との連携性を改善して頂きたい。	
		日機輸	(16)	税務行政の地域による不統一	・税還付申請の際の税務署の管理方法や提出する書類が税務署の所在する地域によって違う。お互いに違う地域に所在する取引当事者の間では、関連資料の提供や契約締結上の認識の統一までかなりの手数がかかり、税還付申請に影響を与える。 （継続）	・税法の実施面での統一。	

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
14		日商 日機輸			･上海エリア内の地区ごとでも税制に対する見解が異なるケースがある。 （継続） ･保税区企業に対する税務管理の問題の特段の改善は見られない。	 ･引き続き当局間の連携、情報共有などに努力頂きたい。	
		JPETA	(17)	減価償却の残存価格の割高	･原則として残存価額は取得価額の10%と高い為、税金コスト、除却時コスト負担大。	･備忘価格まで償却させてほしい。(現在、日本の場合は1円)	
		日機輸 日機輸	(18)	みなし利益率課税	･移転価格課税として、企業の実態に合わないみなし利益率による課税が実施されている。また、二重課税を救済する手段も無い。 ･移転価格では、一定の利益水準を求められる（みなし利益率課税）。	･企業実態にあった利益率での課税を行うように改めてほしい。 ･日中二国間での取り決め、統一化。	 ･企業所得税法
		日機輸	(19)	移転価格税制の恣意的執行による徴税強化	･中国全体及び地方政府の税収不足を背景に、独自解釈に基づいた移転価格税制の執行による徴税強化の動向が見られる。中国域内における正常な事業活動を維持する上で重大なリスクとなっている。	･企業の状況を客観視した適正な税制の執行をお願いしたい。	･企業所得税法 ･企業所得税法実施条例 ･特別納税調整実施弁法、等
		日商	(20)	移転価格税制での二重課税リスク	･特に移転価格税制においては、各国間のルールがまちまちで、見解が分かれることもあり、当社グループとして二重課税リスクを抱えている。	･世界標準の移転価格税制（ガイドラインなど）の法整備。 ･事前確認制度の充実。	
		日機輸	(21)	日中二国間のAPA制度の不活用	･移転価格税制におけるAPA（事前協議）が、制度はあるものの、実態として、進んでいない。 （継続）	･税制の国際標準化。	
		日機輸	(22)	日中租税条約の外国税額控除対象の不足	･営業税が、日中租税条約における外国税額控除の対象となっておらず、企業負担を強いられているため、外国税額控除の対象としてほしい。 （継続）	･営業税を日中租税条約における外国税額控除の対象としてほしい。	
		日機輸	(23)	二重課税解消のための法制度整備の徹底	･二重課税解消の為の法制面の整備が行われた。 （例：「国家税務総局公告2014年第49号」、クロスボーダーのサービス提供に係る免税適用）	･二重課税解消の為の法制面の整備を引き続きお願いする。	
		日機輸	(24)	値差返金が困難	･グループの集中契約価額で材料仕入、加工先に市場価額で供給後、加工品を在華工場に販売。値差の一部を工場に還元することができない。	･香港/マレーシア/日本などと同じような仕組で対応してほしい。	
		日機輸	(25)	本邦における社会保険料事業主負担分への課税	･社会保険料事業主負担分を中国での所得の一部として、個人所得税を課税する動きが各地で見られる。課税の根拠として、税務局が主張する関連通達の廃止という理由は容易に納得しがたい。	･課税の明確な根拠規定を示して頂きたい。 ･課税が実施されると、多大な追加コストとなるため企業経営を圧迫するため課税措置を撤廃頂きたい。	
		日機輸	(26)	輸出発票発行システム変更による会社負担増	･2013年1月、税務局が輸出発票発行システムを変更、発票発行量が多い貿易会社の仕事量が非常に増えた。 （継続）	･国際標準に従った発票ルール運用。	
		建産協	(27)	輸入木製フロア材に対する消費税課税	･輸入木製フロアには増値税17%とは別に5%の消費税が課税される。中国国内には、多数の木製フロアメーカーが存在するが、消費税の名のもとに実質的な非関税障壁を設け国内産業を保護している。	･輸入木製フロアに対する消費税課税の撤廃。	

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
14		自動部品	(28)	税務当局･税関当局間での通関価格評価の相違	･2009年1月1日以降、一定基準を超過するコンサルフィー、ロイヤリティの支払については中国の税務当局が支払名目、対価の妥当性を検証しているが、一方で税関も別の観点から対価の妥当性について着目、調査を実施している。税務当局、税関当局によって関連者間取引における着目点、見解が異なる点も多い。	･移転価格同時文書が通関価格の評価に利用できるなど、一定の配慮を求めたい。	
		日機輸	(29)	地方税に準ずる費用増加	･税金は税法で明確に規定されるが、遼寧省や大連市で決める地方税的な費用が増加傾向。 (例) 遼寧省河道修繕維持費 (販売x0.1%) 大連市障害者就業保証金(従業員数x1.7%X社員平均給与)	･河道修繕維持費は14年は暫定中止、15年は不透明のため撤廃のお願いをしたい。	･遼寧省人民政府令第263号 ･大残連発[2014]24号
		日機輸	(30)	税務当局の企業窓口担当者の法規解釈の不統一	･税務当局の企業窓口担当者の能力差により法規解釈の相違があり、混乱が生じている。	･能力差による法規解釈の混乱については、引き続き納税者の利便性を追求し、丁寧で正確な対応を行えるように当局担当者の能力向上努力をお願いしたい。	
16	雇用	日機輸 日機輸 日機輸 日機輸 日機輸 日機輸 日商 日商	(1)	人材の確保･定着の困難	･中国の経済成長とともに、所得倍増計画が出てくる中で、従業員の雇用の確保や新規人員採用について、厳しい状況になってきている。 国家中西部開発の政策に伴い、内陸からの出稼ぎ者は減少、賃金に優位性がなく、労務工が不足、且つ流動率が大きい。 (継続) ･離職率が高く、労働力確保が年々厳しくなっている。ワーカーの人件費は年々高騰している。 (継続) ･増産に対し、作業者(正規工)の採用が困難な状況で、派遣を増やして廻している。離職率が高く、労働力の確保が年々厳しくなっている。 (継続) ･天津市が隣接する北京では、開発会社が多くまた給与が高いため、開発･設計人材が北京に流れやすい。天津でのキャリアの開発、設計人材の採用には時間がかかる。 (継続) ･内陸部への労働力の流出が激しく、沿岸部での雇用確保が困難になってきている。 (継続) ･新卒、中途採用ともに人件費が高騰。また、転職しキャリアを積み年収を上げていく慣習になっているため、優秀な人材を長期で雇用することが難しい。 (継続) ･年率10～15%の賃金上昇で熟練者が他企業に流出。流出防止策としての賃金改定で採算性が著しく悪化している。 ･労務費上昇によるコストUP。		

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
16		日製紙	(2)	最低賃金の急上昇	･国務院（中央政府）は第12次5ヵ年計画で「最低賃金の年平均上昇率は＋13%以上」との方針で各地域に対し最低賃金基準を毎年か、少なくとも2年に1度引き上げるように求めている。全国の最低賃金は2010年から2015年までに倍増する計算。また、18回全国代表大会（党大会）で、「20年までに国内総生産（GDP）と国民1人当たりの収入を10年の2倍にする」と表明している。 最低賃金引き上げ幅2012年：25省市平均＋20.2%、2013年：27省市平均＋17.0%、2014年1-9月：17省市平均＋14.1%」（人事社会保障省）。月額最高は上海：1,820元。 （変更）	･賃金だけでなく税務･保険面を含めた観点から意見交換を実施して頂きたい。	･第12次5ヵ年計画（2011～2015年。11年3月公表）
		日機輸			･ワーカーの人手不足を背景に最低賃金が上昇。浙江省の最低賃金は10年約15%、11年約19%の大幅上昇で、年々収益の確保が難しくなる。 毎年のように最低賃金が上昇している。(北京、天津、上海、深セン、広州、大連、杭州など)	･政府によるインフレ、物価高騰の抑制策実施と産業競争力確保のための適切な最低賃金の維持。	･最低賃金法
		日機輸			･2020年にかけて、国民収入を倍増させる方針が発布され、広州市は最低賃金の更なる引き上げを検討している。 （継続）	･製造コスト力を保てるような改定。 ･技能工の大量育成及び労働力確保。	
		日機輸			･ここ数年人件費が毎年10%以上上昇しており、自社利益を圧迫する大きな要因となっている。 （変更、要望追加）	･最低賃金の急激な引き上げの抑制。	･第12次5カ年計画（2011年3月）
		日商			･中国各地で毎年、労働者の最低賃金引き上げが実施され、労働者の人件費が高騰し続けている。中国国内での製造業でのコスト圧迫となり生産拠点の見直し等が図られる傾向にある。	･最低賃金の急激な上昇は抑制して頂きたい。	
		日製紙			･今年も2桁以上の人件費上昇が見込まれる。政府が最低賃金アップを行う。 （継続、要望変更）	･人件費高騰の抑制策。	
		建産協			･毎年物価上昇率を上回って最低賃金が引き上げられ(2014年は160元)、製造コストが上昇する。	･物価上昇率を上回る上昇の抑制。	
		日機輸	(3)	労働者保護色の強い労働契約法	･中国の労働法は労働者保護の観点から規制が厳しく、従業員の職場ローテーションや世代交代等が困難となっている（労働契約書に職位まで記載される為）。また、世代交代できないことから、若い世代が会社を辞めて行ってしまう問題も発生している。	･労働者、会社側の双方に公平な労働法に改めるよう、お願いしたい。	･17条 労働契約の条項 ⑶ 労働契約期限 ⑷ 勤務内容および勤務場所 ⑸ 勤務時間および休憩休暇

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
16		日機輸			･長期病欠者に対して代理者をその職に従事させるが、病欠者が復帰時に元の職位に戻れない場合は、本人の同意が無い限り会社側に合理的な理由があっても裁判となることがある。労働者が保護される判決となる可能性が高く、会社にとっては経済補償金等、負担が増加する。	･合理的な理由を証明する為に、詳細な証拠を求められるが、その準備に相当な時間と手間を要する為、労働法の改正をして頂きたい。	･42条（解除不可能） 労働者に以下の状況がある場合、使用者は40条、41条の規定に従い労働契約を解除してはならない 1）職業病の危険を伴う作業に従事･接触した労働者で、職位を離れる前に職業健康診断を受けていないか、又は、職業病の疑いのある病人で診断期間又は医学観察期間にある場合。 2）本組織で職業病に罹病したか又は業務による負傷により、労働能力の喪失又は一部喪失が確認された場合。 3）罹病又は郷務に依らない負傷により規程の医療機関内にある場合。 4）女子労働者が妊娠期間、主産期間、授乳期間にある場合。 5）本使用者に連続15年勤務し、かつ法定退職年齢まで5年未満である場合。 6）法律、行政法規で規定されたその他の状況がある場合。
		日商			･上海市労働局の規定によれば、勤務8年以上の従業員に対し、非業務上傷病の場合、有給休暇制度ある。	･非業務上傷病の有給制度の見直しを希望。	
		日商			･月給の下方硬直性が強く、事業状況に則した柔軟な報酬設計が難しいため採用に慎重にならざるを得ない。	･無期限雇用の契約締結の制約の見直し。	･労働契約法（2012年12月28日改正）
		建産協			･労働契約法には企業にとって不利となる条項が多く、事業状況に即した柔軟な要員調整が困難。	･労使公平な法改正。	

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
16		日機輸	(4)	派遣労働者使用規制の強化	･2014年3月1日に施行された「労働派遣暫定規定」により、派遣労働者の使用規制が強化された（16年3月までに派遣労働者比率を10%以下に抑える等）。 企業にとり対応における労務リスクが増大し、且つ雇用量調整の柔軟性が失われ、固定費増加･コスト競争力低下に繋がる懸念がある。	･企業の円滑な事業運営を考慮した法整備をお願いしたい。	･労働契約法 ･労働派遣暫定規定
		日機輸			･人員の比率制限強化や同工同酬の意識アップなどにより、人件費が上昇する。 （変更）	･地域の労働力供給やGDPレベルなどを配慮した適切な比率策定、扱い細則の充実化を望む。	･中華人民共和国労働契約法
		日機輸			･派遣労働者の総人数が、雇用総数（直接雇用社員＋派遣労働者）の10%を超えてはならないとの改正があり、企業生産の季節調整が難しくなる。	･派遣労働者の雇用可能比率は30%程度が妥当。調整をお願いしたい。	･労務派遣暫定施行規定第4条
		日機輸 日商	(5)	有期雇用契約の規制強化	･有期雇用の場合、更新3回目、ないし勤続10年で固定期間のない雇用契約を締結しなければならず、事業状況に則した柔軟な要員調整が難しい。また、現行の中国労働契約法では、現地従業員の評価から判断したリストラ策ができない状況。 （変更）	･固定期間のない雇用契約締結の制約をなくしてほしい。 ･労使が公正な立場での法改正。 ･無期限雇用の契約締結の製薬の見直し。	
		日機輸	(6)	労働争議の頻発	･中国全土でサボタージュやストライキなどの示威行動により賃金や福祉条件の過当な向上要求をされる労務リスクが高まり、安定した経営活動の阻害要因となりつつある。		
		日機輸			･ストライキ権の権利や規制に関する法的な根拠が曖昧。		
		日機輸			･政府の指導は、工会（共産党組織）活動の強化とそのチャンネルを通じての課題解決を推奨。これは法的な規制ではなく、行政的な指導であり、工会への求心力が弱い企業にとっては、経営側は弱い立場に陥りやすい。		
		日機輸			･ストライキが法律で禁止されていないため、許可していると解釈されていると推定される。広東省企業集団契約条例（2015年1月施行）は、ストライキを法律で規制する反面、企業としては労働コストの更なる上昇や福利厚生を強いられる。	･ストライキ、サボタージュ（罷業）に対する法整備。	･広東省企業集団計亜y区条例（2015年1月）
		JEITA	(7)	労働紛争に関する法律の未整備	･中国のストライキ、サボタージュ（罷業）に関する法律が不完全で「ストライキの権利を有する」という規定がない。つまりストライキの権利の保障も権利行使の具体的な規範もない中で現実としてストライキ事件が頻発している。ストライキに対し、法律で禁止していないため、許可していると解釈されていることが推定される。ストライキが発生した企業では、一種の規制のない状態の中で解決を図ることになり、混乱が拡大する事例が発生している。 日中関係悪化を原因とするストも発生している。 （継続）	･ストライキ、サボタージュ（罷業）に対する法整備が望まれる。	
		日機輸			･労働争議等に対する法規制が曖昧で解決に多くの時間と労力を要する。 （継続）		
		建産協			･労働争議(ストライキ･サボタージュ)に関する法律が曖昧で解決に時間と労力を要する。法律上はストライキ自体の定義もなく、合法なのか非合法なのかも不明。	･労働争議に関する法律の整備。	

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
16		日機輸 日機輸	(8)	就労ビザ取得手続の煩雑･遅延	･中国で就労ビザを取得する場合、会社関係の書類や申請書以外にも健康証明書、居住証明書や公安局への届けなど、必要な書類や手続きなどが多く、取得までに非常に時間がかかる。 ･現在、新任駐在員のVISA取得の為の必要書類が増加傾向にあり準備に相当期間が必要となっている。例えば、無犯罪証明書（認証付）には、最低でも1ヶ月の期間を要している。更に、必要書類が整った後の、中国側でのVISA申請手続きにも相当の期間が必要であり、円滑な人材のローテーションの阻害要因となっている。	･制度･手続きの緩和･簡素化。 ･健康診断は本国での事前診断による代替。 ･中国側でのVISA申請手続きの迅速化及び必要書類の簡素化。	･無犯罪証明書（認証付）一杭州市労働局規則; ･健康診断書、Zビザ（就労ビザ）、居留許可証一杭州市労働局と中国出入境管理局規則; ･就業許可書、入境招聘状一杭州市労働局と中国駐日本大使館規則 ･戸籍謄本（認証付）一中国出入境管理局規則;
		日機輸 建産協 自動部品	(9)	出向者の就労許可取得要件の厳格	･日本からの出向者の就業許可取得に際して、高学歴(大学卒業以上)者という規制があり、該当しない人での優秀人材を出向者として、確保できない。（継続） ･日本からの出向者への就業許可が、高学歴(大卒)の場合2年間。高卒の場合1年しか認められず、高卒の優秀人材を確保しにくい。 ･就労ビザ（Zビザ）取得のための、学歴要件（大卒以上）、年齢(60歳未満)制限により、技術者の派遣が困難となっている。	･就業許可取得の規制を高校卒業者以上に下げて頂きたい。ルールが不明確。 ･学歴による就業許可要件の撤廃。 ･就業要件の緩和。	
		日機輸 自動部品	(10)	短期出張者の就業ビザ･居留証の取得手続の煩雑･不透明	･人力資源社会保障部、外交部などにより共同で定められた「外国人が入国して短期業務を遂行することの関連手続き手順（試行）」（人社部発［2014］78号）によれば、短期出張者に対して就業ビザ及び居留証の取得が義務付けられることになり、手続きが煩雑化する。日本国籍を有する場合には、通常、日中間で締結された免除協定により中国での滞在日数が15日以内であれば滞在理由を問わずノービザでの入国が可能だったが、短期滞在者がある業務に従事する目的で入国する場合、免除協定の締結国の人員であっても入国前に就業ビザの取得が要請されるようになった。 ･2015年1月1日施行の外国人短期出張者の手続きに関する「取扱手続」について、中国国内で外国人が短期で業務に従事する場合、一定の要件を満たす場合には査証の取得が義務付けられると規定されたが、一方で中国へ観光、商用、親族知人訪問或いは通過の目的で入国する場合、滞在日数が入国した日から15日以内であれば査証が免除される措置も有効とされており、具体的にどのケースが査証を取得しなければならないのか、あるいは査証免除措置の対象となるのか不明瞭。	･免除協定の締結国の人員に対する手続きの簡素化。 ･より明確な査証取得基準を明示してほしい。	･外国人が入国して短期業務を遂行することの関連手続き手順（人社部発2014年/78号） ･人社部発[2014]78号通達

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
16		日機輸	(11)	外国人居留ビザの取得更新手続の長期化	・2013年7月の入管法改正により、外国人居留ビザの審査が長期化、5業務日→15業務日となった。都市により所要時間が異なるという情報もあるが、北京市はほぼ21日間で運用。今回の法改正により、居留ビザ延長申請などでパスポートを預けている期間の出張や会議等の商業活動に対して、大きな制約が生じている。 (継続)	・ビザ審査期間の短縮、簡素化を強くお願いしたい。	・中華人民共和国「外国人出入国管理条例」第30条 ・出入国管理法
		日機輸			・2013年9月施行の改正出入国管理法に基づきVISA取得期間が大幅に延長された(5⇒15営業日)。地域によっては従来どおりの5営業日に再度変更したところがあると聞いているものの、無犯罪証明書の必要有無を始め、地方毎に取り決めが統一されておらず、現場実務での混乱が生じている。また、北京は引き続き15営業日が要求され、特急申請制度等設けられたものの限定的でありかつ費用も発生することから活用は現実的ではない。	・北京を中心に今後も15営業日が継続されれば、出張制限等企業活動にも大きな影響が出るため早期に見直しを検討頂きたい。	
		日機輸			・ビザ、居留許可の申請手続きに時間が掛かる、また必要書類が増え煩雑化している。パスポートを預ける期間が長期化しており、この期間は出国できない。 (継続)	・業務に支障が出ることから手続きの期間短縮化、簡素化をお願いしたい。	・新出入国管理法 ・新外国人出入国管理条例
		日商			・2013年の外国人出入国管理法及び管理条例改正による外国人駐在員の居留許可更新手続きの長期化がもたらす海外出張等の行動制限。	・手続きの迅速化。	・中華人民共和国出境入境管理法 ・中華人民共和国外国人入境出境管理条例
		日機輸	(12)	査証手続の地域差・不統一	・都市により(時には同じ都市でも)ビザの手続書類や所要時間が異なる。 過去の経緯や担当官の違いにより書類が異なることがある。 (継続)	・都市による差、担当官による差・裁量の余地を出来る限りなくし、平準化を図る事をして頂きたい。	
		日機輸	(13)	戸籍制度による転勤・海外出張の困難	・現地社員が故郷以外で就職した場合、戸籍を故郷から赴任先に移さない。このため、パスポートやビザの取得のために戸籍地へ戻る必要があり、海外出張に支障がある。	・戸籍制度の改訂。	
		JEITA			・現地社員を転勤させる場合、戸籍を故郷から赴任先に移さない(抵抗がある)。このため、関係会社への転勤、海外出張に支障がある。 子供は戸籍地でしか就学できないため、家族を残して単身赴任せざるを得ない。 海外出張に行く場合、パスポート、ビザの取得のために戸籍地へ戻る必要がある。 (継続)	・戸籍制度の改定。	
		日機輸	(14)	残業時間の規制の厳格	・現行労働法で決められた残業時間の制限は、急激に発展している経済市場の現状と合わず、法律を遵守するのが困難となっている。 (継続)	・現状に合う柔軟性がほしい。	・中華人民共和国労働法第41条
		日機輸			・現行労働法で決められた残業時間の制限により、生産変同時の対応ができず、法律を順守するのが困難。 例:一般従業員の1ヶ月の残業時間は36時間以内。	・現状に合わせた規制の見直し。	・労働契約法

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
16		日商	(15)	社会保障協定の未締結	･2010年に発布された新社会保険法、それに続く人力資源･社会保障部弁法による外国人の中国社会保険加入義務化、国家税務総局2011年第2号公告による外国人の本国社会保険会社負担分に対する個人所得税課税等による外国人の中国内就労におけるコスト増が企業の発展に支障を及ぼす。	･日中社会保障協定の加速。 ･個人所得税課税に対する企業所得税損金処理等の一体策の検討（一貫性の確保）。 ･地域差や時間差による影響の整備。 ･充分な施行準備期間の確保。 ･細則の整備。	･2010年社会保険法第97条 ･国家税務総局2011年第二号公告
		日機輸	(16)	在留外国人の社会保険強制加入義務による二重払い負担増	･2011年7月1日に施行された「中国社会保険法」により、中国で就業する外国人へも中国の社会保険加入が義務付けられた。 日本における社会保険との二重加入となり、企業にとってはコスト増に繋がる。 （変更）	･早期に二国間協議を締結し、二重加入の問題を回避するようにして頂きたい。	･社会保険法
		建産協			･外国人の社会保険法への加入義務化による二重払い、社会保険料コストの増加。地方によって法規制が異なる。 （継続）	･日中社会保険協定の早期締結。	
		JPETA			･北京に所在する子会社に日本人駐在員を派遣しているが、日本の社会保険制度に加入し保険料を支払っているにも関わらず、北京においても社会保険料が徴収されており、2重負担となっている。 （継続）	･日中社会保障協定にて、保険料の2重負担を廃止してほしい。	･中華人民共和国社会保険法
		日機輸			･外国人の社会保険加入により得られるメリットが希薄。（養老保険における養老金の受け取りは15年間の保険料納入が必要となることから、受領が実質上困難。医療保険においては、外国人向けの医院が保険対象外となっている場合が多い、等。）	･外国人が社会保険加入による十分なメリットを得られるよう関係制度を整備して頂きたい。	･社会保険法
		日商			･中国に駐在する日本人は、社会保険料を取られる為、日本と中国で二重納付となって居る。 養老保険は15年以上納付しないと受給資格がない為、実質掛け捨てとなる。	･ドイツの様に、中国との間で駐在者の社会保険料納付免除協定を締結する。その為の交渉。	･中国社会保険法 ･中国国内で就業する外国人の社会保険加入に関する暫定弁法
		日機輸			･現在、医療保険･失業保険については加入しているが、今回更に、養老保険（日本の厚生年金）についても納付要請（現地払い＋日本払いの合算に対して22%）があった。		
		日機輸			･社会保険（養老保険、医療保険、労災保険、出産保険、失業保険）の会社負担が大きく人件費高騰の一因となっている。会社が負担した社会保険は被保険者に帰属するのでは無く市町村に帰属するので、被保険者が戸籍を移動するとゼロになってしまう。そのため、市町村を跨る人事異動が難しい。二国間協定が無いため日本人出向者も社会保険を納付しなければならず経費増の原因となっている。		
		日機輸			･中日間の社会保障協定が未締結の状況下、かかる社会保険の負担は企業財政を圧迫し企業活動にも大きな影響を与えている。早期に見直しを検討頂きたい。	･左記につき引き続き要望したい	

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
16		JEITA			･外国人に対する社会保険が2011年10月15日に施工された。日本からの駐在員も適用対象となり、社会保険の二重負担が発生し、会社にとっては費用負担増となる。	･二国間社会保険協定の締結。 ･加入の任意化。	
		日機輸			･外国籍社員（日本からの駐在員）の中国における社会保険への加入が義務となり、日中両国での社会保険料納付（二重払い）が発生している。（都市により運用の違いあり。ちなみに、上海ではまだ社会保険料納付は未実施）	･日中二国間社会保障協定の早期締結を実現して頂きたい。	･中国人力資源･社会保障部からの通達
		日機輸			･本件、一昨年からの要望事項であるが、それまで対象外であった外国人労働者が社会保険加入対象となり、対応も地域によってばらつきがあり、分かり難い運用となっている。	･引き続き、社会保障協定の早期締結に向け交渉を加速してほしい。	･中国社会保険関連法令
		日機輸	(17)	社会保障制度･運用の不統一	･社会保険法改訂により外国人労働者の社会保険加入が適用されたが、運用や徹底が統一されていない。 （正しく対応している会社だけ負担増）	･社会保険協定の締結による二重払いの解消。 ･統一された法律適用。	･中国社会保険法
		フルエ			･社会保険制度が各自治体で独立しているため、有能な人材採用の自由度が低い。（上海市民を蘇州市で雇入する場合、社会保険が移管できない等） このため、人材派遣会社を通じた雇入となり余分な費用が発生する。また、帰属意識への影響も懸念される。	･社会保険の全国一元化、または現状より広範囲(華東地区等)での一元化。	
		日機輸			･中国人民のみならず、外国人労働者に対しても社会保険、年金に強制的に加盟を義務づけられた。中国内の各市での実施がバラバラ、徴収基準に関しても統一制がない。 （内容･要望ともに変更）	･母国で支払っている者に対しては、対象から外して頂きたい。 ･新税制導入、税制や税率変更に際しては、外資企業に対話機会を提供するとともに、十分かつ妥当な説明を実施するなど透明性を確保して頂きたい。日本との二重払いの回避。 ･中国と社会保険に関する二国間或いは多国間の協定を締結。 ･日本政府ー中国政府による二国間社会保険協定の早期締結。 ･社会保険法の改正。	･在中国境内就業外国人に社会保険加盟に関する暫定法（中華人民共和国人力資源･社会保障部令16号）
		日機輸	(18)	外国人社会保険強制加入実施細則の不明確	･外国人社会保険の支払はまだしていない。現在瀋陽日本人会で政府に正式に申し入れをし、基準、次期、具体的内容を公示･説明してから一斉に実施することになっている。		･中国社会保険法
		日機輸			･外国人の社会保険加入制度について、自由選択性の導入を引き続き要望したい。	･左記につき引き続き要望したい。	
		日製紙			･上海市では外国人就業者の社会保険の強制加入について、未だ取扱いの細則を発表していないが、北京市等では既に実施されている。いずれ他省市でも同様に適用されることが予想され、更なるコストの上昇要因となる。また、社会保険料の二重払いと掛け捨て(養老保険)等の問題となる虞もある。	･早期に日本と中国が社会保険に関する二国間協定を締結、発効を目指して頂きたい。	･社会保険法第97条 ･中国国内で就業する外国人の社会保険加入に係る暫定弁法
		日商	(19)	日本人出張者の経費処理の困難	･中国にある子会社へ日本人が出張する場合に於いて、日本における費用発生が中国の発票がない為、中国の会社にて費用処理ができない。	･中国会社の経費となるべきものが、日本での経費発生は発票なしでも費用計上できる事が望まれる。	

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
16		日機輸	(20)	定年退職年齢の不合理	･中国の女性定年退職年齢は50歳とされていて、企業の女性幹部育成と活用にとっては不利である。	･女性幹部の定年退職年齢を延長して頂きたい。	･国務院の退職に関する暫定規定第1条の第1点。
		日機輸	(21)	経済補償金支払制度の不備	･退職金制度がなく自己都合で辞める社員には会社から1円も支払われない。一方、会社都合で労働契約を変更/解除する場合は経済補償金を支払わなければならない。そのため社名変更などの些細な事例に対しても多額な経済補償金を要求される事例が発生している。またグループ会社への異動の妨げになっている。	･労働契約法の改正。	･労働契約法
17	知的財産制度運用	日機輸	(1)	知的財産保護の不足、執行不足	･行政執行の弱さ、刑事告訴を行う際の高い基準、軽い罰則など執行･運用面での問題点が大きい。悪質化の傾向にあり、摘発も一層困難になってきている。中国国内のみならず海外市場での被害も拡大。 (継続)	･行政執行力の強化、刑事告発の際の基準の見直し、知財行政スタッフの専門性スキルの向上、罰則強化等。 ･海外市場での被害への対応強化。 ･現行法律に準拠した法的解釈、ガイドラインの制定。	
		日機輸	(2)	特許分割出願の困難	･親出願が係属していないと、その分割出願(子出願)が係属していても、更なる分割出願(孫出願)ができない。 (継続)	･親出願の係属の有無にかかわらず、分割出願できるようにしてほしい(所謂、係属している子出願からの孫出願を認めてほしい)。	･審査指南第一部第一章5.1.1
		日機輸 日機輸	(3)	特許クレーム補正の文言の限定	･クレームを補正する場合、明細書の文言そのままの表現しか認められない。また、OA応答時にクレームを追加する補正が認められない。 (継続) ･PPH申請時に補正が認められないと、PPH制度の目的が果たせない。例えば、第1庁(先行庁)で、クレームを補正した結果、特許可能と判断され、この審査に基づいて、中国(後続庁)においてPPH申請を行う場合、PPH申請の際に補正ができないと、補正前のクレームで審査されることになり、早期の登録が見込めない。 (継続)	･他国と同様、明細書及び図面に開示された内容からクレーム補正の判断をしてほしい。 ･OA応答時にもクレームを追加する補正を認めてほしい。 ･PPH申請時に補正の機会を与えてほしい。	･特許法第33条、審査指南第二部分第八章5.2補正5.2.1補正の要求、実施細則第51条第3項 ･実施細則第51条
		日機輸	(4)	不明確な第一国出願義務の法令規定	･現地開発ニーズが高まる新興国において、当該国における第一国出願義務が法令で規定されている国が依然として多いが、その法令が明確でないため、有効な知的財産権の確保が困難な場合がある。また、多数国間にまたがる研究開発活動が必要とされる今日、複数国での第一国出願義務が抵触するリスクが懸念される。	･第一国出願義務の緩和撤廃、又は法令条文の明確な規定をお願いしたい。 また多数国間での取り決めなどにより、国を跨る研究開発への第一国出願義務の適用緩和などを推進して頂きたい。	
		日機輸	(5)	第一国出願に係る優先権書類提出の省略	･日本国特許庁と米国特許商標庁、欧州特許庁、韓国特許庁間で既に導入されている、第一国出願に係る優先権書類の提出する手続が条件付きで省略されている。中国特許庁と米国特許商標庁、欧州特許庁、韓国特許庁間で既に導入されている、第一国出願に係る優先権書類の提出する手続が条件付きで省略されている。しかしながら、日本国特許庁と中国特許庁の間ではこのような制度が導入されていない。	･日本国特許庁と中国特許庁の間で、第一国出願に係る優先権書類の提出する手続が条件付きで省略される制度を導入して頂きたい。	

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
17		日機輸	(6)	ライセンス契約における過剰な届出･登録事務要請	･同一のライセンス契約を、いろいろな行政部門に届出しなければならない。例えば、対外貿易主管行政部門（海外送金のため）、知識産権局、商標局（第三者対抗要件を取得するため）、さらに、地方の工商局（取り締まりのため）への届出は煩雑である。 また、国の規定と各地方の規定とが統一されておらず、制度が複雑で、届出人は正しい手続をすることが困難である。 （継続）	･行政部門の簡略化。 ･行政規定の簡潔化。 ･国･地方の行政規定の統一を求める。	･中国技術輸出入管理条例
		日機輸	(7)	ライセンス契約における供与技術の性能保証･特許保証の強制	･中国へ技術輸出する側は、輸入する側に対して、品質保証等の責任を負うことを法律で規定しているが、中国国内で行われる技術共有について、同様な法律規定が存在しない。従って、外国民と内国民との格差が生まれているのではないかと懸念している。 （継続）	･当該法律を改正し、外国民と内国民との格差をなくすことを求める。	･中国技術輸出入管理条例
		日機輸	(8)	特許権侵害訴訟手続きの煩雑性と不合理	･外国企業にとって中国での訴訟提起は、手続きが複雑であり、かつ公証･認証など時間がかかり、訴訟の活用ができていない状況である。また地方保護主義が強く、管轄地の問題などもあり、外国企業にとって高額賠償金など不利な判決を受けるケースが発生している。 （継続）	･中国企業、外国企業にとって公正で透明性の高い訴訟の運用を強く求める。	･中国民事訴訟法
		日機輸	(9)	実用新案権の無効困難化	･特許権に比較して既存技術からの進歩性要件が低く、容易に成立する実用新案権が中国国内で急増している。中国における進歩性判断運用が公知文献数に制限がある等、成立しやすく無効化し難い実態があり、潜在的リスクが増大している。 （継続）	･中国実用新案権の進歩性判断に関する運用基準の他国（日本、ドイツ）との調和を求める。	･審査運用
		日機輸	(10)	実用新案の評価報告書の取扱の不適当	･実用新案の評価報告書がなくとも訴訟を提起できる。また、評価報告書の請求者は、特許権者及び利害関係者（権利継承者、専用実施権者、権利者から特別に認められた通常実施権者）に限られ、被告を含む第三者は請求できない。 （継続）	･訴訟を提起する際には、評価報告書の請求を義務づけてほしい。少なくとも、被告を含む第三者も請求できるようにしてほしい。	･特許法第61条第2項、実施細則第56条、同57条、審査指南第五部分第十章2.2請求人の資格
		日機輸	(11)	実用新案、意匠の権利行使時、原告と被告の格差	･実用新案及び意匠出願は、いずれも実体審査なしで権利登録されるので、権利の確実さは欠けていると理解している。しかし、権利者は、この不確実な権利を、損害賠償責任をほとんど負わずに、容易に権利行使ができるようになっている。また、権利行使された側は、中国特許庁へ「権利評価書」を請求することができず、権利の確実さを確認する手段すらない。 （継続）	･日本のように、権利者は「権利評価書」を持たずに、権利行使することを禁止すること。 ･権利者は、「権利評価書」を持たずに、権利行使する場合、損害賠償責任を負うこと。 ･何人も「権利評価書」を請求できるようにすることを求める。	･中国特許法および関連法律･規則など

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
17		時計協	(12)	意匠権取得に係る制度の不備･不足	･意匠権取得に係わる問題点として、以下があげられる。 1)意匠出願における実体審査の導入 意匠出願に対する審査手続き上、実体審査がなく形式審査のみで、実質的に書類が形式上整っていれば新規性が認められない出願も登録されてしまう。「専利法改正により、10件までの類似意匠を1出願にまとめられるようになったが実態審査が無い為権利的に不安定であり制度活用が出来ない。 2）意匠権の権利期間 中国の意匠権の権利期間は、出願日から10年となっている。因みに、日本においては、意匠法改正により設定登録から15年から20年に変更なり、欧州25年、米国14年、韓国15年である。中国の権利期間は短く、定番商品の保護に十分でない。 3）部分意匠制度の導入 独創的である部分が模倣されても、物品全体としての意匠権しか取得できない為、意匠権が及ばず、有効な手立てが取れない。 4）新規性喪失例外規定適用拡大の導入 新規性喪失例外規定は存在するものの、その適用範囲は、政府主催または公認の展示会などで初めて開示された場合等に限定され、実際には適用の可能性が極めて低いのが現状である。 （継続、要望1）変更）	･1）早急に実体審査を行う制度に変更し、権利の安定化が図られることを要望する。先願意匠権との類比に関する実態審査を実施し、類似意匠の権利の安定性を高めて頂きたい。 2）国際水準に合わせて、審査制度を導入すると共に、より長期間の権利保護を要望する。 3）国際動向に合わせ、部分意匠も保護できる制度を導入してほしい。 4）適用範囲を、日本同等に政府主催や公認の展示会以外の個別展示会及び販売活動等「出願人の行為に起因して公知となった場合」などにも適用できるよう範囲を拡大してほしい。	･専利法 ･専利法第23条 ･専利法42条 ･専利法24条
		時計協	(13)	知的財産権侵害に対する罰則の不十分	･商標権侵害行為に対する行政機関による処罰が甘すぎる為、侵害行為が繰り返されているのが実情である。 1）損害賠償額、罰金額が極めて低い。 取締り行政機関、案件により従来に比べて高い罰金額が科されるなど改善の兆しも見えるが、少額の罰金しか科されない場合も少なくない。損害賠償については押収された侵害品が多い場合認められることもあるが、代理人（調査会社）の働きかけ次第という面もあり、十分とは言えない。 また、タッグ、取扱説明書、外箱等の付属品の罰金額の算定が極めて低い。 2）商標権侵害行為に対する行政上の罰金に一貫性が感じられない。各地の行政機関および案件により罰金の額はまちまちである。 3）罰金の納付が行われない場合、侵害者は実質に逃げ得状態になっている。 取締り行政機関より出頭命令が出ても罰金の納付に現れない侵害者に対して、督促状の送付、それでも出頭しない場合ビジネスライセンスの剥奪等の処分が下されるようだが、場所、会社名を変え、法定代表人を他人名義にすれば、実質処分を逃れビジネスを再開することが可能。 4）権利者に対して侵害事実/侵害者の処罰/侵害品の処分についての情報開示が十分でない。 5）広州駅西口時計市場の店頭で販売されている模倣品の数量は減少した。但し、模倣品流通の絶対量に大きな変化はなく、店頭での対面販売から、摘発の対象になりにくいカタログ、ネット販売へ移行しているものと思われ	･1. 1） ①再犯が起きないよう厳しい罰則の適用を要望する。過去に行政処罰を受けている者に対しては、不法経営金額が5万元以下でも刑事罰の適用を要望する。 ②再犯を行った侵害者に対しては、営業許可証の没収を要望する。 再犯者は自動的にPSB案件へ移送を要望する。 ③タッグ、取扱説明書、外箱等の付属品に対しては被模倣品（真正品）の販売価格に基づいた罰金額の算定を要望する。 ④行政摘発を行った後、取り締まり機関が刑事案件への自主移送を積極的に推進して頂くことを要望する。 2）各地の行政機関の罰金額のばらつきを無くし、罰金額の算定基準明確化を要望する。 3）未出頭者に対しては刑事案件に切替えるなど罰則強化を要望する。 4）①侵害内容（差押リスト）	･商標法第六十三条 ･商標法実施条例第六十条 ･反不正等競争法第5条

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
17					る。多くの模倣品がインターネット（商取引プラットフォーム、独立サイト）で販売されている。 6)海関の廃棄ルールは明文化されているが、AIC/TSB/PSBの廃棄ルールが不明確。 7)実際の摘発において、偽物業者は居住区に倉庫･組立工場等をおき、現状では公安以外のAIC/TSB等の行政機関は踏み込めない。 8）一度摘発されても侵害行為を止めず、侵害が繰り返されているが（再犯）、取り締まり機関が再犯者をどの様に把握しているか不明である。 （継続）	②違反者への処罰（処罰決定書/証明書 ③侵害品の処理（廃棄）の確認（廃棄証明書） これらの書類を常に権利者に提供することを要望する。 5) 当局によるインターネット上の取締り、カタログ販売に対する取締りの強化を要望する。 商取引プラットフォームの提供者に対して、規制･取締りの強化、権利侵害品の削除プログラムの改善を要望する。 6）行政機関の廃棄処理ルールを、明確にすることを要望する。 7)AIC/TSBの行政機関が、居住区でも摘発ができるようになることを要望する。 8）身分証明書のID番号を登録し、全ての取り締まり機関が前歴を確認できるシステムを作り、再犯者を厳重に管理する事を要望する。	
		日機輸			･商標権侵害行為に対する行政機関による処罰が甘すぎるため、抑止になっておらず、多数の業者により侵害が繰り返されている。 同一犯による再犯行為がある。 （変更）	･行政機関による処罰の厳格化。 ･全国範囲の案件データベース構築、個人の違法行為、懲罰記録の全国的な共有化。	
		製薬協	(14)	模倣品の横行･国際的拡散	･偽造医薬品は、単に知的財産権（特許権、商標権）の侵害である以上に、患者に深刻な健康被害をもたらす場合も多いため、偽造医薬品を患者の手に届くことがないよう取り締まることが重要である。中国、インド等で製造された偽造医薬品が、自国内で流通するだけでなく広く他国にも輸出されている。 （変更）	･偽造医薬品の製造販売、輸出の取締りを強化して頂きたい。	
		JEITA			･弊社製品の模倣品がインターネットや、非正規の流通チャンネルにおいて発生している。 弊社商標を無断使用する製品ラベルが弊社類似品に貼付され、模倣品として市場に流通している。	･行政当局による模倣品取り締まりの強化をしてほしい。 ･インターネット商取引のプラットフォーム提供業者に対して、商標権者、消費者の権利、権益の保護のため、規制･取り締まりを強化してほしい。	中国商標法52条1号、5号
		自動部品			･当社製品の偽物が大量に生産され、中国内はもとより海外にも大量に輸出され、弊社製品販売に支障をきたしている。	･偽物製品工場が摘発されても、その罰則が軽すぎると思われる。その抑止力を強めるためその罰則をもっと重くして頂きたい。	
		日商			･模倣品の横行が販売増への阻害要因となっており取り締まり不足によりいたちごっことなっている。	･罰金額を少額ではなく大幅に上げてほしい。	

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
17		日機輸 日商			･中国生産の模倣品のインターネットによる国際取引が増加している。 ･特に合金鉄（フェロシリコン等）業界において、密輸品（輸出税を逃れた中国からの輸出品）の横行により、日本向け輸出において価格面で負けてしまうことが有る。	･14年3月15日に施行されたインターネット取引管理弁法の適切な運用をお願いしたい。 ･密輸品の取締りを強化してほしい。	･インターネット取引管理弁法 ･関税法
		時計協	(15)	製品形状模倣品に対する法的防止策の不足	･中国において意匠権が存在しないあるいは登録されるまでの間での製品形状模倣品対応は、不正競争防止法に頼らざるを得ないが、中国の不正競争防止法では、依然、商品の知名性が必須要件であり、新しい商品の形状模倣に対しては実効性がない。 法釈(2007)2号で、法解釈の基準が明確にされた点については評価する。 （継続）	･中国の不正競争防止法における適用要件の追加を要望する。具体的には日本の不正競争防止法第2条第1項第3号（デッドコピー条項）と同様な条項を盛り込むことを要望する。	･反不正当競争法第5条2号
		時計協 日機輸	(16)	模倣品の取締不足	･模倣品の輸出差止件数は増加しているものの、未だ海外の市場において中国製の模倣品が多数発見されており、取り締まりは十分とは言えない。 （継続） ･税関での押収品の処分結果が権利者に通知されない場合がある。 （継続）	･検査率を更に上げるなどして、より多く模倣品が差し止められるよう、取り締まりの一層強化を要望する。 ･押収品処分結果の権利者への確実な通知の仕組み構築。	･知的財産権海関保護条例（条例）および条例実施弁法（弁法）
		日機輸	(17)	税関の侵害認定基準の不明確	･海外会社から受注し、製造･輸出されるOEM生産品が国内の商標権を侵害するか否か、侵害認定基準が不明確で税関など執行機関の判断に幅がある。 （継続）	･行政執行力の強化、刑事告発の際の基準の見直し、知財行政スタッフの専門性スキルの向上、罰則強化等。 ･海外市場での被害への対応強化。 ･現行法律に準拠した法的解釈、ガイドラインの制定。	
		時計協	(18)	差押さえ担保金申請手続の不合理	･担保金 1）総担保金申請しない場合には従来通りの担保金支払となる。担保金額の決定方法が依然不透明である。インボイス表記金額では無く、各税関の裁量で決定されているように思われる。 2）総担保は、最大1年間（申請が認められた日から同年12月31日まで）有効となるが、1月1日からの適用を受けるためには、その2～3ヶ月前までに申請し担保金を預けなければならない。一方、預けた担保金は、適用される年の翌6月30日から180日以内に返還されることになるので、総担保を継続して利用するために権利者は、2年目以降は実質的には2年分の総担保を預ける必要がある。 （継続）	･1）算定基準の明示を要望する。 2）継続して総担保を利用する場合には、一旦、預けた総担保を翌年以降も利用できるようになる事を要望する。そもそも権利者が担保金を負担しないで済むような（日本や欧米のような）システムの変換を要望する。	･条例第14条 ･弁法第22条 ･知的財産権税関保護における総担保の受付について（税関総署公告2006年第31号）
		時計協 時計協	(19)	差押さえ後の処理の不透明･遅延	･税関は侵害貨物の没収を決定した場合、荷受人、荷送人の情報を含む弁法28条に規定される5項目に関する情報を権利者に通知することとなっているが、徹底されていない。 （継続） ･侵害貨物の処分決定に関する情報開示が不十分である。 （継続）	･左記に関する実施の徹底を要望する。 ･侵害貨物の処分内容公開を要望する。	 ･弁法第35条 ･条例第20～27条 ･弁法28条

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
17		時計協 日機輸 時計協 時計協			･権利者は、貨物差し押え期間中の倉庫保管･処理費用等を負担しなければならない。 （継続） ･侵害品押収に関する倉庫の費用について各地税関の格差が大きい、費用明細は不明瞭または提供されない、費用の計算期間も法定の最長期間で計算される場合が多い。 （継続） ･中国税関で差し押さえられた貨物について、現在仕向地しか開示されない。 ･処分決定までの期間が長過ぎる為に、関連費用の請求が遅くなり経理処理が猥雑になる。（差止めから費用請求まで2年掛った事例あり）	･貨物差し押え期間中の倉庫保管･処理費用は、侵害当事者が負担することを要望する。 ･税関による、倉庫費用明細の権利者への提供の義務化。 ･国名のみならず、海外の荷受人も開示してほしい。 ･請求を早くしてほしい。	･条例第25条 ･弁法第31条 ･条例第25条 ･弁法第31条
		時計協	(20)	差押え申請手続期間の延長の必要	･3労働日以内の差押さえ申請。 税関から侵害疑義貨物が発見されたとの通知を受けた場合、権利者は3労働日以内に侵害品か否か判断し差押さえの申請を行わなければならないが、遠隔地の税関の場合、3労働日以内に手続を取ることは極めて困難である。 （継続）	･必要な場合、申請の期限延長を認めてほしい。 ･真贋鑑定のために、一部の税関ではデジタル画像をメールで送付してくれるが、地方を含め全ての税関で同様の対応をしてもらいたい。そのデジタル画像も文字板面と裏蓋面の両面の拡大写真でお願いしたい。	･条例第16条 ･弁法第21条
		日機輸	(21)	著名商標等冒用商号の登記問題	･世界的に著名な登録商標が無断で第三者の商標などに使用され、これと同じ、または類似の社名が多数登記されている。これら著名商標冒用商号が中国大陸で生産･販売される商品や宣伝に利用される反不正競争法違反事件が発生。 （継続）	･著名商標等冒用商号の登記審査の厳格化。	
		日商	(22)	商標登録手続の不透明･遅延	･先使用商標に対する権利保護が明文化されたが中国では法律が成熟していないので、解釈もケースごとに異なってくる。 また出願から登録まで時間がかかる。	･中国国内の商標検索Webサイトの更新を迅速に行ってほしい。	･改正商標法 第59条第3項
		日機輸 日機輸 日機輸	(23)	著作権法改正案の問題点	･2014年6月6日付で国務院法制弁公室から「中華人民共和国著作権法」（改訂草案送審稿）に対する意見募集が行われており、現在も改正作業中である。同改訂草案送審稿において、そのまま制定された場合、懸念される点は以下の通りである。 （変更） ･第13条1項3号 同一性保持権の例外規定が設けられていない。 （継続） ･3条、31条、32条 出版者に対して隣接権を付与すべきでない。	･「著作物の性質並びにその利用の目的及び態様に照らしやむを得ないと認められる改変」については同一性保持権の適用がないことを明らかにすべき。 ･作家の著作権で十分に保護されており、出版者に著作隣接権を付与する必要はない。ひとつの図書に権利を持つ者が多くなることで、書籍の二次利用が阻害されるおそれがある。	･著作権法改正 ･著作権法改正 ･著作権法改正

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
17		日機輸			･15条 法人著作の要件が不適切である。	･法人が著作者としてみなされる条件としては、主管又は投資し、法人の意思を代表して創作し、責任を負担していれば足りる。仮にここでいう「発表」が「発表する場合には法人名義になることが想定される」もの等を含まず「発表された」もののみを指すと解釈されるのであれば、投資、創作の意思、責任等の要件を満たしていたとしても、未発表のものについてはすべからく法人等に著作権が帰属することが認められないことになり、不合理である。	･著作権法改正
		日機輸			･17条 共同著作物の提訴の要件「共同著作者のいずれもが自己の名義で提訴することができ」とされている点が不明瞭である。	･「分割利用できない共同著作物については、その著作権は、各共同著作者が共に共有し、協議をして共同で行使する」とされていることとの関係について明確にされたい。競技の上、共同で行使することが合意されたものについて、いずれかの名義で提訴できるとの手続きについての規定であれば問題ないが、協議の上での共同行使との原則の例外として、合作者の協議を経ず単独での提訴を認める規定であるとすれば、妥当ではない。	･著作権法改正
		日機輸			･20条 職務著作の扱いが不明確。 (内容･要望ともに変更)	･第15条(法人著作)と第20条(職務著作の扱い)の関係が不明確である。 従業員が業務上の任務を遂行するために創作した著作物については、契約でそうでない取り決めをしない限り、当事者の合意が明確でない場合も含め、原則事業体が著作権を享有するべき。かような原則で無いと第15条(法人著作)の考え方と相容れない。 また、事業体が著作権を享有する著作物については従業員に指名表示権を認めるべきではない。 また、会社が自ら使用する場合のみならず、業務範囲で第三者へ使用許諾することも無償で認められる旨を明確にすべき。 20条3項「従業員は編集方式により創作した著作物を出版することができる」は削除すべきである。2項但書の法人帰属が有名無実化しかねないからである。	･著作権法改正

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
17		日機輸			･20条、36条 職務著作、職務実演について、然るべき奨励を与えなければならないとの規定。 (要望変更)	･「奨励」の意味は不明だが、業務上の著作物の創作、実演に対しては、給与により対価が支払われているため、さらなる奨励金は国際的にも例がなく不要である。	･著作権法改正
		日機輸			･43条1項1号 無許諾無償で認められる私的複製の範囲を減縮すべきでない。 (内容･要望ともに変更)	･保護と利用のバランスの観点から、また、現実に行われ諸外国でも許容されている利用実態を反映すべく、現行法と同様に、①私的学習、研究に加えて鑑賞目的を追加し、②部分的な複製ではなく、その著作物全体の複製が認められるようにすべき。	･著作権法改正
		日機輸			･43条1項2号 引用が認められる範囲が不適切。	･「主要又は実質的な部分を除く部分」の引用しか認められない状態で、「ある著作物を紹介、評論、または説明」することは困難と考えられる。原則として、公表された著作物は引用することができるとした上で、「適切」な引用として認められる範囲について、引用の目的、必然性、引用部分とそれ以外の部分の主従関係などの要件を検討するアプローチとすべき。	･著作権法改正
		日機輸			･65条 2つ以上の著作権集団管理組織が同じ利用方式について同じ利用者から利用料を徴収する場合に、「統一した利用料徴収基準を共同で制定しなければならず」と定めている点。 (継続)	･利用料徴収基準は統一させずに、著作権集団管理組織間で競争をさせるべきである。	･著作権法改正
		日機輸			･68条、69条、71条 技術的保護手段に関する広義な定義と限定的な例外規定。 (継続)	･「閲覧」、「鑑賞」、「運用」に係る技術をも著作権法で保護される技術的保護手段とするのは、69条の「著作権及び著作隣接権を保護することを目的として」と照らしても広すぎると考える。 回避禁止規制は、積極的な回避や改変行為を禁止するのにとどまるものであるべきである。 技術的保護手段の回避が認められる場合が極めて限定的で、合法的に回避できるケースが担保されない。	･著作権法改正

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
17		日機輸			・73条 ネットワークサービスプロバイダの責任。	・ネットワークサービスプロバイダが、通知を受け取った後「速やかに必要な措置をとらなかった場合、侵害が拡大した部分に対し、当該ネットワークユーザーと連帯責任を負う」との規定になっているが、速やかに必要な措置をとらなかった場合には、責任免除の恩恵を受けられないとするのが、ネットワークサービスプロバイダの責任に関する国際的な考え方に照らして妥当である。 ネットワークサービスプロバイダが、ネットワークユーザーがそのネットワークサービスを利用して著作権を侵害していることを知りながら、又は知っているはずでありながら、必要な措置をとっていない場合、当該ネットワークユーザーと連帯責任を負うとの規定についても、同様である。 仮にこのまま条文化された場合には、「必要な措置」の内容が不明確であり法的安定性を欠くことから、ビジネスの阻害要因となる。また、原文では権利者が要求する措置がすなわちプロバイダが取らなければならない必要な措置とも解釈し得る余地がある上に、反論の機会が手続き上確保されていないなど、公平性の観点からも問題である。少なくとも、プロバイダが取るべきとされる「必要な措置」は「合理的な」範囲に限られることは明確にされるべき。	・著作権法改正
		日機輸			・76条 損害賠償の金額に関して、「合理的な倍数又は100万元以下の額を選択」できるとして法定損害賠償制度を導入している点。 また、「2回以上著作権又は著作隣接権を故意に侵害した場合、前項により算出した賠償額の2倍から3倍をもって賠償額を確定することができる」と懲罰的損害賠償制度を導入している点。 (継続)	・著作者に対する損害賠償という観点では、実損害額が賠償されれば十分である。 悪質な侵害に対しては、刑事罰・行政罰により対応すれば足りる。	・著作権法改正
		日機輸			・78条 著作権行政管理機関の法執行手段。 技術的保護手段の回避ツールの製造、輸入、提供や技術手段回避サービスの提供について、著作権行政管理部門に強く厳しい内容の法執行権限を認めている点。	・回避ツールとして規制される対象が明確でなく広く解釈される可能性が否定できないことと考え合わせると、全うな企業活動に著しい悪影響を及ぼす可能性が否定できない。	・著作権法改正

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
19	工業規格、基準 安全認証	日機輸	(1)	国際整合性のない中国独自の国家規格の策定	・事務機器(プリンタ、複写機等)の情報セキュリティに関して、ISO、IEC等の国際規格と整合しない独自の国家規格が策定されており、事業上、問題となる。 また、複写機・複合機の再製造に関する国家規格の検討が進められているが、再製造業者の再製造品について、オリジナル製造業者の品質保証の観点から問題となる規定が含まれている。 (内容・要望ともに変更)	・WTO/TBT協定を遵守し、国際整合性のある国家規格の作成を行って頂きたい。 なお、日本からの意見に関して、合理性のあるコメントについては国家規格に反映させるようにして頂きたい。	・中国標準化法 ・中国標準化実施条例
		日機輸			・ネットワークカメラ等の監視システムに関して、ISO、IEC等の国際規格と整合しない独自の国家規格が策定されており、事業上、問題となる。 監視システム等の独自の国家標準対応の負荷大。	・WTO/TBT協定を遵守し、国際整合性のある国家規格の作成を行って頂きたい。 ・困難の排除、世界標準と同等の規定適合。	・中国標準化法 ・中国標準化実施条例 ・GB/T 28181-2011
		日機輸			・情報セキュリティ・高地・熱帯対応等の独自の国家標準対応の負荷大。	・困難の排除、世界標準と同等の規定適合。	・GB4943.1-2011
		日機輸	(2)	CCC取得手続の煩雑・不透明	・現在、中国検験検疫局の規定により、一部の電子商品を輸入するために、有害物質が含まれていないことを証明する3C証明書を輸入者が中国検験検疫局へ提出する必要がある。 製造元(国・企業)によっては3C証明書の発行が困難な為、場合により輸入者側で3C免除申請等の特別処理が必要だが、その申請の提出生類が多く申請に手間がかかる。 (継続)	・3C免除申請の簡素化。	・中国検験検疫局の規定
		日機輸			・CCCマーク(中国強制製品認証制度)に関する規制が厳しく、提出書類が多く申請に手間がかかる。	・申請手続の簡便化、審査機関の短縮。	・強制的製品認証管理規定
		JGMA ベアエ			・納入した機械の補給部品を発送する際にCCC認証対象部品である場合、CCC認証を受けていない部品は発送出来ない。CCC認証を受けていない部品も多い為、発送に困る。	・国際標準に合致していないCCC認証ではなく、それ以外の認証(JIS他)でも輸入を許可してほしい。	
		建産協	(3)	CCC認定取得と費用	・輸入商品に3C等認定が必要。関連して認定費用がかかる。	・手続きや費用の簡素化。	・3C認証等
		日機輸	(4)	過度に厳格な危険物工場保管許容基準	・工場内の危険物保管許容量が低すぎる。在庫許容量が1日使用料の最大2～3日分と消防局から指摘されたが、現実的に危険物等の補材在庫2～3日は不可能。 (継続)	・許容率の向上。	
		日機輸	(5)	エネルギー効率ラベル実施規則と運用の不整合	・エネ効ラベル実施規則では、登録期限はラベル使用開始日から30日以内と規定されている。しかし、輸入品については、通関時にCIQの検査で、通関時に登録完了しなければならないというルールになっている。すなわち、エネ効ラベル実施規則に従っていない。企業はそのため更に早く(30日程度)製品登録を実施しなければならない。製品の更新、輸入、販売に大きな障害となる。	・CIQの要求をエネ効ラベル実施規則と一致させてほしい。通関時のCIQ検査時に、ラベル使用開始日から30日未満であった場合、登録完了を要求せずに通関させてほしい。このような製品に対しては販売時に市場監督当局部門が検査することで監督可能で、問題ないものと思われる。	

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
19		日機輸	(6)	エネルギー効率ラベル実施規則適用の猶予期間不足	･エネ効実施規則が公布された後、具体的なラベルのデザインや、登録方法などの決定が遅く、規則の適用開始日に対して時間がなさすぎる。輸出企業としては生産～輸送などの手番を考慮せざるを得ないため、当局からの情報の提供が遅れると、生産計画の大きな支障となる。	･実運用が妥当な日程で運用詳細の情報提供を頂く事を求める。本来であれば、実施規則の公布時に、対応に必要な情報やデータも公開頂きたい。	
20	独占	日機輸 日商	(1)	事業者集中審査の煩雑･遅延	･事業者集中申告に要する時間が長期化（立案までに数ヶ月を要す）しており、迅速な投資に悪影響を与えている。 （継続） ･経営者集中審査、国家安全審査の適用範囲が広すぎ（売上のみに従って判断する）、且つ審査の所要時間が長すぎる（6か月以上かかるケースもあり）、merging案件が大幅に遅くなるケースがある。	･商務省、その他関係当局において、迅速な審査体制の構築をお願いしたい。 ･審査が三段階まで及ぶことがあるが、その基準を明確にして頂きたい。 ･明らかに関連市場に独占とならない、国家安全に影響しないmerging案件の審査は簡素化、乃至事前審査より事後報告に変更してほしい。	･独占禁止法 ･国务院关于经营者集中申报标准的规定 ･商务部实施外国投资者并购境内企业安全审查制度的规定
		日商	(2)	企業統合届出の全世界売上高要件	･親会社や兄弟会社等を含むグループ企業の全世界売上高が100億円を超えるような企業結合は商務部への申告が必要となるため、中国市場での売上げが全く発生しない企業結合であっても、届出が必要となる。	･全世界売上高の要件を削除し、中国国内の売上高のみを基準に商務部への届出を判断して頂きたい。	･中国反独占法第21条
		日商	(3)	企業統合届出内容要件の不明確	･届出内容の要件が不明確であり、届出をなかなか受け付けてもらえず、中国当局の承認が得られるまでに要する期間が不明確である。	･ 届出受付の要件を明確にして頂きたい。	･中国反独占法第21条
		日機輸 日商	(4)	企業結合審査手続の煩雑･遅延	･簡易審査に関する手続きは導入されたものの、依然として中国における企業結合審査は①長期（簡易審査でも2か月以上）に渡り、②提出すべき資料が膨大で、③中国と無関係な国外案件でも事前届出が要求されるため、M&Aの迅速な実行、スケジューリングに支障をきたすことがある。 ･企業結合申請（Merger Filing）に係る煩雑な行政手続きが煩雑･遅延。	･審査体制の強化（人員増強等）、届出資料の簡素化、届出義務免除規定の策定または届出要件の限定等。EUや米国、日本等他国の独禁当局を参考にして、届出実務を改善してほしい。 ･所謂Merger Filingの審査の簡略化と期間短縮を要望。	･独占禁止法 ･企業結合の届出基準に関する規定 ･企業結合届出弁法
		日機輸	(5)	事業者結合審査手続の所要期間の不透明	･事業者結合簡易案件に関する暫定規定（簡易案件規定）の運用が開始され、当該規定に基づく手続きを利用した案件が公表され始めているものの、①簡易案件か否かの判断に要する時間等が不明確であること②簡易案件としての処理が開始された案件であっても、処理過程において通常案件として扱うべきという判断がなされる余地があり、それまでかけた審査時間が無駄になりかえって審査機関を長期化させる恐れもあることなどから、利用をためらうことがある。 なお、運用を開始して間もないせいか、申請者の殺到、当局側の人手不足が相まって、企業側が期待するスピード感での審査がなされていないのではないかとの懸念もある。	･左記につき当該制度のプロセスのより一層の明確化、及び短期間での審査終了が可能となるよう改善を求める。	
		日機輸	(6)	事業者結合届出遵守の不公平	･中国内外の一部の事業者は事業者結合届出を遵守せずに事業を行っており、事業環境に不平等が生じている。	･左記につき遵守していない事業者に対する処罰の徹底及び処罰事例の明確な公表を求める。	
		日機輸	(7)	事業者結合届出範囲の過大	･事業者結合に関する届出について、届出が必要な範囲が他国の独占禁止法と比較して非常に大きく、中国内外を問わず事業活動の阻害要因となっている。	･左記につき届出範囲の縮小及び更なる明確化を求める。	

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
21	土地所有制限	日製紙	(1)	林業用地使用権取得手続の煩雑・遅延	・林業用地としての土地使用権は、県が発行する林権証という形で確保されるが、県によっては手続きに数年を要する。手続きの迅速化と簡易化を要望する。 （変更、内容の一部を要望へ）	・県によっては財源、人材不足で運用が難しい場合がある。一方、遊休地の有効利用は今後、需要が増し、より複雑、高度な情報処理が必要となる。上部組織（市、省）の専門部門で運用を一括管理するべきである。林権証発行の効率化と林権証取引の促進を図る施策を出すことで、地域経済発展と土地利用率の向上が期待できる。	・森林法 ・農村土地承包法
		日機輸 自動部品	(2)	土地所有制限	・100％外資企業の土地所有が認められていない。 （共産主義国であり、自国民にも認めていないが） （継続） ・50年の土地利用権という形で工場立地がされているため、永続的な生産継続に多大な問題と工場立地における投資リスクが伴う。	・安定した事業運営の為に、土地所有を認めてほしい。	 ・中国法規
22	環境問題・廃棄物処理問題	日機輸	(1)	中国版RoHS指令の不透明	・電子情報製品汚染制御管理弁法（中国RoHS（Step2））の検討（新管理弁法の制定・重点管理目録の制定・対象製品の追加、3C認証実施規則、国家推薦電子情報製品自発的認証制度の施行など）に際して、関係する企業等との協議の場が少なく、制度全体や進捗状況/日程が分かりづらいものとなっている。 適合性評価(認証制度)について中国の認証機関だけで評価能力（分析能力、分析結果の信頼性、安定性、工場監査等）が不足せずに対応できるのか懸念される。 （変更）	・先行するEUや各国RoHSとの整合性を保ち、Step1の延長線となる、企業の自己適合宣言の方式（IEC/TR62476、ISO/IEC17025など）を採用する方向で、認証側・非認証側双方の負担を軽減して頂きたい。	・電子情報製品汚染制御管理弁法 ・国家推薦電子情報製品自発的認証制度
		日機輸			・中国RoHSの管理弁法（案）のもと、関連する標準・規格（案）が様々存在し、制度全体がわかりづらいものになる恐れがある。 （継続、要望一部削除）	・管理弁法・標準・規格の改訂にあっては、施行時期を合わせることやFAQを充実させること等により、わかりやすい制度にして頂きたい。	・中国RoHS（電子電気製品汚染制御管理弁法など）
		日機輸	(2)	中国WEEE	・廃棄電気電子製品回収管理条例（中国版WEEE）において、複写機・プリンタ・FAXが新規目録に追加される政府最終手続きが進められている。目録化確定後の対象製品に対する基金制度（金額の考え方や進め方、策定日程、基金管理等）の検討や決定が、関係する企業等との協議を含めどのように進められるか明確ではない。第一目録における基金運用の課題改善の検討も併せて行う必要がある。また、事務機全体の中古市場が確立している状況から、特に企業向け製品（B to B）の回収・処理の実効性を高めることが困難であることが予想される。さらに一般消費者向け製品（B to C）は、企業向け製品（B to B）とは、その使用後の製品管理手法が全く異なるため、社会全体で製品の回収・処理を高められる社会全体の仕組みの検討が必要である。	・新規目録の基金の検討にあたって、電器電子製品の生産企業、関連業界の意見を充分に反映できる透明なプロセスを踏んで頂きたい。 ・また、第一目録の課題改善を図り資金の流れや活用状況が更に見える制度に改善して頂きたい。 ・BtoB製品とBtoC製品を区別し、それぞれの回収の実態を充分反映した基金制度を制定して頂きたい。 製品回収の実効性を高めるため利害関係者それぞれが役割を果たす社会全体のシステムを構築してほしい。	・中国「廃棄電気電子製品回収処理管理条例」の第四条、第五条、第七条、第十一条、第二十一条、

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
22		日製紙 日機輸 日製紙	(3)	大気汚染対策の不十分	･工場排水またはPM2.5の蔓延により、従業員の健康被害を心配している。(継続) ･大気汚染の深刻化、健康被害の不安。(継続、要望変更) ･駐在員･現地従業員がいる上海･北京の大気汚染が深刻化。現在はマスク配布や空気清浄機設置などで対応しているが、汚染指数の高い日に無理に出社させることは社員の健康保護の観点から厳しくなってきており、今後の通常業務への悪影響が心配される。ハードシップや駐在員家族の一時帰国など、福利面での対応を迫られる可能性もある。 また当社の工場ではないが、江蘇省では市政府からボイラー停止協力を要請されるなど、操業への影響が出ている会社もある。 (継続)	･公害の改善、渋滞緩和。 ･大気汚染発生源での対策を要望する。 ･中国政府に対し、至急抜本的な環境対策を進めるよう、日本からも強くアプローチ頂きたい。	
		日機輸	(4)	廃棄物処理能力の不足	･中央政府の指導の下、各地方政府は大気悪化時に工業企業の排気制限や車両運行規制策を講じている。汚染物の処理量に枠が設置され、超過分は処理できず、敷地内に放置されたままになっている。さらに、処理資格のある企業が限られており、処理費用が高騰している。 (内容･要望ともに追加)	･企業に稼動調整が必要な場合、計画的な活動が望ましい。 ･汚染処理能力の向上、関係法規の厳格化を期待。	･地方政府が制定する大気悪化への対応法規
		JEITA	(5)	指定廃棄業者の廃棄不履行	･外高橋保税区内での廃棄ができない。廃棄の申請は税関に受理されるが、保税区の指定廃棄業者が廃棄を実行しない。そのために損金算入できず、廃棄予定品に対して税金を支払い続けるか、別のエリアに移動して粉砕処理するしかない。ちなみに、廃棄とは別に「資産放棄」の手続きがあり、これは実行可能だが、放棄した筈の当社製品が、市場に出回るリスクがあるため、選択していない。	･物理的な廃棄の実行(実践的にできるようになること)。	
		日機輸	(6)	環境問題の対応の遅れ	･2014年に珠海国家高新技術産業開発区に工場移転したが、開発計画の遅れにより、近隣住民からの環境心配の声が出ている。	･開発計画の推進。 ･近隣住民不安に対する環境対策への補助。	
		フル工	(7)	環境規制への対応の負担増	･華東地区(江蘇省)における環境規制の強化により、生産工程上必要となる塗装設備の導入の許認可に多くの費用と工数が発生している。 評価専門会社への委託が必要な「環境影響評価報告書」の作成費用として約10万元が発生し、且つ情報提供に専任者が必要。 また、「職業病影響評価」も同様の費用負担が発生している。	･環境負荷物質のレベルにより、許認可申請の手順を細分化してもらいたい。	
		日機輸	(8)	標識標準に関する法規制の施行の不透明	･電子情報製品汚染制御管理弁法(中国RoHS)の表示要求事項を規定した標識標準「SJ/T11364-2006」が2014年7月に「SJ/T11364-2014」へ改定された。当標準は2015年1月1日施行だったが、政府から施行延期の公告が公布されると9月頃に事前予告が口頭であったまま施行日まで公布されず、結局、施行日を過ぎた2015年1月8日になって施行見合わせの公告が公布された。 その間、企業にとっては改定版への対応が必要なのか否か不明瞭な期間が続き、混乱する結果となった。 しかも施行見合わせの理由(上位法の中国RoHSが現在改定検討中であるため)は、規制当局として、標識標準の改定版公布前に十分想定される理由であった。	･法規制の制定･改定の際は、関連当局で内容やタイミングを十分に考慮の上で公布し、公布後は企業が混乱することなく対応できるようにして頂きたい。	･標識標準 SJ/T11364-2014 http://www.miit.gov.cn/n11293472/n11293832/n12845605/n13916898/16389113.html

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
23	諸制度･慣行･非能率な行政手続	時計協	(1)	公証･認証取得の煩雑	･中国政府関係当局に対し委任状、訴訟関連資料等を提出する際に、領事館認証を要求される。領事認証を得るには、大使館に2度出頭するなど煩雑であり、時間を要する。 （一部削除）	･領事認証に代えてアポスティーユの付与のみで足りるようにしてほしい。 現状では、香港･マカオのみ適用範囲となっており、中国本土へ適用拡大を要望する。	･ハーグ条約（外国公文書の認証を不要とする条約）の中国本土への適用拡大
		日機輸	(2)	法規にない行政指導	･社名変更手続き（申請から社名を変更した営業許可証取得まで2か月半を要した）において、社名そのものへの注文、増資検討や定款変更を要求など法令とは別の次元での要求が様々な政府部門から提示される。地域によって、または同じ地域でも管轄する地区によっても当局の見解が異なる（保税区企業の増値税還付の取扱いなど）。 （継続）	･法令の中身を曖昧にせず詳細な規定公布と全国及び関係するすべての政府部門への徹底。	
		日機輸	(3)	関係当局･担当者の間の法制度解釈の不整合･不統一	･税務管轄と税関管轄の法規制間に不整合が生じグレーになっている部分が存在。（増値税還付スキーム他） （継続）		
		日機輸			･法律の表現が明確でなく、税務局/税関/外貨管理局当の部門間、担当者による解釈の違いがあり、取引開始後にトラプルが生じるリスクあり。例えば、一日游での直接取引の可能性の解釈等。 （継続）	･部門間や担当者による法的な解釈の違いが起こらないような法整備をお願いしたい。	
		日機輸			･担当者が異なると判断が異なる、同一事象でも地域が異なると判断が異なる、などのケースが多く、確認･リスク回避に多大な時間と労力を要する。 例：輸出加工区出荷の場合の税還付解釈の地域間格差、納税解釈の税務担当者間格差 （継続）	･部門間や担当者による法的な解釈の違いが起こらないような法整備をお願いしたい。	
		日機輸			･税法などの法律問題について、実務の問い合わせに対して当局はせいぜい口頭で回答し、担当者･責任者が変わると問題が生じかねない。 （継続）	･部門間や担当者による法的な解釈の違いが起こらないような法整備をお願いしたい。	
		日機輸			･規制の改定が行われても、地域間で運用に差が見られる。所轄部署による差もある。 （継続）	･部門間や担当者による法的な解釈の違いが起こらないような法整備をお願いしたい。	
		日製紙			･法の解釈または要求内容が担当官によって、恣意的であったり、統一性のないことが散見され業務の安定性に影響を与えるケースがある。 （変更）	･法の解釈等につき行政を通じて統一性を求める。	
		建産協			･各政府機関において、法令･税法の解釈が安定しない。窓口担当者によって法解釈が異なり恣意性を感じる場合もある。また、担当者は口頭での回答に終始し、文書での返答は行われない。	･法令･税法実施の地域格差･担当者格差をなくし統一してほしい。	

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
23		日商 日機輸	(4)	恣意的で長期を要する行政手続き	・2013年12月に北京市で建設分野における中方との合弁契約締結し、2014年5月から現在まで北京市商務委員会（以下、商務委員会）と外商投資企業認可取得に向け協議中。 商務委員会より、合弁契約書内容の変更指摘を複数回受け、修正変更しているが、担当者の意向に基づき修正した点までも再指摘を受ける状態。 委託先の中国弁護士からも中外合資経営企業法に適合しており、問題無い内容を指摘されており、商務委員会担当者の異常性を回答されている。 協議から7ケ月経過しており、委託先弁護士事務所で最長記録との状況で、未だ修正協議中。 ・税務署・外貨管理局・税関といった役所関係の手続きが担当者変更等により多大な時間が費やされるケースがある。何度も同じ説明を違う担当者へ行わなければばならない。	・十分かつ妥当な説明を実施するなど透明性確保をして頂きたい。 ・人治でなく法治国家的な対応の確保をして頂きたい。 ※商務委員会の担当窓口対応のやり取りで証拠書類無し。また合弁契約書等も秘密保持の観点から現在は提出できない。 ・役所内で引継等をお願いしたい。 ・手続き状況について企業からの問い合わせにタイムフリーに書面等明確な方法でのフィードバックをお願いしたい。	・中華人民共和国会社法 ・中華人民共和国中外合資経営企業法
		日機輸 日商	(5)	法律の実施運用の地域差	・危険化学品安全管理に関し、同じ法律であっても、所在地の当局毎に、運用や法規制の解釈に大きな差があり、統一した方法で対応できない（個別最適が必要で負担が増加する）。 （継続） ・関税、外国送金、資本出資などの運用において、東北省など地方と上海地域とで、解釈の違いがあり、事業上、その情報把握に苦慮している。 （継続）	・地方による運用の差をなくしてほしい。 ・法規制解釈の標準化。	・危険化学品安全管理条例 ・危険化学品登記管理弁法 ・中国法制
		日製紙	(6)	地方政府の許認可の恣意性	・当社は苗木生産の苗圃を持っているが、地元の県政府の一部にユーカリが環境に悪いという考えがあり、苗圃の生産許可の取得に多くの交渉を要する。 （継続）	・理由もなく、苗圃の営業許可更新を拒むような事はやめる。 ・ユーカリ植林に対する正しい理解。	
		日機輸	(7)	地方政府の臨時的な経済促進施策享受機会の限定	・経済不況時、一般的には、地方政府より臨時的な経済促進施策が出て来るが、当社はその施策効果を享受することが少ない。（例：11年下期経済不振の時、無錫政府より投資、借金、販売促進のための展示会が多い会社に優遇政策を出した。対象期間は11年10月～12年3月。内容の一つ：設備投資1000万元以上、投資額の5％を奨励） （継続、要望一部削除）	・地方政府関係部門との交流機会を増やす。	
		日機輸	(8)	消防用設備のメンテナンス業者認定基準の不明確	・蘇州市では2013年より、消防用設備のメンテに2種類の業者が必要になった。1つはメンテ業者でもうひとつはメンテ効果の年度チェック業者で、それぞれ消防局から認定されているが、外部からはそれぞれの業者の認定基準が区別しにくい（類似している）。2種類の業者を雇うことにより、費用が2元/㎡から3元/㎡に増加した。 （継続）	・メンテ効果年度チェック業者の別認定を取り消して、チェック責任はメンテ業者自分に持ちます。消防局は抜き取り検査で、不合格であれば、メンテ業者を重罰する。 （建物の消防設計責任と同じやり方）	
		日商	(9)	CIQの窓口指導による混乱	・CIQの指導により会社登記住所ではなく事務所住所を過去に登録させられた為、原産地証明書(C/O)には事務所住所が記載され、輸入国税関に合わせる為、発行するINVやP/Lの住所も事務所住所を使ってきた。正しい姿に戻すべく経営許可証にある会社登記住所に登録変更をCIQに依頼して来たが変更するのに数か月掛かった。	・余計な窓口指導を止め現実的な対応を願いたい。	

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
23		日商			･CIQに制度や規制についての問合せをする際は、他の方法が無いので電話でせざるを得ないが、電話窓口から全く違う部署に回され、正しい部署･担当に辿り着くのに非常に時間と労力を要する。	･要望への理解力があり社内組織機能を熟知している担当者を電話窓口に置いてほしい。	
24	法制度の未整備、突然の変更	日商 日機輸 日商 日機輸	(1)	法律の頻繁な突然の変更	･法令、条例等が急に変更、改正されることが多々あり、対応に苦慮する。 ･法制度や政策などが、急に変更･改正されたことがある。また、変更･改正の頻度が高い。 ･環境問題に関しての急激な規制改訂が実施され、環境面の改善が図られる中、製造業での設備変更（ボイラー等）、設備改良を迫られ、結果、ランニングコストアップとなり収益面を圧迫していく傾向に有る。 ･税務上の貸倒要件が法的措置（清算等）を前提としており、実質破綻の要件がなく、納税者の税負担が長期にわたっている。	･実施するにあたっての連絡、及び実施までの期間を明確にしてほしい。 ･法改正などに関し、外資系企業に十分な事前説明を行ってほしい。 ･環境改善を優先した上で、各業種別での優遇措置が必要なのではないか。 ･実質破綻のケース等を整理し、実態に即した税負担の軽減措置を検討願いたい。	
		日製紙	(2)	現状と乖離している法律法規及び通達	･実務上対応できない法律法規がたくさんある。 1）残業に関する法律 中国の労働法は残業時間上限を1日1時間、1ヶ月36時間と定めているが、ほとんど守られておらず、非現実的な規定である。 2）ビザに関するルール 2015年1月よりビザに関する新ルールが発効となったが、現地関連当局、在日中国大使館に確認しても、2015年1月以降も旧ルールに従うという立場をとっており、混乱を来たしている。	･1）実行性のある法律法規に修正してほしい。 2）実行性のある通達を発布し、かつ執行を徹底してほしい。	･中華人民共和国労働法第41条 ･中国 人社部発〔2014〕78号通達
		日商	(3)	薬事法関連制度･規則の未整備	･薬事法に係る法制度や相互認証が未整備であり、海外製品の輸入許可を取得するのに多くの時間と費用がかかる。	･特にアジア地域において近年薬事法の整備が順次導入されているため法整備と共に欧米の510KやCEマーキング、また日本の薬事法との相互認証を可能にしてほしい。	･薬事法
		日商	(4)	外国人技術者への建造師資格の発行停止	･従来、プロジェクト責任者となるには「項目経理（PM）」資格が必要で、外国人技術者も「外国人項目経理」の資格を取得しプロジェクトを担当できた。しかし、2008年に「項目経理」資格が「建造師」資格に一本化され、現在は「建造師」資格保有者のみがプロジェクト責任者となれるようになっている。この変更時に、外国人項目経理に対しては建造師資格申請に必要な、「一級項目経理資質証」発行を行わないとの決定がなされた結果、外国人技術者は「建造師」資格申請の機会が閉ざされた。個別プロジェクト遂行への影響だけでなく、建設業ライセンス申請にあたっては建造師数も基準が定められており、中国人技術者と同等の能力･経験を有する外国人技術者をカウントできないことは経営問題にもなっている。	･建造師資格と同等の外国の資格を有する外国人に申請機会を与えて頂きたい。	･名簿の発表に関する通知表（建市資函[2006]89号）

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
24		日機輸	(5)	法律の実施運用規則の不備･発行遅延	･全般的に見て、税務や外貨管理の分野で実施細則が法施行直前や事後になる事例は減っていない。特に、大きな法令改正の場合は何らかの問題が生じている。 例えば、上海地区の増値税改革の際には、2012年1月1日施行にも関わらず、当社への通知は2011年11月末と直前であった。また実施細則が定まらなかったため、法令施行後も一部の請求書が発行できなかった。 また、2014年は固定資産の金額基準が引き上げられたが、4Qの大綱発令時点では詳細が固まっておらず、年末にかけて実務が把握できていくという実態であった。また、2015年初からではなく2014年初に遡って適用という面倒な方式であった。 (変更)	･計画的な実施と施行前の詳細規程の整備を図って頂きたい。	
		日機輸			･税務や外貨管理の分野で実施細則の公表が法施行直前になる事例が依然として減っていない。	･施行前の詳細規定の整備と計画的な実施。	
		日機輸			･法律などの施行後も、その細則が制定されるまでに時間がかかることが多く、実務面での対応方法がわからず苦慮している。 (一部削除)	･法律などの施行後速やかな運用規則の制定。	
		日機輸			･上位の法規制が発効しているにもかかわらず、その法律を実際に運用するための下位規則、規制物質リスト、ガイドライン等が公表されるのが遅く、実際の対応が困難。 (継続)	･下位規則やガイド等の準備をしてから法律を発効してほしい。(準備が出来るまでは発効しないでほしい。)	･危険化学品安全管理条例 ･危険化学品登記管理弁法
		日機輸	(6)	ネット関係法規制整備の遅れ	･ネット関係の法規制整備の遅れ。企業に対する誹謗中傷もしくは社内情報漏洩等に対する法規制の規制枠組みが弱い。 (継続)		
		日機輸	(7)	個人情報保護関連法の未整備	･ネット上での個人住所の掲載、誹謗中傷に対し、プロバイダーへの掲載差し止めができない場合がある。労働争議や社内不正への対応を行った際の仕返し、脅し等に身の危険を感じる場合もある。 (継続)	･個人情報掲載差し止め。 ･時と場合によるが公安の協力。	
		日商	(8)	法律改正に係る相談窓口の不備	･新旅遊法(2013年10月)に伴い、従来の上海にある弊社が、取引先企業A社の海外旅行ライセンス利用する形態で初営業を行い、弊社がA社からコンサルタント業務を受託するスキームが、当局から「ライセンスの名義貸し行為に該当する疑いがあるスキームである。」という指摘を受けた。日本国内に本件法律改正を相談できる窓口がなかった。 (追加)	･早急な法律改正を相談できる日本国内の窓口を開設してほしい。	･中华人民共和国新旅游法
		JPETA	(9)	国民休日の直近の変更	･年間の休日は毎年決まった時期に国務院より発表されるが、直前(1ヶ月未満)に日程が変更となる場合があり、生産活動･事業活動スケジュールに支障をきたす。 (継続)	･一度決めた休日は変更しないでほしい。	
		日機輸	(10)	高効率製品補助政策の不備	･省エネ製品の発展を促すためのトップランナー制度について長期的な検討を経ても結論が出ない中、企業の生産方針が決まりにくく、急遽変動が出て生産資源が無駄になるリスクがある。 (継続)	･早期的な決定を期待。	･高効率製品の補助法規

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
24		日機輸	(11)	年間自動車増加台数制限の突然の実施	･2014年12月29日、深圳市の年間自動車増加台数制限規制が突然実施された。自動車が一部の富裕層に独占される可能性があり、車手配等のコストが高騰する可能性がある。	･あまりに急な規制実施であり、撤廃をお願いしたい。	･広東省政府法制弁公室
25	政府調達	日機輸	(1)	政府調達における自国製品の優先購入	･政府調達の条件となっている「Made in CHINA」の為に、入札対応ができない、もしくは、入札の為の対応の負荷大。 (継続)	･制限の早期撤廃。	･The Government Procurement Law of the People's Republic of China
		日機輸	(2)	WTO政府調達協定への未加盟	･GPA協定加盟の動向･目途が不明瞭である(国営企業を除く等、対象範囲の特定を希望)。	･最新情報の確認とご提供を頂きたい。	
		日機輸	(3)	政府調達政策と自主創新政策との関係不明確	･「政府調達政策」と「自主創新」に絡む規則が複雑である。	･最新情報の確認とご提供を頂きたい。	
		日機輸	(4)	入札制度の形骸化	･設備の入札において、入札自体が形骸化しており、費用･時間の無駄が生じている。或いは公正を著しく逸している場合がある。 [具体例] 落札後の価格交渉が常態化している。買い手の意に沿わない落札結果の場合に一方的なやり直しがある。一連のルールとフローが不明確である。 昨年から状況に大きな変化は無く、入札が成立する要件、2次入札のタイミングなどのルールや、入札におけるハンドリング費の定義が不明確。 ユーザーによっては公正でプロセスが明瞭な入札を行う場面も見られたが、それが一般的になりつつあるのかはまだ判断できない。 (変更)	･国際ルールに照らした入札規則として明文化(人治的な判断の余地を排除)し、買い手側の義務と責務も明確にして頂きたい。	
		日機輸	(5)	応札制度の資格要件と事実上の合弁要求	･応札制度に資格等が求められるが、この資格が1システム導入にしても多種類が必要で、これらの資格取得が非常に困難である。また高級資格の取得は政府と深い関係にある業者のみに限定され事実上大型政府案件は中国企業との合弁会社設立をしなければ応札できない。合弁会社設立は、技術移転要求であり実質的に技術を移転するだけで実利に結び付かない。 (追加)	･中国との政治的関係もあるが、政府大型案件は日本コンソーシアムで応札できるようにして頂きたい。	
		日機輸	(6)	政府プロジェクトへの外資企業参入困難	･外資企業は市レベル以上の政府プロジェクト、例えば、863工程(国家重点基礎研究発展計画)が担当できない。 (継続)	･機密性低い市レベル以上のプロジェクトを担当できるような政策を整備して頂きたい。	

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
25		日機輸	(7)	政府購買に係る過大な資料要求	･現在の政府購買は、年に2回、海外メーカーに様々な資料の提出を要求している。日本政府当局が公開発行する会社の「現在事項全部証明書」、「代表者証明書」を提出すること以外に、趣旨が不明瞭な「弁護士の証明」も要求している。なお、加えて、日本法務局発行の公証書と在日本中国大使館発行の認証書も要求している。 日本政府当局が公式に発行する「現在事項全部証明書」、「代表者証明書」は既に権威性がある。民間の弁護士の証明や、法務局の公証や大使館の認証の必要性には疑問がある。また、年に2回も提出が必要か疑問である。中国と日本の制度の違いへの理解が望まれる。 また、上記の資料の提出期限は厳しい。中国の15日稼働日となっているが、実際は13-15日くらいでの対応が求められる。資料は現状、全て政府関係(日本政府当局･日本の中国大使館)の認証等の作業が必要とされる。年末年始の時期となり、日本の政府当局も在日本中国大使館も休みとなり対応できないことがある。	･政府購買の資料は、「現在事項全部証明書」と「代表者証明書」をそのまま提出すればよいものとし、「弁護士の証明」、法務局の公証、大使館の認証は不要とする。また年に2回ではなく、1回のみの提出とする。 ･政府購買の資料提出期限を、20稼働日に延長する。	･「政府調達国内製品管理弁法」(未公布)の第三条、第六条、第七条、第八条 ･「政府調達輸入製品管理弁法」
26	その他	日機輸 日機輸 JMAA	(1)	日中関係悪化によるビジネスリスクの増大	･2012年の日中リスク以来、販売は落ち込み、人員の採用が困難になったりと、生産活動に大きな影響が出ている。 (継続) ･尖閣諸島事件等日中関係問題が経営活動に及ぼす影響。 例)日本製品の非買運動、反日デモ等による出向者の安全管理面での影響等。 (継続) ･外交上の問題が発生するとビジネスに悪影響がでる。企業間では影響なくとも、社会的、インフラ的に及ぼされる影響は無視できない。	･外交安定。	
		日機輸 JEITA 日機輸 日機輸	(2)	電力供給不足	･設備に総配電量規制がある。配電量の増加には政府への申請が必要で認可のタイミングが分からない。当初の計画よりも電力量を必要とする商談機会があった場合に、総配電量の枠により、商談を諦めざるを得ない。(広東省佛山市) ･設備に総配電量規制がある。配電量の増加には政府への申請が必要で認可のタイミングが分からない。当初の計画よりも電力量を必要とする商談機会があった場合に、総配電量の枠により、商談を諦めざるを得ない。(広東省佛山市) ･2014年は発電設備の整備や景気低迷による電力需要の低下により計画停電は実施されなかった。しかし、引き続き需給関係が逼迫した状態が続いている。 ･電力不足で停電が発生する。(電力逼迫時に突然通達がある。)	･電気の安定供給に向け、緩やかなスピードであっても、対応頂きたい。 ･電気の安定供給に向け、緩やかなスピードであっても、対応頂きたい。 ･早期に需要に見合った発電能力増強を実施してほしい。 ･電力の安定供給。	
		日製紙	(3)	不法な損害賠償要求	･当社が林道を作り伐採を行うときに地元の農民が不法な損害賠償(ドロが田んぼに流れ込んだ等)を要求してくる。尚、この問題はエスカレートしており、伐採･輸送に深刻な影響を与えている。 (継続)	･政府による地元振興につながるユーカリ植林のアピール、農民との仲裁をお願いしたい。	

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
26		日機輸	(4)	腐敗	･贈収賄、接待等への規制が強化される一方で、地方では相変わらず贈答品の要求や、当社製品の提供、格安な価格指定による要求が後を絶たない。(継続)	･政府部門の更なる規制、企業への実態調査の実施を求めたい。	
		日機輸			･不正競争に関する商業賄賂については、その定義が曖昧であるため、当局が恣意的に執行しているのではないかとの疑念を抱かせるケースがある。	･左記につき定義や運用等に関して統一された見解等の制定･公開を求める。	
		日機輸	(5)	不払い･支払遅延	･一昨年、某省の公安局の新ビル設備の契約を行ったが、契約時前渡金支払がされないまま、催促され納品を完了させたが、ビルの完成時期が1年以上遅れたこともあり、未だ回収できていない（当社も昨年資金難に陥った）。現在、残作業も残していることから、支払がなければ作業を再開しない旨を申入れ入金を催促。また当社株主の人脈も活用し支払を催促する。		
		JMAA			･商習慣やモラルの違い、力関係により、回収遅延、回収困難の取引が発生。対策として前受を条件としているが、足の早いビジネス(スマホ部品製造機器等)では納期と価格が最優先で、回収ができたとしても、支払いの遅れは収益を圧迫している。	･力のない中小企業に情報面でのサポートや回収リスクの保障。	

香港における問題点と要望

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
12	為替管理	JMAA	(1)	急激な為替変動	・円建てでの直貿で、海外販売店は為替差益を得ているが、値上げの交渉は困難。現地通貨建てでの海外子会社との親子間取引で、現在円安効果で特別価格にて販売が可能だが、利薄の取引が多く、将来取引が続いて円高に振れた時にたやすく損失が出てしまうほどの変動幅。	・為替の安定を図る。 ・変動幅が6ヶ月で数%以内とする。	
14	税制	日商	(1)	移転価格税制の相違・二重課税リスク	・特に移転価格税制においては、各国間のルールがまちまちで、見解が分かれることもあり、ワコールグループとして二重課税リスクを抱えている。	・世界標準の移転価格税制の法整備（ガイドラインなど）。 ・事前確認制度を充実する。	
17	知的財産制度運用	日機輸	(1)	税関での水際取締り不足・不合理	・差止時の真贋鑑定に際し鑑定者の出頭が必要だが、時には現場で判断不可能なものがあり持ち帰ってから二度手間で判断するなど、スムーズな鑑定ができない場合がある。 （継続）	・権利者にとって負担が少ない、スムーズな鑑定を行うためのあるべき運用の検討。	
		日機輸	(2)	著名商標等冒用商号の登記問題	・世界的に著名な登録商標と同じまたは類似の商標を含む商号が多数、会社設立が容易な香港で登記されている。また、最近では中国大陸で登記される紛らわしい商号もある。これら著名商標冒用商号が中国大陸で生産・販売される商品や宣伝に利用される。 （変更）	・著名商標等冒用商号の登記審査の厳格化。	

インドにおける問題点と要望

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
1	外資参入規制	日商	(1)	取締役居住要件	・公開会社、非公開会社ともに、取締役のうち1名以上は、前暦年に182日以上インドに滞在していた者である必要がある。日本人を取締役としたい場合、後任者を前もってインドに派遣する必要が生じるなどアレンジが困難。	・規制の緩和、撤廃。	・The Companies Act
		日機輸	(2)	新取締役選定・登録手続きの煩雑	・新取締役選定・登録にあたり、取締役番号（DIN）およびデジタル署名（DSC）取得が必要となるが、住居証明書類が厳格に求められ、当初ホテルに滞在する新任取締役では電気料金請求書などがまだなく、手続きに時間を要している。 インド政府の公的書面である外国人在留登録証（FRO）で手続きを受け付けてもらえない。	・FRO書面での手続きを認めてほしい。	
		日機輸	(3)	新会社法における最低株主数の規制	・新会社法においても、非公開会社の最低株主数2名の規制が残り、100%子会社の場合に不必要な手続き・費用をかけている。現時点でも1株のみの親会社を設けるなど、ほぼ実益なく、改訂が望まれる。	・最低株主数1名を認めてほしい。	
		自動部品	(4)	株式譲渡価格の内外差別	・株式譲渡の場合インド非居住者が株式をインド居住者に譲渡する場合評価価格以下でされなければならい。逆の場合評価価格以上で譲渡されなければならない。	・株式譲渡価格は当事者間で決定できるようにする。	・インド外国為替管理法
4	撤退規制	建産協	(1)	駐在員事務所の閉鎖手続の煩雑・遅延	・現地法人設立後に現地進出調査目的で設立した駐在員事務所を閉鎖する手続きが煩雑且つ時間を要する。 （継続）	・手続きの簡素化、時間短縮化。	
8	投資受入機関の問題	日機輸	(1)	州による投資恩典の相違	・新規投資に対する恩典の内容が州ごとに異なっている。 （継続）	・州ごとに異なる恩典の内容を調和してほしい。 ・今後、新しい恩典が確立された場合、すでに投資済の事業においてもそのメリットが享受できるようにしてほしい。	
9	輸出入規制・関税・通関規制	時計協 日機輸	(1)	高輸入関税	・時計類の関税は完成品で10%、ウオッチムーブメントで5%、クロックムーブメント10%であり、2011年の日印EPA発効により日本原産の時計関税は10年間で撤廃される。 一方で、基本関税に加え、相殺関税(12%)、教育目的税(3%)、特別追加関税(4%)の上乗せが継続され実質的に高関税となっている。 （変更） ・高輸入税率。 （継続）	・関税の低減および撤廃。 ・FTA締結等による関税軽減。	・関税法
		CIPA	(2)	ITA対象製品への恣意的な課税	・WTO-ITA対象製品であるデジタルカメラ(HS:8525.80.20)に対し、ITA合意国であるインドにおいて、2014年1月より、動画機能に係わりビデオカメラレコーダーと同様の10%のBasic Dutyが課税される動きがあり、同年2月下旬からは当工業会各社の通関が差し止めとなった。同年3月中旬以降、会員各社は、Duty Under Protest（税関による関税分類や評価に不服がある場合、後日、再審査を要求できる）による、10%のBasic Dutyで通関をせざるを得ない状況となっている。	・WTO-ITAの遵守。	・GATT第2条 譲許表の1(a)及び1(b) ・WTO-ITA ・インド関税分類基準『Notification No. 15/2012-Customs』

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
9		CIPA			(改善) ・2015年4月30日付でインド政府財務省より新たな通達『Notification No.28/2015-Customs』と、補足文書『D.O.F.No.334/5/2015-TRU』が発効された。 この通達及び補足文書には、「HS:8525 80 20に分類されるすべてのデジタルスチルビデオカメラおよびその部分品は、スペック(動画の記録時間に関する制限を含む)にかかわらず基本関税を免除する。」旨が明記されており、以降、各社のすべてのデジタルカメラは問題なく0%のBasic Dutyで通関できるようになり、本問題は解決した。		
		日機輸	(3)	ITA非対象の多機能プロジェクタの高関税	・単機能プロジェクタが無税(ITA製品)である一方で、多機能プロジェクタに高関税を課す国が散見される。	・問題解決への働きかけをご検討頂きたい。 ・ITA拡大に関する最新情報の確認とご提供を頂きたい。 ・今後の動向についても継続的に情報をご提供頂きたい。	
		日製紙 日機輸 自動部品 ベア工	(4)	FTA原産地規則の原産地認定基準の厳格・煩雑	・日インドEPAにおける原産品判定基準は、関税番号変更基準および付加価値基準の両方を満たさなければならず、他国との協定に比べ厳しい基準となっている。そのため、原産資格を満たせず、特恵税率を受けらない。 (継続) ・日印CEPAにおいて原産地証明申請の際、「RVCかつCTC」を求められるため、原産地証明作業に時間・手間がかかる。	・他国との協定と同様に、関税番号基準もしくは付加価値基準のいずれかを満たせば特定原産品となるよう判定基準の緩和をお願いしたい。 ・日本とアセアン各国とのEPA、日豪EPA等に倣い、どちらか一方の証明方法により原産品判定を可能にしてもらいたい。	・日本・インド包括的経済連携協定 ・日本・インド包括的経済連携協定
		日機輸 自動部品	(5)	インボイスへの価格の詳細記載要件	・機材(検証用の為の無償出荷)のインドへの輸出において、インボイスにNominal Valueを記載していても、更なるvalueの詳細(組立費、パーツ費など)が記載された公式レターが別途必要となっている。開発委託の機材輸出処理負荷が高くなり現地開発委託を進めることが難しくなると懸念している。 (変更)	・対象機材のNominal Valueで輸出が許可されるようにしてほしい。	
		日機輸	(6)	短期間輸入される販売促進用貨物への課税	・デモや販売プロモーションのために短期間(6ヶ月以内)インドに持ち込まれる商品に対しても高い輸入税が課され、デモ終了後の税の還付は部分的である。特にデモ機が完全に新製品ではない場合は、販売デモのための製品である旨の別の申請書が必要となる。 (継続)	・特定期間デモのためにインドに持ち込む機器については最小限の課税、または免税としてほしい。(現在の税率は27%) ・デモ、評価のために既存のデモ機を輸入する際の手続を簡素化してほしい。	・Union Budget
		日機輸	(7)	関税還付手続の煩雑	・輸出品の輸入関税をリファンドできる仕組みがあるが、リファンド手続きで大量の明細資料の提出を求められる(1000ページ以上の購入資料。)新機種の取り扱いが発生するたびに提出が必要で、膨大な事務量になっている。 (継続)	・輸出事業への恩典を充実させてほしい。	
		日機輸	(8)	中古機輸入規制の不透明	・中古機輸入規制内容および今後の動向について確認したい(再生機ビジネスの可能性について法律面からの検証)。 (継続)	・最新情報の確認とご提供を頂きたい。	
		日機輸	(9)	輸入通関時の最高小売価格の申告・表示義務の煩雑・困難	・MRP(Maximum Retails Price)の表示について、発地にて貼付作業が発生。 (継続)		

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
9		日機輸			･輸入通関時のMRP（最大小売価格）の申告及び表示義務が煩雑･困難である。生産工場等での貼り付け負荷が大。生産時貼り付け価格と通関時価格の同期調整負荷が大。 （継続）	･MRP制度の廃止。	･インド関税法に関係 http://www.cbec.gov.in/cae1-english.htm
		日商 日機輸 日機輸	(10)	輸入通関手続の煩瑣･遅延	･海外からの原料･物品の輸入に際し、新政権樹立後の通関のリードタイムが長期化している。過去は2週間程度のリードタイムが、現在では最長1.5カ月を要する。 ･輸入手続きに時間が掛かる点（平均20日）。 （継続） ･CY(コンテナヤード) 内の通関ではなく、ICD（Inland Container Depot）、CFS（コンテナフレートステーション）での通関となり、CYからの横持ちが常に発生する。 （継続）	･通関に必要なリードタイムの明確化と安定的な手番での通関審査。 ･簡素化してほしい。	
		日機輸	(11)	過度に厳格な貨物検査	･空港貨物において80%以上の割合で内容検査をされる。リードタイム増、貨物ダメージが頻繁に発生。 （継続）		
		JGMA	(12)	税関での煩雑な開梱検査	･出荷した機械が税関での開梱検査にあった。機械を梱包していた木箱が打ち破られ、機械は真空パックで覆っていたものの、そのままの状態で客先工場まで輸送されて機械内部に雨水が入り込み機械が激しく錆びた為、使用不能状態になった。	･開梱検査の場合、必要最低限の箇所を丁寧に開けてもらい、検査後は開けた箇所の養生を適切に行ってもらう。	
		日機輸	(13)	輸入規制対象貨物の不明確	･Hot Dip Galvanized SteelはBIS（Bureau of Indian Standard）輸入規制の対象となっているが、異なる品種（具体的にはZinc、Magnesium、Aluminum、SiliconメッキのSuper Dyma材）がHot Dip Galvanized Steel材と看做され通関で止められる事がある。	･インドで製造出来ない特殊材までインド規準の規格に置き換えて判断するのでなく、明確な鋼材定義に則り判断をして頂きたい。	･Steel and Steel Products (Quality Control) Order, 2008.
		日商 日機輸	(14)	Special Valuation Branch(SVB)発行･更新手続の煩瑣･大幅遅延	･関係会社からの製品輸入に関して税関当局のSVB許可証の取得申請を行っているが、許可基準が明確でない上、担当官による恣意的判断の余地が過大と思える運用がなされており、取得に多大な手間と時間がかかっている（初回申請時だけでなく更新時も同様）。 結果として、輸入時に支払った担保金（輸入額の1%）の還付が長期間なされず、業績に悪影響を及ぼしている。 ･関税当局(SVB)の登録免許更新手続きに時間を要する。 3年毎に登録免許更新があるが、必要書類を提出しても、当局の更新手続きが始まらず、1～2年は処理に時間が掛かる見込み。 その間、CFI価格の1%のDepositを要求されるため、キャッシュフローの負担が大きいもの。	･認可基準の透明化と取得までの所要時間の短縮。 ･担当官による恣意的判断余地の縮小。 ･SVB当局の処理の改善。	
		日機輸	(15)	輸出手続の遅延	･インドからの輸出が可能となるまでの所要日数が長い。 例：無償の場合は3～6カ月、有償買い取りの場合は2～3週間	･輸出手続き期間の短縮を要望。	
		日商	(16)	サンプル品輸入のラベリング義務	･市場調査や分析目的のサンプル品輸入においても、最大販売価格を表示したステッカー貼付、食品表示が求められる。同ラベルがない場合には、Ship Backを余儀なくされる。	･市場に出回らない商品の法律適用除外。	

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
11	利益回収	日機輸 日機輸	(1)	対外送金規制	･外貨送金の規制が厳しく、たとえば輸入商品代金の送金には膨大な資料とサインが求められ、とても煩雑。 ･インドから国外への送金において、経費関連の項目で送金できる内容が限られている。例えば、当社の日本本社とインド販売会社間にて為替差損益の精算を行いたいが、中銀が許可している送金費目は非常に限られており、精算処理をできない。 （継続）	･送金時の手続きの簡素化。 ･国外送金適用項目の拡大。	 ･RBI規則
12	為替管理	日機輸	(1)	同一グループ会社間の為替取引の制限	･将来的にインド国内グループ会社の為替取引を集約する機関を設置したいが、同一グループ会社間での為替取引は認められず、為替取引の相手方は銀行に限定されている。	･為替取引の更なる自由化。	･RBI規制
		日機輸 日機輸	(2)	実需原則に基づく為替取引の煩雑	･為替取引において、実需原則の徹底が求められ、関連エビデンスの作成･提出の負荷が大きい。 ･海外からの入金について規制があり、たとえば個別に契約書を求められるなど煩雑。 （継続）	･為替取引の更なる自由化。 ･入金制度の簡素化。	･RBI規則
		日機輸	(3)	外貨保有規制	･外貨保有規制により客先から外貨で入金後、1ヶ月以内にルピー転をしなければならず為替ヘッジコスト増となっている。海外からの資金調達もルピー転の必要があり、為替ヘッジにより金利のメリットが無い。 規制緩和により、外貨による支払い計画があることをエビデンスで証明すれば、外貨のまま口座保有が可能となったが、無利子である。	･有利子外貨保有の実現。	･外為法
		日機輸	(4)	輸入代金のルピー建決済の困難	･拡大するインド市場での大増販のため、日本及びアジアの生産拠点からの輸出（インドサイドの輸入）が急拡大している中、代金の決済はUSドルとなっており、為替リスクが発生する。インドの販売会社の為替リスクを軽減するため、ルピー建ての決済を行いたいが、輸入代金のルピー建決済が困難である。 （継続、要望変更）	･インド準備銀行（RBI)による為替管理規制の緩和･撤廃（インドルピーの国際決済使用の容認。）	･RBI規制
		日機輸	(5)	国内取引の外貨建決済規制	･現在、インド国内での取引における決済では、インドルピー建ての決済しか認められていない。インドルピーはHard Currencyでないこともあり、為替リスクの観点から仕切り取引を推進する上で大きな足かせとなっている。 （継続）	･国内取引時の決済においても外貨建て決済が可能になることを要望したい。	･インド外国為替管理法
		JMAA	(6)	急激な為替変動	･円建てでの直貿で、海外販売店は為替差益を得ているが、値上げの交渉は困難。現地通貨建てでの海外子会社との親子間取引で、現在円安効果で特別価格にて販売が可能だが、利薄の取引が多く、将来取引が続いて円高に振れた時にたやすく損失が出てしまうほどの変動幅。	･為替の安定、変動幅が6ヶ月で数%以内。	
		日機輸	(7)	ルピー安による輸入部材コスト上昇の価格転嫁困難	･ルピー安の影響で、輸入部材のコストが急騰しているが、それを最終価格に転嫁できず大きな影響を与えている。 （継続）	･裾野産業を育成･支援するプログラムをより充実させてほしい。	
13	金融	日機輸	(1)	海外資金調達規制	･海外からの資金調達（借入/融資/増資等）の複雑かつ厳しい規制用途の限定（運転資金/設備資金それぞれに融資条件有り）、借入期間の制限（海外からの運転資金は最低7年借入必要）、返済の制限（借入資金からは返済できない）、減資手続き（債権者保護のため裁判所の許可が必要）。	･規制緩和の促進による調達資金の用途、期間および返済/減資の制限解除。	･RBI規制

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
13		日機輸			･インド販売会社での運転資金増大に対応するため、インド国外に所在する本社或いは関連会社から貸付を行いたいが、資金使途が設備投資、特定インフラに限られているためできない。 ⇒2013年9月に規制が緩和され、運転資金への適用も認められたものの、付帯条件が厳しく、実質的に活用できない。 （主な付帯条件） －平均借入期間が7年間で期日前返済不可 －貸出人は借入人に直接25%以上出資している事	･海外からの資金調達規制の更なる緩和･撤廃。	･RBI規制
		日機輸			･2013年度に運転資金目的のECBローンに関して条件付で利用が可能になる規制緩和が決定された。 但し、附則された条件が厳しく活用には更なる改善が望まれる。 (1)元本返済の7年間凍結 (2)適用範囲は親子ローンに限る	･運転資金目的のECB条件緩和による資金の有効活用。 (1)元本返済条件が7年間凍結となっているが1年など短期への緩和。 (2)適用範囲が親子ローンに限られており、現地孫会社への適用拡大。	
		日機輸 JEITA	(2)	グループ企業間クロスボーダー貸借取引制限	･クロスボーダーのグループ企業間借入と預入が規制により不可。そのため、効率的なグループ企業内Cash Managementができない。	･規制緩和。	･中央銀行
14	税制	時計協	(1)	高率の間接税	･付加価値税（VAT）12.5%～20%（州により異なる） ･中央売上税（CST）2%･サービス税12% ･教育目的税 3% 関税など高率で運用が複雑。 （継続）	･税制の簡素化と税率の低減。	･物品税法
		日機輸			･相殺(追加)関税(CVD：Countervailing Duty)、特別追加関税(ADC：Additional Duty of Customs)が基本関税に追加で課される。相殺関税は物品税と相殺可能であるが、キャッシュフローへの影響が大きい。 （継続）	･追加関税(CVD,ADC)の早期撤廃が望まれる。	
		日機輸	(2)	複雑な税制	･インドの税制はとにかく複雑である。州により違う。種類が多い。相殺･還付可能税も多いが手続きが煩雑。 －Local Sales Tax（=VAT)により倉庫の集約、在庫の圧縮が困難。 －Road Permit手続きが複雑で困難。 （継続）	･国によるシンプルな税制への早期統一を望む。	･Union Budget
		日機輸			･インドの間接税は、中央政府が徴収権限を有する中央税（関税、物品税、中央政府売上税、サービス税等）と、州政府が徴収権限を有する州税（州付加価値税、印紙税、入境税、オクトロイ等）が存在し、税金の種類･課税方法が複雑･多岐に亘っており、対応に苦慮している。 かかる複雑な体系を簡素化する目的から、現行の関税を除く全ての間接税を廃止し、物品･サービス税（CST）へと一本化される検討･準備が進められている。 （一部削除、要望変更）	･間接税の簡素化に向けた、CST制度の早期導入（2016年度からの導入を要望）。	
		日機輸			･州税を納付するため拠点毎の課税計算が必要（内部拠点間の製品移動が課税対象となる。） （継続）	･CST（中央物品税）の導入。	･Union Budget

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
14		自動部品 日製紙 日機輸			･州跨ぎ税等コストアップ要因となる税が存在するが、客先から回収出来ないケースがある。 ･州をまたぐごとにかけられる課税。 ･中央税と地方税が複雑な間接税の体系で、間接税の専門家を2名雇用する必要がある。 取引において税務関係のFormを揃えるのに手間と時間が掛かる。	･受取りと支払いとの間で単純に相殺可能とするルールが必要。 ･コスト競争力低下の改善。 ･統一税(GST)の早期実施。	
		日機輸	(3)	印星租税条約における売上税源泉徴収の全額還付不可	･インドにおける源泉課税について、シンガポールからインドにデザインや採用等のサービスを提供する場合、販売金額の10-20%の源泉徴収税を支払わなければならない。シンガポールとインドの間の租税条約に基づき、シンガポールで税の還付が受けられるが、全額は還付されず、利益に大きく影響を与える。 （継続）		･印星租税条約
		日機輸	(4)	租税条約適用におけるPAN取得要件	･日印租税条約に基づく源泉税率10%（PANがない場合は20%）の低減税率を適用するにも、日本の企業がPANを取得する必要があり、実際的に低減税率を適用できないケースが多い。	･日印租税条約適用条件の緩和。 ･PAN取得要件の撤廃。	･日印租税条約
		日商	(5)	不当なPE認定･PE課税	･現地子会社が、親会社から独立して業務を行っており、また特段の業務変更が無いにも係わらず、突然インド税務当局から、「当該子会社は何のリスク負担もせず、親会社の取り次ぎに過ぎない」等という主張に基づき、親会社のPEであると認定された。	･日本の親会社等に対する不当なPE認定およびPE課税を行わないこと。 ･同様の内容で、更なる追徴課税の発動や、不毛な訴訟の継続を取りやめること。 ･オフショア仕入取引に関するインドからの支払いは源泉徴収や、源泉徴収義務違反課税の対象としないことを、税法改正あるいは税務通達の発行により明らかにすること。	
		自動部品	(6)	長期出張者のPE取扱いの不透明	･現地の税法上、長期出張者のPE上の取り扱いが不透明である。特に、183日ルールの考え方や数え方、親会社の義務として行う監督指導もPEリスクに直結するか等々の点が明確でないため、今後、拠点への長期出張が増大してきたときの運用面に支障が生じるのではと懸念している。 （変更）	･長期出張者の183日ルールの適用方法（日数の計算、現地を明確化して頂きたい）。	･移転価格税制（法人税法）
		日機輸	(7)	商社活動への不当な移転価格税制更生･追徴課税	･移転価格調査が各商社現法に対して実施され、主たるビジネスである仲介手数料取引についても、通常の売買取引と同等の取扱高に対する利益率を稼得すべきとの一方的主張の下、各社に多額の追徴税額を課した。 インド進出及び取引拡大の大きな障害となっている。またその対応に忙殺されると共に、コンサルタントに対する手数料等、多額のコストが生じている。 （継続）	･移転価格税制に係る総合商社の事業内容解釈の適正化。 ･透明性と合理性のある税務調査の実施。	･Section 92C/92CA Income Tax Act,1961
		日機輸	(8)	移転価格税制の不透明･恣意的適用	･多大な調査工数と納得性に乏しい判断（海外への多額の資金流出全てを移転価格上受入れない姿勢）。 （継続）	･調査官のレベルアップ。	･所得税法144C

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
14		日機輸	(9)	関連会社間取引における過剰な移転価格審査	･関連会社間取引における移転価格審査のため、現地関連会社･本邦親会社間の取引において、本邦親会社の膨大なコストデータを提示する様要請されており、多大な労力を割き本業が阻害されている。 審査担当官の判断により追徴課税等のリスクがある上、訴訟も視野に入れなければならない。 この問題の一環として、当社事業案件のCIF Supply契約では、現地関連会社･本邦親会社間の取引において1%の保証金を支払わされている。 (PJ終了後に返金されるはずだが手続きが不明確)	･当社事業案件のCIF Supply契約においては、現地関連会社は商社に過ぎず、本邦親会社の価格に最低マージンを乗せているだけであり、High Sea Saleによりインドへの輸入者は客先である。その上、現地関連会社の価格は国際競争入札の結果でもあり、このようなスキームの関連会社間取引は移転価格審査の対象外とすべき。 ･当局間又は担当官（人）により違う見解、対応の解消。	･移転価格税制 ･関税法
		日機輸	(10)	グループ会社間の貸借への課税の不透明	･将来的にインド国内でのグループファイナンスを実施したいが、貸付元本または金利に対し「みなし配当課税」がかかる可能性が大きい。 商法では貸借可能となっているが、税法では明確になっていない。 （継続）	･インド準備銀行（RBI)と税務当局間の調整による非課税の明確化。	･税法
		日機輸 JEITA	(11)	配当に対する特別課税制度	･高税率(16%超)の配当税課税により、クロスボーダーのグループ企業間資金還流が困難。	･配当税の廃止、或いは税率の見直し。	･中央銀行
		日機輸	(12)	物品税の課税ベースの判定基準の不明確	･CVD Exciseは、内国品に賦課される物品税に相当する税で、輸入時に課税されるが、品目によって、課税価格がCIF価格をベースにする場合と、MRP（最高小売価格）をベースにする場合に分かれる。しかしながら、その決定基準が曖昧である。また、MRPベースで課税価格を決める際、Abatement率が当局により設定されるが、この決定過程が不透明である。 更に、MRPステッカーを輸入時に各製品の梱包上に貼り付ける必要があり、生産工程上でも負荷、コストアップになっている。 （継続）	･MRP制度･MRPステッカー貼り付け制度を廃止し、CVD Exciseの課税価格をCIF価格ベースに統一すべき。	
		日機輸	(13)	物品とサービスとの課税の不平等	･物品税(12.36%)とVATが夫々課されるケースあり。サービス提供時はサービス税(12.36%)のみ課税されるので不平等な課税となっている。	･製造業者に対して多大な税負担となっている。	
		日機輸	(14)	VATと売上税の相殺不可	･州税であるVAT(州内取引12.5%)と売上税(州間取引2%)の相殺不可。	･現在審議されている、GST統一税制の早期導入が望まれる。	
		日商	(15)	GSTの導入遅延	･州付加価値税、物品税、サービス税、州間取引に課される中央売上税といった非常に複雑な間接税体系となっている。昨年5月に誕生したモディ政権はGST導入を政権公約にしており、本年/来年中の導入を期待する。	･GSTの早期導入。	･GST Bill
		日製紙	(16)	Entry Tax課税の不合理	･州内の産業保護を目的として、州外から原料を買った場合に課税されるが、5-15%だったものが、一律14%に統一され、かなり高額になった。原料の購入にかなり深刻な影響がある。	･Entry Tax自体が産業の成長を阻害するものであり、撤廃を求める。	
		日機輸	(17)	CIF Offshore契約機器へのみなし課税	･現地税務申告の際、CIF等で契約の機器分についてはOffshoreであるため税務申告していないが、CIF/Offshoreについてもみなしで課税され、かつ遅延金利やペナルティを請求されることもある。外国企業の参画･参入の障壁となっている。	･税務当局に対し査定の透明化、公正化をお願いしたい。	

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
14		自動部品	(18)	低利社内ローンへの課税	･社内ローンの事実上廃止。 福利厚生のためのローンに市中銀行並みの金利を付加することを求められ、低利の場合その差額に対して税金を納める様に変更になった。 従業員の手術入院費等高額な支払いに対応出来なくなった。	･福利厚生にも考慮した対応を希望したい。	
15	価格規制	日機輸	(1)	電気料金への政府補助金による参入障壁	･配電会社の電力料金には政府の補助金が投入されており、安く抑えられている。第三者が配電事業に進出するには価格的に不利となる。 （継続）	･インフラ整備の一環として配電事業への市場参入が促進されるような規制の段階的撤廃を期待。	･電気法2003 (The Electricity Act 2003)
16	雇用	日機輸	(1)	州ごとに異なる労働基準	･全般的に州毎に雇用にまつわる基準が異なるが、その内容を把握するツールが乏しいため、労務管理が難しい。 （継続）	･労働関係法書籍の発刊もしくはインターネットでの情報開示が必要。	
		日機輸	(2)	ビザの有効期間の不足	･赴任者本人の最初のビザの期限が1年である中で、家族を帯同する場合には本人のビザの残存が半年以上必要であり、本人赴任後直ぐに帯同手続をするか、本人ビザを延長してから帯同手続を行わなければならないため時期の設定という点での不自由さがある。 （継続）	･赴任者の最初のビザを1年期限ではなく複数年許可して頂きたい。	
		日機輸	(3)	ビザの発給条件の頻繁な変更･不透明	･現地でビザ申請する際の書類･記載事項が頻繁に変更される。事前に書類の種類や内容について問題ない旨、当局に確認していても、実際申請してみると受理されないことが度々ある。 （継続）	･手続きの平準化･効率化をして頂きたい。	
		日機輸 JGMA	(4)	ビザ申請手続の煩雑･遅延	･就労査証の手続き（新規赴任時･更新時ともに）にあまりにも時間と手間がかかりすぎる。 （継続） ･ビジネスビザ、雇用ビザ等を申請する際に要求される書類が多く、前もっての事前準備が必要になる。	･日本人に対し手続きの簡素化･時間短縮、査証期間の拡大が望まれる。もっと活発に日印が交流できるよう、日本人については査証なしで入国できるよう入国規制緩和が望まれる。 ･EPAを締結している国同士なので、ビザの発給要件を緩和してほしい。	
		日機輸	(5)	都度出国許可の煩雑･不合理	･ジャルカンド州では在留外国人が、インド出国の都度、在留許可を管轄する警察署の許可を得る必要がある。緊急の帰国の必要性に対応できないケースがあり、且つ他州にはない措置の為、撤廃を要請している。	･都度出国許可が必要と規定されたジャルカンド州ルールの撤廃。	
		日機輸	(6)	就労ビザ期間と外国人登録期間の同一化措置の不徹底	･FRRO（外国人在留許可）の有効期間とVISAの有効期間が異なる（地域、担当者によっては、同一期間で取得できる場合も有り）ため、駐在員のFRRO手続きが煩雑であった。 9月の日印首脳会談で日本人在留者に対してはVISAと同期間の居住許可を認める正式決定があった。 その後、FRRO現場レベルで実行されていないケースが散見される為、日本商工会　建議書委員会経由で再徹底を依頼（2014年12月）	･2014年9月のインド政府決定の徹底。	
		日機輸	(7)	日印社会保障協定の発効遅延	･インド-日本間では社会保障協定に合意･署名済みであるものの発効にはいたっていない。①社会保険への2重加入及び②58歳になるまで還付がなされないことによるコスト負担の増加が生じ、既に 施行済みの韓国と企業と比べコスト競争に劣る。 （内容･要望ともに変更）	･社会保障協定に発効に向けて進展していると聞いているが、締結に向けて迅速なアクションをお願いしたい。	･G.S.R 148 and G.S.R 149 Dated September 2010

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
16		自動部品			･社会保障協定は署名され、批准も2013年12月に終了しているが、細則が依然協議中のため、駐在員の年金の2重払いが続いている。 会社負担12%であり収支への影響がばかにならない。	･社会保障協定の発効を促進して頂きたい。	
		日機輸			･インドにおいては社会保険料を支払うことが外国人にとっても義務付けられている。58歳で受け取れるが会社側としての管理と受領方法が困難。 (継続)	･日印社会保障協定の早期発効。	･積立基金法
		日商			･現制度下では、駐在員が駐在期間中に支払ったProvident Fund(PF)が58歳以降にならないと返金されない。 2012年11月に日印政府間において社会保障協定が締結、13年12月に日本での国会承認が完了（インドは国会承認不要）。今後交換公文等の手続きを経て発効の予定であるが、未だ公文書への署名が完了していない。 発効されれば駐在期間5年未満の駐在員は、帰国時にPFの返金を受けられるようになる見込み。	･日印社会保障協定の早期発効。	･The Employees' Provident Funds (Amendment) Scheme 2010 (EPF) and the Employees' Pension (Amendment) Scheme 2010 (EPS)
		日商	(8)	労働者過保護の労働法制	･勤続年数の長い労働者が過度に保護される法規制等により、事業環境に即した柔軟な人員体制構築が困難。	･関連法規制の見直し。	･Industrial Disputes Act,1947
17	知的財産制度運用	日機輸	(1)	外国出願に関する情報提供要件の不合理･不明確	･インド出願後、特許付与まで、長官の要求があれば外国出願に関する入手可能な情報を提供しなければならず、Office Actionには、この外国の例としてUSPTO、EPO、JPOが挙げられている。しかし、これら3つの特許庁での情報は、出願人からの情報提供を受けなくても、ドシエシステムを使えば、審査官は入手可能であり、出願人に余計な負荷がかかっているように思われる。 (継続)	･ドシエシステムを活用し、出願人からの情報提供を不要として頂きたい。	･特許法8条(2)「外国出願に関する情報」 ･特許法64条(1)(m)「特許の取消」
		日機輸			･情報提供が必要な国が不明瞭であり、適切な対応ができない。現状のOffice Actionの定型文は、"Details regarding the search and/or examination report including claims of the application allowed, as referred to in Rule 12 (3) of the Patent Rule, 2003, in respect of same or substantially the same invention filed in all the major Patent Offices such as USPTO, EPO and JPO etc., along with appropriate translation where applicable, should be submitted within a period of Six months from the date of receipt of this communication as provided under section 8 (2)of the Indian Patents Act. "とあり、"major patent offices"が不明瞭である。 (継続)	･情報提供のしくみを継続する場合は、どの国の情報が必要であるかを明らかにして頂きたい。	･特許法8条(2)「外国出願に関する情報」 ･特許法64条(1)(m)「特許の取消」
		日機輸			･各国における特許審査情報の電子化と公衆への提供が進んでいる今日でも、外国出願の事実や審査結果などの審査情報開示を義務付ける国があり、多数国で知的財産保護を求める必要のある多国籍企業にとって、その対応負担は非常に大きい。またその義務の内容が明確でないため、将来的に意図せず義務違反となるリスクが懸念される。 (継続)	･特許審査情報の電子化の進展に鑑み、外国出願情報開示義務を緩和･廃止、又は義務内容の明確化を推進して頂きたい。	･インド特許法8条等

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
17		日機輸	(2)	特許実施報告書提出にかかる特異な情報提供義務	･インドにおける特許発明の商業規模での実施の程度に関する陳述書（FORM27）を定期的に提出しなければならないが、他国には無い制度であり、特別な作業をしなければならず、負荷が大きい。 （継続）	･陳述書がどのように活用されるのか、又、提出に際して現状の運用の必然性が不明であるにも関わらず、特許権者に対して作業負荷が非常に大きいため実施報告書の提出を廃止してほしい。	･インド特許法146条(2)「特許権者からの情報を要求する長官権限」 ･インド特許施行規則131(1)(2)「146条(2)に基づき提出を求められる陳述書の様式及び提出方法 ･インド特許法122条(1)(b)「情報提供の拒絶又は懈怠」
		日機輸			･インドでは特許の国内実施に関する情報を提供することが義務になっている。この情報は全てのインド特許について、毎年、1月1日～3月31日の期間中に提出することが義務付けられている。（インド特許法146条）	･インド国内での実施報告義務の廃止、又は緩和をお願いしたい。	
		日機輸	(3)	第一国出願義務の法令規定の不明確	･現地開発ニーズが高まる新興国において、当該国における第一国出願義務が法令で規定されている国が依然として多いが、その法令が明確でないため、有効な知的財産権の確保が困難な場合がある。また、多数国間にまたがる研究開発活動が必要とされる今日、複数国での第一国出願義務が抵触するリスクが懸念される。 （継続）	･第一国出願義務の緩和撤廃、又は法令条文の明確な規定をお願いしたい。 ･多数国間での取り決めなどにより、国を跨る研究開発への第一国出願義務の適用緩和などを推進して頂きたい。	･インド特許法39条等
		日機輸	(4)	実用新案制度の導入における制度設計への懸念	･実用新案制度の導入が積極的に検討されていると聞いている。 また、その理由の1つとして、特許審査の滞貨解消が挙げられている。実用新案制度における簡易な審査により、不安定な権利が増加し、権利濫用が懸念される。 （継続）	･もし、実際に実用新案権制度が導入されることになる場合には、実用新案権者が権利行使する際には技術評価書の提示を義務付ける、実用新案権の保護対象を明確化する（例えば物品の形状に限る）などの対策を要望する。	
		日機輸	(5)	商標案件における審査の遅延/停滞	･商標異議案件において、出願人が異議通知書受領から2ヶ月以内に答弁書を提出しなかった場合は放棄擬制となる旨規定されている（商標法21条）が、答弁書の提出がないのにも関わらず放棄擬制が実行されないまま5年以上動きがない案件が複数存在。また、商標登録出願案件においても、長期未審査案件の存在や、現地代理人から審査完了の報告を受けているにも関わらず、5年以上登録証が発行されてない案件等が存在する。	･審査の迅速化及び停滞案件の即時進行を希望。	･インド商標法21条（2）
		製薬協	(6)	模倣品の製造販売･輸出取締りの不足	･偽造医薬品は、単に知的財産権（特許権、商標権）の侵害である以上に、患者に深刻な健康被害をもたらす場合も多いため、偽造医薬品を患者の手に届くことがないよう取り締まることが重要である。中国、インド等で製造された偽造医薬品が、自国内で流通するだけでなく広く他国にも輸出されている。 （継続）	･偽造医薬品の製造販売、輸出の取締りを強化して頂きたい。	
		日機輸	(7)	模倣品取締り･押収後の履行手続遅延	･警察による取締り･模倣品押収後、警察はCharge Sheetを裁判所に提出しなければならないが、2年以上たっても提出されず、刑事訴追手続きが始まらないケースが複数ある。事件の解決が遅延する上、証人出廷が困難になったり、当事者間交渉によるタイムリーな供給元情報取得も困難になったりする。 （継続）	･警察での取締り後、1年以内にCharge Sheetを提出するなどの期限を設けて頂きたい。	

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
17		製薬協	(8)	医薬品分野の知財保護の不足	･多くの医薬品特許が認められない、認められたとしても特許訴訟では非侵害の判断、侵害の可能性があれば強制実施権の設定と、ほとんど知財保護が期待できない状態にある。 (継続)	･TRIPS協定に従い、技術分野並び輸入か国内生産かで差別することなく特許を認めて頂きたい。 ･強制実施権の設定に当たっては、合理性･透明性を確保して頂きたい。	･インド特許法第3条及び第84条
		日機輸	(9)	特許庁の制度運用の不十分･不透明	･インド特許庁IPDLでの商標検索における操作性が不十分。	･検索項目の追加（権利存続／失効の絞込みや出願人での検索を可能に）。 ･ステータス情報の充実（ステータスの最終更新日付の記載）。	
		日機輸			･4つのインド特許庁（デリー、コルカタ、ムンバイ、チェンナイ）における審査のワークシェアリングがされていない。	･最近では、審査官が4つの特許庁間で交流･異動する対策がとられているようであるが、出願審査自体も4つの特許庁でワークシェアリングし、審査基準の統一化、審査スピードの標準化を図って頂きたい。	
		日機輸			･法令上の明確な規定がない一方、審判部での判決や特許庁の指針に基づいて、全てのインド特許出願について、発明者から会社への譲渡証又は所有権を証明する書面を提出することが必要であると、現地弁護士から要求されている。	･譲渡証提出の緩和又は不要を法令規定に明記して頂きたい。 または、所有権を証明する書面の要件、記載内容を簡素化し、現地の弁護士が容易に作成し、署名できる内容に改めて頂きたい。	
19	工業規格、基準安全認証	日機輸	(1)	工業規格、基準の不実行	･工業規格、基準は、概して実行されていない。 (継続)	･適切な実行が必要である。	
		日機輸	(2)	短い安全規格発布から施行までの猶予期間	･他国では安全規格の発布から施行までは最低1年猶予があるが、Electronics and Information Technology Goods (Requirements for Compulsory Registration) Order, 2012は2012年10月3日発布、2013年4月3日施行で半年しか猶予がない。対象は輸入、保管、販売まで及んでおり、半年の猶予は短すぎる。 (継続)	･他国と同様に、発布から施行までは最低1年設ける。	･Electronics and Information Technology Goods (Requirements for Compulsory Registration) Order, 2012
		日機輸	(3)	不合理な製品安全規制	･インド通信情報技術省による製品登録制度（安全規制） 2012年9月に家電や電子･情報通信機器の15品目について規制を導入するOrderが公表された。2度の延期を経て、現在施行日は2014年1月3日となった。インド安全規格にもとづく確認試験、モデルの登録、規格適合･登録番号の表示が要求されているが、以下の問題があり、製品サンプル、試験費用、登録までのリードタイムが負担となっている。 －インドは国際相互承認制度であるIECEE-CB制度のメンバーであるのにも拘らず、CB証明書を受け入れてない。 －認定試験所がインド国内に限定されている。 －当局の登録作業が大幅に遅延している。 －登録番号の表示が要求されており、登録完了後でないと表示を付することができない。	･IECEE制度のCB証明書を受け入れること。 ･登録手続きの迅速化。 ･登録番号の表示廃止。	･Gazette of India, Extraordinary, part 11, Section 3, Sub-section (ii) of dated 7.9.2012 Order of Ministry of Communications and Information Technology

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
19		日機輸			･【状況】 ①インド通信情報技術省から2012年9月7日付けで家電や電子･情報通信機器の15品目（蓄電池、ACアダプタ、LED照明など）について規制を導入する旨のOrderが公表されている。施行は2回延期され2014年1月3日。インド安全規格に対する適合、規格適合の表示及びモデル登録が規定されている。 ②同省は2014年11月13日付けで、対象範囲に15品目を追加する通達を発行した。 ③インド標準局BISは2014年12月3日付けで、情報機器に対する適用規格（IS 13252）を更新し、2015年3月31日までに新規モデル及び登録済モデルについて、認定試験所での追加試験の実施及びBISへの覚書提出を行うよう通達した。 【問題点】 ―試験所がインド国内のBIS認定試験所に限定されており、国際認証書（CB認証書）を受け入れない。 ―追加品目のなかで電池、LED照明の試験所がまだ認定されていない。 ―追加品目及び規格更新により、必要な業務量に対し試験所の処理能力及びBISの登録審査の能力が大幅に不足し施行日までに登録完了できない。 ―ノートPCなどは、機器、ACアダプタ、電池に表示が必要、包装箱にも3つのラベルが必要。	･国際認証制度（IECEE）のCB証明書を認める。 ･BISの登録作業の簡素化。 ･品目追加に関する施行日(2015年5月13日）及び規格更新に関する施行日（2015年5月31日）を延期する。 ･機器と同梱される電池、ACアダプタについては、包装箱の表示だけとする。 ･表示要求項目のなかで、登録番号を削除する。	･Gazette of the India, Extraordinary, Part 11, Section 3, Sub-section (ii) of dated 7.9.2012 Order of MINISTRY OF COMMUNICATIONS AND INFORMATON TECHNOLOGY ･Guidelines for Implementation of Amendment 1 to IS 13252(Part1):2010
		日機輸	(4)	海外機関発行CBレポートの不認可	･CBスキーム対象国にも係わらず、海外機関が発行したCBレポートを認めない、かつ、認定機関CBレポートも3ヶ月以内のものしか受け付けない。 （継続）	･海外機関発行のCBレポートを認めること。 ･CBレポートの期限制約は解除すること。	･Electronics and Information Technology Goods (Requirements for Compulsory Registration) Order, 2012
		日機輸			･2013年4月3日から安全規格の法規制が公布されたが、日本企業に入ってこなかった。日程的にも非常に厳しく、現地のインド企業も反対しているのになぜ、急いで施行しようとしているのかわからない。しかもCBレポート提出でなく新たに試験をしようとしている。CBレポート提出ではだめなのか？ （継続）	･他国と同様のCBレポートベースにしてほしい。	
		日機輸			･インド国内の試験機関しか認定されていない上、CBレポートが受け入れられていないため、申請の殺到によりテストレポート発行まで数カ月を要している。また、試験機関による誤記が多く、申請者による確認作業が負荷になっている。登録当局（BIS）によるテストレポートの精査と修正要求、登録作業の突然の中断などにより、登録が完了するまで数週間を要する。 （内容･要望とも追加）	･海外の試験機関への認定の拡大。 ･CBレポートの受け入れ。 ･BISによる登録作業の迅速化。 ⇒現状、新規工場の追加は1カ月、モデル追加は2週間で処理されている。	･Electronics and Information Technology Goods (Requirements for Compulsory Registration) Order, 2012 ･Amendment Order, 2013

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
19		日機輸			･インド国内の試験機関しか認定されていない上、CBレポートが受け入れられていないため、申請の殺到によりテストレポート発行まで数カ月を要している。また、試験機関による誤記が多く、申請者による確認作業が負荷になっている。 (継続)	･海外の試験機関への認定の拡大。 ･CBレポートの受け入れ。	
		日機輸	(5)	安全規格申請の申請者が工場限定の不合理	･安全規格申請が2013年4月3日にスタートする。本来申請者は製造業者もしくは輸入業者なのに、申請者が他国と異なり、工場となっている。製造委託を行っている場合、委託先の工場では申請業務を受けてくれないので、申請を行うことができない。 (継続)	･他国と同様に、製造業者もしくは輸入業者に変更すること。	･Electronics and Information Technology Goods (Requirements for Compulsory Registration) Order, 2012
		日機輸	(6)	不合理な対象品目追加	･2014年11月7日にACアダプタ、バッテリチャージャが対象品目に追加になることが発表になった。 すでに規制の対象である製品(プリンタなど)のACアダプタやバッテリチャージャなども別途、試験や表示が必要となり、企業にとっては費用面での負担が非常に大きい。 そもそも、プリンタなどはACアダプタなどと一体で試験され、登録されているにも関わらず、別途、電源部の登録が必要なのは不合理である。	･登録の対象である機器用のACアダプタ、バッテリチャージャの登録要求の廃止。 ･あるいは、ACアダプタ、バッテリチャージャのみを登録の対象とし、DC機器側の登録要求の廃止。	･Electronics and Information Technology Goods (Requirements for Compulsory Registration) Order, 2012 ･2014/11/7付 NOTIFICATION
		日機輸			･2014年11月7日に二次電池が対象品目に追加になることが発表になった。その時点で二次電池の認定試験所がまったく存在しなかったにも関わらず、2015年8月13日までの対応が要求されている。 2015年1月26日現在も二次電池の認定試験所はひとつしか認定されておらず、今後、試験の殺到により強制日までの対応が困難となることが予想される。	･インド国内のインフラが十分に整備されてからの規制開始。 ･施行の延期。	･Electronics and Information Technology Goods (Requirements for Compulsory Registration) Order, 2012 ･2014/11/7付 NOTIFICATION
		日機輸	(7)	製品発表前の登録済み製品のWeb公開	･登録と同時に製品のモデル名が当局のWebサイトに公開される。製品発表前の新製品名が公開されてしまうことは販売戦略上、致命的である。 (継続)	･企業からの申請に基づき一定期間は機密扱いとして非公開にしている国もあるので、同様に対応してほしい。	･Electronics and Information Technology Goods (Requirements for Compulsory Registration) Order, 2012 ･Amendment Order, 2013

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
19		日機輸	(8)	異なる認証当局による二重規制･不統一	･規制がBISおよびDeitYという二つの認証当局によって運用されており、通達などが五月雨式にそれぞれのホームページに突然掲載されるため、産業界の対応に漏れが生じる。 BISおよびDeitYで方針や見解が異なり、混乱が生じている。（例として下記「不合理な表示要求」参照） （継続）	･通達などを出すのはOrderを出したDeitYに一本化してほしい。 ･それぞれが通達を出す必要がある場合は、方針、見解の統一を図った上で出してほしい。 ･五月雨式に通達や見解をだすのをやめ、上位の規制を改正してほしい。 ･対応のために十分な猶予期間を設けてほしい。	･Electronics and Information Technology Goods (Requirements for Compulsory Registration) Order, 2012
		日機輸	(9)	試験体制･登録体制の未整備	･登録当局（BIS）によるテストレポートの精査と修正要求、登録作業の突然の中断などにより、登録が完了するまで数週間を要する。 （継続）	･BISによる登録作業の迅速化。	･Electronics and Information Technology Goods (Requirements for Compulsory Registration) Order, 2012 ･Amendment Order, 2013
		日機輸 日機輸	(10)	電子情報技術製品の事前登録･表示義務の煩雑	･インド通信情報技術省から2012年9月7日付けで家電や電子･情報通信機器の15品目について規制を導入する旨のOrderが公表されている。施行は2回延期され2014年1月3日となった。インド安全規格に対する適合、規格適合の表示及びモデル登録が規定されているが、以下の問題点があり具体的な対応が取れない状態である。 －Orderの官報掲載日から半年で施行だが掲載日が不明確。 －Orderの公布から半年の施行では対応する時間が不足。 －施行日以降の流通品の対応は製造/輸入事業者には不可能。 －規格更新時に移行期間がなく基準適合･表示変更ができない。 －印度規格が、最新の国際規格の版と一致していない。 －試験成績書の有効期限（発行日から90日以内）が短すぎる。 －詳しい手続きが不明。 －試験所が、インド国内のBIS認定試験所に限定されている。 －試験完了後の認証当局BISにおける登録審査の処理能力が不足しており、登録証の交付が大幅に遅れている。 ･家電や電子機器15品目について、国内の安全基準に基づき事前の登録及び表示が義務付けられているが、手続きが非常に複雑で、表示の管理が大きな負担となっている。また、登録審査手続きの遅延により手続きが間に合わず、一定期間、製品供給が出来なくなる懸念もある。 （継続）	･官報掲載日公表（施行日特定）･1年の猶予期間を設ける。 ･施行日以降の製造輸入のみ適用。 ･規格更新時に2年の移行期間設定。 ･印度規格に加えIEC規格新版許容。 ･試験成績書の期限を設けない。 ･IECEE制度のCB証明書を認める。 ･制度の詳細手続を明確にする。 ･BISの登録作業の簡素化。 ･登録書類、手続きの簡素化。	･Gazette of the India, Extraordinary, Part 11, Section 3, Sub-section (ii) of dated 7.9.2012 Order of Ministry of Communications and Information Technology

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
19		日機輸			･BISよりLABELLING REQUIREMENTの通達が2013年12月初旬に突然発行され、製品の大きさに関わらず、自己適合宣言文および登録番号を「機器上および包装上それぞれのブランド名の上または下に表示すること」が要求されており、対応に苦労している。そもそも、おおもとのThe BIS Rules, 1987では、規格番号を含む自己適合宣言文を「機器上または包装上に容易に見えるように表示すること」となっている。 また、DeitY発行のFAQでは、自己適合宣言文のほかに登録番号が追加されているものの「機器上に表示できない場合は包装上でも可。特に位置の指定はないが、明瞭に見えること」となっている。それにも関わらず、BISより別の要求事項が突然出され、産業界に混乱が起きている。 (継続)	･適合宣言文および登録番号の代わりに適合マークの運用。 ･詳細な表示位置の規定の廃止。	･LABELLING REQUIREMENT ･The Bureau of Indian Standards Rules, 1987 ･FAQ on“Electronics and Information Technology Goods (Requirements for Compulsory Registration) Order, 2012”
		日機輸	(11)	省エネラベル制度と運用上の問題	･省エネラベル制度と運用上、以下の問題がある。 ーデザインに問題がある(ラベル中の年度表示が小さすぎる)。 ー旧ラベルの回収がメーカー責任となっている。 ー実施状況が自主申告となっており信用性がない。 ーインバーターエアコンの規格がない。 ーウインドウエアコンの規制がスプリットエアコンの規制よりも1ランク緩く、消費者の混乱を招いている。 (継続)	･省エネラベル制度の改善。 ･公平な試験機関、試験方法、グローバルな校正方法など細部の運用を定義する必要がある。BEE、NABLなど機関間の綿密な制度調整を期待する。 ･今後は改定次期を実行可能な猶予期間持って情報公開する必要がある。突然の開始･延期がないよう望む。 ･インバーターエアコンと同様統一化に向けた調整を要望。	
		日機輸	(12)	突然の表示要求事項改正	･2014年7月1日以降、機器上の表示はシルク印刷、エンボス、刻印、または製品上に設けられたラベル用のスロットに恒久的に取り付けられたメタリックラベルでなければならないという要求が2014年3月に突然発表され、産業界が混乱に陥った。 各方面からのロビー活動の結果、2014年7月31日の通達によりポリエステルラベルなどが認められることになったが、依然、機器上のスロット要求が残っている。企業にとってはインド向けだけのために機器にスロットを設けることは費用面での負担が非常に大きい。 国際的には「容易に剥がれない方法で表示されていればよい」というのが通例である。	･通達を出すにあたって、業界との十分な事前検討、詳細な表示方法の規定の廃止(特に、スロット要求の廃止)。	･Electronics and Information Technology Goods (Requirements for Compulsory Registration) Order, 2012 ･LABELLING REQUIREMENT (BIS/DGO/(368)/2014) (BIS/DGO/(405)/2014)
21	土地所有制限	日機輸 日機輸	(1)	土地所有権管理制度の未確立	･土地の所有権移転履歴が管理されていない。(同一物件に対する複数の売買契約が存在。) (継続) ･建物登記が厳密には存在しない。(売買契約にのみ基づき所有権が移転し、物件が特定されない。) (継続)	･土地建物に対する所有権登記管理制度の構築。	

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
21		日商	(2)	土地収用コストの大幅上昇	･2013年に改正土地収用法案が国会を通過し、同法により土地収用プロセスが明確化、紛争解決機関の設置、収用に伴う補償金等の規定が定められたが、地主への政府による生活支援実行等が明文化され、事実上収容コストが大幅に上昇した。 結果、同法施行以降、産業用途での土地取得が著しく困難となった。	･改正土地収用法案の改正。（モディ政権も問題を認識しており、改正検討中）	･Land Acquisition Act,1894 ･The Right to Fair Compensation and Transparency in Land Acquisition, Rehabilitation and Resettlement Act,2013
22	環境問題･廃棄物処理問題	日機輸	(1)	環境クリアランス取得手続の不透明･遅延	･工場建設に際し、法制度としては別の手続きであり本来リンクしないにも関わらず、インド行政実務上、環境クリアランスを取得することが、建築許可等その他の許認可の前提とされているため、環境クリアランスを取得するまで、すべての許認可手続きが進まないという問題がある。 また、2011年7月に主務官庁の環境森林大臣の交代後、弊社案件を含め、約100件あまりのプロジェクト認可が5ヶ月以上遅滞する事態が発生し、スケジュール全体の練り直しなど、大きな影響を受けた。 「環境森林省2006年通達S.O.1533」8条(iii)項によれば、専門家審議会の推薦を受けた後、45日以内に当局からの許可･不許可の連絡が無い場合、申請者は許可を受けたものとして行動可能という規定があるものの、実務上強大な権限を有する環境森林省との将来的な関係維持のため、建築許可等を主管する官庁が実質上手続きを進めず、この「みなし環境クリアランス」規定も実効性がない。 （継続）	･工場設立に要する各許認可は、それぞれ別個に手続きを進めて頂き、着工までの期間短縮をお願いしたい。 ･経済活動に大きな影響をあたえるため、環境クリアランス認可のルーティン手続きが、大臣交代等があっても安定的に実施されることをお願いしたい。 ･通達に規定のある「みなし環境クリアランス」を実効性あるものとし、万が一クリアランス認可手続きが遅延しても、当該規定に基づき案件を進められることをお願いしたい。	･「環境森林省2006年通達S.O.1533」8条(iii)項
		日機輸	(2)	省エネ･ラベリング規制の法文発行遅れ	･2015年1月1日施行予定であった本規則の正式な法文がまだ発行されておらず、事業所にて対応準備を完了しているにも拘らず実際の対応ができない（ラベルを貼るなどの作業ができない）。	･予定通りの法文発行をお願いしたい。遅れる場合は、その対応をアナウンスしてほしい。	
		日機輸	(3)	環境規制、廃棄物処理の実行不十分	･インドでは、環境規制や廃棄物処理の実施が不十分である。 （継続）		
		日製紙	(4)	公害汚染	･中国よりもさらにひどいPM2.5の蔓延。	･公害の改善、渋滞の緩和。	
23	諸制度･慣行･非能率な行政手続	日機輸	(1)	複雑で煩雑な行政手続	･諸規制･手続において以下の問題がある。 －窓口が不明。 －決定プロセスが複雑、多すぎる。 －権限が規模により州政府であったり国であったりする。また、州での認可事項が国に預けられるなど権限が移る。 －承認に時間を要する。 －認可会議が月に1度、または会議が幹部の不在で飛んでしまうなど、日程のずれが頻繁に起こる。 －これらの手続を行うためにコンサルタントを使う必要がある。 【対象となる規制･申請事項】 －環境申請 －環境NOC（concent to operate）	･許認可プロセスをより明確化、単純化してほしい。 ･許認可にかかる時間をもっと短縮してほしい。	

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
23					ー建築申請 ーBA（建物(（建蔽率、トイレ、雄廃棄設備など））及び技術的安全性を国の基準に基づき確認するもの） ー消防、危険物使用申請と現場検査 ー工場操業許可申請 ー労働協約など労働問題を要望するための会社制度を定め登録するもの （追加）		
		日商	(2)	居住許可申請手続の遅延	・グジャラート州に於いてFRRO（移民局）での居住許可申請時、担当者の不在や昼食等を理由に、受領許可が大幅に遅れた。 （当初予定に対し、2週間の遅延。その間海外に渡航する事が出来ず、業務に支障が生じた）	・申請から許可までの標準手番を明確化して頂き、納期通りに発給してほしい。	
		日機輸	(3)	工場設立、操業許認可の煩雑・遅延	・操業許可に関する法令が細部に渡り、全てに実質的な交渉が必要（シャワー室、食堂座席数など非現実的な規程に関し当局との交渉に時間を要する。） （継続）	・事業許認可制度・プロセスの改善。	・BA(建築確認申請) ・CTO(運用許可取得)
		日商	(4)	薬事法に係る許可申請手続の遅延	・海外製品の輸入許可を取得するのに多くの時間と費用がかかる。	・特にアジア地域において近年薬事法の整備が順次導入されているため法整備と共に欧米の510KやCEマーキング、また日本の薬事法との相互認証を可能にしてほしい。	・薬事法
		日機輸	(5)	医療機器の製品登録手続の煩雑	・医療機器輸入・販売における製品登録手続きの煩雑さ。	・製品登録更新手続きの廃止。すなわち、日本等の様に一度登録したら更新不要にしてほしい。	
		日機輸	(6)	複雑で長期を要する免税申告手続	・商工省・外国貿易局(DGFT: Directorate General of Foreign Trade)における免税手続き(Advance Authorization)が複雑で承認が下りるまでに1年以上もかかっている。 免税措置の承認が下りるまで待てないため、税金を払わざるを得ない状況にある。	・DGFT手続きの短縮化(2ヶ月以内)。	・Para 4.7 Hand book of procedure (HBP) of Indian Foreign Trade Policy (FTP)
		日機輸	(7)	国内ルピー決済システムの非効率	・国内のルピー決済は小切手が主流であり、広大なインドにおいては決済完了まで相当な時間を要す。 （継続）	・電子決済システムの早期普及。	
24	法制度の未整備、突然の変更	日機輸	(1)	非上場化ルールの未整備	・インドにおいて、進出時の事情で上場せざるを得なかった子会社が存在するが、これを非上場化する場合、インドでは一般株主が売却価格を決定するという他国に例を見ないルールとなっており、買取価格が高騰するリスクが高く、非上場化が困難である。結果的に、上場維持のコストもかかる上、機動的な事業再編及び効率的なグループ経営を阻害している。この非上場化ルールは、2009年の非上場ガイドライン改正でも基本的な制度に変更がなかった。また、インドでは、合理的な対価をもって一般株主を強制的に退出させ完全子会社化するための制度が整備されておらず（少なくとも利用しやすい制度がない）、非上場化後も一般株主の多くが残存してしまうため、非上場化してもガバナンス上非効率な面が残らざるを得ない。 （継続）	・非上場化ルールの柔軟化（主要国のTOBルールに類似したものへの改正）及び、完全子会社化の法整備を進めてほしい。	・Securities and Exchange Board of India (Delisting Of Equity Shares) Regulations, 2009

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
24		日機輸	(2)	新会社法の施行に伴う制度手続整備の不透明･遅延	･長年国会審議で成立しなかった新会社法が、2013年9月、急遽国会で可決された。主務官庁、実務ともに、まだ議論不足の感が否めず、今後の政令による明確化を期待するが、具体的なスケジュールが提示されず、法制度改定を見据えたビジネスプランの策定に支障を来している。 通達が突然出され猶予期間なく施行される（3月28日通達、4月1日施行など）、すでに出された通達を頻繁に改訂しフォローアップが困難となっており実務に混乱が発生している。 （内容･要望ともに追加）	･いつまでに、どのような政令を整備し、施行するのか、できるかぎり明確にしてほしい。 ･通達の発効日までの合理的な猶予期間の設定。 ･頻繁に改訂する必要がないよう、十分議論し練られた通達の発信。	･Companies Act 2013
		自動部品			･会社法：2014年度新会社法が施行されたが、運用準備不足で猶予期間が6ヶ月～1年程度となった。 具体例：減価償却費の変更 設備等の償却年数が2年から4年程度短縮されたが、既存の設備は新基準に従い残りの償却費を短期で償却しなければならなくなった。そのため償却費が増加して予定された利益の確保が難しくなった。	･十分な準備期間と運用方法を検討してから施工すべきである。	･新会社法act1957
		建産協			･インドにて、新会社法が2014年3月26日付けでの通達で、同年の4月1日から施行され、通達と施行の期間が短すぎたことから、諸手続の対応に追われたこと。	･施行するまでの十分な期間設置。	
		日商	(3)	新会社法の決算時期の国際的不整合	･2014年4月に施行された「新会社法」に於いて、決算時期を4月から翌年3月とする方針が出されている。一部の適用除外項目があるものの、弊社では2016年度に適用される事となるが、インド以外の海外諸国では1月～12月を決算時期としており、連結の決算時期にズレが生じる。	･以前の通り、1月～12月の決算を各社の要望により認めてほしい。	
		日商	(4)	新会社法におけるCSR活動の認定基準の不明確	･2014年度から改正施行された新会社法においてCSR活動の実施が義務づけられたが、CSR活動として認められる基準が不明確。活動を計画する際、確認に時間がかかっている。	･明確な基準･ガイドラインの設定。	･The Companies Act
		自動部品	(5)	労働法と司法判決の不整合	･労働法の整備が未熟なまま施行され、その対応に苦慮している。労働法に記載されている内容通りに実施しても、それを無視した判決が出る。例えば、地方裁判所では特別な場所を除いて2つ以上の州にまたがる判決は出してはならないと明記されているが、州をまたいで移動させろという判決が出た。高裁でこの点を争ったが第1審を支持する判決がでた。	･労働法を現状に合わせて整備するべきである。	･労働法
		日機輸	(6)	優遇措置適格情報の不足	･インドに関する下記の情報が不足している。 ①PMAポリシー （Preferential Market Access） PMAポリシーによると政府もしくは関係機関で調達するものは、インドで生産された商品である必要がある。PrinterはこのPMAポリシーが適用されると判断される。 ②FPSポリシー（Focus Product Scheme） FPSポリシーによるとリストに有る商品を輸出する場合、優遇処置がとられる。Printerが対象かは未確認。	･PMAポリシー･FPSポリシーの詳細について教えてもらいたい。	

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
24		日機輸	(7)	企業に不公平なPPP制度	･PPP案件が民にとって収益が得られる合理的な可能性がないスキームとなっている。官民でリスクとコストをシェアするというPPPの根本思想が欠如している。鉄道の例では、ライダーシップ計算における不公正な計算の押しつけや、政府の土地収用遅れによる追加費用等の民負担が挙げられる。 モディ政権に代わり、制度改善の為の組織“3P India*”の立上げ検討のアナウンスがあった。 * 3P India：官民パートナーシッププロジェクトにおいて、各種規制、管理に関連する問題を改善に向けて調査する組織。	･日本政府や関連団体からのインドのPPP制度改善への働きかけ。	
25	政府調達	日機輸	(1)	政府調達関連情報不足	･下記に関する情報が不足している。 ①政府調達ガイドライン ②内国電子製品に対する優先政策 (継続)	･最新情報の確認とご提供を頂きたい。	
26	その他	日製紙 日商	(1)	電力供給不足	･停電が非常に多い。 ･電気といった基礎インフラ未整備。 恒常的な電力不足、突然の停電、不安定な電圧により、電気機器使用に影響が出ている。	･政府指導での改善。 ･投資環境の整備。 ･基礎インフラの早期整備。	
		日商 日製紙 JGMA	(2)	物流インフラの未整備	･道路といった基礎インフラ未整備。 道路の排水設備が整っておらず、降雨の度に道路が冠水し、渋滞の原因となっている。 ･港湾施設が混雑しており、タイムリーに輸入貨物を通関できない。 (継続) ･悪路、及びエアサス車が無い為、輸送時の振動が機械に伝わり、機械の部品が破損するケースが複数回発生した。また、輸送中にコンテナが側道の木にぶつかり、機械のカバーが破損するトラブルも発生した。	･基礎インフラの早期整備。 ･政府指導での改善。 ･投資環境の整備。 ･インフラ整備、エアサス車の普及。	
		日商	(3)	上下水道の未整備	･上下水道といった基礎インフラ未整備。 突然の断水。下水が整備不足で不衛生による疫病発生などの原因になっている。	･基礎インフラの早期整備。	
		日機輸 日機輸 日機輸	(4)	裾野産業の未発達	･完成品をインドで製造するに当たり、電子部品などの裾野産業の広がりが十分でなく、現地調達率を上げることが困難。 (継続) ･サプライヤーがわずかに存在しても、高いレベルの省エネ製品に使えるほど精度の高い部材は生産できない。 (継続、要望追加) ･電子部品、アルミ･銅製品の精密加工、直流モーターなどは輸入に頼らざるを得ない。 (継続、要望追加)	･裾野産業を育成･支援するプログラムをより充実させてほしい。 ･裾野産業を育成･支援するプログラムをより充実させてほしい。 ･裾野産業を育成･支援するプログラムをより充実させてほしい。	
		JMAA	(5)	不払い･支払遅延	･商習慣やモラルの違い、力関係により､代金回収遅延､回収困難の取引が発生。対策として前受を条件としているが､足の早いビジネス(スマホ部品製造機器等)では納期と価格が最優先で､回収ができたとしても､支払いの遅れは収益を圧迫している。	･力のない中小企業に情報面でのサポートや回収リスクの保障。	

インドネシアにおける問題点と要望

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
1	外資参入規制	日機輸	(1)	外資出資比率規制の強化（マジョリティー規制）	・従来は外資出資100%が認められていたディストリビュータが2014年4月23日公布のNegative Listによりインドネシア国内顧客へ直販可能な会社設立に関しては、外資33%に引き下げられた。これにより、自主性を保った販売会社設立が困難な状況となった。既に駐在員事務所を設置しているが、法人格を持てないため、各種サービスの提供に支障をきたしている。	・従来通り外資出資100%としてのディストリビュータ設立を許可頂きたい。	・2014年4月23日公布のNegative List
		日機輸			・規制業種に該当する場合、外資の出資比率の上限規定があり、2014年4月の大統領規定第39号によりさらに規制が強化された。ディストリビュータは外資上限100%→33%に引き下げ、従来100%外資が認められていたインターネットを通じた小売業については内資に限定されている。Grand Father Clauseにより既存案件に影響は少ないものの、新規投資の妨げとなっている。	・外資規制の緩和により外国投資を呼び込み一層の経済発展を図っていくことをご検討頂きたい。	・大統領令36号、39号外国投資法ネガティブリスト
		日機輸			・インドネシア政府が2014年4月に公布した新たな投資ネガティブリストでは、従来外資100%が認められていた「ディストリビュータ」事業について、外資出資比率の上限を33%と定めた。取扱い品目や業態に関する例外もないため、外国企業（製造業）が自社の製品を販売するための現地販売会社ですら単独で設立することができなくなり、新たな事業展開に大きな支障となっている。	・不当な規制強化であり、内外資待遇統一の流れにも逆行している。当該規制は撤廃してほしい。	・大統領令2014年39号（及び添付のネガティブリスト）
		建産協			・現地販売会社の設立に関して従来は100%外資出資が許されたものの、現在は33%出資までに引き下げられている。	・当地で販社を起ち上げる場合に最低51%以上にならないのか？	
		日機輸			・新規にTrading会社設立の場合、外資比率が33%以下に制限される。	・規制撤廃。	
		日商			・2014年10月に発行された、新保険業法（1992年版からの改定）において、インドネシア国内で営業する保険会社の国外資本による持ち株を制限することを示唆するような記載がある。詳細は、今後2年半以内に発効される予定である、政令によって定められる、とのことであるが、仮に持ち株シェアが現在保有している割合よりも低く制限されたり、過半を確保出来ない内容が示されると、インドネシアにおける保険会社現地法人の経営その物に大きな影響を与えることとなる。	・ASEAN設立の動き、新政権の誕生、当地金融庁の積極姿勢等の影響を受け、自国保護の流れが顕著になっている状況自体、ある程度は避けられないと思われるものの、既得権までをも侵害されるような事態に至ることは避けたいものであり、当局には外資系保険会社が当国に提供することが出来る高度な保険知識の取得、自由競争の進展等も踏まえて、冷静な判断を求めたい。	・Undang-Undang Republik Indonesia Nomor 40 tahun 2014 tentang Perasuransian
		日商			・建設業においては、外資出資比率が67%に設定されているが、建設業免許クラスも変更され、外国建設業者においては巨額の初期投資が必要となっている。加えて、建設業免許取得の都合上、実質的なローカルパートナーが同業者に限定されることとなり、33%出資可能な業者を財務面やインセンティブを考慮すると非常に外資新規参入が困難な制度となっている。公共事業大臣令（10/PRT/M/2014）は2014年9月22日制定、同年10月8日の施行であったが、11月25日の公共事業省主催の説明会でその詳細説明を実質初めて知らされており、駐在事務所ステータスに関する大幅な規定変更であるにもかかわらず、事後報告的なタイミングでの通知となっている。また、実際の当該法運用諸則については、2015年1月29日現在、いまだ発表されていない。	・新制度導入や規制変更にあたっては、事前に外資企業との対話を通じて影響を官民で協議する機会を設けて頂きたい。	

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
1		日商			･本年改正されたネガティブリストや現在検討中とされている関税率の引き上げ等にみられる保護主義の台頭。	･短期的な国内保護に走るのではなく、中長期的な視点で工業国化を目指してほしい。	
		日機輸 日商	(2)	外資出資比率規制による効率的な経営困難	･インドネシアに建設業に該当する水処理設備Engineering会社を保有している。外資の出資上限が67%までとネガティブリストに規定されているため、事業拡大のための増資が簡単に出来ない。 （継続） ･卸売業が外資規制のネガティブリストに載っているため、メーカーのバリューチェーンが製造と販売で分断され、外資資本と国内資本の健全なパートナーシップ形成･効率的な経営を阻害している。	･海外技術導入による環境向上への貢献効果も是非配慮頂き、本事業領域における外資規制のさらなる緩和あるいは撤廃を実現頂きたい。 ･メーカーに対する卸売業への外資規制を緩和し、製造と販売の一体経営をできるようにして頂きたい。	･2010年付大統領令36号 外国投資法ネガティブリスト（2010年第36号法律）
		日商 日機輸	(3)	ダイベストメント義務の不透明	･Indonesian Participant（IP：インドネシア参画企業）に対して10%の権益を譲渡する義務が課されている。プロジェクトのファイナンス組成上の障害（資金負担能力や信用力の低いインドネシア企業参画による、ファイナンス組成額の縮小や金利コストの上昇等）が考えられる。 インドネシア政府が、10%の権益を譲渡する先のインドネシア企業の指名を行うことになっているが、指名期日を過ぎても未だ指名がなされていない。そのため、ファイナンス組成等の計画に支障がでる恐れがある。 （継続） ･「外国投資法に基づいて設立された会社の株式所有に関する政令1994年20号」の第7条に基づき、外国資本100%で設立されたインドネシアの会社は、商業生産開始時点から起算して最長15年以内に株式の一部をインドネシア人／インドネシア法人へ売却しなければならないとされている。2013年4月12日付BKPM長官令5号によりその義務が再掲された（同年9月12号令で一部改正）が、依然として、具体的な売却方法（売却スキーム、売却先、売却すべき株数／パーセンテージ等）につき法令又はガイドラインでの定めはなく、BKPMの運用･指導もまちまちである。さらに、上記12号令の公布後は、一度売却した株式を外国企業が買い戻して再び外国資本100%とすることも適法と解釈されているが、このような運用を認めるのであれば、そもそも売却義務は何を目的としているのかがますます不明である。	･IPへの譲渡の柔軟な運用または政府によるIPの財務保証を希望。 ･財務能力に配慮した内容で迅速にIP指名がなされることを希望。 ･規制の趣旨が不明確であることから、当該規制は撤廃してほしい。	･モデル生産分与契約（PSC） ･外国投資法に基づいて設立された会社の株式所有に関する政令1994年20号 第7条 ･2013年4月12日付けBKPM長官令5号108条、同12号108号
		日商	(4)	外資ディストリビュータによるB to B直接販売の可否が不明確	･BKPMは『エンドユーザー販売は内資企業にのみ許可され外資企業は行ってはならない』としているが、『エンドユーザー販売』の『定義』が不明確であり対応に苦慮している。 B to Bでの設備等の販売に、内資企業をルートに乗せることを義務化すれば、それは、エンドユーザーのコスト上昇による競争力低下を招くのみであり、メリットない。 例えば、発電所設備、ビルの昇降機、製造業設備、金融業等商業における情報機器等設備、などはエンドユーザー販売ではあるが、外資による直接販売を許可すべき。	･『不特定多数の個人に販売するエンドユーザー販売は内資が行うものとする。企業向け設備等の販売は、外資でもDistributor Licenceを持っていれば直接販売を可能とする』旨、明文化頂きたい。	･インドネシア2014年大統領令第39号 ･インドネシア2013年商業大臣令第35号

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
1		日機輸	(5)	建設業駐在員事務所の規制強化	･2014年10月に突如､｢外国企業建設業駐在員事務所｣の規制が強化された｡従来から存在している各日系駐在員事務所の運用も混乱している模様(内容は以下)｡ －Previous Regulation (PMK-05): Foreign Representative Office of Construction Service is only allowed to perform complex construction project, high risk and/or high technology. －New Regulation (PMK-10): Foreign Representative Office of Construction Service is only allowed to perform high risk construction project, high technology and high cost. －PMK-10 also regulate the definition of each criteria: -- High risk: construction work which endanger public safety, property, human life and the environment. -- High technology: construction work which need a specific and sophisticated technology, include many Experts. -- High cost: construction work with contract value more than IDR 100 billion (equivalent to USD 8,333,333 – assumption 1 USD = IDR 12,000). 全社方針に則り海外B2B/G事業の立上･成長を実現していくにあたり､主要な要件となるバリューチェーン強化(箱売りからソリューション販売へのシフト)の制約(特に早期事業立上という側面から)となりつつある｡	･将来的には､当地建設業ライセンスを保有した企業との協業(M&A､JV､JO等)を模索していく必要があるが､短期的には運用や解釈での緩和､もしくは当地企業との協業条件により大きく緩和して頂く等の細則が追記される事が理想｡	･[Ministry of Public Works] -- Previous Regulation : PMK-05 -- New Regulation : PMK-10
		日商	(6)	建設業でのジョイントベンチャー要求の強化	･公共事業省から発行の建設業ライセンスにて､Joint Operationをインドネシア国内企業と組むことを条件にインドネシア国内の建設事業(EPC)を請け負えることが出来るが､以下の条件が付け加えられ問題として捉えている｡ ①EPCを行うための条件がJoint Operation設立にあるが､2011年より､100%インドネシア国内資本企業相手でないと認めたれなくなった｡ ②2014年より､一プロジェクトの請負金額が約10億円以上でないと､プロジェクトとして認められなくなった｡ 上記をクリアーしないと､3年ごとのライセンス更新が認められなくなると予想される｡	･公共事業省の左記ポリシーの変更｡	･公共事業省規則10/PRT/M/2014
		日商	(7)	就業地域の活動制限	･当社の客先はジャカルタに限らずインドネシア全国に散在(実質客先はむしろジャカルタ外)している｡しかし､一般的に就業VISAに基づく活動地域は限定(ジャカルタ在住者は通常ジャカルタ)されている｡ その他の地域に於ける客先との商談､AFTER SERVICE等は禁止されており､そのルールを侵して地方の客先の工場のAFTER SERVICEを実施して多大なPENALTY MONEYを課された会社があると聞いている｡	･地域の制限を無くしてほしい｡	
2	国産化要請･現地調達率と恩典	日商	(1)	ローカルコンテンツ要求の強化	･石油ガス上流事業に係る物品･サービスの調達に関する実施規則が改訂され､ローカルコンテント達成義務の強化(物品25%以上､サービス30%以上等)や調達手順の厳格化などが定められたことで､調達に係る負担が増えた｡ (継続)	･監督機関であるSKKMigasには､現地調達の難しい物品･サービスについては必要に応じて柔軟な対応を希望｡	･BPMIGAS(現SKKMigas)規定調達ガイドライン(PTK-007 rev.2)

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
2		日機輸 JEITA			･LTE規格対応製品に対しTKDN（Tingkat Komponen Dalam Negeriの略、現地調達率）導入の新しい規制施行が準備されている。猶予期間はなく、施行された時点からTKDN20%、2017年1月1日に30%まで上げる条件がドラフトされている。	･TKDN比率計算のロジック明確化。 ･猶予期間、免除要件の設定。	
		自動部品	(2)	現地調達要請の定義･基準策の不明確	･LCGC車対応のための現地調達を要請されているが、法規制であるにもかかわらず、具体的な数値目標や現調化定義などが不明確である。	･対象部品、数値目標、現調化定義などを、文書で明確にして公表してほしい。	
		日商	(3)	国産石炭の国内向け供給義務	･生産物（特にガス）の国内供給義務が強化され（25%以上）、同国内供給義務量によっては、輸出可能数量に影響が出る可能性がある。 （継続）	･国内供給の重要性は理解しているものの、海外買主との長期販売契約に支障が出ないよう、国内供給量については事業実施者と十分な協議をすべきである。 ･国内供給価格は市場競争力のある価格である必要があり、経済性の確保等、プロジェクト推進に支障が無い内容で合意されることが望ましい。	･憲法裁判所判断 ･政令2009年第55号 ･エネルギー鉱物資源大臣令2010年第3号 （･改訂新石油ガス法案（未発布））
		日商	(4)	再保険の海外出再規制	･自国保険マーケットの引受け許容量を最大限利用すること、ひいては国内所在物件に対する保険料の国内留保を狙いとして、インドネシア国外への出再を規制する動きが見られます。このこと自体、国として自らの利益を確保したいとする意味においては理解が出来る動きである一方、自然災害等の大規模事故が発生した際の保険金支払い責任の集積から生じる、元受保険会社による再保険金回収リスクが発生することが懸念されます。	･元受会社として安心して再保険に出すことが出来るよう、当地再保険会社には、自らが引き受けるリスク量に見合ったセキュリティの高い再々保険を確保してもらうこと、その内容を開示してもらうこと等を求めたい。	･OJK Circular Letter No.S-77-D.05.2014
8	投資受入機関の問題	日商	(1)	投資許認可手続の煩雑･遅延	･各種の許認可／ライセンスの取得プロセス（例：土地、環境、事業権、排出等の許認可を、エネ鉱業省･工業省･商業省等の各省庁より各々取得する）が煩雑であり、時間がかかる。	･BKPM（投資調整庁）等の横串的な機関による、ワンストップサービスの実現、また関連手続きに関わる時間管理の厳格化、が望まれる。	･投資に関する法律2007年第25号25条～29条、投資分野のワンドア統合サービスに関する大統領規程2009年第27号の運用不備
		日機輸			･過去、許認可手続の煩雑さ、複数の行政機関を経由する必要性から、大型案件で申請から承認まで数年を要することもあった。新政権下、行政のワンストップサービス（事業計画の提出窓口を投資調整庁に一本化する等）による民間投資の促進を掲げており、エネルギー･鉱物省、環境･林業省を始めとした各省庁は省力化に取り組んでいる。	･ワンストップサービスの実現に向け、政府間協議に於いても状況のフォローをお願いしたい。	
		日商			･事務所の住所変更の場合、従来の許認可は殆ど総て取直しが必要。新規許認可取得の為多大な費用と時間が掛かり、且つ当然ながら取得以前の実質商売不可となる。 例：輸入税納付番号未取得→輸入不可	･事務所の住所変更がされた場合、事務所住所変更手続き以外、従来の許認可を継続有効にしてほしい。	

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
9	輸出入規制･関税･通関規制	建産協 日機輸	(1)	高輸入関税	･中国製金具や日本製化粧シートの輸入関税が24%掛かってる。 ･単機能プロジェクタが無税(ITA製品)である一方で、多機能プロジェクタに高関税が課されている。	･税率が下がらないか？ ･問題解決への働きかけをご検討頂きたい。 ･ITA拡大に関する最新情報の確認とご提供を頂きたい。 ･今後の動向についても継続的に情報をご提供頂きたい。	
		自動部品 日機輸	(2)	部品･原材料への高輸入関税	･インドネシア国内で調達できない工業部品がネガティブリストに登録されているため高い関税が掛けられる。 また、マスターリストで登録することでも対象から外れない、が問題。 当該会社として問題となる部品はERW鋼管(溶接製鋼管)であり、建設機械用油圧機器で使える溶接用鋼管はインドネシアでは調達できない。 ･AFTAを活用すると完成品の関税はゼロ%に対し、原材料の関税は5-10%。現地製造会社が現地で販売する際の負荷となっている。	･インドネシアで調達できない部品への免税措置を適切にしてほしい。 ･原材料の関税を0%とするようインド政府に要請願いたい。	･ネガティブリスト(2012年10月29日制定の工業大臣規定106号) ･trade regulation
		日機輸	(3)	ITA違反のソーラーモジュール関税賦課	･ソーラーモジュールはITA（情報技術協定）の対象品目であり、ITA参加国はソーラーモジュールの関税を撤廃する協定上の義務あり（ソーラーモジュールの関税分類番号<上6桁>：8541.40）。 インドネシアもITAに参加しており、同国のソーラーモジュールのWTO譲許税率（WTO加盟国が輸入品目毎に約束した上限税率）は0%。 ところが、インドネシアは実際のソーラーモジュールの輸入に際し5%の関税を課している。 （参考） インドネシアの「ソーラーモジュール」関税 －関税分類番号: 8541.40.22.00 －WTO譲許税率：0% －最恵国（MFN）税率：５％ (実際にインドネシアで適用されている税率)	･WTO譲許表およびITAに基づく 最恵国税率の運用（0%適用）を 要望。（左記のインドネシアの運用は、譲許税率を超える関税徴収を禁じたWTO協定（GATT 2条）、および情報技術関連商品の関税撤廃を目的とするITAに違反。)	･WTO譲許表 http://www.wto.org/english/tratop_e/schedules_e/goods_schedules_table_e.htm ･ITA対象品目リスト http://www.wto.org/english/docs_e/legal_e/itadec_e.htm ･インドネシア財務省　関税率表 http://www.tarif.depkeu.go.id/Tarif/HS10Description.asp?mode=&cdsect=16&hs2dig=85&min=0&max=3
		日機輸	(4)	鉄鋼輸出規制	･貿易相は、新鉱業法2009年第4号を施行し、2014年1月12日に国内での鉱物の製錬･加工を義務付け、ニッケル鉱石の輸出を全面禁止した。銅精鉱と鉄鉱石の輸出に際しては、純度に応じて多額の関税が課される等、鉱業会社に甚大な影響が生じている。		･新鉱業法2009年第4号
		日製紙	(5)	輸出関税の引上げ	･2014年7月に木材チップを輸出する際の輸出関税がGMTあたり2US$から3.5US$へと突然値上げされた。タイやベトナム等、輸出関税のかからない国とのコスト競争力の面で不利になる。	･輸出関税の撤廃もしくは単価の引き下げ。	

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
9		日商 日機輸	(6)	輸入ライセンス制度の活用困難	・輸入ライセンスにはAPI-P（製造業用、原材料輸入）とAPI-U（一般用、商品輸入）があるが、一社で両方のライセンスを取得できない。よって、製造業者は海外グループ企業からの完成品のパス・スルー販売が出来ず、海外グループ企業との相互補完による生産の自由度が制限されている。 （継続） ・製造会社に認められる輸入ライセンスでは、原材料、仕掛品の輸入は認めるが、完成品の輸入は認められていない。例外として許可（Importir Produsen:IP)を得ることで、輸入が可能となっている。しかし、許可取得に多くの時間を要し、ジャカルタまで行く必要がある。	・API-Pで完成品の輸入を可能にする、一社で両方のライセンスを取得できるようにする等で、製造者が完成品を輸入出来るようにして頂きたい。	・通関法（2006年11月） ・Industrial and trade regulation
		日機輸	(7)	潤滑油輸入制限規定	・顧客納入システムの構成品として回転機器（遠心脱水機）をインドネシア国外から輸入し納入している水処理設備Engineering会社をインドネシアに持っている。納入後の保守時に、保守用品として潤滑油（Lubricant）の購入依頼を受けることがあるが、機器と同時に潤滑油を輸入する場合は何ら制約を受けないにも関わらず、製品納入後に潤滑油単独で輸入する際にはNPT（Nomor Pelumas Terdaftar ：潤滑油に関する登録番号）が必要と同時に、Engineering会社が所有する輸入ライセンスでは販売先が提供する潤滑油のみを単独で輸入することができず（Lubricanting Oilの輸入は製造輸入業者（IP）に限定）、納入顧客の適正な保守実施に困難が生じている。 （継続）	・海外調達製品への保守を目的とした潤滑油輸入に関する規制撤廃。	・2001年7月20日付工業商業大臣決定2001年第233（No.233/MPP/Kep/7/2001）
		日機輸	(8)	FTAでの第3国インボイス活用困難	・ASEAN－中国で結ばれたFTAで2010年1月より関税が大きくとりはらわれたが、フォームEが第3国経由（仲介取引）の場合適用されず、オリジナルの関税を適用される。タイ・ベトナムなどは第3国経由が認められたが、同じASEANのインドネシアではまだ認められていない。 2011年10月より、インドネシア税関当局より、第三国経由の場合でもFTA（FormE）が認められる通達が発信され、11月中国工場出荷分より順次適用を進めている。 但し、中国CIQでの第三国経由取引におけるFormE取得が未だ不安定であり、80%のCIQでFormE発行を拒否されるとのこと。 輸入通関に関連した書類において、FormD/Eについて、輸入インボイスの請求金額の記載が要求され、工場出荷金額とは異なる為、商品の工場出荷後しか、書類発行手続きが行えない。この為、インドネシアから近い国からの出荷の場合、商品が書類の完成よりも早く着いてしまうケースがある。結果、通関に時間を要してしまう。 また、この運用制約により、一部OEM商品に関して、販売会社への販売価格がOEM工場に開示されてしまう為、OEM工場との価格交渉に悪影響を及ぼす事が懸念される。 ASEAN域内の通関に際してもフォームDの内容を異様に細かく確認して、通関を遅らせることがある。 （継続）	・現場としては、選任の書類確認係を設置し、工場がFormDを発行する前に輸入時の書類確認担当者のチェックを受ける運用を実施し、通関でのトラブルを低減しようと試みている。要望としては、通常の国であれば不備と取られない程度のものについては、確認要件を緩和して頂く交渉をお願いしたい。 ・少なくともFormD/Eに関しては、書類上に輸入者向けのIV番号が記載されていて、輸入者が税関に対してそれを別途提示できれば問題ないと思われるので、金額記載を不要にできないか、そういった制度運用に変更頂く働きかけをして頂きたい。	・2012/10/11 JMC情報 FormDのFOB価格の記載要件の廃止で、ASEANが合意（関税番号変更の場合に限定）。2013年2月の承認、2013年半ばでの発効を目指す。 2014/1/17現時点でまだリジェクトされている。

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
9		自動部品	(9)	日印EPAの特定用途免税制度登録手続の煩雑・不透明	・免税方策として、工業省発行の『インドネシア共和国と日本との経済連携に関する合意の枠組みにおける特定用途免税制度（USDFS/User Specific Duty FreeScheme）を用いた関税率の利用が可能な産業グループに関するインドネシア工業大臣規定 No.43/M-IND/PER/7/2008』となり、ここに利用が可能な産業グループの記載がある。当該会社は『四輪又はそれ以上の原付車両の部品・装備品産業』に分類される。これは工業大臣指定のサーベイヤーが発行した特定用途免税制度登録証明書(SKVI-USDFS)によって認められる可能性があるが、手続きが煩雑、必要データが膨大、対応が不明瞭、長時間掛るなど実際には認定獲得が困難。	・制度を使用するに当たり、その制度の申請・審査・期間の改善、そして適否の明確化を希望する。	・工業大臣規定 No.43/M-IND/PER/7/2008
		日商 日商 建産協 建産協	(10)	輸入通関手続の遅延・不透明	・機器等の輸入において、同一機器を輸入したにも関わらず、担当官によって要求する書類の要件や種類が異なるため、通関時に指摘を受けてから準備せねばならず、通関が遅延する。 （継続） ・輸入通関に時間がかかり、その判断基準（何が原因で止まってしまうのか）も不透明である。 ・輸入通関に非常に時間がかかっており、工場生産に影響を受ける可能性が大きい。その場合、いつ通関が完了されるのか不明で計算が出来ない。 （継続） ・税関員不在などにより通関許可取得に時間を要する場合もあり。 （継続）	・必要書類の種類および要件についてのガイドラインを明確にして頂きたい。 ・輸入通関プロセス・判断基準を明確化して頂きたい。 ・輸入通関手続きの簡素化。 ・輸入通関手続きの簡素化。	
		日機輸	(11)	税関の関税分類・関税評価・原産地証明書記載要件の不統一・不透明	・各税関でのHSコード、関税評価、C/O上の軽微な記載ミス等において、統一的解釈・透明性が確保されておらず、税関担当の判断で不当と思われる関税を徴収されるケースが頻発している。国内産業育成に偏重し、貿易に関する通関等、諸手続の品質向上が見られない。新政権下でも税収確保が命題となっているが、これを曲解した税関が、同様の指摘を繰り返す事態を懸念する。	・通関制度上の判断基準等（日本において定められたC/O上の軽微な記載に関するガイドライン等）を、尼国の通関に対して指導し、品質向上を図って頂きたい。	
		日商	(12)	通関貨物の検査期間の不透明	・問題無しの輸入業者に登録されていても、ランダムで通関荷物が要検査に指定される。要検査に指定された場合、通関手続き終了予定が開示されず、生産・販売に支障を来す場合がある。	・問題無し業者の場合、要検査不要への変更。 ・要検査の場合も終了期間の開示。	
		日機輸	(13)	船積前検査導入による負担増	・インドネシア通関において、他国と近似した形で輸入実績とその信頼性に基づいてRed/Yellow/Greenライン別に通関プロセスが分かれている。Redの場合はコンテナ開梱検査も含めて実施され、Greenの場合は書類審査のみで通関可能。この中で別途、各出荷地での出荷前検査が大半の商品について義務付けられており、非常に煩雑且つ長い輸入プロセスの一因となっている。理屈としては、信頼又は実績のない輸入者による通関時には、開梱検査が義務付けられているにもかかわらず、出荷前検査が更に必要であることは理にかなっていないと思われる。 また、信頼又は実績のある場合は、当該事実が認定されてGreenライン通関となるにも関わらず、出荷前検査が要求されるのも理にかなわないと思われる。何故ならば、Greenラインにおいても、不定期に抜き打ちでの開梱検査が実施される為。 （継続）	・現行のインドネシア通関規定に応じた、不必要な出荷前検査プロセスの廃止。	

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
9		日機輸			･インドネシアはASEANで唯一、船積前輸出検査が必要な国である。 （継続）	･船積前輸出検査の廃止を要望する。	
		日機輸 日商	(14)	赴任者の免税荷物の通関の煩雑･遅延	･通関にKITAS(滞在許可書)･IMTA(労働許可書)のオリジナルが必要となり、本人到着後荷物受取までに1ヶ月以上かかる。 免税通関の回数が船便は1家族1回までとなり、本人初回入国後より、3ヶ月以内に通関開始できない場合、全量課税となる。 航空便もKITAS、IMTA取得後でなければ免税通関ができない。未取得の場合は課税での通関となる。 （追加） ･駐在員赴任時の引越し荷物や赴任後に日本から送付させる食料品などに、高額の関税がかけられる上に、関税額が関税担当者の恣意性に委ねられており関税額の予測ができない。また通関までの時間に時間がかかりいつ到着するのか予測ができないだけでなく、たびたび物品が抜き取られる被害が発生している。	･左記の制約事項の緩和をして頂きたい。 ･定められた関税額を遵守して恣意性のない運用を行うよう、また通関のスピードを確保するよう指導を徹底して頂きたい。	 ･インドネシア関税法2006年第17号法律
		日機輸 日商 日機輸	(15)	輸入許可取得手続の不透明･遅延	･特別な輸入ライセンスの取得を求められる鉱油関連製品（潤滑油含む）や、機械を輸入時に、下記問題があり、円滑な経済活動が妨げられている。 ①ライセンスの取得フローが不明瞭 ②取得までの期間が不明瞭 ･インクジェットカラープリンタについては、1）SFP、2）MFP 3in1、3）MFP 4in1のカテゴリー別に6ヶ月毎輸入許可申請を行う必要があるが、申請から認可までの時間が非常にかかり、かつ申請台数に対して認可台数に制限を掛けられるケースが発生しており、販売活動に影響が出ている。	･プロセスと、期間を定めてほしい。 ･許認可プロセスの迅速化と整備徹底、及び輸入制限の撤廃。	
		日機輸	(16)	突然の輸入通関強制停止措置の不透明	･合金鋼輸入に際し輸入ライセンスの取得と船積み前検査を義務付ける内容だが、明確なガイドラインがない中、突如輸入通関が強制停止。結果、船積み検査をせずに船積みされた貨物が港で約2ヶ月も滞貨を余儀なくされる異常事態が発生し、客先生産ラインの停止危機が頻発、また港での巨額の保管料支払いに輸入者が応じざるを得ぬ状況。ライセンス取得、同更新手続きには相当な期間を要し、その間は輸入通関が切れぬ事態が継続。安定的な貿易取引維持の障害となっている。	･ライセンス取得や更新手続きは現状それぞれ約2ヶ月の期間を要すが、工業省、商業省における迅速な手続きをお願いしたい。	･インドネシア商業省令28号
		日機輸 日商	(17)	アンチダンピング税賦課の濫用	･鋼材関係への輸入規制 ー冷延鋼板アンチダンピング 日本/韓国/中国/台湾/ベトナムの冷延鋼板に対しAD関税賦課。 ー普通鋼材(アルミ亜鉛メッキ材)アンチダンピング ベトナム/台湾/韓国/他に対しAD関税賦課。 ー線材に関するセーフガード 法令施工された場合、線材輸入が出来なくなる可能性あり。	･無用な国内企業保護政策に陥らないようにきちんとした現状調査(国内企業の製造可否)を実施、判断頂きたい。	

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
9		日機輸			･冷延鋼板に対するアンチダンピング課税 日本製品は当国産の冷延鋼板と実質競合しておらず、当国での不利益は無いにも関わらず課税対象となっている。日本製品は自動車、家電用の高品質が求められる顧客向けが多く当国では品質面で供給が困難と見られる品目で、実質当国産の冷延鋼板と競合しておらず、当国での不利益は事実上ないと思われ、当該需要分野での当課税除外を主張している。 2014年12月22日に当国財務省より化学成分を根拠として除外適用する旨公示あったが、除外適用となる条件が不明瞭である為、現在確認中。	･当国は日本から冷延鋼板を輸入しており、その70%は自動車向け、5%は電気･電子製品等向けである。左記方法では実質的に除外されるのかが不明にて、自動車･家電向けは根本的に課税対象外として頂きたい。	･インドネシア政府規程34号（アンチダンピング法）
		日機輸 JEITA	(18)	輸入許可要件としての現地製造拠点設置要求	･2013年8月に施行されたRegulation38/M-DAG/PER/8/2013によりスマートフォン･PDA･タブレット端末の登録輸入業者は、輸入ライセンス取得後3年以内の”establish an industry of Cellular phone"が認定条件とされており、計画の提出を求められる。弊社顧客（輸入者）は現在有効な輸入ライセンスを保有しているにも関わらず、この制度を理由に税関から計画の進捗について問い合わせを受け、そのたびに通関遅延に遭遇している。また、輸入ライセンスが失効した場合、このRegulationを満たしライセンスを更新する事が難しい。	･“establish an industry of Cellular phone”の定義の明確化。 ･要件の緩和又は除外。	･Regulation 38/M-DAG/PER/8/2013
		日機輸 日商	(19)	食品輸入規制	･生鮮三品（肉、野菜、果物）は1アイテム毎に輸入枠を申請する必要あり、多くの必要書類準備と通関までに時間･コストを要する。また日本から輸入する場合は放射能汚染全ロット検査、船積前規格検査、到着時成分検査といった非関税障壁が存在。一般加工食品も同じ輸入規制強化対象の流れにある。		
		日機輸 日商	(20)	輸入申告書の申請番号と受理番号の不統一	･PIB（輸入申告書）フォーム上に、輸入者/代行フォワーダー業者が申請する番号(20桁=6桁＋8桁＋6桁)と税関側が承認する独自の番号(6桁)の2種類が存在する。運用上の不具合。 Nomor Pengajuan(申請番号) Nomor Pendaftaran(受理番号)	･申請番号をそのまま受理番号とする方式を採用してほしい。あるいは、申請から受理までをひとつの統一番号で完結できるようにしてほしい。	
		日機輸	(21)	セーフガード規制開始の不透明	･メッキ鋼板に対するセーフガード規制に関し、財務省から税関当局に対しては、セーフガード規制開始日の事前通知がなされていたものの、輸入者側には一切の事前説明なく、輸入者は当該規制開始の事実を事後知ることになった。事前の対策が取れないまま材料輸入を余儀なくされたが、その後、突然、税関当局から巨額のセーフガード課税支払いの通知を受ける事態となった。安定的な貿易取引維持の障害となっている。	･合金鋼規制、セーフガード規制に共通するが、パブリックコメント等を通じて事前に業界の意見を聴取頂き制度改正による影響を十分検討頂くこと、そして法令の改定が関係者に適時に伝わるような通知方法、輸入者が対策を講じるに必要な猶予期間、経過措置を設けて頂くことをお願いしたい。	･インドネシア政府規程34号（セーフガード法）
		日商	(22)	インドネシアへのAJCEP適用遅延	･インドネシアにおける製品の生産や原材料調達が益々増えていく環境において、インドネシアにAJCEPが適用されていないことはインドネシアの資産の有効活用した生産ネットワークを強化していくうえで足かせとなっている。	･インドネシアがAJCEPに加盟することで、ASEAN地域内での原材料調達や製品生産をより活性化させたい。	
		ベアエ	(23)	新旧HSの相違による日尼EPAの原産地証明書不受理問題	･協定におけるHS(2002)と、輸出入時点HS(2012)でのHSが6桁レベルで変更になっていた場合、インドネシア税関での輸入申告において、特定原産地証明書が受理されない。結果、原産資格は充たしているものの、EPAの恩典を享受できない。 例）ブレーキとその部品 HS 2002 : 870831 or 870839 vs HS 2012 : 870830	･新旧HSコードの対照表で納得頂きたい。 ･このような問題が起きない協定文として頂きたい。	

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
9		ベア工	(24)	EPA原産地証明書の遡及適用不可	・インドネシアでの輸入通関完了後のEPA原産地証明書の遡及適用ができない。また適用には特定原産地証明書の原紙が必要となる。 そのため、緊急貨物である空輸については、EPAを利用できない場合がある。	・遡及適用、もしくは、コピー(PDF)可として頂きたい。	
11	利益回収	日機輸	(1)	ロイヤルティ送金の制限	・インドネシアでは、ロイヤルティについて経済合理性がないとして全て否認。送金も困難。		
		日商	(2)	投資コストの回収制限	・石油ガス田の探鉱開発に係る政府との生産分与契約（PSC）上で事業者に与えられた投資コストの回収権を制限する大臣令、政令等が発布されており、既存のPSCにも一部遡及適用されることから、今後の事業の採算性に影響を与える可能性がある。 （継続）	・投資環境や事業採算性の確保の観点から、今後はこれらの法規制の導入に先立ち、外資をはじめとする石油ガス事業実施者との十分な対話機会が持たれることが望ましい。	・エネルギー鉱物資源大臣令2008年第22号 ・2009年国家予算法（2008年11月10日付2008年法第41号、2009年8月25日付2009年法第26号で改訂） ・コスト回収・所得税に係る政府規則（2010年第79号）
		日商	(3)	生産分与契約（PSC）期間の不足	・投資の継続、生産量の維持、プロジェクトの経済性確保並びにマーケティング及びファイナンスの成就のために生産分与契約（PSC）の延長が必要である。新規生産の開始や既存生産量の維持・拡大のためには、事業者による長期に亘る投資と、将来のリターンが確保されることが必要である。また新規・既存販売契約や海外銀行借入返済はこの中で履行可能となる。 （継続）	・生産分与契約に関し、必要な延長期間の協議を促進し、早期の契約延長決定が望まれる。	・政令2004年第35号28条
		日商	(4)	ランニングロイヤルティの回収期限及び料率	・ランニングロイヤルティの支払い期間に関し、ブランドロイヤルティは、無期限であるが、Technical Know-Howに関しては、15年間が最大。 料率も、5%以上は認められず、4%も認定でもめる。	・15年間最大との明確な指針はない。 ・ランニングロイヤルティに関しても明確な指針が無い。	
12	為替管理	日機輸	(1)	ルピア為替取引への実需原則適用	・現地通貨ルピア関連の為替取引については実需取引に限定されていることから同一グループのシンガポール金融会社とのルピア関連為替取引が不可能。 （継続）	・為替取引の自由化。	・BI規定
		日機輸	(2)	外貨決済の制限	・2011年10月3日 BIは「輸出代金及び、オフショア借入資金に関する新規制」を発表。 上記規制の中で“2012年迄は輸出者が輸入者とネット決済することは可能なるも、2013年からはグロス決済のみ“現在同一グループのシンガポール金融会社と貿易代金、経費、為替決済及び、借入の決済において差額決済のみを実施しているが、グロス決済のみになった場合、ディール単位でのグロス決済になることから煩雑なオペレーションとなる。 （継続）	・外貨決済の自由化（左記規制の撤廃）。	・BI規定

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
12		JMAA	(3)	急激な為替変動	･円建てでの直貿で、海外販売店は為替差益を得ているが、値上げの交渉は困難。現地通貨建てでの海外子会社との親子間取引で、現在円安効果で特別価格にて販売が可能だが、利薄の取引が多く、将来取引が続いて円高に振れた時にたやすく損失が出てしまうほどの変動幅。	･為替の安定、変動幅が6ヶ月で数%以内。	
		日機輸			･外国為替による差益、差損が産業経済、特に外国投資報告に大きな影響を与えている。 (継続)	･急激な為替変動の抑制。	･Refer to Malaysian Regulation about their Foreign Exchange
		日商	(4)	為替変動ルピア安、銀行金利高	･ルピア安、消費者物価上昇、賃金上昇という日本の高度成長時代に近似。バブル前の状況に近づいている。ルピア金利が高く、銀行借り入れ利息負担が高く経営を圧迫する。 海外からの借り入れに対し、為替ヘッジ(リスク回避)を要求している。	･状況に合わせて対応して頂きたい。	
13	金融	日商	(1)	輸出代金及び海外借入金の国内銀行経由受取義務	･輸出代金と海外借入金のインドネシア国内銀行での受取を義務化されることによる、既存および将来のファイナンススキーム(国外銀行を使ったTrustee Borrowing Scheme)への悪影響が懸念される。 (継続、要望変更)	･中銀規制を順守する場合、海外レンダーからの借入金返済に支障が出ないような取り決めが必要である。	･インドネシア中央銀行規則2012年第14号(2011年第13号改訂)
		日商	(2)	外貨借入規制の突然の適用	･インドネシア中銀の2014年12月29日付、一般法人の外貨建対外債務に関する通達により、外貨建ての仕入れ販売業を行う場合に為替ヘッジを求められるようになった。 2016年からは、外貨建て債務を行う場合、外部格付けが求められるようになる。	･左記規制の撤廃または制限緩和。	･中銀通達
		日機輸			･国外外貨借入に関するインドネシア中央銀行規制が本年から適用されているが、突如とした変更が生じており各法人にとっては対応しづらい状況となっている。またヘッジをインドネシア国内銀行で実施する必要があること、加えて格付取得等の規制等は一部法人にとっては負担が大きいものと考えられる。	･本規制の見直し。	･16/20/PBI/2014(旧規定)→16/21/PBI/2014(12月29日改定)
		日機輸 JEITA	(3)	グループ企業間クロスボーターの資金取引制限	･現地通貨でのクロスボーダーのグループ企業間資金借入及び貸付が規制により不可。そのため、効率的なグループ企業内Cash Managementができない。(USD建ては可能ではあるが、中央銀行と事前相談を行い、報告する必要がある。)	･規制緩和と資金取引の自由化。	･中央銀行
		日機輸	(4)	対外債務規制適用の不明確	･2014年10月28日 BIは「外貨オフショアローンに関する新規制」を発表。当規制の中に、定められた計算式で対外債務をヘッジをすることが義務付けられているが、USD決算会社が適用となるかについては不明確。USD決算会社がUSDで借り入れる場合は為替リスクは発生しないため、適用すべきではない。	･外貨(USD)建て決算会社への非適用。	･BI規定

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
14	税制	日機輸	(1)	不合理な駐在員に対する個人所得税計算	・インドネシアでは個人所得税計算に累進課税計算が適用されている。弊社がインドネシアに保有する水処理設備のEngineering会社では2013年3月に日本帰任した駐在員の個人所得税率計算を2013年1～3月までの所得で計算（※a）し納付手続き実施。しかし、税務当局から税務調査指示を受け当該期間の所得証明書類を提出。その結果として、2013年1～3月までの所得を4倍し年間換算とした場合に計算される所得税額の1/4の税金（※b）を納付するようにという結果が通知された。 （※b）の計算だと（※a）の額より納付すべき税金が増加する結果となり無理やり徴収税額を増加させているように見受けられる。インドネシアの会社から反駁してもその計算根拠を示す規定などが不明な状況。指示事項に関する反駁等を繰り返すと大規模な税務調査対応を迫られるうえ、過度な追加課税要求などがあるとの他社事例も聞いており対応に苦慮している。 （継続）	・年度途中帰任の駐在員に対する所得税計算根拠の透明性確保。	・所得税法17条1項a
		JEITA	(2)	租税条約のPE非該当要件の不備による課税リスク	・OECDモデルの租税条約（日本ーシンガポール間等）では、通常、PEに該当しない活動として、企業に属する物品又は商品の「保管（Storage）」、「展示（Display）」、「引渡し（Delivery）」が挙げられているが、日本ーインドネシアあるいはシンガポールーインドネシア租税条約では、「引渡し（Delivery）」が含まれていないことから、企業の所有物（商品）をインドネシア国内に保管しているだけではPE（恒久的施設）に該当しないものの、その商品の引渡しを行うという、VMI（Vendor Managed Inventory）倉庫のような運用を行うと、PEに該当してしまうという問題がある。 （継続）	・租税条件のPE非該当要件に「引渡し（Delivery）」を含める。	
		日商	(3)	建設業課税への見做し利益率適用	・外国建設会社の税率が3%（みなし利益率12%に対する法人税25%）と非常に高率であり、実態に即していない。 （変更）	・税率を実態の利益率に即して下げてほしい。	
		日商 自動部品	(4)	税務調査の不透明・恣意性	・物理的に実行不可能な税務規則があるほか、税法の解釈が曖昧であったり履行細則が無い中で、それらの税制に基づく徴税が行われ、ペナルティーも課されるため、事業遂行に支障がある。 （継続） ・輸入時の前払い法人税の料率が高く還付請求を行うケースが多いが、還付請求すると毎回税務調査が入る。当局は還付を抑えるためか、税務調査官の裁量で(通常考えられない)税法解釈が行われ、還付どころか追徴される可能性が高い。異議申立、税務裁判等、時間及び税務対策費用がかさみ事業遂行に支障が出かねない状況。 （継続）	・履行細則を含む税制の整備を希望。また税制整備に際しては、外資を含む事業実施者・業界団体等との十分な対話機会が持たれることが望ましい。 ・解釈の統一。 ・税務調査官のモラル向上。 ・税制の整備。 ・適切な税務調査の実施。	・財務大臣令No73/PMK03/2010（VAT関連） ・租税局長令2013年第45号(租税局長令 2012年第163号改訂)、他 ・インドネシア税法全般

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
14		日機輸			･ロイヤルティ、ブランドフィーなどの否認や移転価格税制で法外な追徴の決定。あるいは非現実的な否認で、多額の資金が凍結される。不服申し立て、裁判は行うが、長期間の資金が凍結。税務調査において十分な説明と議論なしにロイヤルティ、ブランドフィー等モノを伴わない取引が税務否認されている。 (継続)	･本社経理部門より国税庁等に対して現状の説明を行い、国家間の問題に持ち込むべきロビー活動を実施中。 ･十分な説明と議論をした後、公正に判断してほしい。	
		JPETA			･親会社が提供する経営指導、債務保証に対する対価の支払いに関し、インドネシアに所在する子会社においては、すべて配当とみなされ損金処理が認められず追徴課税が発生した。高いコストを払い文書化を遵守しているが、調査段階で深い分析もなく課税されているのが実態と思われる。	･移転価格文書に対する十分な検証プロセスを経た上で、納税者が理解可能な課税説明を頂きたい。	
		日商			･法人税額の前年所得に対する予納制度があり、実績確定後に還付請求すると必ず税務調査が入るが、税務調査官の知識、能力にむらがあり、税金額に国家目標があるためか税務調査の結果が不合理であることがたびたび見られ、基本的には還付を認めたがらない傾向が見られる。	･予納税制はビジネス振興の観点から見直しをお願いするとともに、税務調査についても調査員の質の確保に努め不合理な指摘を行うことないよう、透明性や予見可能性を確保して頂きたい。	･PPH25･29インドネシア所得税法
		日機輸 JEITA			･不明瞭な税務。税務官の裁量によって損金否認されてしまう。	･法整備と法に基づいた公正な税務調査の実行。	
		日機輸 JEITA			･還付申告すると必ず税務調査が入り、調査が数年に渡ることがある。	･法整備と法に基づいた公正な税務調査の実行。	
		日商	(5)	税法実施規則･運用基準の不透明	･石油ガス上流権益の譲渡に対する課税を含む、所得税関連の新政令が発布されたが、一部規定や表現が不明瞭なため、譲渡案件等での対応に苦慮。 (継続)	･税制整備に際しては、外資を含む事業実施者･業界団体等との十分な対話機会が持たれることが望ましい。また不明点については当局による十分かつ明瞭な説明が実施されることを希望。	･コスト回収･所得税に係る政府規則(2010年第79号) ･2008年法第36号(第4次改訂所得税法31条D)
		日機輸			･厳しい税制の運用。	･税制運用の透明性向上。	･Tax Treaty Regulation
		日商			･2014年12月にVAT還付に関する新規則が発布されており、その件に関して、現在、影響を調査中ではあるものの、プロジェクト経済性への影響が懸念される。	･新税制導入、税制や税率変更に際しては、外資企業に対話機会を提供するとともに、十分かつ妥当な説明を実施するなど透明性を確保して頂きたい。	･財務大臣令 No218/PMK02/2014 (VAT還付)
		日機輸	(6)	保税地域から国内課税地域への売上制限	･インドネシアには、Kawasan Berikat (Bonded Zone、KB) と呼ばれる保税指定の地域がある。保税地域より国内課税地域への売上は、前年度の輸出実現価額及び他の保税地域への引き渡し実現価額の最高25%までに制限されている。将来的にインドネシアにある当社が国内市場向けに販売する場合、この制限が課題となる。 http://www.nacglobal.net/2012/06/indonesia-changes-of-bond-system/		･Custom regulation
		日商	(7)	投資による設備輸入時のVAT還付認可の不透明	･投資申請による、設備輸入に対しては、申請によるVATの還付があるが、当該地域のVAT徴収額が税務署の計画に未達の場合、不認可、若しくは長期間認可が下りない。	･制度通りの決済。	
		日商	(8)	移転価格税制の二重課税リスク	･特に移転価格税制においては、各国間のルールがまちまちで、見解が分かれることもあり、当社グループとして二重課税リスクを抱えている。	･世界標準の移転価格税制(ガイドラインなど)の法整備。 ･事前確認制度の充実。	

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
14		日機輸	(9)	移転価格税制の恣意的運用	･移転価格税制の恣意的運用がなされている。 －ITOは2013年、監査基準を変更した（All taxes to Single tax)。単一税制では一度税務調査が終わっても、全ての税に関する調査は終了しない。 －連結会社の定義変更により、非持株会社が連結対象になる可能性がある。		･Directorate General Taxation Decree (2010) No.43 on Application of Arm's Length Pricing Principle ･Directorate General Taxation Circular (PER-22/PJ/2013) ･Directorate General Taxation Circular (PER-11/PJ/2013) ･PSAK Revision 2013
15	価格規制	日商	(1)	損害保険における価格規制導入過程の不適切性	･火災保険、自動車保険において規制当局より遵守義務のある価格規制(タリフ)が導入されたが、その際に保険会社が顧客への説明などの準備を行う期間が確保できない短期間にて通達が行われた。加えて、一定の条件を満たすと適用できる割引制度についても、予定よりも早く唐突に適用が通達されるなど、当局の意向によって制度変更が唐突に発生し、予定されていた予算に影響が出ている。	･パブリックコメントに十分な時間を割いて、新規制の導入に当たっては、外資系保険会社、会計監査法人など関係者に対話機会を持つと共に、事前に十分な説明を行うなどの法律･規制の実効性と透明性の確保に努めて頂きたい。	
16	雇用	日機輸	(1)	労働者に有利な労働法	･インドネシア労働法では、会社のステータスの変更、合併、併合、所有者の変更が発生し、労働者が労使関係の継続を望まない場合、経営者は労働者に対して解雇処分を科すことができ、この場合、労働者は、所定の退職手当等（割増あり）を受け取る権利があると規定されている。つまり、会社の株式が譲渡される場合でも労働者に優先条件で退職する権利を与えているので、従業員を一括で引き受けることを目的としたM&Aにおいて、不確実性を生じさせることになる。また、この規定は、会社の株式が同一企業グループ間で譲渡される場合にも適用されるため、企業内の円滑な再編を阻害することにもなる。（一部削除）	･株式譲渡の場合など、会社の組織に変化がなく、会社従業員の雇用関係に何らの変更を生じさせない場合は労働者を保護する意義に乏しく、法律の改正が望まれる。	･労働法第163条
		日商			･勤務態度が悪い社員を解雇しようとする場合、労働法上の義務として会社は本人の自主退職の場合と比較して、さらに上乗せした多額の退職金を支払うことが義務付けられている。このことが、結果として労働者が不当に有利な環境をもたらしている。	･より対等な関係を基とした、労働法への見直し。	
		日商	(2)	過激な労働組合運動と賃上げ要求	･労働組合は交渉の内容（論理性）の如何を問わず、申請を行うだけでいつでも合法的にストライキが出来る状況であるため、実力行使で不当な要求を実現しやすい。	･労働者よりの法律を改正。	
		日機輸			･近年インドネシアの最低賃金は消費者物価上昇率を大幅に上回る急激な上昇傾向が継続しており、賃金増によるコスト増が各社の採算性を大きく圧迫している。また労働組合運動も激化しており、大挙して集団で工業団地に押し掛け、デモをすることで、工業団地全体で操業まひする事態も頻発している。	･労働者側の主張のみ、配慮するのではなく、生産性に見合った賃金上昇等、対等な立場で現実的な労使間の議論が出来る雰囲気が醸成されることをインドネシア側政府関係者に望む。	
		日製紙			･毎年、法定最低賃金が上昇しており、恒常的な減益要因となっている。ジャカルタでは毎年複数の労働組合が主導する大規模デモが起こっており、操業を停止せざるを得ない企業もある。	･企業が企業努力により競争力を維持できる範囲の法定最低賃金の上昇。	

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
16		日商			･首都近郊、工業団地などでデモやストが頻発しており、道路の通行制限や工業団地が封鎖されるなどして、円滑に事業を行えない。	･違法なデモやストの取り締りをお願いしたい。	
		JPETA	(3)	最低賃金の大幅な引上げ	･当社製造子会社のある、同国のブカシ県では、2015年の公定最低賃金が約16%アップした。2014年度の22%アップに比べると下落したものの、依然として上昇率は高い水準にある。また労働組合の活動は激しさを増すばかりで、行政には労使の仲介者としての役割は到底期待出来ず、企業側はスト、操業ストップを避ける為、労働者の非合理的な要求を飲まざるを得ない。 (変更)	･行政にもっと公平な立場で労使の仲介者としての役割を担ってほしい。	
		日商			･最低賃金の上昇率（例：2015年の西ジャワ州の上昇率は前年比15-20%）は、最低賃金水準のみならず全ての賃金水準において適用されるような事態となっており、一方で労働生産性の向上は（同上昇率に比べて）見合っておらず、結果として当国の製造／生産拠点としての国際競争力を弱めている。	･企業経営の視点を交えた賃金水準の構築プロセス、最低賃金決定のプロセス透明化、等が望まれる。	･労働に関する法律2003年第13号第89号、最低賃金に関する労働移住大臣規程2013年第7号、の運用不備
		日製紙			･2013年度1月より30%UP。	･国際競争力がなくなる。 (人件費アップのコントロール)	
		日製紙			･毎年実施される最低賃金の上昇をはじめとするコストアップにより、インドネシアでの事業環境はどんどん悪化している。 また、賃金上昇を要求するゼネストによって、工場を一時運転停止せざるを得ないことが年数回発生しており、生産性に影響する。 更に昨年12月10～11日に計画されたゼネストでは安全確保のため日本人従業員を自宅待機とした。 こうした状況が続くとインドネシアにおける追加投資は慎重にならざるを得なく、最悪の場合は、採算の厳しい工場から順次閉鎖ということにもなりかねない。	･インドネシア政府からの労働組合への指導。	
		日機輸 JEITA	(4)	就労ビザ取得手続の煩雑･遅延	･駐在員の就労ビザ発給プロセスが長い、もしくは期間が定まらない。	･ビザ発給手続きや審査の迅速化を希望。	
		日商			･ビザ発給、各種許可発行に時間が掛かり過ぎ、建設PJの遂行に必要な要員が現場に入れず、PJ進捗に支障をきたす。	･ビザ発給や許可発行手続きの迅速化、透明化。	
		日商			･ビザ発給に係る規則が頻繁にしかも事前予告なしに変更される為、スムーズな申請を行うことが出来ない。	･ビザ発給や許可発行手続きの迅速化、透明化。	
		日商			･駐在員のビザ発給に係る監督官庁(SKK MigasおよびMIGAS)による審査に時間が掛かり、人員計画通りに進まないケースがしばしばある。特に、2014年から2015年のビザの切り替えがまったくうまく進まなかったため、駐在員が数週間～1か月ほど就業ができないという状況になっている。	･ビザ発給手続きや審査の迅速化を希望。	
		日商	(5)	就労ビザを持たない出張者の工場立入規制	･短期の出張者が、建設現場等に立入る際に就労ビザを取得しなければ立ち入りは認められないため、その都度申請を行わなければならない。	･短期滞在ビザ（VOA）でも現場の立入を許可してほしい。	
		JGMA			･現地工事の際、就労ビザを取得する必要があるが、入国して数日以内に出入国管理事務所に赴き、就労許可証を入手する為の面談を受ける必要がある。就労許可証は4営業日以降に発行され、就労許可証が無いと出国出来ない為、数日で完了する工事の場合でも、無駄に滞在を延長する必要がある。	･就労許可証を短期間で発行して頂きたい。	

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
16		自動部品	(6)	厳格な支援者のVISA（KITAS）取得制限	･インドネシアで事業を開始するにあたり、技術者の支援が必要だが支援者のVISA(KITAS)の取得に厳しい制限がある。 また、取得迄に1月超の期間が掛るため緊急の対応はできない。	･要件に応じてVISAの発給条件を見直ししてほしい。	･KEP.16383/PPTK/PTA/2014
		日機輸 日商 日機輸 自動部品 日商 日商	(7)	外国人の就労ビザ取得要件の難化	･労働移住大臣規程2013 年第12 号 第26条第1項で、以前の（2008年3月28日付け）大臣令で「学歴（＝2012年からイミグレ内規で高専を含む大卒として運用）及び又は職歴（5年以上）」となっていた規定が「学歴及び職歴」に変更になりました。事業投資会社への若手派遣が制限される事態になっており、人員の派遣計画等が立てづらくなっています。 ･就労ビザ取得について、年齢制限及び学歴制限等がある。 ･一部報道(*)で、英語を母国語としない外国人（すなわち日本人も含むと思われる）の就労ビザ発給要件としてインドネシア語の能力試験を課すという方向で労働省令の改定が進められているとの情報がある。 (*) 参考 http://news.nna.jp/free/news/20150105idr006A.html http://news.nna.jp/free/news/20141126idr006A.html ･長期就労ビザ（KITAS）取得のための法律改正案が検討されている。学歴要件（短大卒以上）、インドネシア語の語学試験が課されるとの情報。 ･日本人赴任者のビザ取得条件を厳しくして制限しようとしている。 インドネシア語の習得、学歴制限、初年度1年のビザの次の年度は半年にしようとしている。（現在インドネシア語については適応予定ということで確認中） ･2013年末に発効された当地金融庁規制により、銀行以外のノンバンク業で働くインドネシア人以外の外国人は、全てFit & Proper Testの受験が義務化され、不合格となった場合には労働ビザが発給されないこととなった。定期人事異動において、万が一当地に赴任してきた駐在員がこのテストに不合格となった場合、当人の行き先が無くなる事態が生じることが懸念される。	･新制度の制定にあたっては、外国人排除とならないよう、十分な検討及び配慮を頂きたい。 ･建設業では技術に精通した経験豊富な人材がプロジェクトに必要である為、緩和してほしい。 ･英語を母国語としない外国人でも英語の能力を十分兼ね備え英語によるインドネシアへの技術移転を達成できる人材が多いと考えられるため、公的試験（例：TOEIC、TOEFL、インドネシア語技能検定）の結果等により能力試験を免除が可能などの対応を是非考慮頂きたい。 ･就業要件の緩和。 ･ビザ取得条件を緩和して頂きたい。 ･規制の中で触れられているとおり、テスト合否判断基準を発効することと、受験申込から合否判定に至るまでの手続きを迅速化することを求めたい。	 ･外国人労働者の雇用に関する労働相令（2013年第12号） ･OJK規制 No.4/POJK.05/2013
		日商	(8)	外国人使用規制の強化	･石油ガス上流･下流事業およびその支援事業における外国人使用の規制を強化するエネルギー鉱物資源大臣令が発布、施行された（2013年10月24日付）。特に①継続勤務期間（最長6年⇒最長4年）、②勤務可能年齢（30歳～60歳⇒30歳～55歳）、③禁止ポジション（1. 人事･法務･QHSE･調達分野の全員、2. Superintendentまたは同格より下のレベル）の規制が強化されたことにより、プロジェクト遂行のための適切かつ十分な人材をタイムリーに配置できず、プロジェクトの遅延に繋がることが懸念される。 （継続）	･外国人使用の規制に関し、プロジェクトオペレーター会社に関してはある程度の規制適用除外措置を希望。	･エネルギー鉱物資源大臣令2013年第31号
		日商	(9)	外国人による人事事項関与の困難	･外国人は人事担当者を指名するだけで、実際の人事に関与することが出来ず、違反した場合は就労許可を取り消すとの規制。 （継続）	･同法の撤廃。	･新労働法第46条 ･新労働法第46条 1995年第75号第5条及び第12条

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
16		日機輸	(10)	現地人雇用規制	・ジャワ島東部パスルワンでは独自の現地人雇用規制があり、全国版の規制と重複する。またパスルワンの独自規制については運用規則がない。	・日本は東ジャワ（Pasuruan）における重要投資家であり、東ジャワ日本領事館はPasuruanのPERDA 22/2012の規則の見直しを現地当局に促している。	・PERDA 22/2012, UU No 13 tahun 2003
		日機輸 日商 日商	(11)	国民健康保険制度導入による外国人・外資企業の二重負担	・BPJSによる健康保険制度（国民皆保険制度）の適用が2015年1月1日から日系企業にも適用されているが、6か月以上インドネシアに滞在する外国人にも強制加入義務があり日本側の国民健康保険、あるいは海外駐在員向け個人医療保険等との二重負担となりえること、さらには皆保険制度における準備不足・及び対応医療機関が限定される等の面が残念ながら見受けられる。 （内容、要望ともに変更） ・2014年1月より国民皆保険（BPJS）制度が適用されたはずだが、BPJS制度と既に加入済みの民間保険制度や外国人駐在員用の海外旅行者傷害保険との調整もなされておらず、加入したくても出来ない状態が継続している。 ・2015年1月1日から実施されているBPJS制度（健康保険）について、インドネシアの一部の医療機関でしか使用できない等の制約が多いため、従来の民間医療保険との併用が避けられない。その結果、会社側は医療保険の二重払が発生しているため、福利厚生経費が大幅に上昇している。	・対応医療機関の充実や、外国人に対する多重負担防止等の改善を検討頂きたい。 ・早急に民間保険との調整を実施、明確で公平な適用基準を制定。 ・インドネシアの全医療機関での早期の実施を望む。	・健康保障に関する大統領規程2013年第12号（第111号改正令含む） ・健康保障に関する大統領規程2013年第12号の改正に関する大統領規程2013年第111号
		日商	(12)	各種許可延長手続中の社員に対する入国管理局による拘束	・入国管理局による調査において、各種許可延長手続き中であることが明白にも関わらず、パスポート等の原本を提示できないとの理由のみで社員を拘束された。	・入国管理局が延長手続き中であることを証明する書類を発行し、これがあれば拘束はしないようにしてほしい。	
		日機輸	(13)	年金未納による権利放棄の制度	・年金納付停止後、3年間権利が維持され、その間の年金費用及び追徴金が出願人に課され、支払い義務が発生すること。米・欧といった主要国においては一般的に年金未納後、一定の追納・復活期間が設けられ権利放棄となるため、出願人が意図せず権利が存続するという事はない。 年金未納による権利放棄の運用を採用しているため、インドネシア案件についてのみ権利放棄の請求を行うためにはシステムの変更に加え、案件毎に権利放棄を請求する作業やコストの負担も発生する。	・権利放棄の規定を主要国に合わせ、年金の追納・年金不払いによる権利遡及消滅の制度を導入して頂きたい。	・インドネシア特許法 第88条 第89条 第90条 第115条 第116条
17	知的財産制度運用	日機輸	(1)	出願人による自発的な対応外国出願に関する資料の提出不可	・インドネシアでは、特許出願から審査までに平均6、7年かかっている。権利付与の迅速化のために、出願人が自発的に対応外国出願に関する資料を提出できることが望ましいが、現在そのような規定にはなっていない。 特許法28条では、総局が、対応外国出願での審査情報に係る資料を請求できる規定になっているが、出願人が自発的に対応外国出願に関する資料を提出できる規定にはなっていない。 （継続）	・マレーシア、シンガポールでは、対応外国の登録クレームを提出することで、審査を迅速化する修正実体審査制度（MSE制度）が採用されている。また、ベトナム、タイでも法令では規定されていないが、実質的にMSE制度が運用されている。権利付与の迅速化、安定した権利取得のためにも、インドネシアでもMSE制度の採用を検討してほしい。	・インドネシア特法28条
		日機輸	(2)	拒絶査定時に分割出願することができないこと	・出願人は、拒絶査定時に分割出願することができない。 （継続）	・拒絶査定時に分割出願できるようにしてほしい。	・インドネシア特許法36条

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
17		日機輸	(3)	高い特許出願コスト	･インドネシアの特許庁費用が高額である。特に、特許登録時に出願係属件数分の累積での出願維持年金を支払うが、年金額が高額である。 (継続)	･出願中の維持年金の廃止、又は減額を進めて頂きたい。	
		日機輸	(4)	知的財産権情報の開示不十分	･権利化ニーズが高まる新興国において、件数等の統計情報や出願データベースの整備が不十分のため、正確な他社特許リスクを把握できない。 (継続)	･先進国特許庁との連携協力を進め、早期DBの整備を進めて頂きたい。	
18	技術移転要求	日機輸	(1)	技術移転要求	･技術移転契約における不透明な技術移転要求を実施している。	･それぞれの機関に関する実施および技術移転契約に関する政府による更なる監督が必要。	･Refer to Minister of Labor and from each Country
19	工業規格、基準安全認証	日機輸	(1)	安全認証(SNI)取得の煩雑･遅延	･SNIの承認を得るため輸出元工場の安全規格検査で、頻繁に中国等への出張要請がある。SNI取得自体も、上記出張監査も含めて2ヶ月超という非常に長いリードタイムを要する。 このSNIの適用対象品目が拡大傾向になり、2012年度からはエアコン、冷蔵庫、洗濯機等の大型商品も対象となってくる。これら大型商品だけではないが、監査対象に製造現場の視察も当然含まれるが、新商品等の場合は発売の数ヶ月前に監査を受けることが困難な場合がある。しかしながら、SNI対象品目でありながら認証を取得していない場合、輸入･通関自体が出来ない為、その他の各種ライセンス取得や営業サンプル輸入が滞り、新商品立上が思い通りの期日までに実施できないリスクが想定される。 (継続)	･特に新商品立上に際して長大且つ不安定なリードタイムを要するようになる為、これを現実に即した基準･手順とする働きかけを実施頂きたい。	･Water Pump: SNI 04-6292.2.41:2003 ･Electric Iron: SNI 04-6292.2.3:2003 ･CRT TV: SNI 04-6253:2003
		電線工			･民間向け製品(電線)は、SNI規格認可を受けないと販売できない事になっており、規格取得には1000万円以上の費用と1年以上の認証取得期間を要する。	･工業規格を満足すれば、輸入も認める制度を設ける。	･2011年5月9日付工業大臣規定第50号(No.50/M-IND/PER/5/2011):、特定のケーブル6品目にSNIの順守を義務付け
21	土地所有制限	日商	(1)	土地収用プロセスの遅延	･大型インフラプロジェクト推進に際して、土地確保が進まず開発案件推進の支障になっている。土地価格高騰と案件大型化により土地価格は巨額化しており、外国事業者が競争入札前に土地を確保するといった条件が案件推進の阻害要因となっている。	･政府による土地収用プロセスの支援等による状況改善が望まれる。	･土地収用に関する法律2012年第2号、大統領令2012年第71号
23	諸制度･慣行･非能率な行政手続	日商	(1)	同一事業における複数の監督機関の存在	･石油ガス上流開発事業の遂行に際し、石油ガス上流事業実行特別業務ユニット(SKKMigas)とエネルギー鉱物資源省石油ガス総局(MIGAS)の双方の承認が必要となる事柄が多く、各種許認可の取得に時間が掛かる。 (継続、要望変更)	･両機関の意思疎通の強化により意思決定が迅速化されること、あるいは、新政府によるワンストップ窓口化による効率化を期待。	･新石油ガス法(法律2001年第22号) ･大統領令2013年第9号
		日機輸	(2)	登記手続の遅延	･インドネシアでは、定款変更や株式譲渡を行う場合、投資調整庁(BKPM)の認可を得たあと、法務人権省(MoLHR)での登記手続が必要である。 MoLHRの登記手続は最低2週間程度を要するが、手続管理のシステム上、会社につき一つの登記手続が完了するまで別の登記手続を並行して申請することができない。事業の一部の閉鎖と株式の譲渡を並行して進行させる場合は、完了に数ヶ月を要するケースもある。 (継続)	･MoLHRの手続管理システムを改善し、同一会社の複数の登記手続を並行して処理できるようにすることが望まれる。	

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
23		日機輸	(3)	許認可担当者への制度周知徹底	･制度変更があっても、担当者が新制度のガイダンスを知らず、許認可の際に常に混乱を招く。	･規則についての正確な情報を周知徹底する。	･Refer to Minister of Labor and from each Country
		日商	(4)	医療機器流通許可証発行手続の不透明･遅延	･医療機器輸入販売のための医療機器流通許可証（品目毎に必要）の発行手続きが不透明で、かつ製品によっては発行までに多大な時間がかかっており（いつ発行される予測困難）、事業計画に重大な支障が生じている。	･許認可手続きの迅速化･効率化･透明化。 ･公務員の汚職体質の根本的改善。	･保健大臣規則
24	法制度の未整備、突然の変更	日商	(1)	矛盾する法令の公布	･後から発布された法令が従前の法令と矛盾し、尚且つどちらも法的には依然として効力を持つ場合がある（e.g. 石油ガス事業において定められたモデル生産分与契約（PSC）と、石油ガス事業関連の新政令との間で、インドネシア企業の事業参加等に関して矛盾する規定がある、等） （継続）	･法令間の矛盾の解消を希望。	･モデル生産分与契約（PSC） ･政令2004年35号
		日機輸 日機輸 日商	(2)	法令施行規則の不備･運用の不透明	･法律、政令等が曖昧で分かりにくい。さまざまな場面で解釈に大きな違いが生じる。 （継続） ･今般のシンプルインボイス規制による徴税強化規制において顕著だったのが、法令･規制発効後、実運用がされているのかはっきりせず、規制を受ける側もまちまちな捉え方を行っている。この為、現場で大きな混乱を起こした。 （継続） ･会社のガバナンス規制や保険業法など保険会社の運営に多大な影響を及ぼす各種法規制が多く施行されているが、規制内容が不明瞭な点が多く、法令作成者の意図が事前の十分な説明がないのでつかめず、解釈に時間やコストがかかる。また完全遵守が短い間に求められ、かつ実情を踏まえず策定されるケースもまま見られ、法令の朝令暮改が頻発する中で、運用が必ずしも徹底されていない。	･本来、法令や規制が発効された後は、厳格に運用すべきであり、逆に法令･規制の制定に際しては、事前に十分な調査、公告を行うよう要望したい。 ･パブリックコメントに十分な時間を割いて、新法規制の導入に当たっては、外資系保険会社、会計士など関係者に対話機会を持つと共に、十分な説明を事前に行うなどの透明性を確保すると共に、十分な準備期間を与えて法規制の実効性を高めてほしい。	･GCG規制 ･2014保険業法 ･No.S-77/D.05/2014 再保険のローカルキャパシティ最適化レターなど
		日商 日機輸 日商	(3)	法規制の頻繁な変更	･2012年の輸入ライセンス（API）、今年の鉱物資源の輸出規制など、詳細を検討しないまま思い付きに近い状態で法規制を発表し、その後、頻繁に内容を変更する例は枚挙に暇がない。 「インドネシアにおける法律改正には直ぐに対応すべきではない」というのが駐在員の間では一般常識となっている。 （変更） ･輸出入関連法規制の頻繁な変更･改正が行われるが、内容が判りにくい。施行までの経過措置、運用問題までを想定したものになっていない場合がある。	･新税制導入、税制や税率変更に際しては、細部まで内容を決定した後に発効されたい。 ･施行までの十分な準備期間、運用問題を考慮したものにしてほしい。	･一事例、MOT規程：No.67/M-DAG/PER/11/2013, related label Bahasa Indonesia on product

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
24		日機輸 日機輸	(4)	契約･覚書でのインドネシア語の使用義務	･2009 年7月9日Law No.24において、インドネシア法人との契約は、インドネシア語を使用することが義務付けられたが、当該法令の適用対象を決定する施行令が公布されておらず（前記法令公布後2年以内とされている）、当該法令が現在有効に施行されているのか、また施行されていたとしてもいかなる類型の契約にインドネシア語の使用義務があるのかが明らかではない。一方で、例え当該法令が有効であったとしても、契約で使用する言語は当事者間の自由に委ねられるべきであり、インドネシア語の使用強制は、国外法人･個人に不当な負担を課すものと言わざるを得ない。 （継続） ･2009年7月の法律にて、契約書はインドネシア語使用と規定された。同年12月に、民間同士は英語で可との法務大臣令が出状されたものの、2014年5月に、ジャカルタ高等裁判所は外国企業がインドネシア企業との間で締結した英文の融資契約書が無効との判決を下した判例があり、現在最高裁で争われている。	･契約におけるインドネシア語の使用強制制度は撤廃が望まれる。少なくとも、法令の有効性を明らかにし、インドネシア語を使用すべき契約の範囲を限定すべきである。ただし、その範囲は、確かにインドネシア語を使用しなければならない理由が明確でなければならず、国外法人･個人にとって負担を受け入れられる合理的なものでなければならない。 ･民間企業の活動を著しく阻害しかねない判決を避けるべく、実態に即した法令の制定･施行を望む。	･Law No. 24, dated 9 July 2009, regarding Flag, Language, National Emblem, and National Anthem ･国旗、国語、国章及び国歌に関する法律2009年第24号
		日機輸	(5)	移行期間のない輸入規制の発布と遡及適用	･2014年1月に特別品目輸入取扱いに関する法令が急遽発布、電器製品の輸入通関時、従来不要であった船積み前検査が義務付けられた。 アナウンスは1月7日であるにも関わらず、過去に遡って1月1日出荷分から適用/施行となり、船積み前検査がないという理由で貨物の通関がストップ、大混乱となった。 （継続）	･法令改正にあたっては、輸入業者への影響について充分に事前調査を行い、十分な周知徹底期間、或いは移行期間を設けるよう要望したい。	
		日機輸 日商	(6)	突然の法規制の施行	･中央銀行対外債務規制に関する通達が突然なされ、通達内容も不明瞭である。10月末に発表された規制がその2ヵ月後に改定されるといった具合で、10月の規制に対応した対策を検討していたが、1月の規制でまた別の対策を検討する必要が生じた。通達では、規制対象企業は「対外外貨債務を有する企業」と記載あるのみで、貿易債務（対外外貨建買掛け債務）のみ有する場合でも規制の対象となるか不明確である。 ･輸入卸業務の外資規制（14年2月施行）、「外資企業の本社からの借り入れについて格付けをとることと、ヘッジをすること」（施行時未定）、など当局からオフィシャルなアナウンスがないまま噂レベルで情報が広まり、ある日突然規制が施行される。	･新規制導入の際は、パブリックコメントを求めることで新規制が与える影響を十分検討いただくと共に、事前に詳細な説明を行っていただくこと、企業が対策をとるために必要な猶予期間、経過措置を検討頂きたい。 ･オフィシャルな情報源からのコミュニケーションを徹底して頂きたい。	･Bank Indonesia Regulation No. 16/20/PBI/2014, 16/21/2014
25	政府調達	電線工	(1)	現地生産品調達要求	･PLN（電力公社）に商品（電線）を納めるには、現地生産品以外は許可されていない。	･工業規格を満足すれば、輸入も認める制度を設ける。	･2011年5月9日付工業大臣規定第50号（No.50/M-IND/PER/5/2011）：特定のケーブル6品目にSNIの順守を義務付け
26	その他	日機輸 日機輸	(1)	交通インフラ未整備	･地下鉄･モノレール等の大量公共輸送機関がなく、ジャカルタ市内及び周辺は常に大渋滞。人の移動、物流に時間を要する。 （継続） ･ひどい交通渋滞のため、配送に遅れが生じる。 （継続）		

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
26		日商 日商			･首都ジャカルタを中心とした慢性的な交通渋滞が発生しており、移動時間が長く、業務に支障をきたしている。 ･ジャカルタ市内各所において慢性的に発生する交通渋滞から生じるアイドリングタイムは、大きな経済損失をもたらしている。	･公共交通機関の整備と有効な交通規制により、渋滞解消をお願いしたい。 ･2014年からMRT建設が始まっており、2017年ごろに完成する予定。しかし、未だ十分な路線網ではなく、引き続きの開発が望まれる。	
		建産協	(2)	港湾施設インフラの能力不足、未整備	･港におけるコンテナ収容能力/交通事情の問題より輸出入に影響を受けている。 （継続）	･港の拡張/交通渋滞の改善。	
		日機輸	(3)	電力供給の不安定	･電気の停電･瞬時停電が良く発生。料金も大幅値上げが実施される。 （継続）		
		日製紙 日商	(4)	電力料金値上げ	･電気料金が10%上昇。 （継続） ･国営電力会社（PLN）による急な値上げにより、価格転嫁等の準備が間に合わず損失が発生した。正式に値上げが決定したのは、実施の1ヶ月前であり、かつ上げ幅は4割の大幅なものであった。	･値上げを否定するものではないが、十分な助走期間はあって然るべきだし、値上げするなら頻発する停電を改善してほしい。	
		日機輸	(5)	通信インフラの未整備	･インターネットの高速通信網は一部のみ施設。大量の情報送信は不可。また繋がりにくい。 （継続）		
		日機輸 日商	(6)	生活インフラの未整備	･治水が悪く、雨季には洪水が起こりやすい。 （継続） ･雨季における洪水も、例年同じところで発生しているにも関わらず、有効な手段が進んでいない。	･下水設備の強化。	
		日商	(7)	公務員の汚職体質	･国家公務員による汚職が未だに蔓延っており、民間の仕事のなかでもそこここに同様の体質が見え隠れする。		
		JMAA	(8)	不払い･支払遅延	･商習慣やモラルの違い、力関係により､回収遅延､回収困難の取引が発生。対策として前受を条件としているが、足の早いビジネス(スマホ部品製造機器等)では納期と価格が最優先で､回収ができたとしても､支払いの遅れは収益を圧迫している。	･力のない中小企業に情報面でのサポートや回収リスクの保障。	

韓国における問題点と要望

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
9	輸出入規制･関税･通関規制	時計協	(1)	高輸入関税	･時計類（ウオッチ／クロック完成品、クロックムーブメント）の関税は8%と高い。（継続）	･関税の低減及び撤廃。	･関税法
		日機輸	(2)	FTA未締結による関税差の不利	･韓･EU FTA、韓米FTAなどが続々と批准された一方、日韓FTAは協議に入ることを同意しただけであり欧米に比べ少なくとも数年の遅れが見られる。韓国は一般的に工業製品の関税率が高く（例：ガスタービン：8%、蒸気タービン：5%）、弊社の主要競合先であるEU、米国の発電設備メーカーとの間で、競合上著しく不利になっている。（変更）	･日韓FTA或いはEPAの早期締結、またTTPへの韓国の参加につき働き掛けて頂きたい。	
		日機輸 日機輸	(3)	輸入機器の製品登録手続の煩雑	･医療機器輸入･販売における製品登録手続きが煩雑。 ･プロト機の評価目的で輸入する際に製品登録が必要。（継続）	･製品登録更新手続きの廃止。すなわち、日本等の様に一度登録したら更新不要にしてほしい。 ･評価の為の輸入手続き簡素化。	
		日商	(4)	薬事法に基づく輸入許可の遅延	･薬事法に基づく海外製品の輸入許可を取得するのに多くの時間と費用がかかる。	･特にアジア地域において近年薬事法の整備が順次導入されているため、法整備と共に欧米の510KやCEマーキング、また日本の薬事法との相互認証を可能にしてほしい。	･薬事法
		日機輸	(5)	返品輸出手続の煩雑	･市場問題が発生したインクタンクを日本に戻す際、インクの成分を全て開示（一般的なMSDSのレベル以上の開示）しないと、インクタンクを韓国から輸出が認められない。	･製品レベルにおける、液体輸出手続きの簡略化（MSDSの開示のみでの輸出）。	
		日機輸	(6)	税関による関税分類の恣意的適用	･韓国内へ輸入する際、日本から出荷するインボイス上の統計品目番号とは別の解釈をされ、課税される。本来、半導体露光装置用のレンズおよびFPD露光装置用のレンズ／ミラーは、「半導体露光装置部品」という解釈で輸入関税がゼロであるはずだが、実際には韓国関税庁の判断でインボイス上のHSコードと異なる解釈をされており、韓国輸入通関時に「ガラス製品」として夫々下記の関税を徴収されている。 －半導体露光装置用のレンズ･･･3% －FPD露光装置用のレンズ／ミラー･･･8% また、光学部品以外についてもインボイス上のHSコードが適用されず、「ガラス製品」として輸入通関が行われている。	･ガラス製品ではなく、半導体製造装置部品のHSコードを適用してほしい。（関税ゼロ）	
12	為替管理	日機輸	(1)	外貨借入制限	･外国為替取引の自由度が低く、外貨リスクヘッジ目的の外貨借入ができない。（継続）	･外国為替取引の自由化。	･外国為替管理法等
		日機輸	(2)	債権債務相殺･外貨資金送金規制	･非居住者との債権債務相殺、外貨資金送金の規制が厳しく、可能な場合でも許認可取得手続きが煩瑣である。（継続）	･非居住者への韓国ウォン為替市場の開放。	･外国為替管理法等

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
12		JMAA	(3)	急激な為替変動	･為替の変動が大きい。円建てでの直貿で、海外販売店は為替差益を得ているが、値上げの交渉は困難。現地通貨建てでの海外子会社との親子間取引で、現在円安効果で特別価格にて販売が可能だが、利薄の取引が多く、将来取引が続いて円高に振れた時にたやすく損失が出てしまうほどの変動幅。	･為替の安定、変動幅が6ヶ月で数%以内とすることを望む。	
14	税制	日機輸	(1)	税務当局と税関との見解の相違による追徴課税リスク	･日韓租税条約に基づくAPAにおいて、利益幅について韓国の税務当局との間で共通認識を持つことがやや難しい。 また、関税面では輸入単価が低いとの見方、国税面では利益率が低いとの見方があり、常に追徴課税のリスクに悩まされている。	･国税と関税について当局間の見解を合わせて頂きたい。もしくは両者の立会いの下で税務調査をして頂きたい。	
		日商	(2)	移転価格ルールの相違による二重課税リスク	･特に移転価格税制においては、各国間のルールがまちまちで、見解が分かれることもあり、当社グループとして二重課税リスクを抱えている。	･世界標準の移転価格税制（ガイドラインなど）の法整備。 ･事前確認制度の充実。	
16	雇用	日機輸	(1)	労働者過保護の労使慣行･制度	･企業の経営体力や生産性を無視した労組の賃金引上げ要求、福利処遇の改善要求等がなされる。また、処遇変更について下方硬直性が高く、労務面のリストラが進めにくい。 （継続）	･就業規則の不利益変更時の労組合同意取得条件の廃止。 ･年次有給休暇買取の法令による禁止。 ･法定退職金制度の改正。 ･非正規職使用期限制限等の緩和。	･勤労基準法等
		日機輸	(2)	有給休暇の買い取り禁止	･勤労基準法の改正により、未消化有給休暇の買い取り義務免除および、年次有給休暇の使用促進制度が定められ、一定条件のもと使用者の金銭保証義務は免除された。しかし、休暇の買い取りを団体協約や就業規則に記載している場合には改定が困難であることや、休暇促進制度を実行するのが難しいといった実態により、有給休暇の実取得につながっていない。その結果、有給休暇の買い取りが発生している。 （継続）	･団体協約や就業規則を変更せずとも休暇買い取りを免除できるよう法改正を行って頂きたい。あるいは有給休暇の買い取り廃止は、不利益変更にあたらないことを明確にして頂きたい。	･韓国　勤労基準法　1条、5条、61条、94条1項
		日機輸	(3)	非正規職の雇用期間制限	･非正規職の有期雇用は、最長2年、更新不可となっており、事業状況に則した柔軟な要員調整が難しい。 （継続）	･固定期間のない雇用契約締結の制約をなくしてほしい。	
		日機輸 日機輸	(4)	就業規則の不利益変更時の同意義務	･韓国では、就業規則を勤労者に不利益に変更する場合には、労働組合等の同意を得ることが勤労基準法により規定されている。同意が前提であるため、労使交渉では企業側が一方的に不利になっている。 （継続） ･就業規則の不利益変更時の同意義務 韓国の勤労基準法では就業規則を不利益に変更する場合、労働組合等の合意を得なければならず、就業規則の改定に最大の障壁となっている。韓国へ進出している日系企業よりも「就業規則の改定内容が合理的であっても同意手続きが必要で、会社経営の重大な危機に繋がる」「定年延長義務化にも拘わらず賃金ピーク制の導入は組合同意が必要」等のコメントがあり、勤労者への利益変更のみが担保される状況である。	･企業が経営環境の変化に柔軟に対応できるように、不利益変更時の同意義務の撤廃をして頂きたい。 ･企業が経営環境の変化に柔軟に対応出来るよう、労働基準法第94条第1項にある「不利益変更時の同意義務」及び同2項に規定されている手続き（雇用労働部長官への届出義務）の撤廃と、それに代わる判断力のある司法機関での判断をお願いしたい。	･韓国　勤労基準法第94条第1項 ･労働基準法第94条 第1項、及び同2項
		日機輸	(5)	通常賃金の定義及び計算方法の変更･不明瞭	･2013年12月の大法院の判決により、通常賃金の計算範囲などが、これまで認識してきた雇用労働部の指針と異なるものとなり、人件費の増加に加え、過年度分の遡及について明確化されておらず、一部の企業で訴訟が起きるなど、労使間に問題と混乱が生じている。	･従来の雇用労働部の指針通りの法整備。 ･過去の賃金未払い分の取扱いについて企業の負担にならないように防ぐ措置。	･勤労基準法等 2013年12月大法院判決

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
17	知的財産制度運用	日機輸	(1)	特許査定後の分割出願の困難	･韓国の現行特許法では拒絶査定、特許査定を受けた段階での分割出願が出来ないため、出願人が意図する請求項で特許を取得する機会が少ない。 (継続)	･拒絶査定時、特許査定時においても分割出願できるよう分割時期の緩和して頂きたい。	･特許法第52条(分割出願)
		日機輸	(2)	特許権の間接侵害規定における主観要件がない	･韓国の現行特許法では間接侵害の規定において、主観要件(その発明が特許発明であること及びその物がその発明の実施に用いられることを知りながら、業として、その生産、譲渡等若しくは輸入又は譲渡等の申出をする行為)に対応する規定がない。 (継続)	･間接侵害における主観要件の追加。	･特許法第127条(侵害とみなす行為)
19	工業規格、基準安全認証	日機輸 日機輸 日機輸	(1)	韓国独自規格･基準の煩雑	･標準規格の認証が外国から輸入される物品に適用される場合、非関税障壁の機能を持つようになる。 (継続) ･国際標準化機構(ISO)品質認証に対応する国家規格でKSA9000が存在。 (継続) ･韓国産業規格(KS)が存在。 (継続)		 ･KSA9000 ･KSA9000
		日機輸	(2)	薬事許可の審査基準の相違	･日本厚労省と韓国KFDAの輸入販売許可における審査基準が整合していない。日本薬事許可製品を日本で実施した同じような審査を韓国で8-10ヶ月かけて実施した。調和を希望。	･両国が輸入販売許可の審査基準を整合して頂きたい。	
22	環境問題･廃棄物処理問題	日商	(1)	鉛蓄電池屑輸出	･韓国の需要急増に伴い、日本国内で発生する鉛蓄電池屑が韓国と取り合いの状況にある。(国内発生の約3割～4割にあたる鉛蓄電池が韓国へ流出している状況) 韓国向け輸出に際しては、日本国内の回収業者はバーゼル法に則って手続きを行っている模様であるが、韓国側よりの処理完了報告が輸出実績の半分程度しか返ってこないという話を聞いており、韓国内で適正に処理されていない可能性を払拭できない。	･韓国政府に対し、廃鉛蓄電池の処理実態の調査と、処理報告の適正な運用を求めてほしい。 (バーセル法の運用を厳格にすることで、日本からの輸入に一定の歯止めが掛ることを期待)	･バーゼル法
24	法制度の未整備、突然の変更	日機輸	(1)	下位規則やガイドライン等の発行遅れ	･上位の法規制が発効しているにもかかわらず、その法律を実際に運用するための下位規則、規制物質リスト、ガイドライン等が公表されるのが遅く、実際の対応が困難。 (継続)	･下位規則やガイド等の準備をしてから法律を発効してほしい。(準備が出来るまでは発効しないでほしい。)	･化学物質管理法、「化学物質登録及び評価等に関する法律(K-REACH)」
26	その他	日機輸	(1)	電力供給不足	･2012年に発生したようなブラックアウトはなかったが、引き続き需給関係が逼迫した状態が続いている。 (変更)	･早期に需要に見合った発電能力増強を実施してほしい。	

ラオスにおける問題点と要望

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
7	外資法運用手続	日商	(1)	投資関連法令･政策全般の予見可能性不足	･投資関連法令や外国企業への優遇措置等の政策が、外国人にも容易に入手できるような形で公表されていない。	･投資関連法令や政策の新規採択ないし改正につき、十分な期間を持った事前通知の実施。 ･投資奨励法と他の法律間での整合性の取れた運用。	
9	輸出入規制･関税･通関規制	日商	(1)	恩典付輸入許可手続の遅延･不透明	･自社ラオス工場に使用する選別機械をタイより輸入予定。関税免除、VAT免除の許可取得に時間を要している。所管各省庁へ問い合わせをするが、尋ねる人により意見が異なることもあり、承認手続きが不明瞭。操業に遅れが生じている。	･手続きを進める手段の明確化。	･投資奨励法52、55条 ･VAT法19条
12	為替管理	日製紙	(1)	現地通貨の外貨への両替制限	･現地通貨キープ建てで製品を販売し、肥料や加工設備(消耗品含む)を外貨建てで輸入する場合、手元資金のキープを外貨へ両替する必要が出てくるが、中央銀行の告示により両替が制限されているため、事業活動に影響が出かねない。 （継続）	･中央銀行が保有する外貨準備高の減少を抑えるための措置と聞いているが、事業活動に影響がでないような配慮をしてほしい。	･2013年8月5日付外貨販売に関する中央銀行告示
		日商			･ラオスではキープの取引は少額の場合しかなく、少し大きな額の場合は外貨取引である。ゆえに、実際は外貨支払が多く、資本金のラオスキープを使おうと思っても、両替できないため必要外貨を日本本社から送金している。	･銀行（ネットバンキング含む）で両替可能にして頂きたい。	･2013年8月5日付外貨販売に関する中央銀行告示
16	雇用	日商	(1)	長期数次査証の取得困難･手続の不透明	･外国人に対する長期数次査証、滞在許可証および労働許可証の取得が容易に行われない。また、申請に要する手続き･期間が明確でない。	･長期数次査証、滞在許可証および労働許可証の取得につき、手続き及び期間の明確化･適正化。	
		日製紙	(2)	労働法改正に伴う雇用者義務の増大	･2014年10月労働法改正により、雇用者に3年未満の限定的な雇用契約以外での退職金の支払い義務、および50名以上の労働者を有する遠隔地での医療従事者の常勤義務が課せられた。	･投資環境の悪化につながるので、延期または中止してほしい。	･2014年10月改正労働法
		日製紙	(3)	社会保障制度の変更に伴う企業負担の増加	･社会保障制度の変更に伴い、従来会社負担は5%であったが、変更後(2015年1月1日と言われている)は6%となる。	･投資環境の悪化につながるので、延期または中止してほしい。	･2013年7月26日付社会保障法(No.34/NA) ･2013年8月20日付国家主席令 ･2014年2月10日付社会保障法施行に関する大臣勧告(No.0283/MLSW)
		日商	(4)	技術者不足	･弊社ではメカニックや品質管理などのエンジニアの採用活動をしているが、要件を満たす人材（とくに製造機械のメンテナンススタッフ）を見つけることが困難である。	･優秀なエンジニアの育成を早急に行って頂きたい。	
22	環境問題･廃棄物処理問題	日商	(1)	廃棄物処理施設	･弊社は他の東南アジア諸国並みの廃棄物処理を実施したいが、ラオスにおいては法令が未整備であり、従って処理施設も無い状況である。	･将来の環境問題に繋がる事である事から、法令の制定、処理施設の建設を進めて頂きたい。	

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
23	諸制度･慣行･非能率な行政手続	日商	(1)	法制度･行政手続の不整合･不統一	･法律間の矛盾や、地方政府による法や省令の解釈や履行状況が異なっており、その際の相談窓口がなかった。	･OSSの計画投資省/県計画投資事務所、商工省/県商工事務所に於ける具体的手続きの明示、また既存手続きの改善（時間短縮、簡素化、透明性強化）。	･投資省令法 第44条 投資ワンストップサービス
		日商			（改善） ･2010年10月に計画投資省投資奨励局にワンストップサービス窓口が創設された。		
		日機輸	(2)	法制度･行政手続の不透明	･VAT還付手続きに時間を要す、VAT納税者が最終消費者自ら納税、空トラックの出入国規制、輸出製品加工用原輸入材料の一時保証金の支払、等々手続きが不透明。 日本大使館、商工会が中心となり、官民合同対話を実施して確認（昨年12月第8回開催）	･各種法令の即時英訳化、日訳化。 ･法令が多すぎるので中央で管理必要（首相令、大臣令、局長令、地方県庁令、等）。	
		日商	(3)	法令の周知徹底不足	･ラオス政府の法令が末端の組織まで到達していないため、様々な手続きに対する判断が担当者により異なっており、スムーズに手続きが進まない。	･政府の末端の組織まで法令が熟知され、法令に従って判断するようにして頂きたい。	
24	法制度の未整備、突然の変更	日製紙	(1)	植林関連の制度の不透明	･国からの植林用地リース、植林、伐採、および輸出に関する制度が不透明なため、実際の行政手続きは関係すると思われる全ての監督官庁が個別に同様の審査手続きを行う必要がある。時間と費用が非常に多くかかっている。 One stop serviceが設置されたというものの、実際には機能していない。 （変更）	･制度の目的をはっきりさせ、効率的で明確な制度を構築してほしい。 ･ワンストップサービスの設置。	･土地法 ･森林法 ･関税法 ･関係大統領令＆首相令
		日製紙	(2)	植林木の伐採輸送に関する制度の未熟	･自社の資産である植林木を伐採輸送するにあたり、天然木に準じた行政手続きをしなければならない。また、必要とされる文書も似たような内容にも拘らず担当行政（森林局、商工局、税務局など）毎に個別に用意しなければならず、想像以上の時間と費用が必要である。 （継続）	･国の資産である天然木と法人＆個人の資産である植林木は根本的に分けて管理されるべき。 ･申請書を共通＆共有化するなどの工夫が必要（ワンストップサービスの設置）。	･2010年2月12日付け「植林木原木および製材品の輸出に関する」首相府通達、および関連のMAF大臣通達他

マレーシアにおける問題点と要望

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
1	外資参入規制	日機輸	(1)	非製造業の外資出資比率規制	・かなりの分野で外資規制は撤廃されつつあり、マレーシア政府（外国投資委員会）のガイドラインにより、電力業界への外資参入は30%を上限とする規制の対象となっていたが、案件毎に検討され外国資本の出資比率の規制が緩和されつつある。 2011年10月、ナジブ首相は、サービス産業17業種の外国資本規制を2012年から段階的に撤廃すると発表。民間病院、医療・歯科専門サービス、建設、エンジニアリング、会計・財務サービス、法務サービス、クーリェサービス、教育・訓練、通信サービスなどが対象。 （継続）		
		日機輸			・製造業に関しては、工業調整法による製造ライセンスは、MITIにより発行されるが、ほとんどの業種で100%外資が認められている。 但し、以下の規制が残存。 －2009年6月27日にも金融・保険業に関する資本規制緩和が発表され、投資銀行、イスラム銀行、保険会社、タカフル保険の外資出資比率がこれまでの49%から70%に引き上げられた。但し、国内の商業銀行に関する外資上限は30%、単独外資上限も20%のまま据え置かれた。 －2009年6月30日には、外国投資委員会（FIC）の「マレーシア・外国資本による株式・資産の買収、合併・吸収に関するガイドラインが撤廃され、FICは解散された。但し、既存会社について、他の所轄機関より発行されるライセンスや認可により既に課されている資本条件は、引き続き有効であるとした。 （継続）	・非製造業に対する外資100%出資を認める。 ・非製造業に対する地元資本の参画規定、ガイドラインの撤廃、更なる緩和を要望する。	
		日機輸	(2)	非製造業の外資参入禁止業種	・国内取引・協同組合・消費者省（Ministry of Domestic Trade, Co-operatives & Consumerism: MDTCC）は、2010年5月12日、政府の資本規制緩和策を反映した「流通取引・サービスへの外国資本参入に関するガイドライン」（MDTCCガイドライン）(Guidelines on Foreign Participation in the Distributive Trade Services Malaysia)を発行した。同ガイドラインが適用される非製造業の範囲は広く、販社・サービス業が広くカバーされているが、ハイパーマーケット、スーパーストアを除き、最低ブミプトラ資本30%の条件は課されなくなった。すなわち100%外資が可能となった。 但し、下記は外資参入禁止業種とされている。 －スーパーマーケット/ミニマーケット（販売フロア面積が3,000平方メートル未満） －食料品店/一般販売店 －新聞販売店、雑貨品の販売店 －薬局（伝統的なハーブや漢方薬を取り扱う薬局） －ガソリンスタンド －常設の市場（ウェットマーケット）や歩道店舗 －国家戦略的利益に関与する事業	・非製造業に対する外資100%出資を認める。 ・非製造業に対する地元資本の参画規定、ガイドラインの撤廃、更なる緩和を要望する。	

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
1					ー布地屋、レストラン（高級店でない）、ビストロ、宝石店など （一部削除）		
6	外資優遇策の縮小	日機輸	(1)	R&D関連恩典の取得手続の煩雑	・R&D事業を既存製造会社内に展開しているにも関わらず、2重税額控除等の恩典を得るために膨大な資料を要求され、結果として恩典取得を断念せざるを得ない状況が散見される。 （継続）	・既存製造会社内に展開しているR&D活動に対し、より使いやすく、充実したR&D恩典スキームの検討をお願いしたい。	
9	輸出入規制･関税･通関規制	日機輸	(1)	鉄鋼輸入関税免税措置継続の不安定	・鉄鋼の輸入関税は主なもので25%である。現在、MIDAに申請して免税措置を受けているが、この免税措置は毎年申請が必要で、許可が得られるかどうかは当局次第で保証がない状況である。 鉄鋼輸入時の免税措置が廃止された場合、ローカル鉄鋼メーカーからのNOL取得は事実上困難であり、日本の鉄鋼を輸入して現地生産しているメーカーにとっては実施されれば、大きな影響がある。 2014年12月、政府より23.93%のセーフガード関税の仮決定が下りた。 （NOLを取得しても、もはや免税されない可能性） 現在、セーフガードの除外項目をお願いしている。 （追加）		・Custom Act
		日機輸 日機輸	(2)	EUの一般特恵関税（GSP）の適用消滅	・EUのGSP（一般特恵関税制度）からマレーシアが外れることによる関税負荷。 （継続） ・オーディオ製品の欧州向け特恵関税の消滅（2014年1月1日～）。これにより、対中国、対ベトナムでの生産地としての輸出競争力低下が懸念される。 （継続）	・マレーシアとEUとのFTAの早期締結。 ・マレーシア-EU間FTAを早期締結してもらいたい。	
12	為替管理	JMAA	(1)	急激な為替変動	・円建てでの直貿で、海外販売店は為替差益を得ているが、値上げの交渉は困難。現地通貨建てでの海外子会社との親子間取引で、現在円安効果で特別価格にて販売が可能だが、利薄の取引が多く、将来取引が続いて円高に振れた時にたやすく損失が出てしまうほどの変動幅。	・為替の安定、変動幅が6ヶ月で数%以内。	
14	税制	日商	(1)	移転価格税制における二重課税リスク	・特に移転価格税制においては、各国間のルールがまちまちで、見解が分かれることもあり、当社グループとして二重課税リスクを抱えている。	・世界標準の移転価格税制（ガイドラインなど）の法整備。 ・事前確認制度の充実。	
		日商	(2)	日馬租税条約に反する源泉徴収税課税	・日馬租税条約上では、「一方の締結国の企業の利得に対しては、その企業が他方の締結国内にあるPEを通じ、他方の締結国内において事業を行わない限り、一方の締結国内においてのみ租税を課すことが出来る。」と規定されているが、日本（本社）からのサービスにマレーシア源泉税が適用される可能性がある。 （継続）	・日馬租税条約での規定が、マレーシア所得税法より優先適用され、マレーシアにPEを持たない企業がマレーシアで行ったサービスについては源泉徴収義務が発生しない旨、明確化を希望する。	・日馬租税条約第7条 ・マレーシア所得税法109条B項
		日商	(3)	石油所得税インセンティブ及び消費税の申請手続きの不透明	・石油所得税において、新たなIncentiveが発布されたが、その対象及び申請手順が不明瞭。現在業界団体を通じ税務当局により明確な情報を提供するよう依頼している。また、2015年より現行のサービス税に換わり消費税の導入が決定した。税務当局は石油ガス上流業界向けの消費税ガイドなどを発行しているが、税申告プロセスに不明瞭な点が多い。 （継続）		・石油所得税法 ・消費税法

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
14		日機輸	(4)	税率が異なる消費税導入による支払業務の煩雑化	・マレーシア政府が財政赤字の削減の必要性の高まり、ASEANでマレーシア・ミャンマー・ブルネイのみがGST非導入国となっていたことなどを背景とし、2015年4月より物品サービス税(GST:税率6%)を導入することが決まった。この際、会社の損益への大きな影響はないが、物によって異なる税率が課せられるため、会社の支払業務が煩雑になることが予想される。	・消費税に関しては、企業の支払い等のオペレーション負荷を考え、極力煩雑でない税率設定をお願いしたい。	・マレーシア税関ホームページ http://gst.customs.gov.my/en/Pages/default.aspx
		日機輸 日機輸	(5)	物品・サービス税導入の懸念	・消費税に相当する物品・サービス税(GST:Goods and Services Tax)が2015年4月1日から導入される。税率は6%。政府は、財政赤字の削減と課税ベースの拡大に向けて本格的に取り組む意向だ。(販売税とサービス税は廃止に、これらの2つの税はGSTに置き換えられる。) (継続) ・2015年4月に予定されているGST導入に伴う法人税減税。 (継続)	・GST導入に伴う法人税減税幅を拡大すべき。	・GST Act
		日機輸 日機輸	(6)	物品・サービス税(GST)導入に伴う手続きの遅れ	・物品・サービス税(GST)導入に伴い、Approved Trader Scheme (ATS)の申請、その他照会を行っているが2ヶ月ほどたっても当局(ROYAL MALAYSIAN CUSTOMS)からの回答が無く、準備作業に支障が出ている。 ・商品自体はマレーシア国内の移動にも関わらずインボイスがシンガポールを経由するためにGSTが発生する可能性がある。現状、適用除外のルールがあるかどうか不透明。	・迅速な対応をお願いしたい。 ・GSP適用除外ルールが無い場合、設定するよう交渉願いたい。	・Goods and Services Tax Act
15	価格規制	日機輸 日機輸	(1)	商工業用電力料金の値上げ	・政府は電力料金(サラワク州を除く)を2014年1月1日から値上げする。料金改定は2011年6月以来で、約2年半ぶり。半島マレーシアにおける電力料金は商業用・工業用とも平均16.85%の引き上げとなる。発電事業者向けの燃料補助金削減が目的で、オンキリ・エネルギー・環境技術・水相は、今回の電力料金値上げで年間約40億リンギ(約1,280億円、1リンギ=約32円)の補助金が削減できると試算している。 (継続) ・電力料金の値上げ。 (継続)	・発電業者への参入規制の撤廃。 ・省エネ投資に関するインセンティブについて、エコ減税は2013年11月に終了したが、電気料金値上げに伴い、各工場が省エネ投資をしやすくなるようなインセンティブを検討してほしい。	・Electricity Supply Act
		JEITA	(2)	公共料金の値上げ	・2014年10月、自動車用一般ガソリン代の急な値上げ2.1→2.3RMによるコスト圧迫増加。 また、所得によるSubsidy差等適用(案)が発表され、更なるコスト増加が予想されるが、まだ実施(適用範囲、時期など)方策に対し明確な発表がなく無期限延期 → 混乱発生	・Subsidy適用に関する明確な適用基準・時期を要望したい。	
		日機輸	(3)	ガソリン・ディーゼル価格の国際価格連動方式への変更	・政府は2014年12月1日から、レギュラーガソリン「RON95」とディーゼル油の小売価格を原油の国際価格に連動する方式に変更することとなった。政府の燃料補助金制度を廃止するもので、現在の原油安水準が続けばガソリン価格の下落が見込まれ、消費者へのメリットが大きいとしている。		

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
16	雇用	日製紙 日機輪 日機輪 JEITA	(1)	最低賃金制度の導入による大幅賃上げ	･最低賃金の上昇（主に外国人労働者） MYR 600→MYR 900。 （継続） ･最低賃金が近いうちに制定される見通しだが、かなり高い金額になりそうな見込み(740-1,200KRM/月)。 最低賃金問題 (基本給の定義が不明確、設定次第では30-40%の賃上げとなり、事業運営上大きな課題となる) ⇒2013年1月更新 2013年1月より最低賃金法施行済。各種手当ての最低賃金への組込み、施行延期申請については、PMAM（マレーシア統括会社）と連携し、One Panasonicとして対応。また、最低賃金法は、外国人労働者にも適応され、外国人労働者を抱える多くの企業の負担となっている。政府は、企業からの要請をうけて、外国人労働者のLevi(外国人労働者雇用者負担金）の支払いを外国人労働者に課すかどうかを議論している。外国人労働者が負担すべきとなった場合、サボタージュ等のリスクあり。 →2013/6更新 外国人労働者のLeviは外国人労働者に課すことに決定 ･国家賃金諮問評議会法に基づき、「最低賃金令」が2013年1月1日から施行される。最低賃金はマレー半島部で月額900リンギ、サバ州、サラワク州、連邦直轄地ラブアンで800リンギ。この制度の影響から、企業は雇用に消極的となっている。 ･最低賃金の改定が計画されているようだが、これ以上の賃金上昇は民間企業の企業運営に大きな影響を及ぼし、国際競争力の低下が懸念される（マレーシアからの撤退を検討する企業が増加すると思われる）。	･国際競争力がなくなる。 (人件費アップのコントロール) ･全国･全職種統一の最低賃金ではなく、地域別･職種別に最低賃金を設定してほしい。 ･最低賃金は定めない。もしくは実態の賃金にあった設定にする。 ･低所得者の生活実態を良く把握し、慎重な対応を要望したい。	 ･政府は最低賃金法を発令。2013年1月1日発効。最低賃金は半島部RM900、サバ、サラワク州RM800。現在、産業界では最低賃金に組み込み可能な各種アローワンス、及び施行延期申請の可能性等につき検討中。→マレーシア全土で約400社が延長認可取得（内、日系は40社）。一方、政府は雇用主の負担増を考慮して、従来、雇用主側が負担している外国人労働者の課徴金等を本人負担に変更する等を検討中。
		日商	(2)	現地駐在員の資格規制	･石油上流事業においては、現地事務所への駐在員の派遣人数やポジションが制限されている。このため、技量以上のポジションに現地スタッフを雇用する必要性が生じる場合がある。 （継続）	･国営石油会社Petronasの理解および規制緩和を希望。	･モデル生産分与契約（PSC）
		日機輪	(3)	定年の延長	･民間の定年退職年齢を55歳から60歳とする「2012年最少退職年齢法」の発効が、2013年7月1日から施行される。従業員の待遇を改善しようという政府の意向だが、実施にあたっては世界経済が厳しい状況におかれる中にあって経営への影響を考慮する必要があると指摘があり、あまりにも準備期間が短すぎるため国内産業の競争力が失われてしまいかねないと懸念。 （継続）		
		JEITA	(4)	スタッフの政府系機関への転職	･政府系機関にスタッフが転職する場合があるが、その場合の最初の勤務要求日が非常に早いため、後任の採用や業務引継ぎが行えない不都合が多発している。（例：採用決定後、翌週からの勤務要請を受ける。） （継続）	･政府系機関が民間からスタッフを採用する場合は、採用決定後少なくとも1ヶ月以上の期間を取ることを義務化してほしい。 ･民間企業が後任手配や業務引継ぎを行える期間を確保できるようにしてほしい。	

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
16		日商	(5)	駐在員のための労働許可証の発給プロセスの遅れ	･2014年よりマレーシア移民局では、労働許可証の発行に関して、新システムを全国的に導入した。導入から現在に至るまで、システムトラブルが頻発し、労働許可証の発給手続きがかなり遅延するケースが頻発している。労働許可証が無い場合、観光客である状態と変らないため、銀行口座の開設等が行なえず、駐在員の生活基盤の安定化への影響が大きい。	･（すでにそうした動きはあるが）労働許可書が合理的速やかに発給されるよう、（特に半島側の）移民局において、システム運用改善を加速化してほしい。	
		JEITA	(6)	外国人労働者雇用規制の強化･許可手続の遅延	･外国人労働者雇用規制が強化されており、外国人労働者の雇用がより厳しくなっている。一方、マレーシア人労働者の定着率は最低賃金制度導入後も依然として低く、企業の安定操業のためには、外国人労働者に頼らざるを得ない状況が継続している。マレーシア国民の人材育成と労働力供給能力確保、及び外国人労働者雇用規制の緩和が必要。	･マレーシア国民の人材育成及び労働力確保。 ･外国人労働者雇用規制の緩和。	
		日機輸			･外国人労働者（ダイレクトワーカー）の雇用規制(ローカル労働者との比率、レビーの高騰など)： 外国人労働者雇用規制が継続されており、外国人労働者の雇用や認可が難しい状況が続いている。企業誘致は継続して積極的に行われているので、更なる労働力不足に陥る危険性がある。外国人労働者規制の緩和が必要。 －2011年6月、国内に200万人弱存在すると言われる違法外国人労働者の合法化プログラム（アムネスティ プログラム）実施を発表。 －違法労働者の合法化手続き期間中（期限は当初予定の11年9月15日から大幅に遅れ、最終的には12年4月10日に設定）は外国人労働者の新規雇用が凍結されたことから、製造業や建設業を中心に労働者不足が顕在化。 －2012年4月10日の合法化締め切りに伴い、外労の新規雇用凍結解除。 →2012年4月で完了するも、引き続き新規外国人労働者の承認に時間が掛かったり、十分な人数の認可が下りない事例が多発。 ⇒2013年6月更新 外国人労働者の採用については都市部は概ね問題は解決するも、地方は引き続き採用許可取得に時間が掛かる、或いは申請通りの採用人数が許可されないケースが散見される。 ⇒2014年1月 PMAM、PMMA（現地に力のあるエージェントから雇用）からは改善済みとの情報。PASMY、PSNMは改善はあるものの、引き続きスムーズな手続きを要望。	･基準を明確にすると共に申請･承認の簡素化。 ･特に地方での政府対応良化を求める。	
17	知的財産制度運用	日機輸	(1)	修正実体審査制度の審査請求期限の不足	･修正実体審査（MSE）制度の審査請求期限は、原則国際出願日より4年以内で、延長申請しなければ出願日より5年まで延長することができない。そのため、対応US、JP出願等の登録までの期間を考慮すると、ほとんどの場合で延長申請を行わなければならない。 （継続）	･MSE制度の審査請求期限は、延長申請することなく出願日より5年以内（またはそれ以上）としてほしい。	･マレーシア特許規則27（1）、27A（1）27B（2）
		日機輸	(2)	特許庁の審判部不在	･マレーシア特許庁では、審判部が存在せず異議申し立て制度、無効審判制度がない。特許の無効を求める場合は、特許所有者を相手として訴訟を提起する必要がある。 （継続）	･無効審判制度の確立をしてほしい。	･マレーシア特許法56条

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
17		日機輸	(3)	特許の分割出願申し立て時点の不十分	･分割出願に関しては、審査官から単一性違反の報告書が郵送された日から3月以内、また、自発補正する場合には審査官からの最初の報告書が郵送された日から3月経過前までに分割出願の申し立てができると記載されており、拒絶査定時に分割をすることができない。そのため、出願人が意図する請求項で特許を取得する機会が少ない。 (継続)	･拒絶査定時に分割出願できるようにしてほしい。	･マレーシア特許法30条(1)(2)(3)(5) ･マレーシア特許規則19A
		日機輸	(4)	不明確な第一国出願義務の法令規定	･現地開発ニーズが高まる新興国において、当該国における第一国出願義務が法令で規定されている国が依然として多いが、その法令が明確でないため、有効な知的財産権の確保が困難な場合がある。 また、多数国間にまたがる研究開発活動が必要とされる今日、複数国での第一国出願義務が抵触するリスクが懸念される。 (継続)	･第一国出願義務の緩和撤廃、又は法令条文の明確な規定をお願いしたい。 ･多数国間での取り決めなどにより、国を跨る研究開発への第一国出願義務の適用緩和などを推進して頂きたい。	
22	環境問題･廃棄物処理問題	JEITA	(1)	煙害の深刻化	･ヘイズと呼ばれる煙害の深刻化。6～7月頃、インドネシア、スマトラ島で大規模に森林を焼くことによって発生した煙がモンスーンによってマレーシアに影響を及ぼし、大きな社会･環境問題に発展した。またマレーシア国内が原因の場合もある。 (内容･要望ともに追加)	･インドネシア政府に抜本的な対策を取ることを要望してほしい。 ･またマレーシア国内の規制強化も必要。	
23	諸制度･慣行･非能率な行政手続	日機輸	(1)	行政許認可手続の煩雑･遅延	･土地登記、建設許可取得、営業許可取得の手続きにおいて関係部署が多岐にわたる為それぞれに数か月要しており、当初計画通りに進まない。	･ワンストップセンターの権限強化、手続きの迅速化など。	
24	法制度の未整備、突然の変更	日商	(1)	TPP協定におけるたばこ製品の例外的取扱いの問題	･特定産業（たばこ産業）の製品をISDS条項からの適用除外など、例外として扱う案をマレーシア、米国が提案（報道情報）。TPP協定にてたばこ製品という特定製品を例外的に扱うことは、TPPが企図する貿易･投資活動促進を著しく損なうおそれがある。また、このことは関連する事業を営む個人･団体あるいはそれらの投資家によるTPP締約国における経済活動をも躊躇させる結果を招くこととなり、その影響は広範且つ甚大である。	･TPP協定の交渉に参加している日本政府に、左記の問題点を十分にご理解頂き、TPP協定が特定製品を例外扱いすることが無いよう対処をお願いしたい。	
25	政府調達	日機輸 JEITA	(1)	政府調達入札から外資排除	･外資規制に関連し、マレーシア政府関係への商品納入の際に政府は慣例からブミプトラ企業（マレー系マレーシア企業）からの納入のみに制限しており、外資がマジョリティを持つ企業は商品納入企業に参入出来ない。その為、ブミプトラ企業を通して販売することになるが、そのブミプトラ企業からの支払いが遅い等の問題が多い。 (追加)	･外資の企業にも政府関係部門への商品納入を可能にする。	･政府側の商品納入会社をブミプトラ企業とするのは慣例から。
		日商	(2)	競争入札における現地業者使用義務	･石油操業に関連するサービス･物品を調達する場合、例外を除き、Petronasが認可する（ライセンスを付与する）、限定された現地業者を使用する必要がある。多くの場合競争入札を行ったとしても業者が限定される。これに関連し、現地会社をエージェントとして使用せざるを得ないことにより、調達価格の上昇につながっている。 (継続)	･現地業者（マレーシア資本）だけでなく、一般市場で競争的な価格を提供する業者については、こうした入札に参加できるよう規制緩和を希望。	･モデル生産分与契約（PSC） ･Petronasモデル調達規定（GSCM-PGA-01）

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
26	その他	日機輸	(1)	ブロードバンド環境の未整備	･IT、通信･放送基盤の向上は企業のオペレーションの高度化には不可欠。ビジネス利用に耐えうるブロードバンド環境の整備を要望する。デジタル放送の実施により関連産業の国際競争力向上が期待される。デジタル放送計画の早期実現を要望する。 (継続)	･ビジネスのニーズを満たすブロードバンド環境の整備。	
		日機輸	(2)	水不足問題	･公道の配管破損により、水が供給されないトラブルが多発していたが、2014年は新たに異常気象による水不足の問題も発生 ※過去の断水履歴 －2012～13年：配管破損、設備故障による水圧低下や断水：8回 －2014年：同上トラブル：1回 ダム水位低下による断水：13回（最長断水1.5日）	･左記のような問題が発生しないよう、インフラを整備して頂きたい。	･Lembaga Urus Air Selangor（水道局） http://www.luas.gov.my/
		JEITA 日機輸	(3)	祝祭日の突然の変更･追加	･祝祭日が直前になって突然、変更･追加されることがある。民間企業の運営に大きな影響があるにもかかわらず、強行される場合が多い。（政治色が強い） (継続) ･2014年1月からジョホール州の休日を土日から金土に変更する旨の発表あり。多くの企業、商業金融機関は追随しない方向であると思われるが、金曜の通関が出来なくなる等、生産･販売活動に影響の出る懸念あり。 (継続)	･一定の猶予期間（余裕）を設けてカレンダーの変更を実施してほしい。 ･土日の休日に戻してもらいたい。	
		JMAA	(4)	不払い･支払遅延	･商習慣やモラルの違い、力関係により、回収遅延、回収困難の取引が発生。対策として前受を条件としているが、足の早いビジネス(スマホ部品製造機器等)では納期と価格が最優先で、回収ができたとしても、支払いの遅れは収益を圧迫している。	･力のない中小企業に情報面でのサポートや回収リスクの保障。	

モンゴルにおける問題点と要望

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
1	外資参入規制	日商	(1)	鉱山分野における外資参入規制強化	･2006年の鉱山法改定によりロイヤルティー等の値上げ、戦略的鉱床の34%または50%までが国家保有になるなど、投資に対する条件が厳しい。	･投資に対する自由な活動を保証する投資環境の整備をさらに進めてほしい。	･鉱山法改定(2006年)
		日機輸	(2)	実態としての外資規制の存在	･2012年に外資規制法を施行。その後経済低迷により2014年に外資規制法を撤廃。表面的な規制は無くなってはいるが、当社事業会社が活動する通信分野において、不明瞭な理由で当社事業会社に恣意的にライセンスがおりない事態が発生している。	･公正･透明性のある入札の実施。	
2	国産化要請･現地調達率と恩典	日機輸	(1)	政府関連事業における物資の現地調達要件	･政府関連銅鉱山事業において、法制上の制限は無いものの、政府国内産業育成の名目で、事業主の判断と言う事で、物資の内資(51%以上モンゴル株主)からの調達を条件化しており、実質外資の排除、及び名義貸しによる内資への利益供与を図ろうとしている。	･内資･外資の隔てのない公正な事業活動の保証。	
8	投資受入機関の問題	日機輸	(1)	外資事務所登録許可の恣意性	･外資事務所の登録において、更新毎或いは会社別(同業種)にて登録許可期間に違いが発生している。	･法律･規則に則った一貫性のある対応が必要。	
12	為替管理	日機輸	(1)	外貨建外貨払いが禁止措置の不遵守	･法制上、国内における外貨建and/or外貨払いは禁止されているにも関わらず内資企業においては順守しておらず、法令順守を行っている当社事業会社の競争力が著しく落ちている。また、所轄官庁においても内部で解釈が違い、かつ属人主義的な解釈で実質規制されていない。	･法令順守の徹底。	
13	金融	日機輸	(1)	金融システムの脆弱性	･脆弱な経済基盤及び脆弱な金融システムにより、為替リスクの回避が著しく困難。	･早急な金融システムの構築及び透明性のある国際収支管理。	
14	税制	日機輸	(1)	違法な徴税	･法制上課税対象外にもかかわらず、実際には徴税されている。	･法律に従った徴税及び法律の定期的な整備。	
23	諸制度･慣行･非能率な行政手続	日機輸	(1)	法制解釈の不統一･恣意性	･法制の統一した解釈等がなされず、組織及び担当によって解釈が違う等属人主義的な個人の利益優先対応が多い。一貫性の無い、その場しのぎの行き当たりばったりの政策が多く、経済基盤をより脆弱にさせている。	･関係各省庁による公式見解の策定。	
24	法制度の未整備、突然の変更	日商	(1)	頻繁な法律･政府方針の変更	･外資規制･鉱山開発関連の法律･政府方針が政治的な理由から頻繁に行われる。都度推進中の案件が停滞したり、過去の実績･約束などが反故にされるケースが頻発する。 石炭などの鉱山開発では外資コンソーシアムをベースとした開発方針の下に、予備入札まで実行されたものが、棚上げにされたうえに、モンゴル政府が鉱山開発方針を新しく策定することを決定され、同方針に関する議論が継続していたものの、突如、開発方針は未定のまま、モンゴル企業の参画を条件とする新しい入札条件で再開されている。 2013年に2012年に導入された投資関連法案が破棄され、新投資法が導入されるなど頻繁な法律改正が継続している。	･安定した政府方針･法律の下で、妥当かつ透明性の高い投資環境の整備にモンゴル政府が注力することで、モンゴルに対する投資家の信頼感を醸成してほしい。	･外国投資法(2002年導入、2013年破棄) ･鉱山法大幅改定(2006年、鉱山政策改定に伴い変更予定) ･超過利潤税(2006年導入、2011年破棄) ･戦略的分野において事業活動を行う企業に対する外国投資を調整する法律(2012年導入、2013年破棄) ･投資法(2013年導入)

ミャンマーにおける問題点と要望

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
1	外資参入規制	日機輸	(1)	外資出資比率規制	･外資100%で貿易業が許可されていない。 (継続)	･外資100%での販売会社設立認可の可能性とその時期について教えてほしい。	
		日商	(2)	外資参入禁止業種	･外資参入制限業種の存在。	･更なる外資参画可能業種の拡大。	
		日機輸	(3)	外資企業/外資合弁企業の輸出入･国内販売規制	･外資企業/外資合弁企業の輸出入･国内販売が実質禁止されており、外資は商活動が自由に行えない。	･外資規制の緩和を検討して頂きたい。	･明文化されておらず、慣習的なもの
		日機輸	(4)	工事事務所設立不可	･特定案件受注後、工事事務所を設立、税番登録して工事にあたるのが通常であるが、ミャンマーでは、具体的な案件ごとに事務所を設立することが認められていない。工事業務を担う駐在員事務所としての包括的登録が必要で、既存の駐在員事務所がある場合、やや混乱が生じる。	･工事案件ごとに、工事事務所の設立が出来るようにしてほしい。	
		日機輸	(5)	外国投資法に基づく申請の不透明	･外国投資法に基づく諸申請手続きの協議フローや判断根拠が明確になっておらず、対応に大変な労力を要する。	･審査機関の簡略化、明確化をお願いしたい。	･明文化されておらず、慣習的なもの
		日商	(6)	外国人名義での不動産･自動車等の購入不可	･外国人名義で自動車、携帯電話、不動産等の購入ができない。	･外国人名義での自動車、携帯電話、不動産等の購入を可能とする。	
		日商	(7)	投資協定未発効	･日･ミャンマー投資協定が未発効。	･投資協定の早期実行。	
7	外資法運用手続	日機輸	(1)	輸入･卸売への100%外資許認可の遅延	･1%でも外資が入っている場合は外資企業として看做され、輸入･販売ができない状態がいまだ継続。(同国は2015年からAECに加盟予定) 投資法上は解禁扱いだが、所管官庁に相談しても許可が下りない状況。	･速やかに100%外資による輸入･卸売りへの参入を認めてほしい。少なくともJV企業については、一足先に解禁願いたい。	･外国投資法
8	投資受入機関の問題	日商	(1)	投資対応窓口の分散	･投資対応窓口が複数省庁に分散している。	･投資に関するOne Stop Serviceの提供。	
9	輸出入規制･関税･通関規制	日機輸 電線工	(1)	輸出入ライセンス制度の煩雑	･完成品、原材料･部品の輸出入の際、モデルごとの輸入ライセンス登録が必要。 (継続) ･電線･ケーブル並びに付属品などの輸出(ミャンマーの輸入)に対して部品、完成品ごとに輸入ライセンスが必要となる。	･輸入ライセンスの撤廃。 ･輸入ライセンスの撤廃かライセンス対象品の見直し。	･2013年2月、9月に輸出入ライセンスを不要とする1928品目を発表するなど改善がある。
		電線工	(2)	外資企業に対する輸入ライセンス規制	･外資企業に輸入ライセンスが認められていないので、現地企業の経由販売しか、商流を確立する仕組みがない。販売価格を自社で決める事ができない。	･輸入ライセンスの規制緩和。	･商業省通達第16号
		日商	(3)	CBUとCKDの関税率	･二輪車のCKDとCBUの関税はいずれも5%と同率のため、現地生産をするメリットが無い状況。	･現地生産のメリットが明確になるような政府によるインセンティブを検討頂きたい。	
		日商	(4)	課税標準価格ベースの関税決定	･輸入品に対する関税がインボイス価格ではなく、課税標準価格によって決まり実勢価格との調整が必要となる。	･インボイス価格ベースの課税制度への変更。 ･柔軟な決済システムの導入。 ･ODA関連資機材の免税手続きの確保と輸入手続きの迅速化。	

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
9		日機輸	(5)	ODA関連資機材輸入の免税申請の煩雑･遅延	･ODA案件に関する資機材の輸入については、関連省庁との調整を自らがやらないと、免税措置が担保できない。更に末端の通関当局での手続き遅延も多い。	･関係省庁と税関当局への連絡を密にして、確実に免税扱いとして手続きが進むようにしてほしい。	
12	為替管理	ENAA	(1)	対外送金規制	･（仕向送金）前金送金ができない。	･前金送金ができるようにしてほしい。	
		ENAA	(2)	後払い輸出許可不可	･（被仕向送金）前金もしくはL/Cでなければ輸出許可証が発行されない。	･後払いでも輸出許可証発行。	
		日商 ENAA	(3)	海外資金借入規制	･現地法人が事業資金を必要とし、海外から貸し付けを行う場合、認可を得るのが困難で時間を要する(場合により不可)であり、事業継続に支障をきたす。また、認可の基準も明確でない。 ･国外からの外貨借入は認可事項となり、MIC及び中央銀行よりの許可取得に時間がかかる。	･認可基準の明確化、時間の短縮。	
13	金融	日製紙	(1)	出資のローン比率制限	･ミャンマー中央銀行の意向で出資時のローン比率を30%以内にするべきとの指導がある。これは規定されたものではないので投資局の中でも意見が分かれている。当方では投資申請を迅速に行いたいのでローン比率を30%に抑えざるを得なかった。	･規定なのか要望なのかはっきりして頂きたい。	･ミャンマー中央銀行 Letter No. MaBaKa/Bank Si Sit/Gen(6/201) 2014年1月3日
		ENAA	(2)	国内での外貨借入れ不可	･国内では外貨借入が出来ない。	･国内金融機関よりの外貨借入を可能とする。（外銀の支店開設に期待）	
14	税制	日機輸	(1)	租税条約の未締結	･日本とミャンマーとの間に租税条約がないため、日本からの投資の大半がシンガポール経由となっている。日･ミャンマー租税条約が未締結の状態では、長期出張者（180日以内）に対する課税が二重課税となる虞もある。 2014年8月の日緬外相会談で実務当局間での協議開始に合意をしたのは大きな改善。	･一刻も早い締結を望む。	･SEZ法
		日商 ENAA	(2)	相殺が難しい商業税	･他国でみられるVATに近い存在で、商業税というものがあるが、受入･支出の相殺ができないため、重層下請け構造においては、雪だるま式のコスト高となる。 ･製造業と販売業については、仕入商業税との相殺が認められているが、実務上、確実に相殺できるのは輸入商業税のみ。付加価値税ではなく売上税のようなイメージとなっている。実質的にコストアップとなっている。	･受入･支出の相殺可能な仕組みとする。 ･（国際通念上の）付加価値税への移行。	･商業税法
		日商	(3)	税制の煩雑･不透明	･税額計算根拠が不透明。 法人税制度が実態に即していない。 個人所得税（特に福利厚生関連）の課税根拠が不透明。 商業税制度が煩雑。 資産税制度の課税基準が不透明。	･税額計算の透明性向上。 ･法人税率の内外差別の是正。 ･所得税の課税範囲の明確化。 ･商業税を単一税率の付加価値税へ移行。 ･資産税の課税標準の明示。	
		日商	(4)	ODA無償プロジェクトでの商業税の扱いが不透明	･ODA無償プロジェクトについて、通常、国内租税はすべて免除されるとEN･GAに記載があるが、商業税の扱いについては不透明であり、現在客先、大使館、JICAを入れて免税とすべく交渉中。（商業税は売上が立つ会社＝下請けやサプライヤーに、申告･納税義務があるが、実際には、その分を発注元に転嫁するやり方が商習慣として浸透しているため、発注元としてはコストとなる。）	･明確に免税であることを入札段階で記載してほしい（したがって、入札を取り仕切るコンサルタント会社も制度と問題点を理解し、解決を図る努力をしていただきたい）。	

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
15	価格規制	日商	(1)	公共料金の外国人料金設定	･公共料金（水･電気･電話）に外国人料金が設定されている。	･外国人料金の撤廃。	
16	雇用	日機輸 ENAA ENAA 日商	(1)	査証手続の煩雑･遅延	･①査証手続きに時間がかかる。 ②駐在員の査証手続きに各種推薦状発行を要する（推薦状の発行に時間がかかる） ③駐在員の家族の査証手続きにエントリービザからの更新が認められない。（継続） ･入国時にVISAが必要。 ･居留許可及び再入国VISA取得に、関係省庁の推薦状が必要であり、その取得に時間･手間がかかる。 ･査証の発給に関する対応が管轄省庁によって異なる。 査証発給の事務手続きが煩雑で時間が掛る。	･①査証手続きの時間短縮。 ②日本大使館推薦状、住居オーナー推薦状、居住地役所推薦状を不要とし、日本大使館発行の在留証明書にて代用する。 ③更新手続きの簡素化。 ･入国VISAの廃止。 ･関係省庁の推薦状を不要とする。 ･査証発行基準･ルールの政府内での統一。 ･査証発給の効率化、簡略化。	
		日機輸 日製紙 ENAA 日商	(2)	一時出国手続の煩雑	･ネピドーに居住する外国人は一時出国の際に外国人登録証（FRC）を提出するが、事後回収の場所がヤンゴンになっている。ネピドーから入出国しても、一旦ヤンゴンへ行かないといけないのは極めて不便。 ･居住外国人は一時出国のたびに空港でFRCカードを提出しなければならない。再入国後、ヤンゴン市内の入国管理局より返却され、その際に手数料として6USDを徴収される。非常に手間がかかり、頻繁な出入国を行うことができない。 ･出国時にFRC（Foreigner Registration Certificate）を空港のイミグレに提出し、帰国後にイミグレに取りに行かねばならない。費用も6ドル/回（1週間を越えた場合は12ドル）かかる。 ･外国人登録証が紙媒体で携帯が困難であり、出入国の度にイミグレーションに預ける必要がある。	･FRC原本提出義務の免除がベストだが、まずはネピドーでも回収できるようにしてほしい。 ･この制度を即時撤廃してほしい。 ･FRCの廃止。 ･外国人登録証（FRC）の運用改善。	
		日機輸 ENAA	(3)	滞在許可期間が短い	･滞在許可期間が1回目は3ヶ月、2回目は6ヶ月、3回目以降1年と随時延長されるシステムに1年前から改悪された。 ･居留許可の期間は、最初の申請で得られるのは3ヶ月のみ、2回目には6ヶ月のみ、3回目にようやく1年の居留許可及び再入国VISAが取得できる。	･駐在員の安定的な地位確保のため、最初から1年間の滞在許可を付与してほしい。 ･初回から1年の居留許可及び再入国VISA取得できるように。	
17	知的財産制度運用	時計協	(1)	商標登録制度	･現状では、商標登録制度が存在しておらず、慣習的に登記事務所に“商標”を登記後、新聞広告を行っている。 商標としての保護が適切に実施されていない。	･商標登録制度の早期制定を望む。	
		日商	(2)	知的財産権法制度の未整備	･知的財産権保護の法整備が不足。	･知的財産権保護の為の法整備。	
21	土地所有制限	日製紙	(1)	土地所有関連制度の未整備	･原則、土地は国家の所有物であるはずであるが住民が使用権を主張したり、土地境界も無いので多くの問題を抱えている。外国企業が出資する場合、この土地の問題をクリアにすることに多くの労力を要する。	･土地に関する制度設計、土地登記簿の整備を早急に進めてほしい。	

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
24	法制度の未整備、突然の変更	日機輸	(1)	SEZ関連制度の実施規則の未整備	･2014年1月に新SEZ法が策定されたが、関連の細則が未だ正式発表されていない。また一部の細則･通達が制定されても一般には公表されていないことがある。	･本来は90日以内の細則制定であるべきだが、出来る限り早期の制定･公表を望む。 ･法律･通達制定の場合は即時英語化等で、公表してほしい。	
		日商	(2)	投資関連手続書類の英語化の遅れ	･投資関連手続き書類の英語化が進んでいない。	･関連文書の英語化。	
26	その他	日商 ENAA	(1)	電力･通信インフラの未整備	･電力･通信インフラの脆弱さ。 ･（電気）停電が頻発、高圧線を自費にて工場まで引いてこなければならなかった。	･計画的な電力供給の確保。 ･通信基幹網の整備。 ･発電インフラ整備、高圧線を自費にて引いた場合の優遇措置。	
		ENAA 日商	(2)	交通インフラの未整備	･（道路）交通渋滞がひどく、デリバリーに時間がかかる。原因としては道路整備の悪さ、信号機が少ないこと、交通マナーの悪さ、歩道橋が少ない、等。 ･交通渋滞･マナーの悪化。	･交通インフラの整備。 ･交通マナーの向上。 ･交通取締の強化。	
		日機輸	(3)	ティラワSEZ周辺インフラの整備	･円借款でティラワSEZ周辺インフラの整備を進めることになっているが、それ以外のインフラ（例えばバゴー川に架かる橋梁）についても重点的な公共投資が必要。一方、ODA案件に関しても、入札後の交渉、諸手続きの遅れにより、順調に進展していると言えない。	･ティラワ工業団地の2015年半ばからの立ち上げに合わせて電力、通信、道路、水などのインフラ整備の更なるスピードアップが必要。	
		ENAA	(4)	居住施設の不足･価格上昇	･住居物件数が絶対的に不足しており、駐在員のアパート･コンドの度重なる値上げ	･遊休土地等を利用して、大型物件の建築。 ･価格キャップ制度の導入。	

パキスタンにおける問題点と要望

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
12	為替管理	JMAA	(1)	急激な為替変動	･円建てでの直貿で、海外販売店は為替差益を得ているが、値上げの交渉は困難。現地通貨建てでの海外子会社との親子間取引で、現在円安効果で特別価格にて販売が可能だが、利薄の取引が多く、将来取引が続いて円高に振れた時にたやすく損失が出てしまうほどの変動幅。	･為替の安定、変動幅が6ヶ月で数%以内として頂きたい。	
14	税制	日商	(1)	ロイヤルティを上乗せしたCKD関税価額計算による不当な追徴課税	･関税当局による「現地法人はロイヤルティを日本の本社に支払っているからCKD供給が受けられる」というロジックにより、CKD価格にロイヤルティをのせた上で関税額を再計算し、追徴課税の訴訟を受けている。ロイヤルティは日本で発生する開発費 ･経費、パキスタンで使われている当社知財の対価として支払っているものでCKDとは無関係である。また、紛争解決までに平均で7年以上かかり、多大な事務負担となっている。	･CKD価格にロイヤルティを載せて関税額を計算するという考え方を見直して頂きたい。 ･追徴課税を減らし、税負担の安定性を確保して頂きたい。	
23	諸制度･慣行･非能率な行政手続	日機輸	(1)	企業結合の事前届出義務の遡及適用の不合理	･数年前に実施された過去のM&A案件について、パキスタン競争法当局より、パキスタン競争法に基づく企業結合の「事前届出」を行うよう通知を受ける。「事前届出」の根拠法令は、当該案件の完了後に制定されたものである。なお、当該「事前届出」にあたっては、パキスタン競争法に定める手数料の支払いが必要である。 (継続)	･行為の後に制定された法律を制定前の行為に遡及適用することは不適切であり、遡及適用を廃止すること。 ･既に完了している案件について、事前申請と同様の審査手続を踏むことは、対応が困難であるばかりでなく無意味であり、事前届出を不要とすること。	
26	その他	自動部品	(1)	治安悪化	･同国には技術提携先がいるが、治安悪化により日本からの出張支援が極めて限定的となっている。	･治安改善を願う。	
		日機輸	(2)	エネルギー供給の不安定及び高額な電気料金による国際競争力の喪失	･不安定な電力及びガス供給により、発電量が絶対的に不足している。また電気料金が高額である。	･新規発電所建設。 ･代替エネルギー(太陽光･バイオ他)活用などへの政府方針の明示。 ･電気料金滞納者への対応強化による電気料金の見直し。	

フィリピンにおける問題点と要望

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
5	部品産業政策上の規則	日商	(1)	小規模メーカーに不利な新自動車政策策定の懸念	・2015年のAEC統合に向け、現在政府が自動車産業政策を策定中。小規模生産メーカーに不利な内容になる可能性がある。	・生産規模で優遇差が出ない様な政策の立案を望む。	
6	外資優遇策の縮小	日商	(1)	自由貿易港内での土地課税	・本来ここスービック自由貿易港内に於いては、米海軍基地からの返還後、法人所得税5%を納めればその他如何なる税金も免除すると謳い、長年外国からの投資を呼び込み経済特区として拡張してきたが、2011年10月よりスービック港湾都市開発庁（SBMA）は、ゾーン内に進出している企業に対して㎡面積あたり約2～4ペソ：日本円で5～10円）の共益費を支払う事を義務付けるようになった。名目上共益費はゾーン内の道路整備や森林管理のためと説明があったが、事実上はスービック空港の事実上閉鎖、円借款によるコンテナヤードの活用に失敗した事による赤字の補填であることは明白である。これでは固定資産税を徴収されているのと同じと現在も日系企業が集団訴訟中。（継続、要望変更）	・フィリピン日本人商工会議所、ビジネス環境委員会の議題としても取りあげて頂き、比国政府機関との話し合いによる譲歩を期待するが議論が続いている。 ・2014年11月SBMA側は支払い拒否の企業には操業許可を停止すると打ち出し強制執行した。これを受けて企業側は協議の上やむなく延滞分を含め支払いに同意した（裁判に勝訴すれば返却する事を条件とした）。	・基地転換法（共和国法第7227号）『法人所得税5%を除き、如何なる国税、地方税も免除する』が軽視されている。
		日機輸	(2)	優遇税制の縮小見直しの懸念	・PEZA(フィリピン経済特別区)企業及び新規進出企業への優遇税制の見直し議論が再燃しており、免税期間の廃止・軽減期間の延長が検討されている。	・既存制度の維持。	
7	外資法運用手続	日商	(1)	建設業のライセンス取得における外資マジョリティー規制の恣意的実施	・BOI（投資委員会）では建設業は100%外資で参入可能となっているが、外資40%以上ではPCABライセンス（建設業許可）が発行されない。	・外資100%でも建設業に参入できるように比政府に申し入れをしてほしい。	・PCABの内部ルール PCAB:Philippine Contractors Association Board/フィリピン建設業協会
9	輸出入規制・関税・通関規制	日機輸	(1)	船積前出荷検査義務	・バルク船でのフィリピン向け輸出には、輸出国側で船積前出荷検査が義務付けられているが、検査費用が高く(1インボイス当たり60,000円)、検査準備に時間を要する為(約1週間のリードタイム)、バルク船が利用しにくい環境。結果、コンテナ船出荷を余儀なくされ、物流コスト増が発生。	・船積前出荷検査を撤廃するか船積前出荷検査方法の見直しを要望。	・Philippines Government Administrative Order AO 243
		日機輸	(2)	過度に詳細にわたる通関用書類の要求	・税関に求められる通関書類が多く(PICCS, PMPIN, SQI, MSDS)、インク成分など機密データの開示が必要となっている。この傾向は消耗品のAir出荷時に見られる（通常のOcean出荷時には提出を求められていない）。弊社として通常外部提出できるレベルに対してフィリピン税関の求める書類、データは技術内容が高度すぎる。	・通関書類の内容の適正化、分量の適正化。	
		日機輸 JEITA	(3)	新たな輸入手続の導入	・光学メディアやOSの入ったストレージ機器輸入に際して、OMB Permit取得が必要となり、輸入手続きに時間を要するようになり、急ぎの商談に影響している。	・新たな手続きを導入する場合でも、納期に影響しないよう配慮をお願いしたい。	

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
9		日商	(4)	トラック･バン通行規制による輸出入貨物の遅延･輸送価格上昇	･マニラ市内の渋滞は今始まった事ではないが、2014年2月に打開策としてマニラ市はトラックの通行規制を打ち出した。朝5時～夜9時までマニラ市内にはトラックを通行させないというもの。しかしながらマニラ市内にはフィリピン最大の港であるマニラ北港、南港を保有しており、明らかに政策ミス。これにより、マニラ両港にはコンテナが滞積し、オペレーションにも重篤な影響が生じた。政府側も関税が激減するばかりでなく、輸出入産業界、トラック協会からの強い圧力もあり、9月に規制解除を余儀なくされたが、オペレーションは今も正常に回復には到っておらず、船の遅延が常態化している。そもそも渋滞の原因を作っているのは、多すぎる長距離バスやジプニー、トライシクル（サイドカー付バイク）などが原因なのだが、これに規制をすると一般市民からの批判は避けられないので政府も手を付ける事ができない状態。2016年の大統領選を睨んだエストラダ元大統領（現マニラ市長）のパフォーマンスではないかとも一部報道された。	･政府側は経済産業界と協議した上で対策を講じる必要がある。フィリピンにはバタンガス、スービック両港があり、今のマニラ集中型から郊外へシフトさせる支援をしてほしい（港湾手数料引き下げ等）。結果的に上記の両港の稼働率は上昇したがそれは単に混雑でマニラ港が使えない為やもう得ずであって、計画的に行なわれたものではない。	
		日機輸			･マニラ市によるトラック通行禁止令（大型車両の昼間走行を全面禁止）に伴い部材の納入･製品出荷が大幅に遅れ多大な影響をもたらし、トラック通行規制が解除された現在でも、物流の6割が遅滞となっており、航空便による航空運賃というコストアップという深刻な状況下にある。	･マニラ港一港への集中を避ける政策運営が不可欠で、代替港であるバタンガス港･スービック港の有効利用を促進する加速するとともに、処理能力の乏しい両港のインフラ整備を検討頂きたい。	
		日機輸			･昨年度マニラエリアトラック通行規制が引き金となって発生したマニラ港湾内貨物停滞が、引き続き本船入出港･輸出入業務の遅延を引き起こしている。	･早急な港湾内混雑･遅延解消。	･Metropolitan Manila Council Special TRAFFIC Committee Resolution No.10 Series of 2014
12	為替管理	日機輸	(1)	同一グループ企業間ペソ関連為替取引の困難	･現地通貨ペソ関連の為替取引については実需取引に限定されていることから、同一グループのシンガポール金融会社とのペソ関連為替取引が不可能である。 （継続）	･為替取引の自由化。	･BSP為替制度
		JMAA	(2)	急激な為替変動	･円建てでの直貿で、海外販売店は為替差益を得ているが、値上げの交渉は困難。現地通貨建てでの海外子会社との親子間取引で、現在円安効果で特別価格にて販売が可能だが、利薄の取引が多く、将来取引が続いて円高に振れた時にたやすく損失が出てしまうほどの変動幅。	･為替の安定、変動幅が6ヶ月で数%以内。	
14	税制	日機輸	(1)	付加価値税の還付遅延･未還付	･VAT(付加価値税)につき、還付ポジションになっていても、円滑な還付がなされない。商工会議所、日本大使館を通じて、政府に対して、頻繁に要望を出している。	･円滑な還付は付加価値税を導入する場合の基本であるので、それが運用できないのは著しく、商取引に悪影響を与えること、理解させてほしい。	･National Internal Revenue Code Sec.112
		日機輸			･VAT還付に関しては従来より、円滑な還付がなされない等の問題が指摘されているが、昨年BIRが通達を出し、還付申請後120以内に承認されないものは自動的に却下とみなす、却下後30日以内に税務裁判所に提訴しない不還付確定、しかも現在協議中の案件にも遡及適用することから還付申請後150日超の案件は自動的に不還付確定となる。	･日本人商工会、日本大使館、他各国商工会の反発を真摯に受け止め、同通達は廃止すべき。	･RMC-54-2014

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
14		日商			･VATの還付が滞っている。昨年、施行された規則：RMC54-2014により、 ①BIR（税務当局）は還付請求から120日以内に還付を行うかどうかを決定。 ②120日を経て還付決定がない場合、自動的に否認とみなす。 ③否認後30日以内に税務裁判に訴えなければVATの請求権を失う。 ④還付請求から120日以内の税務裁判所への控訴はできない。 ⑤過去にさかのぼって適用される。	･すでに大臣レベルでの交渉になっているが、引き続き比政府に同規則の撤廃を協力に申し入れをしてほしい。	･RMC54-2014
		日機輸 JEITA			･VAT(付加価値税)につき、還付ポジションになっていても、円滑な還付がなされない。	･VAT還付の為の適切な財政確保と税務当局の審査迅速化。	･フィリピン内国歳入法 ･National Internal Revenue Code Sec.112
		日機輸			･VATが免除されているPEZA企業が一旦仮払いしたVATの還付が滞っており、いつ還付されるか目処が立たない。	･VAT還付の為の適切な財政確保と税務当局の審査迅速化。	
		日機輸	(2)	再生可能エネルギー案件におけるVAT免税の適用対象の不適正	･再生可能エネルギー法の規定により、再生エネルギーによる発電プロジェクトについては様々な免税措置が取られている。機器の輸入に掛かるVATもそのひとつであるが、これはあくまでもエンドユーザー(客先)が輸入者でなければ適用されず、言い換えればファーストレイヤーのみに適用される免税システムであり、EPC契約の場合、契約者が輸入者になるとVAT免税が受けられず、結果的にトータルコストが高くなる。また契約者がフィリピンの会社で有る場合も同様に、VAT免税が受けられないため、契約フォーメーションに制限がでる。従って、契約者にとってはフィリピンでは再生可能エネルギー案件に参加しづらい状況となっている。	･輸入者ではなく、エンドユーザー、最終顧客が誰かという観点からVAT免税を行ってもらいたい。	･再生可能エネルギー法(RE Law)
		日機輸 JEITA	(3)	恣意的な税務調査･追徴課税	･多大な書類の提出、一方的で論理性のない追徴連絡等、毎回多大な時間と費用を費やされる。挙証責任は全て納税者側にあり、税務調査のあり方に課題。 （継続）	･税務当局の体制、調査のあり方を含めた本質的な改革。	
		日機輸			･一方的で論理性の無い更正内容で反論に多大の費用と時間が費やされる。挙証責任は全て納税者側にあり、税務調査のあり方に問題。	･税務当局の体制、調査のあり方を含めた本質的な改革。	
		日機輸 JEITA	(4)	租税条約の使用料限度税率適用手続の煩雑･遅延	･日比租税条約に基づく日本への支払（ライセンスやSEサービス料）に対してかけられる源泉税が租税条約で決まっているにも関わらず、BIRは在日フィリピン大使館の証明書（正規に署名）を要件とする合意書を含む書類を提出することを源泉企業に依然として求めている。同様にかかる証明が契約のすべての改訂において要求される。書類の提出ができない場合、租税条約の税率は適用されず、30%の税率が適用される。 （内容･要望ともに変更）	･在日フィリピン領事により要求される証明書の撤廃。 ･契約の改訂のために、在日フィリピン領事により、他の証明書を要求されることなしに新たな合意書を提出するのみとすること。 ･申請手続きの簡素化、迅速化。	
		日機輸			･日比租税条約に基づく使用料等に対する源泉徴収税率減免適用申請に日本側も含め複雑な手続きと時間がかかる。また、申請しても正式認可取得に1年以上かかる。 （継続）	･申請手続きの簡素化、迅速化。	
		日商	(5)	移転価格税制における二重課税リスク	･特に移転価格税制においては、各国間のルールがまちまちで、見解が分かれることもあり、当社グループとして二重課税リスクを抱えている。	･世界標準の移転価格税制（ガイドラインなど）の法整備。 ･事前確認制度の充実。	

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
14		日機輸	(6)	租税条約の優遇税率適用申請手続の煩雑	･租税条約に基づく優遇税率を適用する際に煩雑な事前申請を要求され、これを怠ると還付すら否定される。2013年8月に事前申請を定めたRMO-1-2000の手続き違反は租税条約の恩典を剥奪しえない旨の最高裁判例が出たにも係らず、BIRは改正の通達を出していない。	･現行手続きの簡素化･迅速化。 ･2013/8の最高裁判例を踏まえたRMO-1-2000の改正。	･日比租税条約 RMO-1-2000
		日商	(7)	香港への配当金送金への高率の源泉税	･フィリピンの親会社は香港の会社であり、フィリピンにおける配当金の支払先も香港となる。送金時にかかる源泉税は、租税条約が整備されておらず、配当額の30%と高い税率となっている。	･香港、フィリピン間での租税条約の締結による源泉税率の低減。	･香港、フィリピン租税条約
		自動部品	(8)	短い控除可能期間	･繰越欠損の控除可能期間が3年しかない。	･少なくとも10年程度はほしい。	･REPUBLIC ACT NO. 8424 ･TAX REFORM ACT OF 1997 第34条(D)(3)項
16	雇用	JEITA	(1)	ビザ更新手続の遅延	･経済区庁（PEZA）のVISA（47(A)2）の更新に23稼動日（1ヶ月超）掛かっている。急な出張などが入った場合に国外に出国できないケースが有り得る。 （継続）	･2週間程度での更新手続き完了をお願いしたい。	
		日機輸	(2)	有期雇用の限定	･季節性、臨時性ある仕事のみ有期雇用が認められている。	･柔軟な要員調整が保証される制度を確立してほしい。	
17	知的財産制度運用	日機輸	(1)	拒絶査定時に分割出願不可	･規則611には、出願人は、特許出願が取り下げられる、放棄される又は特許付与される前に係属出願について分割出願を行うことができると記載されており、拒絶査定時は、審判請求しなければ出願人は分割出願することができない。そのため出願人が意図する請求項で特許を取得する機会が少ない。 （内容･要望ともに変更）	･拒絶査定時に分割出願できるようにしてほしい。	･フィリピン知的財産規則611
		日機輸	(2)	特異な図面余白の書式	･図面余白がフィリピン特有の書式があり、他国とは別に図面を用意する必要がある。	･他国と図面の書式をあわせるようにしてほしい。	･フィリピン知的財産規則414.3
23	諸制度･慣行･非能率な行政手続	日機輸	(1)	資産譲渡に関する規制の手続の煩雑	･フィリピンのBulk Sales Lawは、会社が資産譲渡を行う場合に、債権者へ通知し、資産譲渡の対価を債権者に分配することを定めているが、「通常のビジネス以外」の資産処分を対象行為としており、会社の事業規模と比較して非常に小さい規模の資産譲渡で、債権者を保護する意義に乏しい場合であっても、債権者保護手続が必要となる。 （継続）	･Bulk Sales Lawにおいて、規制対象となる資産譲渡行為を、会社の事業規模と比較して、債権者保護の意義がある場合に限定するべき。	･Bulk Sales Law
26	その他	JEITA 日機輸 JEITA	(1)	交通･輸送･港湾インフラの未整備	･一般道路/交差点の信号等が未整備でたびたび大渋滞が起こる。また、交通事故も非常に多く、交通マナーも非常に悪い。わずかな雨でも冠水する道路が多い。特に空港周辺の道路事情が劣悪。 （継続） ･交通渋滞緩和を狙った近視眼的なトラック規制により、マニラ港の大混雑が発生。トラック規制廃止後も物流増などにより滞貨状態は継続。代替港（バタンガス･スービック）も処理能力不足により十分機能しない。 ･港周辺の道路の不足(交通量と道路(トラックレーン)のアンマッチ、また港の処理能力の不足が相まって、2014年は船が港についてから物が現地に届くのに3～4週間かかる時期があった。	･道路インフラを改善して頂きたい。特に空港周辺を改善して頂きたい。 ･慢性的な交通渋滞の緩和、代替港含め港湾処理能力向上。 ･港、及び道路インフラを改善して、船がマニラ港についてから、数日で船便の荷物が届くように改善して頂きたい。	

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
26		日機輸 日機輸			･港湾処理能力の低さにより、港での滞留貨物が発生し輸出入時にAirへの切替（追加コストの発生）。 ･フィリピンの貿易伸張に伴う物流の大幅増の結果、港湾での処理能力不足が発生し、コンテナ船の遅延がかつて無いほど深刻化している。（年末には最大1ヶ月程度の遅れ） そのため、生産スケジュール遅れ、販売在庫不足、エア出荷増加など悪影響を与えており、日系企業の生産拠点としてのフィリピンのボトルネックになっている。	･港湾処理能力の効率化。 ･現在のマニラ港は、港湾能力だけでなく、陸送（交通渋滞）･環境にも問題が多い。従い、問題の少ないバタンガス港のコンテナ処理能力拡張･船社増加による問題解決を進めてほしい。	
		日機輸 JEITA 日機輸	(2)	電力供給の不安定、コストの割高	･電気料金が、日本、シンガポールと同等もしくはそれ以上に高い。また電気の供給が安定していない為、停電対策として工場ではジェネレーターを設置したり、オフィスでもUPS(Uninterruptible Power System/無停電電源装置)の設置が必要となっている。 （継続） ･PEZA企業に対する特別電力料適用契約が2012年12月で終了。このため割引率は減少。電力売買自由化のしくみ、導入時期も非常に不透明。 （継続）	･電気の安定供給と電気料金の低減をお願いしたい。 ･政府による早期、又具体的な電力売買自由化の導入時期、具体的制度の説明。	
		日機輸 日機輸	(3)	電力供給見直しに関する情報不足	･フィリピンでは経済成長に電力インフラ供給が追い付かず、電力不足に陥るリスクが巷間噂されており、一方情報不足もあり日系進出製造業は、どう対応すべきか強い不安感を感じている。 ･2015年夏季（3-7月）に最大100万KWの電力が不足するとの報道もなされているが、電力需給の見通し、電力不足への対応策に関する正確な情報が不足して、適切な対応策がとれない。	･政府に正確な情報開示を求めると共に、計画停電を回避する為の具体策を至急検討頂きたい。 ･先ず十分な電力供給の実現。不足するに場合には、政府･配電会社による一元化された正確な状況把握及び情報開示。	
		日機輸 JEITA	(4)	突然の祝日の設定･変更	･大統領令によって突然祝日が変更されるケースが良くある。元々平日であった日が祝日になったり、祝日であった日が平日となるケースがあり、ひどい場合にはその公示が数日前に行われる。平日から祝日となった場合、稼動せざるを得ない工場やコールセンタでは休日手当てを支給することとなり計画外の経費発生となっている。 （変更）	･祝日を前年末までに固定して頂きたい。	
		JMAA	(5)	不払い･支払遅延	･商習慣やモラルの違い、力関係により､回収遅延､回収困難の取引が発生｡対策として前受を条件としているが､足の早いビジネス(スマホ部品製造機器等)では納期と価格が最優先で､回収ができたとしても､支払いの遅れは収益を圧迫している。	･力のない中小企業に情報面でのサポートや回収リスクの保障。	

シンガポールにおける問題点と要望

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
9	輸出入規制･関税･通関規制	日機輸	(1)	規制品目の輸出入手続の煩雑	･規制品目を輸入したり、輸出したり、廃棄したりする際に必要な手続きが複雑で許認可に時間がかかる。 (継続)	･許認可手続き全体の迅速化のための手続きの簡素化。	･NIL
		日機輸	(2)	輸出管理該非判定情報取得の煩雑	･同じワッセナー等のリストを使いつつ、微妙に適用方法や適用時期が国ごとに異なる。よって国境を越えるたびに新たな該非判定情報が必要となるというのが負担。 (継続)	･国をまたがる、ワッセナー基準での該非判定情報の整備。 (例えば、CISTECのグローバル版)	
		日機輸 日機輸	(3)	輸入製品登録手続の煩雑	･プロトタイプ機の評価目的で輸入する際に製品登録が必要。 (継続) ･医療機器輸入･販売における製品登録手続きが煩雑である。	･評価の為の輸入手続き簡素化。 ･製品登録更新手続きの廃止。すなわち、日本等の様に一度登録したら更新不要にしてほしい。	
		日機輸	(4)	FTA原産地証明の通関手続の煩雑･遅延	･FTA締結国(韓国) 向け輸出のFTAの原産地証明にかかる税関手続きが複雑で遅れが出ており、シンガポール税関による原産地証明書発行の待ち時間が顧客との納期約束に影響を及ぼすおそれがある。併せて、シンガポール税関にHSコードの関税分類について判定の助力を頂いているが、単一の製品に対して最低30営業日を要している。 (変更)	･手続きの迅速化。	･Singapore Customs website: http://www.customs.gov.sg
		日商	(5)	税関申告上輸出者適格の定義の不明確	･税関より、海外事業者にインボイスを発行する最後のシンガポール企業が税関申告上の輸出者となるべきとの指導を受けているが、当該指導を裏付ける規則の提示がなく、また、海外事業者を挟んで複数のシンガポール企業が介在する取引 (例えば取引ルートが在星企業-(FOB)-在日企業-(FOB)-在星企業-(FOB)-在泰企業) の場合) の対応が不明確。	･規則の提示、運用の明確化。	･シンガポール税関HP上のFAQ:http://www.ifaq.gov.sg/CUSTOMS/apps/fcd_faqmain.aspx#FAQ_31670
		日商	(6)	厳格なAEO (STP-Plus)要件	･AEOに係るSTP-Plus取得にあたり、倉庫保管時のセキュリティー要件が厳格であり、外部倉庫の起用、客先寄託等がある場合の要件充足が困難。	･商内形態、商品特性に応じたセキュリティー要件の設定等、柔軟な対応。	･Secure Trade Partnership Programme
12	為替管理	JMAA	(1)	急激な為替変動	･円建てでの直貿で､海外販売店は為替差益を得ているが､値上げの交渉は困難｡現地通貨建てでの海外子会社との親子間取引で､現在円安効果で特別価格にて販売が可能だが､利薄の取引が多く､将来取引が続いて円高に振れた時にたやすく損失が出てしまうほどの変動幅｡	･為替の安定､変動幅が6ヶ月で数%以内として頂きたい｡	
14	税制	日商	(1)	移転価格税制での二重課税リスク	･特に移転価格税制においては、各国間のルールがまちまちで、見解が分かれることもあり、当社グループとして二重課税リスクを抱えている。	･世界標準の移転価格税制 (ガイドラインなど) の法整備。 ･事前確認制度の充実。	
16	雇用	日機輸	(1)	外国人労働者の雇用規制･入国管理の強化	･2010年に政府が外国人労働者を全労働人口の3分の1に抑える目標を設定して以降、各種VISAの取得要件が厳格化してきており、特に工事案件に必要なエンジニアはシンガポール人だけで必要数を確保することが困難であり、外国人の採用が不可欠だが、外国から呼寄せる際に、却下される可能性がある。 (継続)	･一部の工事案件対応の外国人エンジニアなどについては、雇用規制の緩和を検討して頂きたい。	･改正外国人人材雇用法

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
16		日機輸			･シンガポール政府は特に外国人の「専門家」の入国を優遇しているが、外国人労働者の入国については厳格化している。シンガポールにおける生産拠点は熟練労働者の確保が困難になりつつある。 (継続)	･製造業の企業がマレーシアや中国に限らず、ミャンマーやインドからの労働者を雇用することを許容すること。 ･各企業の雇用環境に基づき、外国人労働者への徴税を軽減する。	･Refer to Ministry of Manpower at http://www.mom.gov.sg
		日機輸			･シンガポールの若者は製造業での従事を好まず、年配労働者も減少している。そのため外国人労働者に頼らざるを得えないが政府の外国人労働者規制によりコストアップとなっている。		
		日機輸			･FCF(Fair Consideration Framework)規制により熟練外国人労働者の雇用が困難かつコスト増。	･製造業に対しFCF適用を緩和する。	･http://www.mom.gov.sg/employment-practices/fair-consideration-framework/Pages/fair-consideration-framework.aspx
		日機輸			･製造分野における外国人労働者は中国、香港、マカオ、台湾、韓国、マレーシアに限定されているが、これらの国からの労働者のコストは現地の労働者より高い。 (継続)	･製造企業に対し、タイ･インド･ミャンマー･フィリピン･インドネシア･バングラデシュからのより安い労働力の利用を許容頂きたい。	･http://www.mom.gov.sg/foreign-manpower/passes-visas/work-permit-fw/before-you-apply/Pages/manufacturing-sector.aspx#dependency
		日機輸	(2)	駐在員のビザ取得･更新の困難化･遅延	･FCF(Fair Consideration Framework)の導入により、本社員をシンガポールに駐在させる際の手続きやVISA取得に要する時間が増加する可能性がある。	･本社員の派遣（企業内転勤）については、人材バンクによる求人で集まった人材での代替は困難であり、FCFの対象外としてほしい。	･Fair Consideration Framework
		日機輸			･シンガポールの外国人就労許可には複数の種類があるが、ほとんどの駐在員は管理職用のEmployment Pass（EP）を取得し就労している（EP以外には単純労働者用、投資家用等の許可がある）。 2014年8月より、シンガポール人が公平に雇用される為のFair Consideration Frameworkが導入され、新規採用に伴いEPの申請を行う場合には、事前に政府が運営する求人サイトJob Bankへ14日間、当該採用に関する求人広告を掲載（無料）することが必要となった。これにより、外国人雇用が迅速に行うことが出来なくなり、かつ、企業内転勤の場合も求人広告の掲載および応募書類の審査という不合理なステップを踏む必要が発生している。なお、WTO GATSに基づき、企業内転勤（ICT）については例外的に掲載不要と制度上はなっているが、本国から管理職を当地に異動させる場合においても当該異動がICTと見なされず、EP申請が却下されるケースが相次いでいる。加えて、ICTか否かの審査に1ヶ月以上の期間を要することもあり、現実的に機能していない。 また、グループ企業の従業員を短期間（6ヶ月程度）研修生として勤務させる場合においても、研修生用就労許可（TEP）の有効期間が2012年より3ヶ月に短縮されたため、新規採用と同様のステップを踏む必要があり、シンガポールにおける研修を阻害する一要因となっている。	･ICTに基づくEP発行については、これを迅速に処理すると共に、ICTの該非について明確なガイドラインを示されたい。 ･グループ企業の従業員を研修生として受け入れる場合、TEPの有効期間を最低でも6ヶ月とされたい。	･Employment of Foreign Manpower Act（Chapter 91A） ･Fair Consideration Framework（Ministry of Manpower 2013年9月23日リリース）

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
16		日機輸	(3)	帯同配偶者のビザの申請手続の煩雑	･家族帯同時、配偶者のビザ申請用に卒業証明書が求められる場合がある。 (継続)	･帯同家族のビザなので本人ビザをもとに発行頂く事を要請したい。	
17	知的財産制度運用	日機輸	(1)	不明確な第一国出願義務の法令規定	･現地開発ニーズが高まる新興国において、当該国における第一国出願義務が法令で規定されている国が依然として多いが、その法令が明確でないため、有効な知的財産権の確保が困難な場合がある。 また、多数国間にまたがる研究開発活動が必要とされる今日、複数国での第一国出願義務が抵触するリスクが懸念される。 (継続)	･第一国出願義務の緩和撤廃、又は法令条文の明確な規定をお願いしたい。 ･多数国間での取り決めなどにより、国を跨る研究開発への第一国出願義務の適用緩和などを推進して頂きたい。	
23	諸制度･慣行･非能率な行政手続	日機輸	(1)	個人情報の越境移動禁止	･EUと同様に「同等の個人情報保護を与える国」に出す場合を除き、個人の同意なく個人情報の越境移動を原則禁止しており、データの活用に支障を来たす虞がある。	･EUと同様、日本が「同等の個人情報保護を与える国」である認定を取れるよう、政府間で迅速に協議を進めてほしい。	･Personal Data Protection Act

台湾における問題点と要望

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
1	外資参入規制	日機輸	(1)	煩雑な審査手続き	･台湾政府経済部投資委員会は、台湾に進出する不明瞭な法･規制制度により外国投資家に厳しい要求を課す。 (継続)	･透明で予見可能な審査制度の設置。	
2	国産化要請･現地調達率と恩典	日機輸	(1)	台湾船籍使用要求	･政府系機関の契約履行においては、右記法律により台湾輸入貨物の数量もしくは金額の50%以上を台湾籍の船舶輸送業者を使用することが規定されている。しかしながら、コンテナ貨物であれば台湾籍の船舶業者は複数あるが、重大貨物を輸送する在来船を保有する台湾籍の船舶業者がいないため、全ての政府系機関契約案件に本法律を規定することに不都合が発生する。	･"在来船での輸送を除く台湾輸入貨物の数量もしくは金額の50%以上･･･"というように、在来船輸送は50%規定から除外するように法律を修正頂きたい。	･政府機関及公営事業機構進口物資機材海運送作業辦法(発布日期:民国94年1月11日)
9	輸出入規制･関税･通関規制	時計協 日機輸	(1)	高輸入関税	･腕時計の関税が最大5%と高い。 (継続) ･競合他社が地場企業の市場で、当社商品は日本からの輸入部品を使っている商品があり、関税が当社のコスト競争力低下の一因になっている。 (継続)	･関税の撤廃を要望する。 ･台湾－日本間での貿易自由化(関税撤廃)が望ましい。	･関税法
		日機輸	(2)	中台FTAによる中国製品との関税格差	･台湾は中国とECFA(両岸経済協力協定)を締結しており、製品の輸入関税が日本製品より低い。 台湾と中国との間の関税がなくなり、規格も近づく可能性が高いので、中国製の安い商品との競争になる。 (継続)	･日台間の自由貿易協定の締結。	
		日機輸	(3)	本人入国前到着荷物への全量課税	･本人入国前に荷物が台湾に到着すると全量課税となる。 (継続)	･本制約の撤廃をして頂きたい。	
		日機輸	(4)	AEO相互承認制度の不在	･日本、台湾共にAEO制度を導入しているが、相互承認制度がない。 (継続)	･相互承認の締結を要望する。これにより、台湾国内での優遇措置に加え、日本国内での優遇措置が期待できる。	
		日機輸 日機輸	(5)	輸入時の製品登録の煩雑	･プロト機の評価目的で輸入する際に製品登録が必要。 (継続) ･医療機器輸入･販売における製品登録手続きが煩雑である。 (変更)	･評価の為の輸入手続き簡素化。 ･製品登録更新手続きの廃止。すなわち、日本等の様に一度登録したら更新不要にしてほしい。	
		日機輸	(6)	税関による異なる関税率	･税関によって同じ製品でも関税が異なり通関が困難。 (継続)	･税官吏の知識向上。	
		日機輸	(7)	関税免税申請マスターリストの経済部能源局内確認作業の遅延	･電力業者が台湾に輸入する貨物において、台湾国内で製造されていないことを経済部能源局が確認した貨物については、台湾輸入関税が免税となる。台湾国内で製造されていない貨物の一覧(マスターリスト)を経済部能源局が確認する作業時間、確認ポイントなどが明確になっていない、また能源局担当者によっては確認作業をタイムリーに行うことができず、その間に膨大な関税の一時立替が発生する。	･経済部能源局による関税免税申請マスターリストの作成要覧を発布して頂き、能源局内確認作業日数も併せて明文化して頂きたい。	･｢海関進口税則｣第84条増注12規定

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
9		日機輸	(8)	産地（都道府県）証明書・所定検査報告書の提出要求の実施懸念	・＜背景＞ 2014年10月28日付衛生副理部の公告により、以下2点の輸入規制の強化措置が予告されている。（尚、意見表明期間が設定されており、当該期間は2014年10月28日から60日間で既に終了している。現在は表明された意見の取り纏めと検討の最中と推測され、1月22日時点では2点共に実施されていない。但し実施されると確定した際は即実施されると見込まれるため、予め手配をしておく事が推奨されている。） ①日本から輸入する食品については、日本の公的機関の発行した産地（都道府県）証明を取得しなければならない。 ②日本から輸入する生鮮冷蔵果菜・冷凍果菜・生鮮冷蔵水産品・乳製品・乳幼児用食品・ミネラルウォーター或いは飲料水・海藻類及び茶類製品・キャンディー・ビスケット・穀類調製品等の食品は、日本の公的機関が発行した放射能物質検査報告を取得しなければならない。 ＜当社として直面する問題＞ 当社は、洋菓子の原料を使用する取引先があり、油脂類や乳製品を日本から輸入し同社に販売しており、上記①及び②の輸入規制強化が実施されると以下の問題が発生する。 －当該商品は賞味期限が短く、公的機関の証明書・報告書を取得するための準備や検査に時間を要するため、結果的に販売先に納入した時点での賞味期限が短くなってしまう。 －当該商品は、少量多品種であり、個々の品種毎に証明書・報告書を取得せねばならず、多大な労力と時間を余議なくされ、コスト増により採算が圧迫される。	・左記の2つ輸入規制の強化実施に反対する。	・2014年10月28日付衛生福利部公告 「部綬食字第1031303136」（左記①） 「部綬食字第1031303247」（左記②）
12	為替管理	JMAA	(1)	急激な為替変動	・円建てでの直貿で、海外販売店は為替差益を得ているが、値上げの交渉は困難。現地通貨建てでの海外子会社との親子間取引で、現在円安効果で特別価格にて販売が可能だが、利薄の取引が多く、将来取引が続いて円高に振れた時にたやすく損失が出てしまうほどの変動幅。	・為替の安定、変動幅が6ヶ月で数%以内。	
14	税制	日機輸 日機輸 日機輸	(1)	租税条約未締結による源泉税率軽減措置未適用	・日台両政府間における租税条約が存在しないため、配当金の源泉税率は20%となる。そのため、日本法人から台湾法人に対して持株比率で25%以上の直接投資をした場合、利益処分(配当金)時において日本側で税制上のデメリットが生じる。(具体的には源泉税率が0%の場合の負担税率は1.8%に対して、源泉税率が20%の場合の負担税率は21.8%となる。) これは日本から台湾への投資意欲を損なう要因の一つとなり得る。 ・日本と台湾は租税取り決めが締結されておらず、日本企業への配当金やロイヤリティへの源泉税率が20%と高額であること。 ・現在、日台間での包括的租税協定は未締結であり、国際運輸業に限定した租税協定が締結されているのみである。 （例）日台間における配当、利息およびロイヤルティの源泉税率は20%と高率であるが、日本との租税協定締結国については、日本への支払にかかる源泉税率が5%～15%となる軽減措置がとられている。 （継続）	・日台両政府間における租税取決めを締結しこのような税制デメリットを解消して頂きたい。 ・日本と租税取り決めを締結し、軽減税率（10%）の適用を要望する。 ・租税協定締結に向けた日台間協議への働きかけをお願いしたい。	

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
14		日機輸	(2)	租税条約未締結による二重課税の発生	・現在、台湾人社員を研修目的で一定期間日本への派遣を行い、日本現地での給与支払い、台湾サイドでの人件費負担を行った場合、日本で発生する税金支払いに加え、台湾においても、人件費負担額に応じた課税が発生しており、二重課税となっている。 台湾-日本間における人材交流ならびに、研修による人材育成を図る中、費用の負担が増加し、結果的に台湾における技術力伸張と人材育成に障害となっている。 (継続)	・日台間で所得税金条約を締結し、二重課税を解消して頂きたい。	
		日商	(3)	移転価格税制における二重課税リスク	・特に移転価格税制においては、各国間のルールがまちまちで、見解が分かれることもあり、当社グループとして二重課税リスクを抱えている。	・世界標準の移転価格税制(ガイドラインなど)の法整備。 ・事前確認制度の充実。	
		日機輸 日商	(4)	未配当利益への10%所得税徴収の不合理	・台湾の所得税法には第66条9項「未処分利益への10%課税」が存在。その目的は、企業が配当を減らし未処分利益とすることによる税収不足を補うことであるが、そもそも在台外資系企業については、台湾政府が意図する上記効果が薄い上、永続発展を志向する在台外資系企業にとっても、事業を通じて獲得した資金を再投資に充当し更なる事業拡大を行う上で不合理な税制と言える。 (内容、要望ともに一部削除) ・未処分利益課税に係る税負担が増加したが、施行までの期間が短く、対応に難儀した。	・在台外資系企業の未処分利益への10%課税の廃止。 (例) 香港、シンガポール、韓国、日本等のアジア先進国各国においては、すでに未処分利益への所得税課税が廃止されている。 ・そもそも留保金課税は台湾内再投資を妨げる制度なので、再考頂きたい。	・所得税法第66条9項
		日機輸	(5)	未処分利益10%追加課税の源泉税控除の半減	・非居住者株主(個人及び営利事業)の受取配当(総額)に対して、本来は、未処分利益の10%で追加される営利事業所得税を、当該配当(純額)に係る台湾の源泉税額から「全額」で控除できるが、税法改正後、「半額」で控除することとなった。	・外資企業に過去に納付した未処分利益10%追加営利事業所得税の「全額」を当該配当(純額)に係る台湾の源泉税額から控除して頂きたい。	・所得税法第73条の2
		日機輸	(6)	日本からの送金に係る台湾の外国税額控除申請手続の煩雑	・金利や配当等を日本から台湾へ送金する際には、日本の法律に基づき、源泉徴収税(20.42%)が課されるが、台湾で外国税額控除を受ける場合、所得税法3条第2項の但書により、本邦源泉税の納付確証として税務署の発行する納税証明書以外に、台北駐日経済文化代表処の査証(いわゆるVISA)が必要となる。 査証の取得に際しては、特別な証明書発行手続に係る人的対応時間や関連コスト等もかなりの負担になり、海外(台湾)への送金の多い商社の本社サイドでは、無視できない手間とコストとなっている。 このような、納税証明書以外に査証を要求する例は他の先進国ではみられないため、他の先進国並みのルール改正を要望する。ちなみに、調査の結果、OECD加盟国34ヶ国に限定すると、少なくとも以下の13ヵ国では査証の取得が不要であることを確認している。(アメリカ/イギリス/イタリア/オーストラリア/カナダ/韓国/チリ/ドイツ/トルコ/ フランス/ベルギー/メキシコ/日本) 現状、実際の運用の変更はなされていない。	・台北駐日経済文化代表処の査証を不要とし、納税証明書のみにより、台湾で外国税額控除が受けられるよう要望する。	・所得税法3条第2項但書

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
14		日機輸	(7)	税務調査の強化	・長引く台湾経済の低迷、高齢化による労働人口の減少、および、台湾経済成長促進を目的とした税制改革（法人減税等）が、現在の深刻な税収不足を招いた大きな要因として考えられる中、税収不足を補うための一つの手段として、台湾国税当局による企業への税務調査における査察姿勢が、近年非常に強硬なものとなってきている。 （継続）	・台湾島内の投資環境を整備することにより企業活力を活性化させるほか、内需型への産業構造の転換に向けた政策実施等により、根本的な税収不足を補い、上記問題を解決してほしい。	
		日機輸	(8)	外国人出向者の所得税課税対象の拡大	・台湾に勤務する外国人出向者の所得税課税対象額に医療費ならびに所得税見合が含まれ、雇用企業が負担を行う。 （継続）	・引越し代、光熱費、住居費などを含めなくてもよいことになっているが、企業が負担する医療費ならびに所得税見合についても同様に対象外として頂きたい。	・中華民國99年3月12日台財稅字第09804119810號
		日機輸	(9)	損金算入証憑の名称の不適当	・台湾国外で発生した費用の損金算入証憑書類として、Debit NoteではなくInvoiceという名称の請求書を入手するよう定められているが、名称が実態にそぐわず、実務処理に支障をきたしている。（通関を伴う場合はInvoice、通関を伴わない場合はDebit Noteという国際的商慣習で仕事ができない。） （継続）	・台湾の法律に基づき、現在、全てがInvoiceでの決済となっているが、理想としは国際的商慣習に則り、Debit Noteも損金算入証憑書類として扱う事を認めてほしい。	・台湾国税局解釈通達[中華民國99年8月30日 財北國稅審一字第0990245351號]
		日商	(10)	税制の運用不十分	・街中のスーパーでさえほぼ必ず統一発票の有無を聞かれるように、中小企業経営者を中心に納税意識が非常に低い。同時に台湾の徴税体制の有効性に疑問を感じている。	・税制改正の前に、まず既存の税制が確実に運用されるよう改善頂きたい。	
		日機輸	(11)	輸入名義人となる商社等の転売差益に対する営業税課税の不適正	・2008年10月29日付財政部通達（台財稅字第09704550620号）によると、「国内営業人“甲（当社の立場）”が、国内買受人“乙”からの注文に基づき、国外メーカーの“丙”に貨物を発注し、当該貨物は直接“乙”名義にて輸入するとした場合、甲はこの転売差益をコミッション収入とし、丙に対して2連式の統一発票(注)を発行（甲が営業税の最終負担者となり費用計上する）しなければならない」としている。 しかし乍ら、上記の事案で営業人甲の転売差益をコミッション収入とみなすことは、甲・乙間で実際に売買代金の収受を行う等の営業状況から見て適正とは言えない。 2012年12月25日付最高行政法院庭長法官（注：最高裁判所長官）の連絡会議では、上記と同様の事案において「代金は甲（当社の立場）が乙より受け取ることになり、甲乙間の単独取引行為である。当該取引では、営業税法第1条の「台湾国内での貨物売却」および「貨物輸入」の定義により、税法原則に基づき2つの営業税の税負担が成立しており、その納税義務者もそれぞれ売却貨物の営業人甲および輸入貨物の買受人乙となる。よって、甲は3連式の統一発票を買受人である乙宛に発行する義務がある。（甲は営業税負担者とならず、預かり営業税を納付するに過ぎず損益インパクトを生じない。） なお、乙は同一貨物につき輸入通関時に税関に営業税を納付し、結果として同一貨物に対して2度営業税を納付していることになるため、財政部に対して乙の貨物輸入時に納付した営業税の特別還付を申請することになる」との決議をしている。さらに、最高裁判所は2013年2月にも、転売差益をコミッション収入とみなすことは、税法規定の原則に違反している、としている。 現状、実際の運用では冒頭の財務部通達の通り変更はなされていない。	・財政部2008年10月29日付台財稅字第09704550620号通達を廃止し、2012年12月25日付最高行政法院庭長法官の連絡会議における決議に従った処理を要望する。	・2008年10月29日付財政部通達（台財稅字第09704550620号）

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
14					㈱ 営業税納付の確実を期するため使用が義務化されている公式インボイス。台湾政府財務部への登録表示、所定の記載事項の他、通し番号が印字されている。ニ連式の場合、上記の場合、甲が一通、販売先が一通保管し、三連式は甲一通保管、甲から販売先に二枚交付し販売先から税務署に一通交付される。		
15	価格規制	日機輸 日機輸	(1)	公共料金の上昇	･政府施策により公共料金が上昇する懸念あり。 (一部削除) ･水道光熱費の上昇が続き、原材料費の変動が価格上昇につながっている。 (継続)		
16	雇用	日機輸	(1)	有期雇用契約社員確保の不安定	･季節性、臨時性ある仕事のみ有期雇用が認められている。現在、季節性労働に該当すると判断されている有期雇用契約社員の採用に、潜在的なリスクがある。 (継続)	･柔軟な要員調整が保証される制度を確立してほしい。	
		日機輸	(2)	技術者、管理者の人材不足	･技術の低さ、賃金の問題で、過去数年の間に多くの台湾人が就労のため海外に流出し、技術人材と管理職が不足している。 (継続)	･(台湾への)技術移管と妥当な給与の設定。 ･投資環境整備。 ･人材が集まる環境を作って頂きたい。	
		日機輸	(3)	派遣従業員雇用比率規制	･現行準備中の「派遣労働者保護法」の草案には「派遣雇用数を従業員総数の3%以下」という制限がある。但し、大量に派遣社員を雇用した製造業には、派遣社員数を全体の3%以下に抑えることが難しい。	･3%以下の制限を緩和して頂きたい。	
		日機輸	(4)	所定労働時間及び残業時間上限の制約	･台湾の法律(労基法32条規定)においては、所定労働時間の弾力設定ならびに残業時間の上限管理に一定の制約がある。本制約下においては、季節商品の生産などに合わす柔軟運営が困難になり、台湾国内での生産の競争力が低下になる可能性がある。	･日本における所定労働時間の弾力運営化(1年単位での所定労働時間設定など)、「36協定 特別条項」的な弾力運営等の導入をご検討頂きたい。 ･または現在台湾国内所定労働の時間改定草案における法定残業時間を現在の月46時間から60時間に変えると検討されているが、休憩日(通常土曜日)の最初8時間の勤務を法定残業時間から除外して頂きたい。	･日本:労基法第32条の2から第32条の5、第36条 ･台湾:労基法第32条の2
17	知的財産制度運用	日機輸	(1)	特許法における間接侵害の不備	･台湾の特許法上には間接侵害の規定がないため、他人が特許製品の生産にのみ用いる物(専用部品)を生産、販売することや、特許方法の使用にのみ用いる物を生産、販売等することに対する特許権者がとれる手段が限られる。 (継続)	･間接侵害に関する日本やアメリカなどの特許法と同等な規定の新設。	
		日機輸	(2)	特許申請における優先権証明書の提出義務	･台湾へのパリルートによる出願時には、優先権証明書の提出義務があるため、日本の出願人は日本特許庁への優先権証明書の発行申請と台湾へのオリジナル優先権証明書の郵送をする必要があり、手続きの負荷が大きい。なお、2013年12月に優先権書類データの電子的交換の制度が日台間で始まったので、必ずしも優先権証明書を郵送する必要はなくなった。しかしながら、電子的交換の制度を利用するには、出願人側からの申請が必要であって負荷がかかる。出願人に対する優先権証明書の提出義務がない国(US、	･諸外国と同様に、優先権証明書の提出義務を無くしてほしい。 ･出願人を介在せずに特許庁間で優先権主張に必要な情報(データ)を共有するようにしてほしい。	･台湾 専利法(29条) ･日台特許等優先権書類電子的交換了解覚書(2013年12月から運用開始) http://www.jpo.go.jp/tetuzuki/t_tokkyo/shutsugan/tipo.htm

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
17					EP、CNなど）は各国の特許庁と日本特許庁間において電子で出願情報を共有しているため、出願人による証明書提出が不要である。 （継続）		
		日商	(3)	たばこ製品の包装に係るプレーンパッケージ規制導入の知的財産権侵害・偽造品増加の懸念	・オーストラリアで導入されているたばこ製品へプレーンパッケージ規制と同様の規制の導入を検討しており、導入されれば商標の本質的役割である商品間の識別機能が著しく低下し、ビジネスの肝である「ブランド価値」が大きく毀損されることにより、健全な市場競争が阻害される。具体的な懸念としては、製品間の区別が困難なことから、消費者が意図しない製品を購入してしまうこと、消費者が低価格製品に移行すること、及び新規の市場参入が困難となることがあげられる。加えて、包装の簡素化により偽造が比較的に容易であることから、偽造品の増加も懸念としてあげられる。 （注）プレーンパッケージ規制とは、たばこ製品の包装について、形態、色等を規格化する措置であり、具体的には、写真付きの警告表示の刷記（前面75%、後面90%）を義務付けることにより包装上のスペースを大幅に制限した上で、ロゴ等の図形商標の使用を禁止し、且つ文字商標についても規定のフォントで所定の場所にのみ使用を可とするもの。	・左記のとおり、プレーンパッケージ規制は事業者の知的財産権を侵害し、ひいては健全な市場競争を通じた産業の発展を妨げる措置であると考えられる一方で、同規制の目的である、未成年者の喫煙防止等は、教育や罰則強化等の代替措置で達成可能と考えられることから、比例原則に沿った規制措置を実施して頂きたい。 ・日本政府に、左記の問題点を十分にご理解頂き、積極的な対処をお願いしたい。	・煙害防止法改定案
19	工業規格、基準安全認証	日機輸	(1)	電気自動車関連規格・規制の未整備	・EV（電気自動車）産業におけるインフラ整備（規格、規制、安全規格）が不足している。 （継続）	・台湾にはEV産業が発展しやすい土壌があり、ビジネスチャンスが見込めるため、規格や規制の早期整備を要望する。	
		日機輸 日機輸	(2)	独自のCNS認証制度の煩雑	・自社LED照明を台湾国内で販売する際に台湾独自のCSN認証制度を個別に取得しなければならない。LEDは商品サイクル、部品変更スピードが早いため、コスト、時間が増大する懸念がある。 （継続） ・CNS検査に多くの時間とコストがかかる。 （継続）	・日本国内の試験基準との相互認証制度の整備や共通規格の採用等、試験制度の簡素化が望まれる。 ・JIS規格取得製品の、検査なしでの台湾への輸入を可能にして頂きたい。	・CNS認証制度
		日機輸	(3)	食品管理の不適切	・不純食用油の問題など、食品が適切に管理されていない。	・食品の詳細にわたる管理の実施。	
22	環境問題・廃棄物処理問題	日機輸	(1)	独自のリサイクルマーク（電池）	・資源の有効利用や廃棄物による環境汚染の防止のため、各国、各地域でリサイクルに伴う法規制が成立している。電池においても同様であり、様々なマークを電池本体や電池を同梱する製品の取扱説明書への表示が義務付けられている。電池及び電池使用製品のメーカーにとって、それらを間違いの無いように管理することが大きな負担になっている。 日本 欧州 米国 台湾 ブラジル Li-ion （継続）	・各国独自のマークを採用するのではなく、統一された世界標準を作成する動きをして頂きたい。	
		日機輸	(2)	廃棄物管理の不十分	・廃棄物処理の管理が効果的になされていない。 （継続）	・環境に関するより詳細な管理。	

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
23	諸制度･慣行･非能率な行政手続	日機輸	(1)	規制情報の参照先の頻繁な変更	･規制情報のwebsiteのURLが（予告なく）頻繁に変更されるため、情報収集に非常に負荷がかかる。（例：既存物質インベントリーの検索ページ）	･一度公表した情報のURLは変更しないでほしい。	･職業安全衛生法 ･毒性化学物質管理法
24	法制度の未整備、突然の変更	日機輸	(1)	補修部品保有期間の法制化	･家電商品の補修部品保有期間が法律上定められていないため、補修部品を長期保有することが経営負担になっている。 長期間商品を使用頂いた顧客より修理要望を頂いた際に、部品在庫切れによる商品紛争リスクがある。 （継続）	･法制化ならびにガイドライン作りを要望する。	
		日機輸	(2)	下位規則やガイドライン等の発行遅れ	･上位の法規制が発効しているにもかかわらず、その法律を実際に運用するための下位規則、規制物質リスト、ガイドライン等が公表されるのが遅く、実際の対応が困難。	･下位規則やガイド等の準備をしてから法律を発効してほしい。（準備が出来るまでは発効しないでほしい。）	･職業安全衛生法 ･毒性化学物質管理法

タイにおける問題点と要望

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
1	外資参入規制	日製紙 日機輸	(1)	サービス業への外資出資比率規制	・外国企業に対する事業参入制限、ライセンス取得義務があり、とくにサービス業(請負業含む)への外資出資比率規制があり、外資に対する事業参入を規制している。 (継続) ・外国人事業法による、外国企業のサービス業への参入制限が残存する。 －電機・機械製品などの製造販売のみでなく、有料メンテナンスサービスなどのサービス業を同時に行うことは外国企業(株式数の過半数を外国人または外国企業が占める会社)は不可。 －エレクトロニクス業界では、ハードの差別化に加え顧客サービスの優劣が重要な競争要因であり、サービス分野の外資出資比率規制により顧客の利益が損なわれている。 (継続)	・外資参入規制の緩和。 ・外資規制の即時撤廃。	・外国人事業法
		日商 日商	(2)	現地資本マジョリティ要求	・製造委託(OEM)による生産・販売会社を設立しようとした場合、外国人事業法、第3表の21番:その他サービス業に指定され、先進国では良く使われるOEM生産を行い、その商品を購入して販売する際に、タイマジョリティが要求される。 ・土地を保有する製造業は、限られた優遇土地以外、株式持分についてタイマジョリティ要求をされる。	・OEM生産商品を仕入れて販売する行為にタイマジョリティの規制をかけないでほしい。 ・どこの土地であっても、外資持分比率に関する規制を外して頂きたい。	・外国人事業法 ・タイ国土地法
		日商	(3)	規制業種毎の事業許可証取得義務による事業拡張・変更の困難	・外国人(外国企業)が特定の規制対象業種(サービス業、小売、卸売業)を行う場合には、業種毎に外国人事業許可証を取得する必要がある。事業内容の変更拡張行う場合にも新たな許可証を取得しなければならず、一業種毎に増資も要求され、事業内容の変更拡張が簡便に行えない。	・規制業種の縮小。 ・外国人事業許可証取得要件の緩和。	・Foreign Business Act
		日機輸	(4)	工場拡張規制	・ゾーニング法により、工業団地外にある製造会社では、敷地内であっても、工場の拡張が認められない。 (継続)	・ゾーニング法の基準見直し	
2	国産化要請・現地調達率と恩典	JEITA	(1)	インセンティブ付ローカルコンテンツ要求	・BOI IPO取得条件として、全取扱量の内、タイ製品を10%以上取り扱う事が条件となっている。また、EPZにあるタイ工場は海外製品の扱いとなる為に国内取引10%以上を満たすことが出来ず、商品毎に煩雑な輸入ルートになっている。 ＊BOI IPOとは製品・部品の輸入関税を免除する特典。 (継続)	・BOI IPO取得条件のタイ生産日品を10%以上取り扱いを廃止又はEPZにある工場の生産品はタイ品扱いしてもらうなどBOI IPOの取得要件の緩和。	
6	外資優遇策の縮小	日機輸	(1)	外資優遇策の縮小見直し	・2014年11月末に、2015年1月1日施行の新投資奨励策が突如発表された。その期間の短さもさることながら、従来の地域別恩典から産業別恩典に変更されており、地方展開してもより大きな投資恩典が得られないほか、全体的に当社関連事業の恩典(特に税恩典)が縮小している。 政情も決して安定していない中でこのような政策を出すことは、当社事業の直接の影響だけでなく、他の企業にとってもタイに対する信頼を喪失させるものであり、結果的に外国企業のタイ離れが進むことを、強く懸念する。 (変更)	・新投資奨励策の見直し。 ・地域別恩典付与の継続。	

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
7	外資法運用手続	日商	(1)	BOIの新投資奨励制度の不明確	･BOIの恩典対象区分が地区（ゾーン）から業種単位に変わったが、詳細な運用説明がないために、各日系企業が対応に困惑している。	･詳細な制度の説明書（逐条解説）の作成、又は具体的な制度運用の事例説明をして頂きたい。	
		日機輸			･2015年よりBOI新投資優遇制度が運用開始となったが、下記のような内容が明らかになっていない。 ークラスター別の最低恩典に加えられる諸条件での延長は積み上げが可能か ー設備投資免税期間 ー原材料/資材の輸入免税の延長可能条件	･新制度の詳細を明確にしてほしい。	･投資委員会布告第2/2557号
		日機輸			･2015年1月よりBOIの新規申請分より、新しい恩典方針が施行された。今後の申請の認可状況と、現行の更新が行われるか不安である。	･認可･不認可の具体的な情報の開示。 ･更新の具体的な期限の明示。	
		日製紙			･2015年1月1日以降、新投資奨励制度が開始された。 新投資奨励、現行投資奨励それぞれの制度で対象となる業種、恩典内容が異なる。旧制度での承認企業は引き続き期限まで恩典を享受することができるが、事業拡張が制限されるなどの問題点がある。また海外からの直接投資の減少、海外への事業移転が進み国内景気の悪化が懸念される。	･柔軟な制度運用。 ･情報公開の早期化。	･外国人事業法
8	投資受入機関の問題	日機輸	(1)	BOI恩典での輸入･承認手続の遅延	･申請からBOIの承認まで時間（実動30日以上）がかかる。 そのため、BOIで承認されてない設備や部品は、BANK GURANTEEまたはキャッシュで関税、VATを一旦払い、後から還付というフローになっている。（2014年時点） 現在、Paperless Systemの運用開始により、一部の輸入品（治工具や金型など）は承認リードタイムが短縮された。 （内容･要望ともに変更）	･電子化/簡素化してほしい。 ･承認までのプロセスを迅速化してほしい。（2014年時点） →Paperless System導入。一部で運用が開始され、迅速化されている。	･BOI恩典での輸入手続き運用
9	輸出入規制･関税･通関規制	JEITA	(1)	高輸入関税	･電子部品の中でフェライトコア、チップコイル、センサー、ブザー、電源、SAWフィルター、コネクターに輸入税10%が掛かっている。そのほかの電子部品が0～1%に軽減されてきており、関税10%はタイ完成品メーカーの国際競争力を落とす。 また、関税の税率判断の基準が税関担当者によって変わる。膨大な量の資料を提出させられた挙句、明確な説明も無く税率を上げられたケースもある。 タイ国内で生産していない電子部品まで、高い関税をかけているが、それではタイの完成品メーカーの国際競争力を失うだけで何のメリットもない。 （継続）	･輸入税の撤廃。 ･輸入税の掛かるもの、掛からないものの理由の明確化。	
		時計協			･クロックの関税は20%で高率である。 （継続）	･関税率の低減及び撤廃。	
		日製紙			･輸入関税がゼロとなる輸入相手国を拡大する必要がある。 （継続）	･輸入関税がゼロとなる輸入相手国を拡大し、投資環境良化を図る。	
		日機輸			･単機能プロジェクタが無税(ITA製品)である一方で、多機能プロジェクタに高関税が課されている。	･①問題解決への働きかけをご検討頂きたい。 ②ITA拡大に関する最新情報の確認とご提供を頂きたい。 ③今後の動向についても継続的に情報をご提供頂きたい。	

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
9		日商	(2)	国産品と輸入品との物品税課税差別	･物品税は、国産品は出荷時、輸入品は輸入時に課されるが、国産メーカーは製造会社と販社を分社して、製造会社からの販売価格を下げることにより、物品税の減額することができるため、実質的な輸入関税障壁として働いている。	･輸入品についても、物品税の課税タイミングを国産メーカーと統一して頂きたい（例えば、製造会社の出荷時など）。	
		日機輸	(3)	アンチダンピング措置･セーフガード措置の濫用	･国内鉄鋼メーカーの擁護のために反ダンピング税、セーフガード税の乱発により顧客の採算面に影響。一方、品質面など国内鉄鋼メーカーでは対応できない、もしくは歩留まり悪い製品があり。 関税障壁が国内鉄鋼メーカーの品質向上に繋がっているとは思われない。	･新税率変更に対しては事前に消費者に対話機会を提供、また妥当な説明をして頂きたい。 ･国内鉄鋼メーカーの品質向上に影響を与えてほしい。	･反ダンピング税（発令時期） －H形鋼08年10月 －冷延鋼板14年2月 －ステンレス鋼板13年2月 －熱延鋼板12年12月など ･セーフガード税 －熱延合金鋼板13年9月など
		日機輸	(4)	関税分類の恣意的な適用（太陽電池）	･2013年8月より急遽、タイで太陽電池の輸入時に、関税10%を課す話が出始め、未だにデポジット･リザーブ10%を通関時に仮払い必要。太陽電池はHS8541分類（太陽光セル･モジュール）なのか、HS8501（発電機）分類なのかという件に関して、WCOでも殆どの国が従来通りHS8541分類を支持している中、タイにおける10%の課税は合理的ではない。	･HS8541の分類として、早期に輸入税の撤廃を決定してほしい。	
		日機輸	(5)	タイEU FTA交渉の遅延	･EUの一般特恵（GSP）からタイが外れることによる関税負荷。EUのGSPを代替して、関税の撤廃が期待される。タイEU FTA交渉が遅れている。 （継続、要望変更）	･タイEU FTAの早期締結。	
		日機輸 自動部品 ベアエ	(6)	関税評価の恣意性･不透明	･WTO関税協定は、①課税価額の決定のための主たる基礎は「取引価額」であり、②関税上の価額の一部を構成すると認められる特定の要素が買手により負担される場合であって、輸入貨物につき現実に支払われた又は支払われるべき価格に当該特定の要素が含まれていないときの調整については、別に解釈されるとしている。 しかしながら、タイは、買手により負担されるべき特定の要素は認められないにもかかわらず、それらを加算して輸入貨物に課税している。たとえば、或る機械部品メーカーは、タイに製造子会社を有していることから、①技術供与の対価としてロイヤリティを受け取ると共に、②その製造拠点で製造される機械部品用にノック･ダウン（KD）部品を輸出している。メーカーは、KD部品についてかかるロイヤリティが課税対象であるべきと税関から通知を受け、不本意ながら修正申告を行った。そこで、(1)メーカーは、ライセンスの対象とされる知的財産が輸入KD部品に組み込まれていないこと、輸入KD部品が当該知的財産を使用して製造されていないことを確認した。(2) メーカーは、確かにライセンス契約書に輸入KD部品の売買に関する記述が存在していることから、ロイヤルティが輸入KDの販売条件として支払われると解釈される恐れがあると推察し、タイ子会社とのライセンス契約を改定した。しかし、タイ税関は、当該改定の結果を全く受け入れず、KD部品にかかるロイヤリティが存在する	･その後も状況は変わらず、タイ政府はライセンスの対象とされる知的財産が輸入KD部品に組み込まれていないにも係わらず、KD部品の輸入に際してロイヤリティへの課税を継続している。 タイ税関が、WTO協定を厳守することにより適切に関税評価を実施し、課税対象でないロイヤリティに対する課税を取りやめることを望む。	･『1994 年の関税及び貿易に関する一般協定第7条の実施に関する協定』第1部「関税評価に関する規則」第1条1. 輸入貨物の課税価額は、輸入貨物の取引価額、すなわち、貨物が輸入国への輸出のために販売された場合に現実に支払われた又は支払われるべき価格に第8条の規定による調整を加えた額とする。ただし、…（後略）第8条 1. 第1条の規定による課税価額の決定に当たっては、輸入貨物につき現実に支払われた又は支払われるべき価

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
9					と見做して課税を継続している。(なお、同様の改定により、2012年07月以降中国税関からはKD部品へのロイヤリティ課税不適用が認められている。) (継続、要望変更)		格に次のものに係る額を加算する。… (中略) … (c) 輸入貨物に関連のあるロイヤルティ及びライセンス料であって輸入貨物の販売条件として買手が直接又は間接に支払わなければならないもの (ロイヤルティ及びライセンス料が輸入貨物につき現実に支払われた又は支払われるべき価格に含まれていない場合には、含まれていない限度においてこれらの料金が加算される。)
		日商			・税関担当者により、関税及びそれに伴う優遇処置の理解が異なることがある。	・個人的な解釈に寄らない関税制度確立を働き掛けてほしい。	
		日機輸	(7)	中古設備輸入手続の煩雑	・タイ国内で手配出来ない設備において、中古設備の輸入手続きが煩雑である。 (継続)	・タイ国内で手配出来ない設備の場合、輸入手続きの簡素化。	・投資奨励法第28条または第29条
		自動部品	(8)	中古設備輸入規制の強化	・諸外国からタイへ中古設備を輸入し生産してきたが、2015年1月施行の新制度では、5年を経過した設備はタイで再利用することができなくなる。	・これまで通り10年以内の設備を輸入する際は恩典が受けられるよう改めてほしい。	
		日機輸	(9)	通関規則変更に関する公表の不明確	・輸入通関時にライセンス取得が新たに必要になった際のアナウンスが不明瞭で、分かりにくいため、適時、適切に申請する事が難しい (通関業者ですら知らない事がある) 。にもかかわらず、税関は不備を指摘しペナルティーを課してくる。 (継続)	・関連法規の変更は、予め定めた方法(Webサイト、掲示板等)にて通知してもらいたい。 ・通関業者などへは直接アナウンスをするなど、関係者への周知徹底がなされるよう便宜を図ってもらいたい。	
		日機輸	(10)	輸入製品登録手続の煩雑	・医療機器輸入・販売における製品登録手続きの煩雑さ。 (変更)	・製品登録更新手続きの廃止。すなわち、日本等の様に一度登録したら更新不要にしてほしい。	
		日機輸	(11)	現地在庫機の再輸出・移設規制手続の煩雑	・①該当機の現地在庫機に関して、再販時の輸出許可取得に時間がかかる。 ②2014年4月より、該当機の現地向け在庫に移設検知装置が取り付け必要となり、コスト、運営上問題がとなった。	・日本以外の国でも同程度の精度の機械を製造できるため、規制緩和か手続きの簡略して頂きたい。	
		ベア工	(12)	税関職員への奨励金分配制度の不合理	・関税法違反と判断された場合、その罰金額の30%が情報提供者へ、25%が税関担当者に奨励金として与えられる。税関担当者の和解提案に同意しない場合には、調査対象の拡大、様々な資料や情報の提供を要求される。企業側の対応工数が大きいだけでなく、長期間案件が留まるため、金利等追徴課税金額の増加原因にもなる。問題の長期化を避けるため和解を選択した場合、悪意があったことを認めることとなり (さもないと奨励金を受領できないため) 企業側にとっては金額以上のダメージが出る。	・奨励制度を廃止頂きたい。	・タイ関税法第102条3項 (奨励金分配) ・タイ関税法第27条、99条 (有罪判決を受けた場合はCIF (+VATや金利) の4倍の罰金)

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
11	利益回収	日機輸	(1)	銀行経由での外貨送金手続の煩雑	・輸入時の申告書と共に外貨送金を銀行に依頼するため、送金手配が煩雑化。		
12	為替管理	JEITA	(1)	外貨取引の実務運用ルールの不明確	・以前は出来なかったタイ国内企業間での外貨による取引が認められる発表が政府から通達されたが、詳細が議論されておらず、グレーな部分が多い状況。外貨支払いを望む得意先は多いが、認識が区々であるため、実務運用のルールを明確にしてほしい。関係機関に問い合わせしても口頭での回答に留まり、文書やメール等、後に残る形での見解を出してもらえない。日系金融機関の方から伺った日系金融機関の取引先での外貨決裁は1%未満。 (継続)	・外貨取引におけるルールの明確化。	
		日機輸	(2)	外貨規制緩和措置と税務行政との不整合	・2010年に入り外貨規制緩和が発表され、基本的には改善の方向で動いているが、中銀による規制緩和と税務面での整合性がとれていないので、実質的にワークしていない。 (継続、要望追加)	・国内外貨決済につき、中銀と税務当局が調整を行い、課税リスクを排除してほしい。 ・付帯条件のうちオペレーション上支障となりうる細則について、さらなる改善を求める。 為替管理: ー外貨講座の原資別口座管理規則の撤廃 ー国内外貨決済における下記条件の撤廃 ①輸出で得た外貨のある企業のみが以下支払可 ②実需確認資料の銀行への提出 ③歳入丁からの外資インボイス発行許可の取得	
		日機輸 JEITA	(3)	短期借入金比率規制	・財務管理を行う現地法人に対しては、短期借入金÷資本金の比率が7以下になるようgearing ratioが定められている。 事業が拡大し資金需要が高まると、現地法人の資本金を増やす必要が生じ、資金の固定化に繋がり、企業経営の資金効率を損ねる。	・規制撤廃により、財務管理を行う現地法人が、その資本金に関わらず、機動的に社内外より資金を調達し、タイ国内のグループ企業に運転資金を提供することが可能になることを要望する。 ・規制撤廃が難しい場合は、財務管理を行う現地法人単独ではなく、タイ国内のグループ企業連結ベースでの適用を行う等、実際的な運用を要望する。	
		日機輸	(4)	タイ国内外貨建取引の運用困難	・タイ中央銀行(BOT)はタイ国内の外貨建取引を認めているが、実用面に問題があり、実際は運用が困難。問題点は付加価値税(VAT)の換算レートの取り扱い。TAX INVOICEに記載する外貨VATの換算レートは取引当日の実勢レートとされているが、膨大な数のTAX INVOICEを日別にレート換算することは実務上不可能。	・BOTと歳入局で協力して実務で運用し易い環境を作ってほしい。	・外為法 ・付加価値税法

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
12		JMAA	(5)	急激な為替変動	･円建てでの直貿で、海外販売店は為替差益を得ているが、値上げの交渉は困難。現地通貨建てでの海外子会社との親子間取引で、現在円安効果で特別価格にて販売が可能だが、利薄の取引が多く、将来取引が続いて円高に振れた時にたやすく損失が出てしまうほどの変動幅。	･為替の安定、変動幅が6ヶ月で数%以内。	
14	税制	日製紙	(1)	技術支援料支払いにおける日タイ二重課税	･技術支援料に関して日本との課税解釈が違う。タイの会社から技術支援料を日本向けに支払う場合、タイでの源泉徴収に加え、日本国内でも課税され二重課税となっている。 (継続)	･租税協定を結ぶ2国間のルール統一。	
		日機輸 日機輸	(2)	税法解釈の曖昧･不統一	･税法が曖昧であり、担当官の解釈により過年度の税務申告額の修正を求められる場合がある。 ･税務当局者の税法解釈の相違や未熟さで、正規の税法が運用されないケースがある。 (継続)	･より詳細な税法制定と、担当官に左右されない均質な運用を求める。	
		日機輸	(3)	高額な延滞金利(サーチャージ)	･過年度修正の場合には、納税延滞金として1.5%の金利(サーチャージ)が求められる。	･サーチャージについては、修正内容に応じた利率設定を求める。	･タイ国税法 第27条滞納加算金
		日商	(4)	源泉徴収税の返還遅延理由の不明確	･源泉徴収税(法人税)3%を納入しているが、過去3期分が税務当局より返還されていない。	･返還遅延の理由は申告時に明確に説明してほしい。	
		JEITA	(5)	フリーゾーン経由取引へのVAT課税の税関と歳入局との間で意見の相違	･Free zone経由の取引のVATを0%で行っているが、歳入局は弊社がFree Zone企業でないため7%と主張している。 弊社は従来、地方の歳入局および、税関に確認を取りFore zone経由での取引をVAT0%で行っていた。Free Zone取引を行う際に、中央の歳入局から、Free zone企業でない会社のVATは7%と払うべきとの指摘を受けた。税関は、0%と主張しているが、公的に示す文書がない。(歳入局も税関が公的文書を発行すれば0%を認めるが、税関でまだ準備ができていない。) BKK Airport内のFree Zoneについては、VAT0%で取引できるという公式文書が、3か月以内に発行される予定。それ以外のエリアのFree Zoneにおいては、いつ発行されるか未定。エリアによってVATの運用が異なるのは、社内処理だけでなく、顧客との取引上で混乱を招く。	･VATの運用が中央と地方の歳入局で見解が違い、また公式文書の発行の遅れで適用されるVAT率が、Free Zoneによって異なるため、早急に運用を統一する。	
		日商	(6)	移転価格税制における二重課税リスク	･特に移転価格税制においては、各国間のルールがまちまちで、見解が分かれることもあり、当社グループとして二重課税リスクを抱えている。	･世界標準の移転価格税制(ガイドラインなど)の法整備。 ･事前確認制度の充実。	
		日製紙	(7)	法人税の引下げ	**(改善)** ･法人税が引き下げられる。2011年度まで30%、2012年度 23%、2013年度から20%。		
		自動部品	(8)	カーエアコンへの奢侈税賦課	･カーエアコンに対し奢侈税が掛けられている。顧客のカーメーカーにより支払い方法の違いがある等、ルールが不明瞭な為、過払いリスクがある。	･奢侈税の廃止またはルールの明瞭化。	

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
15	価格規制	電線工	(1)	VAF電線が価格統制品として指定	･タイ国商務省国内局によって43品目が、価格管理商品に指定されており、電線もその対象になっている。 その電線の中で、弊社で扱っているVAF（屋内用ビニルケーブル）が、指定品にされていることから、企業として適正利益を得ることができない商品となっている。 また、電線の素材に銅を用いており、その銅の価格は国際相場によって変動することから、銅国際相場が上昇した際に、その価格変動分は、値上げが可能であるものの、その値上げ申請の手続きが煩雑であり、承認までに時間が要することから、値上げのタイミングに合わせられないという状況も発生している。	･価格統制品から除外する。 価格統制･価格監視規制がもたらす市場の歪みを通じた低所得者への不利益の為。 ※添付論文を参照	･商務省内国取引局（Department of Internal Trade：DIT）法第16条 中央委員会の事務局
16	雇用	日機輸	(1)	労働許可取得･更新の厳格･煩雑･遅延	･労働許可の取得が、最大80日程度必要となっている。申請から許可を得るまでの間、不法労働リスクを負うことや銀行口座開設等が出来ないことから、現地出向者に負担がかかる。 (1)労働許可制度上の問題 外国人がタイ国内での就業に必要な労働許可につき、現在の運用では、タイ国内でのみ取得申請が可能となっている。従い、現地法人への出向に際しては、日本で滞在許可（VISA）を取得し、渡航後に労働許可申請を行っているが、下記の不都合が生じている。 ①労働許可取得までの暫定措置として、簡易届け出の制度があるが、本制度についても、下記のような不都合がある。 (a)期日が15日間と短く、労働許可取得に必要な期間（最大80日程度）がカバーされていない。 (b)簡易届け出の受付自体が当局の事務上の都合で不可とされる日がある。 (2)労働許可手続き上の問題 多くの申請書類への全頁サインが求められている等、申請手続きの準備に時間がかかる。 (3)家族同行の場合は、今後ご家族も移民局への出頭が必要になった。 （追加）	･JTEPA（日タイ経済連携協定）でも処理の簡素化が検討されているが、早期実現をお願いしたい。 (1)労働許可制度の改善 －タイ国外（日本国内）での労働許可申請取得を可能として頂きたい。 または、 －労働許可申請後、取得(可否決定)までの期間の就業については、労働許可（届出）を不要として頂きたい。（但し、この場合は現地での銀行口座開設等生活上の問題は残る。） (2)労働許可手続きの改善 －申請書類への全頁署名を廃止し社印割印方式で可とする等、申請手続きを簡素化して頂きたい。	･外国人職業規制法(Alien Occupation Law)
		日製紙			･労働許可の取得が、最大80日程度必要となっている。申請から許可を得るまでの間、不法労働リスクを負うことや銀行口座開設等ができないことから、駐在員に負担がかかる。 労働許可取得までの暫定措置として、簡易届け出の制度があるが、滞在許可期日が15日間と短く、労働許可取得に必要な期間（最大80日程度）をカバーしていない。 また、労働許可手続き上、多くの申請書類への全頁サインが求められている等、申請手続きの準備に手間がかかる。 （継続）	･就労ビザの簡易発行、申請手続きの簡素化を希望する。 ･申請書類への全頁署名を廃止し、申請手続きを簡素化して頂きたい。	･外国人職業規制法 ･外国人事業法

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
16		日機輸	(2)	短期出張者の労働許可取得義務･手続の煩雑･遅延	･タイでは日帰りの出張でも労働許可の取得が原則。但し15日以内であれば届け出（WP10）により取得が免除されるが、「緊急性」「必要性」の高い業務に限定され、市場調査等の名目での取得が困難。また、活動場所が本支店登録地に限られるなど制限が多く使い勝手が悪い上に、申請時には招聘状など様々な書類を求められ、FAXでの受付が急に出来なくなり申請に出向かなければならなくなるなど、非常に手間がかかる。 緊急労働許可（WP10）の届け出に関して、会議の参加での届出は不要になったが、申請は、相変わらず窓口での申請が義務付けられている。Eメールでの受付を開始するとのアナウンスがあったが、まだ実現されていない。また、届け出の受付け自体が官庁休日で不可とされる日がある。 30日の短期出張者でのBOIでの労働許可証の申請、取得に時間がかかり、許可証発行時には、申請者本人は既に帰国していることも多い。 （内容、要望ともに変更）	･短期間期間(30日以内)、低頻度(年4回以内)の出張に関しては届け出不要とする等、緩和措置を講じてもらいたい。 ･労働省、内務省移民局の見解について、サンプルケースを使いながらWP、Visaの要否について明示してもらいたい。	･外国人職業規制法(Alien Occupation Law)
		日製紙			･タイでは日帰りの出張でも労働許可の取得が原則となっている。但し15日以内であれば届け出により取得が免除されるが、「緊急性」「必要性」の高い業務に限定され、会議、市場調査等の名目での取得が困難。また、活動場所が限られるなど制限が多く、使い勝手が悪い。 ただし、届出手続きに関しては、Eメールでの届出、スワンナプーム国際空港での届出が可能となり、煩雑さが緩和されている。	･短期間期間(30日以内)、低頻度(年4回以内)の出張に関しては届け出不要とする等、緩和措置を講じてもらいたい。	･外国人職業規制法
		日機輸 ベア工	(3)	ビジネスビザと労働許可証の許可取得二重性･煩雑	･ビジネス目的のビザを取得しているにも関わらず、更に入国後に労働許可証を取得する必要があり2度手間となっている。また、労働許可証の取得に必要な書類として、日本で準備しなければならない書類があり、短期（15日以内）の出張が長引き労働許可証が必要となった場面で対応が出来ない。必要書類が多すぎる。	･ビジネスビザ保有者は、労働許可証の取得を不要とする。 ･労働許可証に必要な書類の簡素化。	･外国人職業規正法 ･外国人事業法
		日機輸	(4)	有期雇用の限定	･季節性、臨時性ある仕事のみ有期雇用が認められている。 （継続）	･柔軟な要員調整が保証される制度を確立してほしい。	･タイ労働者保護法 第118条
		日機輸	(5)	現地人雇用義務	･日本人1人に対して、タイ人4人雇用必要。		
		日機輸	(6)	電機業界における外国人労働者の活用困難	･業務繁閑時の要員数調整の観点から、短期労働者の活用が必要であるが、BOI指導により、外国人労働者の活用が電機業界において認められていない。	･電機業界における外国人労働者の活用を可能にして頂きたい。	･投資奨励法第25条または第26条
		日製紙	(7)	最低賃金の大幅引き上げ	･2012年4月からバンコク都および周辺県で最低賃金300バーツ/日、2013年1月からタイ全土に適用し、人件費の高騰要因となっている。 （継続）	･最低賃金法の見直し(地区別最低賃金の設定など。)	･労働法 ･最低賃金法
		日製紙			･最低賃金の抑制がなされない。	･国際競争力がなくなる。 (人件費アップのコントロール)	
		日機輸	(8)	人材供給の慢性的不足	･人事･経理･ITなどの管理者層、即戦力のエンジニアなどが慢性的不足。加えてワーカークラスの確保も困難な状況になってきている。 （継続）	･国家をあげての人材育成取組み強化。	

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
16		日製紙			･管理者層が慢性的に不足している。加えてワーカークラスの確保も困難な状況になってきている。タイ国内の失業率低下に伴い、優秀な従業員の採用が困難、採用できても低定着となっている。 （継続、要望追加）	･国家をあげての人材育成取組み強化を望む。 ･外国人の雇用に関するタイ人雇用義務の法律の廃止。 ･外国人が従事することができない業務の緩和。	･外国人職業規制法
		日機輸 日機輸	(9)	人材確保の困難･従業員定着率の低さ	･タイでのスタッフの定着率の低さは業界の問題（他業界に転職したりしている）かもしれないが、現地生産上の課題である。 ･離職率が多く、人材確保できない。約3年の間で、現地採用者の増員計画であったが、結果は人員減となった。また営業、サービス、管理（経理、総務、事務）の各担当のスキルも低下。給与は大幅アップとなっている。	･定着率維持の妙案あるいは他社事例があればご教示頂きたい。 ･大手企業などが、福利厚生と高い給料で人材確保しないようにしてほしい。	
17	知的財産制度運用	日機輸 日機輸	(1)	模倣品の取締り不足	･ハードだけでなく映画･音楽･ゲームなどソフトウェアの模倣品が流通している。 （継続） ･模倣品への政府の対処が殆ど出来ていない。 （継続）		
		日機輸	(2)	知財保護条約への未加盟	･知財保護条約（PCT、マドプロ等）への加盟が進んでいない。 （変更）		
		日機輸	(3)	出願公開時期に関する規定の不備	･タイでは、出願公開時期の明確な規定がない。また、審査請求時期は出願公開公報発行日から5年以内と規定されている。そのため、出願した後に審査請求期限を容易に把握できない。 （継続）	･ほとんどの国で出願公開時期は出願日が基準として規定されており、更に審査請求時期も出願日基準になっている。出願公開時期を明確する規定の新設と、審査請求時期を出願日基準にする改正を検討してほしい。	･タイ特許法29条
		日機輸	(4)	世界公知公用の未規定	･タイでは、新規性の要件として、出願前に発明が国内の公知公用でないことだけが規定されている。そのため、タイ以外の国では公知である発明が、タイでは特許権が付与されるという問題点があった。 （継続）	･世界公知公用の採用はグローバルスタンダードになってきており、最近では中国でも世界公知公用が採用されている。世界公知公用の採用を検討してほしい。	･タイ特許法5条、6条
		日機輸	(5)	自発的な特許分割出願不可	･審査官が複数の異なる発明があると判断した場合しか分割出願をすることができず、出願人は自発的な分割出願を行うことができない。 （継続）	･出願人が自発的に分割出願できるようにしてほしい。また、拒絶査定時、特許査定時にも分割出願できるようにしてほしい。	･タイ特許法26条
19	工業規格、基準安全認証	日機輸 日機輸	(1)	長期間を要するタイ工業規格認定	･輸入品、タイ国内生産品に関わらず、タイ市場へのAV機器等の新製品導入に先立ち、タイ工業標準局（TISI：Thai Industrial Standards Institute）の規格審査が必要であるが、申請から認可まで2ヶ月程度要している。 （継続） ･TISI（タイ工業規格）の認証取得における運用上の問題により、モデル毎の申請要、工場審査の手間、書類審査の所要時間が長い等で製品の生産、出荷に支障を来たすこともある。 （継続）	･審査期間の短縮をお願いしたい。 ･認証手続きの簡素化。	･TISI規格 ･外貨管理局規則 ･税務細則

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
19		日機輸			･TIS規格承認のため毎年各ミルの承認のための視察を行い承認が降りるまでは輸入はできない。承認できたとしてもタイ国第3者機関でのラボ試験結果を待つ必要があり。ラボ結果がでるまで輸入通関が滞る可能性がつきまとっており、輸入材での緊急立ち上げの場合、新規ミルへの切り替えの場合など対応が難しい状況。	･輸入材がどうしても必要な状況では、スムーズな輸入通関ができるように改善してほしい。	･TISアナウンスメント TISI-RPC-01(04)
		日機輸	(2)	工業規格取得の工場審査の煩雑	･タイ工業規格（TIS）の係官の工場審査が義務付けられ、販売金額が少ない海外からの輸入品に対しても必要とされる。費用対効果から一部商品は輸入を中止せざるを得ない。 （継続）	･認証手続きの簡素化。	
22	環境問題･廃棄物処理問題	日機輸	(1)	民間の環境保護の不十分	･ゴミの分別等、民間レベルでの環境保護の制度･意識は低い。 （継続）		
23	諸制度･慣行･非能率な行政手続	日機輸	(1)	官公庁提出書類へのサイン要求	･各種申請書類が各ページとも、1枚ずつ直筆のサインが必要となっており、又、書類も膨大なページ数となり、費用･労力の他、紙資源も無駄となっている。サイン権者は、膨大な量のサインにより、時間の浪費を強いられる。 （継続）	･書類の電子化や会社印等による簡素化をお願いしたい。	
		日機輸 日商	(2)	工場ライセンス発給の遅延	･工場ライセンス(RorNgor4)※の発行につき、プロセスが不透明且つ非常に時間を要している事で、事業収支に影響を与える恐れ有り。 ※太陽光発電プラント建設にはこのライセンスが必要。申請から取得迄の時間が読めないため、プロジェクトの進捗に多大な影響あり。 （継続） ･新規工場建設時に、工業省の工場操業許可がないと工事着工ができないが、工業省がオフィシャルに発表している申請手続き（スケジュール）と実際の申請手続きに大きな乖離があり、許可を得るために多くの労力と時間がかかっている。	･同ライセンス取得までの日程短縮、及びプロセスの明確化をお願いしたい。 ･申請手続きから許可までの透明性のある手続き実施を望む。	
24	法制度の未整備、突然の変更	日機輸	(1)	新制度導入時の準備不足	･屋根置き案件向けの補助金の新制度が2014年8月発表、9月申請受付が開始されるも、同屋根案件を組成するにあたり必要となる許認可のガイドラインが発表されず、一方で、PPA(売電契約)上は2015年1月31日までに完工要と非常に期間が短く設定されていることから、業界が混乱、案件遅延を引き起こしている。(思うようにライセンスが取れず1月末に間に合わない、等) （継続）	･屋根置き案件で必要となる許認可及び取得必要時期につき明確にしてほしい。	･Factory Operation License (RorNgor4) ･Plant Construction License ･Controlled Energy Production Permit ･Energy Operation license
		日機輸	(2)	外国人事業法の適法･違法判断のルール不明確	･かかった費用の実費を第3者に費用請求する場合（いわゆる付替）、厳密には認可事業以外の物品を販売した形になる為、外国人事業法に抵触する（例えば、金型費の請求や、選別の為に費やした派遣社員の人件費等）。実費を証明出来れば抵触しない等のルールも明文化されておらず、ビジネスとして当然発生しうるケースに対して違法性がつきまとうという状況になっている。	･適法、違法の線引きを明確にする（明文化する）。	･外国人事業法

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
24		ベアエ			・かかった費用の実費を第3者に費用請求する場合（いわゆる付替）、厳密には認可事業以外の物品を販売した形になる為、外国人事業法に抵触する（例えば、金型費の請求や、選別の為に費やした派遣社員の人件費等）。実費を証明出来れば抵触しない等のルールも明文化されておらず、ビジネスとして当然発生しうるケースに対して違法性がつきまとうという状況になっている。	・適法、違法の線引きを明確にする（明文化する）。	・外国人事業法
26	その他	日機輸	(1)	治水対策の不足	・2011年の大洪水による取引先の被災により、操業の一時停止を余儀なくされた。 また洪水関連の情報が輻輳し、実態把握が難しかった。 2013年には、別のバーンパコン川流域での洪水でも同様の事象が発生。 （変更）	・抜本的及び恒久的な治水対策の早期実施。 ・洪水関連情報の的確かつ多言 語による提供。 ・発生後の迅速かつ広範囲での情報提供及び排水等対策実施。	
		日機輸			・2011年10月に発生した未曾有の大洪水に対し、政府の事前のリスク対策が不十分だったため、直接間接に甚大な被害を受けた。 （継続）	・被災企業への適切な支援策及び今後の抜本的治水対策の策定、実施。 タイ政府の治水対策は一応進んでいるようだが、マネージメントも含めちゃんと機能するのか不安もあり、今後も継続的な対策強化を強く要望したい。	
		日機輸			・2011年タイ大洪水が発生し、工場が被災。今後の洪水リスクは残っている。バンコク近郊の工場団地自身は堤防で守られるよう改善された。しかし、労働力確保、物流のための幹線道路については改善されていない。また労働者の自宅の水害リスクも減っていない。 （内容、要望ともに変更）	・直接的な洪水被害対策だけでなく、インフラ停止リスク、交通マヒリスクを含めた事業継続のための分析と対応。 ・より一層の情報開示と、特に外国企業への積極的発信。 ・水害対策のための運河建設を行ってほしい。	
		日機輸	(2)	不安定な政治情勢	・特に2006年以降、政府（体制）側と反政府（反体制）側の対立が表面化、激化し、主要施設、道路の占拠、封鎖やデモ、クーデターなどがしばしば行われており、生活上の安全、事業活動への支障も生じている。 このような不安定な状態が続いていることで、投資先、生産拠点として、タイの国際社会での地位も著しく低下している。 （変更）	・政治の安定。	
		日製紙			・数年置きに政変が発生しており、国内経済の混乱を招くと同時に、社内対応に苦慮する。	・政治の安定を望む。 ・国家をあげて教育に対する取組み強化を望む。	
		日商	(3)	賄賂の要求	・年末になると「〇〇バーツほしい」という主旨のたかりのような税務署役人がやって来る。	・あからさまな賄賂要請根絶を働き掛けてほしい。	
		日機輸	(4)	港湾費用の増加	・2014年には、コンテナデポでのリフトオンチャージの徴収が始まり、輸出コストの増加になった。ターミナルチャージの大幅な値上げも15年3月まで延期されているが、予定されている。タイ輸出競争力の低下にも繋がる。	・輸出諸費用の現状維持。	

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
26		日機輸	(5)	高額な洪水保険	･2011年の洪水により保険料の高騰。任意保険へ加入のためには政府公認の自然大災害保険（CIP）への加入が義務付けられているが、カバー率（現行30%）、高額な料率（1.25%）、発動条件の緩和（被害総額50億Baht以上）など、コスト･事業継続の観点から改善を希望する。CIP加入義務対象外となるためには民間保険会社がCIPと比較し20%以上割安な保険を提供出来る場合のみで、選択肢がまだ限られている。 （内容、要望ともに変更）	･CIP発動の柔軟対応、カバー率の見直し、治水工事･対策進捗に伴うﾘｽｸ低減に応じた保険料率の引き下げ。	
		JMAA	(6)	不払い･支払遅延	･商習慣やモラルの違い、力関係により、回収遅延、回収困難の取引が発生。対策として前受を条件としているが、足の早いビジネス(スマホ部品製造機器等)では納期と価格が最優先で、回収ができたとしても、支払いの遅れは収益を圧迫している。	･力のない中小企業に情報面でのサポートや回収ﾘｽｸの保障。	

ベトナムにおける問題点と要望

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
1	外資参入規制	日機輸 日商	(1)	外国投資の禁止・制限事業の存在	・ファイナンスリースのパートナーを探しているが、リース事業は外資に開放されておらず、高級機種の販売が難しい。 （継続） ・小売行為が原則現地資本の会社しか認められていない。	・リース事業の外資企業への開放。 ・外資企業の参入条件を緩和して頂きたい。	
		ENAA	(2)	投資許可手続の不明確・恣意性	・現地法人設立に際して、投資許可取得の手続きが明確に決まっておらず、担当官の考えによって対応が変わってくる。 また、申請から許可取得までに長時間を要した（弊社の場合8か月）。	・申請に必要な書類、手続きの統一化・標準化を図り、担当官による差異をなくす。 ・許認可手続きの迅速化。	・ベトナム外国投資法
6	外資優遇策の縮小	日商	(1)	自動車生産への恩典獲得条件の不透明	・ベトナムへ進出している自動車メーカーの多くはタイを中心としたASEAN他国に大規模生産拠点（含輸出）あり。スケールメリットにより、タイ等での生産コストはベトナムよりも安い。2018年にCEPT関税撤廃が確定しているため、2018年以降の生産事業継続のためには、政府からの然るべき施策が不可欠。マスタープランが公布されるも、現時点では具体的な条件・恩典が不透明。	・恩典獲得のための具体的な条件、それに対する恩典内容について早期明確化。	・自動車産業育成戦略・同マスタープラン（2014/7首相承認）
7	外資法運用手続	日機輸	(1)	改正外資法の投資優遇措置等の不明確	・投資法2014が国会を通過したが、依然優遇措置に関する定義が曖昧で特に新規追加投資に対する優遇措置が不明である。	・投資に対する条件や優遇措置を明確に規定した文書を発布してほしい。	・Article 15-18, Law on Investment 2014 ・Decision 49/2010/QD-TTg and Decision 66/2014/QĐ-TTg
		日商	(2)	強制工場移転に対する補償交渉の遅れ	・都市計画のため工場移転を迫られたが、補償交渉がいっこうに進まない。	・移転の際に必要費用は、日本人の費用を含め、掛かった費用は、すべて補償して戴きたい。	
9	輸出入規制・関税・通関規制	時計協 日機輸	(1)	高輸入関税	・時計完成品及びムーブメントの関税率は10-25%と高率である。 （継続） ・単機能プロジェクタが無税(ITA製品)である一方で、多機能プロジェクタに高関税を課す国が散見される。 （継続）	・ムーブメント及び部品の関税率削減スケジュールの前倒しを要望。 ・問題解決への働きかけをご検討頂きたい。 ・ITA拡大に関する最新情報の確認とご提供を頂きたい。 ・今後の動向についても継続的に情報をご提供頂きたい。	関税法
		時計協			（対応） ・2009年10月に発効した日越EPAでは日本原産の時計への関税は毎年均等に削減され、ウオッチ・クロック完成品は10年後に完全撤廃される予定である。一方ムーブメント及び部品は15年後であり、撤廃の方向性は評価されるが、撤廃までの期間が長すぎる。 （掲載済み）		
		日商	(2)	割高なKD部品の輸入関税率	・税関は自動車のノックダウン部品に対して完成車の関税（CBUレート）を課した。		・Circular 05/2012/ TT-BKHCN by MOST ・Circular 19/2006/ TT-BTC by MOF;

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
9		日商			･自動車の輸入関税：自動車エンジンCBU0%、自動車エンジンKD5%。（現地生産に不利）	･輸入税率の見直し。	･Circular 165/2014/ TT-BTC by MOF
		日機輸	(3)	中古機械･設備の輸入規制の強化	･2014年7月に発行された通達20号（中古機械輸入規制、）に関し、2015年3月1日までの効力停止が決定されたが、その後に準備されている改訂版通達ドラフトにおいても、引き続き年数制限･品質保証の両方が残っていると聞いている。年数制限により一律で規制された場合、優良かつ経済性の高い中古品の輸入も出来なくなり、多くの工場が当地での生産計画の修正を余儀なくされると考える。		･ Circular20/2014/TT-BK HCN
		日機輸			･科学技術省が2014年7月に中古の機械･設備が製造から5年未満、新品の8割以上の品質なら輸入を認めるなどとする通達20号（20／2014／TT-BKHCN）を公布（施行9/1）。目的は、中国で効率が悪く時代遅れの技術を使用していた約2千社が閉鎖。この種の機械が越国内に大量に持ち込まれる事を危惧、品質の劣る旧式の機械･設備･技術を導入することで産業の効率が低下するのを防ぐこと。 既進出企業及び投資検討企業にとり、8割以上の品質とは、ほぼ新品を意味し中古機械を一切受け入れないと解釈され、投資採算が悪化し既存工場で撤退を余儀なくされる企業も出てくる可能性もある。 ベトナム日本商工会より陳情書等を提出し改善を求めた。 14年9月1日に科学技術省が、大臣決定書（No:2279/QD-BKHCN）で、20/2014/TT-BKHCNの効力を停止する旨の通知が出された。 2015年1月の通達修正案でも、年数制限は引き続き残っており、既存の進出企業及び今後の投資を検討する企業への悪影響がある。	･年数制限の撤廃。	･2014/715:CircularNo. 04/2014/TT-BCT
		日機輸			･中古機械輸入に関し、科学技術省の通達にて、2014年9月より、製造5年未満且つ品質新品80%の条件が課されることとなったが、陳情により、同法施行が延期された。現在、2015年12月1日までの延期と、製造10年未満且つ品質新品70%以上の条件変更案が検討されている。	･同法の施行は日本の中小企業･裾野産業のベトナムへの生産移管を阻害し、投資減退に繋がる要因となり得る。少なくとも年数制限の撤廃を要望する。	･科学技術省、中古機械･設備･技術ラインの輸入に関する通達第20/2014/TT‐BKHCN
		日商			･ベトナムへの輸入が認められる主要な中古機械･設備は、使用期間が5年以内で、新品の80%以上の品質であることが条件となった。一方、通関への提出書類や検査機関の規定にあいまいな点が多く実務的な対応ができない。また、日本工場からの生産移管において日本で使用していた設備の輸入が認められなければベトナムでの生産拡大ができない。	･使用期間制限に関する猶予条件など合理的な運用細則の制定と十分な浸透期間をもった運用開始。	･20/2014/TT−BKHCN
		日機輸			･2014年出された「中古機械輸入規制する通達」は施行延期となっているが、通達では使用5年以上の機械と新品と比べ品質80%以下の機械が輸入禁止とされている。日本製はもちろん外国製の機械は長期間使用後も十分使用できるものが多い。徒に規制することは事業の進出･拡張を阻害する。	･規制内容を緩和した上、施行再開してもらいたい。例えば使用年数と品質基準のどちらかをクリアすれば許可するなど。	･Circular No.20 /2014/TT-BKHCN号
		日商			･「使用期間が5年以内で、新品の80%以上の品質」を満たす中古機械以外の輸入を禁止する通達が出された（後に停止）。 今後の設備調達に支障をきたす恐れがある。	･一時的に停止されているが、未だ廃止はされていない。明確に廃止の決定をして頂きたい。	･中古機械･設備･生産ラインの輸入に関する通達20/2014/TT−BKHCN号

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
9		日商 日商			･中古機械輸入に関し、科学技術省の通達にて、2014年9月より、製造5年未満且つ品質新品80%の条件が課されることとなったが、陳情により、同法施行が延期された。現在、2015年12月1日までの延期と、製造10年未満且つ品質新品70%以上の条件変更案が検討されている。 ･（弊社工業団地のご入居企業が直面されている問題）新規制により、基準以下の中古機械を輸入できなくなる。	･同法の施行は日本の中小企業･裾野産業のベトナムへの生産移管を阻害し、投資減退に繋がる要因となり得る。少なくとも年数制限の撤廃を要望する。 ･規制の撤廃。	･科学技術省、中古機械･設備･技術ラインの輸入に関する通達 第20/2014/TT‐BKHCN ･Circular No. 20/2014/TT-BCT（2014年7月15日科学技術省公布 9月1日発効）
		日商			（参考） ･Circular No. 20/2014/TT-BCT （2014年7月15日科学技術省公布 9月1日発効） 製造5年未満且つ品質新品の80%の条件が課された。 昨年9月1日施行予定だったが陳情によって現状延期中。 科学技術省から半年後の施行、即ち今年3月1日施行と口頭でこれまで言われていたもの。 修正の第1ドラフトが昨年11月に策定され、関係省庁の意見が聴取され、今年1月15日付で第2ドラフトが策定された。 ＜第2ドラフト内容＞ 施行時期：2015年12月1日 最新のドラフトの主な内容： 輸入条件：製造から10年未満、品質は新品70%以上。 特別条件： －加工工作機械（HS84.56～HS84.66）：原産国がEU、G8は12年、70% －工事施工用機械：原産国がEU、G8、韓国は12年、70% －製紙･繊維機械（HS84.39、HS84.41～HS84.54）：原産国がEU、G8、韓国は12年、70% －農業用機械：5年、80% －生産ライン：10年、70%。 生産ラインの特別条件：EU、G8、韓国の場合、10年以上でもMOST申請し許可する。 －部品：国内製造できないこと、品質70%以上は許可。		
		日機輸	(4)	中古設備の輸入許可手続の遅延	･中古設備についての輸入許可はベトナム税関本部が担っており、書類取り纏めから許可、現地配送まで1ヶ月の時間を要する。 また、新しい設備は10日程で到着できるため、中古の設備と新しい設備を同送できないため輸送コストのロスが発生している。	･中古設備の輸入規制の見直しを捗ってもらうと共に現地での輸入プロセスの短期化を要請する。	
		日機輸	(5)	低い関税免税枠	･輸入関税の免税枠が申告価格US$300までであり、ほぼ全量課税となっている。 （継続）	･水準の適正化検討をして頂きたい。	
		日商	(6)	通関手続の遅延	･物品の輸入通関のために相当の時間を要する。	･簡素化など。	
		日機輸	(7)	輸入製品登録手続の煩雑	･医療機器輸入･販売における製品登録手続きの煩雑さ。 （変更）	･製品登録更新手続きの廃止。すなわち、日本等の様に一度登録したら更新不要にしてほしい。	

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
9		JEITA	(8)	輸入通関手続書類による買い手への価格漏れ	･On the spot Export/Import（物品がベトナム国内企業の2社間で直接輸送されるものの、商流としては一度海外の企業を経由する取引）の際に、海外企業の仕入れ値がベトナム国内の買い手に漏れてしまう可能性があり、ビジネスに支障をきたす。（ベトナム国内の買い手が輸入通関する際に、ベトナム国内の売り手の輸出通関時のCDS：Custom Declaration Sheetが必要になる為）	･On the spot Export/Importに対する手続きの必要書類の明確化と価格漏れの防止策の構築。	
		日商	(9)	外資企業への海外調達製品の第3国輸出規制	･ミャンマー、カンボジア企業より、ベトナムの弊社法人が契約取得時に、原産地ベトナム製品は販売（輸出）可能だが、日本など他国から調達する製品は輸出販売（ドロップシップ不可）ができない。事象は在ベトナム外資系企業にのみ発生しており、ベトナム企業は実施可能。	･今後のASEAN地域でのベトナム優位性を向上するためにも、他国調達の完成品輸出を認めてほしい。	
12	為替管理	日機輸	(1)	実需原則による為替取引制限	･実需原則に基づき投機的な取引が禁止されていることから、外貨購入については金融機関に実需取引の有無を確認する義務が課せられている。（インボイス、ローン契約書等）同一グループのシンガポール金融会社との為替取引（為替決済実行時の相互資金送金）が不可能。 （継続）	･為替取引の自由化。	･SBV為替制度
		日機輸 日機輸 JPETA	(2)	外貨借入規制	･外貨借入について、以下の問題がある。 －外貨収入のない会社は国内金融機関から外貨借入ができない。 －借入に際しては資金使途を証する書類（実需証明書類）の提出が必要。 －借り入れた資金は翌日内に使用しなければならない。 （継続） ･外貨収入のない企業は、ベトナム国内での外貨借入が出来ず、企業活動に支障を来たしている。 （継続） ･銀行からの借入用途が限定される。	･外貨取引の条件撤廃、緩和。 ･外貨管理規制の早々なる緩和。 ･用途を流動的にしてほしい。	･SBV為替制度
		日機輸	(3)	二重為替相場	･クローリングペッグ制度を採用しているが、中銀設定の為替レート（USD/VND）と非公式市場のレートの間に乖離が生じており、ベトナム市場でUSDが調達できずベトナム国外へのUSD支払が遅延する。 （継続）	･中銀の為替介入による非公式レートの撲滅。 ･変動相場制への移行	･SBV為替制度
		JMAA	(4)	急激な為替変動	･円建てでの直貿で､海外販売店は為替差益を得ているが､値上げの交渉は困難。現地通貨建てでの海外子会社との親子間取引で､現在円安効果で特別価格にて販売が可能だが､利薄の取引が多く､将来取引が続いて円高に振れた時にたやすく損失が出てしまうほどの変動幅。	･為替の安定､変動幅が6ヶ月で数%以内とすることが望ましい。	
14	税制	JEITA	(1)	ベトナム国内サービス提供への外国契約者税賦課	･D term(DDP DAP等）条件など、外国企業の負担によるベトナム国内輸送を行う場合、FCT(Foreign Contractor Tax: 外国契約者税)として販売金額の全体に対して1%が課税される。これは外国企業のベトナム国内での活動を制限するものである。 （継続）	･FCTの撤廃。	

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
14		日機輸			･資本設備を海外から購入しベトナム国内で提供する販売業者に対する外国契約者税（FCT：Foreign Contractor Tax）の導入は、最終消費者（生産設備の購入者）に対する負担となる。 ※WEBページより 外国契約者税（FCT）は、法人税（CIT）と付加価値税（VAT）からなり、ベトナム国内の法人又は個人との契約により得られる収益に対して課税される。	･外国契約者税を見直し、現在ベトナム国内ですぐに入手できない設備のカテゴリーとみなすこと。	･Nil
		ENAA	(2)	外国契約者税の適用基準が曖昧	･外国契約者税の適用基準が曖昧である。海外企業（日本の本社含む）との取引において、税率設定は「技術サービスのみ」＞「機器の調達･納入を含む場合」、即ち、機器納入時の方が、税率が低く設定されている。 一方、機器納入を含む取引であっても、「技術サービスのみ」と見做され、高い税率を課せられる場合が多いのが実態である。	･取引の内容に沿った正しい税率の適用をお願いしたい。	･ベトナム外国契約者税
		日商 ENAA 日機輸 日機輸	(3)	短期出張者によるサービスに対する個人所得税の二重課税	･社外短期出張者の個人取得税源泉徴収義務が求められているが、社外の場合は先方の賃金情報を入手困難のため実務対応ができない。 ･ベトナムにて業務の為に1日でも滞在した場合は、その滞在期間に対応したベトナム個人所得税（PIT）の納付義務が発生する。 また、1年間で183日以上ベトナムにて業務で滞在した場合は、その1年間の全世界給与に対しPITの支払を求められる。（即ち、日本分と合わせ、個人所得税が二重課税されている。） ･個人所得税法によると、PIT（個人所得税）は支払われた場所に関わらず、ベトナムで働く全ての外国人、またはベトナムでの労務により発生したサラリーに対して適用される。「ベトナムでの労務（業務）」の定義が曖昧（例：短期出張者、アドバイザー、会議出席など）同法によるとベトナムの会社は外国人が業務を開始する7日前にその外国人の所得を申告する必要がある。ベトナムの会社が所得情報を集めるのは困難。 ･シンガポールからの出張者でシンガポールで給与を支払っているにも関わらず、ベトナムにおいて所得税を徴収される。	･実務的に対応不能な法、規則は見直しをする。社外の出張者の申告義務は出張者の所属する会社とすべき。 ･ベトナム個人所得税の適用条件については、租税条約を順守するよう、働きかけをお願いしたい。	･111/2013/TT-BTC ･ベトナム個人所得税法 ･Article 26, Law on Personal Income Tax ･Circular No. 119/2014/TT-BTC on amendment of Circular No. 111/2013/TT-BTC
		日機輸	(4)	ベトナム国外での役務提供に関わる課税	･2012年にベトナム財務省より公布されたCircular60/2012TT-BTCで、不動産売買に係る代理店手数料が、『役務提供地に関係無く（非居住者でも）』課税対象となることが規定された。日越租税条約があるものの、免税申請をしないと課税される規定となっている。当部は、事業会社から日本での販売代理店活動の対価として販売口銭を受領しており、この販売口銭が対象となる。当社ではコンサルを起用(有料)し、免税申請手続きを行う必要がある。現在会計事務所に対し詳細調査依頼中。	･本法律が2012年に公布される前は、不動産売買に係るベトナム国外での代理店手数料については、外国契約者税の対象外になっていたので、元通りの内容に戻すことを要望する（若しくは工業団地の販売代理店手数料を課税対象から外して頂きたい）。	･Circular60/2012 TT-BTC
		日商 日商	(5)	税･会計制度の頻繁な改正･手続の不透明	･税･会計制度の法整備が曖昧故、担当官によって見解が異なることが頻発。 また、公式見解を得るに数か月以上かかるケースあり。 見込みで対応した場合、あるいは担当官の交替で見解が変わった場合、追徴のリスクあり。 （一部削除） ･税制の不明確さや手続きの複雑さや突然の制度変更。	･日系企業同士、会計事務所との情報交換の場の設定。 ･最新情報の配信の仕組みと運用。 ･手続きの簡素化。	

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
14		日商	(6)	法人所得税の恩典の適用条件･手続の不明確	･法人所得税(CIT)インセンティブの適用条件、及び申請方法が不明確。	･CITインセンティブについて明確な適用条件及び申請方法を示して頂きたい。	･Resolution 63/NQ-CP
		日商	(7)	事業拡張投資インセンティブの課税解釈の不透明	･自動車とオートバイ事業拡張に対するインセンティブに関して、税務署による投資ライセンスと法律解釈が異なる。	･投資ライセンスのインセンティブを継続する。	･Investment Law 2005, Decree 108/2006/ ND-CP by Gov ･Law on Enterprise Income Tax 2008 & revised in 2013 ･Decree 218/2013/ ND-CP by Gov ･Circular 78/2014/ TT-BTC by MOF
		日商	(8)	厳格な付加価値税インボイス管理の荷重な企業負担	･付加価値税の請求書と納品書：ディーラーに製品(オートバイ、自動車、部品)を供給するたびに、企業は文書の少なくとも2種類を発行する必要がある。その結果、約100000請求書/月と販売取引を証明する納品書に同じボリュームを発行する必要がある。 それは、ペーパーワークの巨大なボリュームと税務署面が和解し、付加価値税を支払うために作る。	･納品書または類似の文書がそれぞれの配信に使用される。付加価値税の請求書は税額が変更されないように月に一度発行することができる。すべての当事者は、より簡単な方法で正確に課税額を管理できるようにしてほしい。	･Circular no. 39/2014/TT-BTC dated 31/3/2014, article 16, point 1 and point 2 ･Decree no. 51/2010/ND-CP dated 14/5/2014 and decree no. 04/2014/ND-CP dated 17/1/2014
		日商	(9)	特別消費税におけるKD部品の課税ベースの制度	･SCT(特別消費税)：自動車CBU課税価格はCIF、KDの卸売。	･SCT課税価格を改定。	･Law on Special Consumption Tax 2008 & revised in 2014; Circular 05/2012/ TT-BTC by MOF
		日商	(10)	税務監査の突然の実施	･16年税務監査がなかったにもかかわらず、突然にあまりにも長い間にわたって監査を実施した。	･大企業への税務監査は2年ごととする。	･Law on Tax Administration 2006 & revised in 2012 ･Circular 156/2013/ TT-BTC by MOF
		日商	(11)	移転価格規則の不明確	･競争力のある価格を提示して輸出を増やしたいが、移転価格規則が不明瞭であるためリスクがあり競争力が低下する。	･マークアップ率など「合理的なマージン」についての政府の見解を明確にすること。	･Law on Tax Administration 2006 & revised in 2012 ･Decree 82/2013/ND-CP by Gov ･Circular 156/2013/ TT-BTC by MOF ･Circular 201/2013/ TT-BTC by MOF

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
14		日商	(12)	移転価格税制の二重課税リスク	･特に移転価格税制においては、各国間のルールがまちまちで、見解が分かれることもあり、当社グループとして二重課税リスクを抱えている。	･世界標準の移転価格税制（ガイドラインなど）の法整備。 ･事前確認制度の充実。	
		日商	(13)	福利厚生及び環境保護の費用控除不十分	･①福利厚生費のためのキャップが1ヶ月である（給与の1ヶ月を超える厚生費の部分は控除不可）。したがって、それは完全に良い従業員の生活向上を図る企業を奨励することとならない。 ②（環境保護目的の）植樹のための費用は控除の対象ではない。これは、政府がこの活動を奨励しないことを意味するが、環境汚染がベトナムだけでなく、世界的な問題になってきている。	･①平均給与の1ヶ月のキャップを外し、すべての福利厚生費は完全に控除可能とする。 ②環境保護のための費用は、損金算入のように教育、慈善寄付やスポンサーのためのものと同じように控除可能とする。	･Decree no. 91/2014/ND/CP issued on 1/10/2014; article 1, point 4 ･Circular no. 219/2013/TT-BTC dated 26/12/2013, chapter 2, article 9, point 2.n
16	雇用	日商	(1)	外国人労働者の労働許可の厳格化	･外国人労働者のワークパーミット取得について、 －先般の改正労働法により、従来免除対象として認められていた短期間（3ヶ月未満）の労働が撤廃された。 －これによって例え1日でも外国人が仕事をする場合、対価を現地会社から受け取る･受け取らないに係わらず、労働許可証の取得が求められている。 －また、緊急時の故障対応等への対応のための技術者の派遣は免除対象とされてはいるが、免除対象であることを事前に当局に届けを出し許可を得る必要があり、現実に即した法律となっていない。 （変更、要望追加）	･問題点は上がっているはずだが、まだ明確な回答がない。当該の法制の撤廃。	･改正労働法
		日機輸			･1日でも過去にベトナム滞在をした人間が労働許可証を申請する場合、ベトナムにおける無犯罪証明書を取得する必要あり。 →ホテルに滞在履歴が残っていない場合など、非現実的。 労働許可証を申請する外国人は、5年以上の勤務経験を要求される場合が多々見受けられる。	･投資奨励とは逆行する動きゆえ削除をお願いしたい	･労働省通達 No.3/ 2014/TT-BLDTBXH ･政府決議 No.47/NQ-CP『労働法』
		日商			･過去にベトナム滞在歴がある場合、労働許可証取得に日越両方の無犯罪証明書が必要とされているが、滞在日数の規定がなく、1日の滞在でも無犯罪証明書の提出を求められる等、理不尽な運用がされている。	･直近に連続して6カ月以上の滞在があった場合のみ、等、追加ガイダンスの公布。	･Circular No.03/2014/TT-BLĐTBXH 2014年1月20日公布3月10日発効 －新規にWPを申請する際の必要書類（更新時は不要）
		日商	(2)	短期労働許可手続の遅延	･3ヶ月未満の短期就労に対してもワークパーミットの取得が法令上義務化されたが、要求される手続きをすべて終えるのに2ヶ月以上の時間を要する。実務負荷が非常に大きく対応に苦慮している。	･法律や行政側が要求する手続きすべてのリードタイムを積み上げて実務的に無理のない運用細則に見直すべき。	･03/2014/TT-BLDTBXH

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
16		日商	(3)	労働許可証必要条件の不明確	･2015年1月1日付の外国人を対象とするベトナム出入国管理法令の施行による具体的な影響として、従来運用上認められていたこととして、3か月有効のビザで入国後、就労許可を取得した上、就労目的の一時居住カードを取得してそのままベトナムに滞在することはできなくなった。 その為、ベトナム入国前に就労許可及び就労ビザを取得する必要があるとのことであるが、ベトナム入国前の就労許可取得について、今までは、実務的に入国前の取得が不可能である場合が多かった。現実に即した方法で、取得可能になっているのか不明確。		･ベトナムにおける外国人の出入国、通過及び居住に関する法律（第7条第1項）
		日機輸 日商	(4)	短期の出国･再入国者へのビザ取得義務の導入	･2015年1月1日より、ベトナム滞在期間が15日以内であっても、ベトナム出国後30日以内に再度ベトナムに入国する場合は、ビザの取得が必要となった。 ･ベトナムにおける外国人の出入国、通過及び居住に関する法律第20条 1項に基づき、前回のベトナム出国から30日以上経過した後でなければ、ビザ免除による入国を認められない。	･従来は30日以内にベトナムに再度入国してもビザが不要であった。従来の規則に戻してもらいたい。 ･20条は撤廃。	･Law No. 47/2014/QH13 dated June 16, 2014 of the National Assembly on entry, exit, transit, and residence of foreigners in Vietnam ･Law No. 47/2014/QH13「ベトナムにおける外国人の出入国、通過及び居住に関する法律」2014年6月16日公布 2015年1月1日発効
		日機輸 日商	(5)	ビザの目的変更禁止	･2015年1月1日より、従来運用上認められていた、3か月有効のビザで入国後、就労許可を取得した上、就労目的の一時居住カード（Temporary Residence Card）を取得してそのままベトナムに滞在することができなくなった。 ･ベトナムにおける外国人の出入国、通過及び居住に関する法律第7条1項に基づき、ビザの目的変更を禁止。 ⇒ベトナム入国前の労働許可証（WP）と就労ビザ取得が必要。	･従来の規則に戻してもらいたい。 ･ベトナムに来てから労働許可証とビザの手続きができるように緩和。	･Law No. 47/2014/QH13 dated June 16, 2014 of the National Assembly on entry, exit, transit, and residence of foreigners in Vietnam ･Law No. 47/2014/QH13「ベトナムにおける外国人の出入国、通過及び居住に関する法律」2014年6月16日公布 2015年1月1日発効
		日機輸	(6)	有期雇用契約更新の制約	･有期雇用は更新3回目で固定期間のない雇用契約を締結しなければならず、事業状況に則した柔軟な要員調整が難しい。 （変更）	･固定期間のない雇用契約締結の制約をなくしてほしい。	
		日商 日機輸	(7)	CPIを上回る最低賃金の引上げ	･CPIが1桁台にもかかわらず、毎年最低賃金が15%～20%上昇している。ベトナム進出の有力な判断材料であった良質な労働力と安価な労務費という魅力が大きく損なわれ、事業継続判断に重大な影響を与えかねない。 ･労働者の生活コスト、CPI上昇率とかけ離れた率･金額で最低賃金が上昇している。徒に労働コストを押し上げ、生産拠点としての競争力を削いでいる。2014年CPI上昇率4.09%、最低賃金上昇率15%前後（地域により異なる）。公務員の最低賃金は一般企業の半分ほどであり、合理性を欠く。	･2018年までの政府方針は止む無しとするが、その後はCPI＋@の範囲内でコントロールをしていくように政府に要請する。 ･労働者の生活実態を正しく調査し、合理的な根拠に基づいて最低賃金を決定してもらいたい。	･103/2014/ND-CP

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
16		日商 日機輸	(8)	超過勤務時間規制	･残業について、一日4時間、月間30時間、年間200時間（許可あれば300時間）の上限が設けられている。業務閑散がある中で、柔軟な運営の妨げになっている。 （内容･要望ともに変更） ･時間外労働時間数の規制が著しく厳しく、全ての労働者について、1ヵ月30時間、1年間200時間（申請により300時間）が上限となっている。24時間稼動の装置産業や開発･技術の仕事を増やしていくことが難しい。	･日本のように労使間で合意をすれば自主的な上限が設定できるように法律を改正する。 ･規制を一元化するのではなく、職種によって多様性を持たせるよう法改正してもらいたい。	･45/2013/ND-CP ･**労働法第106条2項**
		日商	(9)	人材の高い離職率	･人材の離職率が高く定着しにくい。（結果、事業遂行とともに人件費、採用、教育コスト増加にもつながる）	･労働市場の高品質化と安定。	
		日機輸 日商	(10)	人材育成不足	･ベトナム国内景気の減速により、2012年から工場労働者数は確保しやすくなった。しかし、ベトナムには普通高校しかなく、企業が望むスキルを早い段階からの学ぶための専門教育期間として工業高校、商業高校、農業高校、水産高校が必要である。また、大学を含め理論的な学習に偏り、実践的な教育プログラムが不足している。 ･現地人材が不足しており、スキル向上とマネジメント人材の育成が必要。	･企業での実務に見合った実践的な教育機関、教育プログラムを整備し、雇用ニーズにあった人材育成を実現してほしい。 ･労働市場の高品質化と安定。	
17	知的財産制度運用	日機輸	(1)	知的財産情報の開示不十分	･権利化ニーズが高まる新興国において、件数等の統計情報や出願データベースの整備が不十分のため、正確な他社特許リスクを把握できない。 （継続）	･先進国特許庁との連携協力を進め、早期DBの整備を進めて頂きたい。	
		日機輸	(2)	拒絶査定時の分割出願不可	･拒絶査定時に出願人は出願を分割することができない。 （継続）	･拒絶査定時にも分割出願できるようにしてほしい。	･第115条第1項
		日機輸	(3)	不明確な第一国出願義務の法令規定	･現地開発ニーズが高まる新興国において、当該国における第一国出願義務が法令で規定されている国が依然として多いが、その法令が明確でないため、有効な知的財産権の確保が困難な場合がある。 また、多数国間にまたがる研究開発活動が必要とされる今日、複数国での第一国出願義務が抵触するリスクが懸念される。 （継続）	･第一国出願義務の緩和撤廃、又は法令条文の明確な規定をお願いしたい。/ ･多数国間での取り決めなどにより、国を跨る研究開発への第一国出願義務の適用緩和などを推進して頂きたい。	･ベトナム政令122/2010/ND-CP（2010年12月31日発令）
		日機輸	(4)	権利化の高コスト、訴訟の手続きの複雑化と高コスト	･ベトナム語以外の言語で特許出願をした場合、確保日の確保ができない。（インドネシア、マレーシア、シンガポールなど、英語で出願日確保が可能） （継続）	･英語ないし外国語言語で特許出願した場合も、出願日の確保を認めて頂きたい。	
		日機輸 時計協	(5)	税関での疑義侵害物品の真贋鑑定の困難	･ベトナム税関から疑義侵害物品に関する情報提供を受けるが、原則、輸出入業者などの書類上の情報しか提供されず、正式な差止め申請を行い担保金も積まない限り、貨物の現品を確認することができないことになっている。実質、真贋鑑定を行うことができないため、権利者としてはリリースせざるを得ず、水際措置が機能していない。 （継続） ･税関差止めにおいては、担保金を積んで差止申請を行った後でないと、疑義品の画像が入手できない。疑義品発見通知に記載されている輸出者／輸入者情報に基づいて侵害か否かを判断しなければならない。 （継続）	･疑義侵害物品の情報提供を受けたときに、権利者が貨物の開梱･確認をできるような制度に改めて頂きたい。 ･差止申請前に疑義品画像を提供してほしい。	

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
17		日機輸	(6)	複製品に関する権利制限規定の不備	･インターネット情報の検索サービスを提供するために必要と認められる限度で複製が認められるべき。 なお、日本では著作権法47条の6により、違法に送信可能化されていた著作物であることを知ったときはそれを用いないこと等の条件の下で権利制限されている。 （継続）	･インターネット情報の検索サービスを実施するための複製等に係る権利制限の導入。	
		日機輸			･私的使用目的で、正規に購入した音楽CDをPCに録音、さらに当該PCから携帯オーディオにコピー、放送番組をタイムシフト視聴するために録音･録画、さらに当該複製物を外出時に視聴するためにスマートフォンに再複製、購入した書籍を電子化してタブレットにコピーする、といったことが現実に行われている。 これら行為により、権利者に損害が生じているとは考えられないことから、上記が適法となるように権利制限がなされるべきである。 しかしながら、国によっては、そもそもそれら行為が法文上は違法と位置づけられていたり、一部の行為を適法としていても不十分であることがある。 なお、日本では、著作権法30条により、比較的広範に私的使用目的での複製を権利制限している。 （継続）	･現実に即した私的使用目的での複製の権利制限の導入。	･【ベトナム】 個人の学術研究、講義を目的に限られ、また1つの複製に限定されている（21条1項a豪）。
		日機輸			･録音、録画その他の技術の開発又は実用化のための試験の用に供する場合に、必要と認められる限度で利用が認められるべき。 なお、日本では著作権法30条の4で権利制限がされようとしている。 （継続）	･技術の開発又は実用化のための試験に係る複製等の権利制限の導入。	
		日機輸			･コンピュータ等を用いた情報解析を行うために必要と認められる限度で複製が認められるべき。 なお、日本では著作権法47条の7により権利制限されている。 （継続）	･情報解析研究のための複製等に係る権利制限の導入。	
		日機輸			･コンピュータプログラムの調査･解析はアイデアを抽出する行為であり、その過程で行われる中間的な複製･翻案にまで権利を及ぼすべきではない。 なお、日本では、文化審議会著作権分科会法制問題小委員会において権利制限が必要との結論に達しており、法改正を待つのみとなっている。 （継続）	･リバースエンジニアリング目的での複製の権利制限の導入。	
		日機輸			･通信の過程、著作物の視聴･実行の過程、情報通信の技術を利用した役務提供の過程において、その処理を円滑かつ効率的に行うために必要と認められる限度で複製が可能であるべき。 なお、日本では著作権法47条の8（電子計算機における著作物の利用に伴う複製）、著作権法47条の5（送信の障害の防止等のための複製）により権利制限されている。また、平成24年の改正法案（著作権法47条の9　情報通信技術を利用した情報提供の準備に必要な情報処理のための利用)でもさらなる権利制限がされようとしている。 （継続）	･機器利用時･通信過程における一時的蓄積に関する権利制限及び情報通信の技術を利用した役務提供のための利用に関する権利制限の導入。	

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
21	土地所有制限	日機輸	(1)	外資への土地所有の不認可	･100%外資企業の土地所有が認められていない。（共産主義国であり、自国民にも認めていないが） （継続）	･安定した事業運営の為に、土地所有を認めてほしい。	
		日機輸	(2)	外資への土地の無期限利用不認可	･100%外資企業の無期限土地利用権が認められていない。	･安定した事業運営の為に、無期限の土地利用権を認めてほしい。	･Circular No.94/2011/TT-BTC
22	環境問題･廃棄物処理問題	日機輸	(1)	WEEEの導入	･未だにWEEEに関する法律が発布されていない（2015年の早い時期に発効するかも）が、WEEEに関する最新のドラフトは首相が検討中。最新のドラフトでは、コレクションポイントの数などは輸入者/製造者が適切な数を設定できる。 一方で販売実績の報告が求められており課題。 また消費者-輸入者/製造者間の廃棄製品の価格交渉については法律で定義すべきでなく、消費者-輸入者/製造者間の問題であるべき。	･販売実績報告の対象外の市場及び流通法主体の販売された製品の販売情報の撤廃。 ･法律に価格交渉「negotiation」を規定しないこと。	･Draft Decision and guiding Circular on WEEE (latest versions)
		日製紙	(2)	環境規制の適用の恣意性	･突然、環境当局が工場の廃棄物管理、環境関連書類等のチェックに訪れ、不備があった場合、改善指導と同時に罰金を適用していく。	･環境悪化に直接インパクトのある状況であれば、即時罰金でも仕方ないが、書類の不備等で実際には悪影響がない場合は、改善指導に従わなかったときに初めて罰金を適用してほしい。	
23	諸制度･慣行･非能率な行政手続	日機輸	(1)	行政運用手続の混乱	･2015年1月より新法施行。15日以内の日本人のビザ無渡航は引き続き認められるものの、パスポート残存期間が6ヶ月（従来は3ヶ月）必要とされ、更に、1か月以内の再渡航についてはビザが必要となった。また、今まで容認されていた越国内での駐在員の就労ビザから労働許可証への切り替えが認められなくなったが、変更された措置の施行に伴う実務運用について、一部の関係当局において従来の運用を継続しているところがあり、混乱に拍車をかけている。	･日本人が1か月以内に再渡航する場合、ビザ無しとして頂きたい。 ･法の執行方法について、現場への指導徹底をお願いしたい。	･外国人の出入国･通過･居住法
		日商	(2)	許認可手続の遅延･恣意的運用	･投資ライセンスなどの取得申請手続きなど許認可に時間を要する、担当官により要求書類や追加手続きが異なる。	･制度の明確化や環境や社会の成熟。	
24	法制度の未整備、突然の変更	日機輸 日商 日商	(1)	法体系の未整備･不明確	･法律に関しては公布前に企業の意見を求めることが増えてきている一方、詳細な運用が決まらないまま発行されるため、地域行政当局･担当者によって解釈が異なり、企業活動に様々な支障をきたしている。 （変更） ･法律の運用規則が不明瞭･未整備であるため、現場担当者の解釈に基づいて判断罰金や追徴課税されることがある。 ･税法を含む法体系が未整備で解釈が役人の人それぞれで異なり企業活動において様々な支障をきたしている。新たな法律の発行により、より複雑化、難解化の方向。 （変更）	･法令発行前に企業の意見を吸い上げ、十分な運用検討を行って頂きたい。 ･運用規則の具体化、明確化を行って頂きたい。 ･また解釈や判例について、公表して頂きたい。 ･法体系の整備（文書の洗練化等）と発行前に解釈の徹底を図って頂きたい。	

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
24		日商			･新法制定や法改正が行われる際、実運用の細則･施行令の公布が間に合わずに、行政機関の混乱、手続き遅延等が発生し、進出企業の事業運営にも少なからず悪影響を与える。また、施行細則が不明確で行政担当者の裁量に頼ることも多く、前回と異なる判断の変更や、またそこに担当者から付届けが要求されることも散見され、対応に苦慮することがある。	･法律の制定や改定の際には、施行細則まで確り準備をして進める。	
		日製紙	(2)	法律や料金の突然の改定	･法律改正や料金改定をするにあたり、突然行うことが多い。本来であれば、法律改正や公共料金の改定を行うのであれば、周知徹底するために相当の期間を設けてもらわないと、会社の運営上、問題が生じる。特に、今般の出入国管理法の施行（日本人への査証免除措置改訂）や賃金UP率、中古品の輸入規制措置（この規制は撤回）、水道料金の値上げ（ドンナイ省のみ30%超）は、会社を運営していく上で問題である。	･法律改正、料金改定などは企業、特に外国資本企業から意見を聞き、問題が生じないように配慮して頂きたい。 ･また、施行が決まった場合は周知期間を設けて頂きたい。	･LAW ON ENTRY、EXIT、TRANSIT、AND RESIDENCE OF FOREIGNERS IN VIETNAM
		日商	(3)	法制度の頻繁な変更･運用の混乱	･労働法や労働制度の頻繁な変更や、担当官の運用による混乱。	･制度の明確化や環境や社会の成熟。	
		日商 日商	(4)	新設･改定された法制度の実施運用細則･手続の未整備、発行遅延、施行不安定	･弊社のベトナム新工場生産立ち上げに必要な政府からの各種許認可取得について、法律及びその運用にあいまいな点が多い。申請窓口の省庁、及びその担当者によって解釈が異なることもあり、対応に時間とエネルギーを要す。 （継続） ･法が発布されても、（日本で言うところの）施行規則、施行令の発布がなされず、実質的に運用がなされないケース多い。 また、貿易に関する規則が政府より発表されるケースでも、発表から施工までの期間が極端に短いケースもあり。加えて、企業、商工会からの反対で、延期、取りやめになるなど、不安定感強し。	･各種許認可ごとに明確な法律、運用を定めて頂きたい。 ･日系企業同士、会計事務所との情報交換の場の設定。 ･最新情報の配信の仕組みと運用。	
		日商	(5)	企業再編制度の未整備	･マイノリティースクイズアウトを実現するための法制度が整備されていないため、企業再編の実行における障害となっている。	･マイノリティースクイズアウトできるように法令整備を進めて頂きたい。	
26	その他	日機輸 日商	(1)	交通インフラの未整備	･工業団地から港湾･空港へ通じる道路はやや整備が進んできた。一方、都市部の交通渋滞が激しくなっており、車両の代替交通手段として都市鉄道の整備が待たれる。 ･2018年CEPT関税撤廃以降、AP諸国からの完成車輸入が増え、それに伴い現荷揚港（カイラン港）のキャパ不足が懸念されることから、現状の港の継続使用又は移転の判断要。一方、ハイフォン地区のラックフェン港（2017年末完成予定）は、ハノイ⇔ハイフォン間の高速道路の周辺インフラ整備も含めてのPJTであることから、TMVへのアクセス性含め、移転時の有力候補地であるが、コンテナ船専用港であることから、自動車専用船（RORO）活用を希望する弊社にとって、将来構想を検討する上での難しさがあり。	･港湾へ通じる道路の更なる整備。都市部交通渋滞緩和のための都市鉄道整備。 ･ラックフェン港の自動車専用船（RORO）も含めた国際港への見直し。	 ･ラックフェン(Lach Huyen)国際港建設事業（2013年5月～）

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
26		日機輸 日機輸	(2)	電力インフラの未整備	・メンテナンスや工事などに関わる計画停電の要請が遅く生産に影響をきたすことがある。ベトナム北部における計画停電の回数は減っているが、瞬停は散見される。 ・2014年は水力発電所の発電量が安定していた事や、景気低迷による電力需要の低下により、計画停電は実施されなかった。しかし、引き続き需給関係が逼迫した状態が続いている。	・安定供給にむけた送電網の整備と計画的な工事・余裕をもった事前周知をお願いしたい。 ・早期に需要に見合った発電能力増強を実施してほしい。	
		日機輸	(3)	サポーティングインダストリーの不足	・コスト競争力向上の為、部品・型・治具及び加工処理の現地調達を求めているが、裾野産業の育成・発展が進んでいない。 多くの省庁・団体が裾野産業の育成・発展に取り組んでいるが、イニシアティブが取られていない。 (内容・要望ともに変更)	・起業のための投資、海外からの専門家招致を政府がサポートする必要がある。	
		日機輸	(4)	労働力確保の為の工業団地周辺の生活環境の不備	・都市部郊外の工業団地周辺で労働者を集めるためには、工業団地周辺の生活環境の魅力が不足している。道路、公共交通機関、教育施設、病院、ショッピングセンター、娯楽施設など。	・魅力ある生活拠点として計画的に整備してもらいたい。	
		JMAA	(5)	不払い・支払遅延	・商習慣やモラルの違い、力関係により、回収遅延、回収困難の取引が発生。対策として前受を条件としているが、足の早いビジネス(スマホ部品製造機器等)では納期と価格が最優先で、回収ができたとしても、支払いの遅れは収益を圧迫している。	・力のない中小企業に情報面でのサポートや回収リスクの保障。	

新規意見速報版

2015 年版アンケート新規意見：貿易・投資上の問題点と要望

2015 年 6 月

連絡先：　日本機械輸出組合
通商・投資グループ　谷口、和田、谷井、庫元

〒105-0011
東京都港区芝公園 3－5－8　機械振興会館 401 号
TEL 03-3431-9348
FAX 03-3436-6455
E-Mail tohshi@jmcti.or.jp
http://www.jmcti.org